

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成24年6月29日
- 【発行者名】 ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド
(Goldman Sachs Management (Ireland) Limited)
- 【代表者の役職氏名】 取締役 ロバート・キーオー(Robert Keogh)
- 【本店の所在の場所】 アイルランド共和国、ダブリン2、アッパー・ハッチ・ストリート、
ハードウィック・ハウス 2階
(Hardwicke House, 2nd Floor, Upper Hatch Street, Dublin 2, Ireland)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 一木 剛太郎
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 一木 剛太郎
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】 03(6212)8316
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ゴールドマン・サックス・MMF
- ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF
- ゴールドマン・サックス・ユーロ・MMF
(GOLDMAN SACHS MONEY MARKET FUNDS
- GOLDMAN SACHS US\$ MONEY MARKET FUND
- GOLDMAN SACHS EURO MONEY MARKET FUND)
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF 受益証券100億アメリカ合衆国ドル(以下「アメリカ合衆国ドル」を「米ドル」または「ドル」という。)(約8,119億円)およびゴールドマン・サックス・ユーロ・MMF 受益証券100億ユーロ(約1兆724億円)を上限とする。
(注)米ドルの円貨換算は、2012年4月27日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=81.19円)による。また、ユーロの円貨換算は、2012年4月27日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=107.24円)による。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ゴールドマン・サックス・MMF (Goldman Sachs Money Market Funds)
(以下「ファンド」という。)

(2)【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF (Goldman Sachs US\$ Money Market Fund (以下「米ドル・ポートフォリオ」という。))受益証券(以下「米ドル受益証券」という。))およびゴールドマン・サックス・ユーロ・MMF (Goldman Sachs Euro Money Market Fund (以下「ユーロ・ポートフォリオ」という。))受益証券(以下「ユーロ受益証券」という。))の2種類とする。(以下総称して「ファンド証券」、「受益証券」または「ポートフォリオ証券」ということがある。)

本ファンドは追加型である。

ファンド証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または登録信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(3)【発行(売出)価額の総額】

米ドル受益証券100億米ドル(約8,119億円)およびユーロ受益証券100億ユーロ(約1兆724億円)を上限とする。

(注1)米ドルの円貨換算は、便宜上、2012年4月27日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=81.19円)による。また、ユーロの円貨換算は、2012年4月27日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=107.24円)による。以下別段の記載がない限りこれらの金額表示はすべてこれによる。

(注2)ファンドは、アイルランド法に基づいて設定されるが、米ドル受益証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行い、ユーロ受益証券は、ユーロ建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限りユーロをもって行う。

(注3)本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。

(4)【発行(売出)価格】

各申込みがゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド(以下「管理会社」という。)により受諾された取引日に適用される1口当たり純資産価格(ただし、通常は米ドル・ポートフォリオについては1米セントであり、ユーロ・ポートフォリオについては1ユーロセントである。)

取引日とは、

- (1)米ドル・ポートフォリオについては()ロンドン、ニューヨークおよび日本の銀行ならびにニューヨーク証券取引所が営業している日、または()管理会社が随時決定するその他の日をいう。
- (2)ユーロ・ポートフォリオについては、()東京およびニューヨークの銀行および証券会社が営業しており、()ロンドンの銀行が営業しており、()欧州経済通貨統合の参加国のいずれかにおいてユーロが取引されており、かつ()ユーロ取引の決済に必要なシステムが稼働している日をいう。

(5)【申込手数料】

なし

(6)【申込単位】

- (1)米ドル・ポートフォリオ:

当初申込:10米ドル以上1米セント単位

追加申込:1米セント以上1米セント単位

(ただし、販売会社はこれと異なる10米ドルを超える最低申込単位を定めることがある。具体的な

申込単位については、(8)記載の申込取扱場所に照会することができる。)

(2) ユーロ・ポートフォリオ:

当初申込: 10ユーロ以上1ユーロセント単位

追加申込: 1ユーロセント以上1ユーロセント単位

(ただし、販売会社はこれと異なる10ユーロを超える最低申込単位を定めることがある。具体的な申込単位については、(8)記載の申込取扱場所に照会することができる。)

(7) 【申込期間】

2012年6月30日(土曜日)から2013年6月28日(金曜日)まで

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「日本における販売会社」という。)については下記に照会のこと、
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

(9) 【払込期日】

投資者は、受益証券について申込みのあった取引日の翌取引日までに申込金額を販売会社に支払うものとする。

(10) 【払込取扱場所】

上記(8)の申込取扱場所に同じ。

各取引日の発行価額の総額は、日本における販売会社によって申込みのあった取引日の翌取引日に受託会社の米ドル・ポートフォリオまたはユーロ・ポートフォリオの口座に米ドルまたはユーロで払込まれる。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当なし。

(12) 【その他】

1) 申込証拠金はない。

2) 日本における販売会社は、ゴールドマン・サックス・インターナショナル(以下「総販売会社/受益者サービス代行会社」という。)との間の、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する契約(ゴールドマン・サックス・インターナショナルとの間の更改および変更契約により更改済み。)に基づき受益証券の募集を行う。

3) 日本における販売会社は、直接または他の販売買戻取扱会社(以下販売会社と併せて「販売取扱会社」という。)を通じて間接に受領したファンド証券の買付注文および買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

4) 管理会社は、日本における管理会社の代行協会員としてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を指定している。

(注)「代行協会員」とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、1口当たりの純資産価格(以下「純資産価格」という。)の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および販売取扱会社に提出または送付する等の業務を行う日本証券業協会の協会員をいう。

5) 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は外国証券取引口座約款その他所定の約款(以下「外国証券取引口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。申込金額は米ドル・ポートフォリオの場合は米ドル、ユーロ・ポートフォリオの場合はユーロで、または円貨で(ただし、販売取扱会社が承認する通貨に限る。)支払うものとする。円貨により支払われる場合、米ドルまたはユーロと円貨との換算は、別段の定めのない限り各申込についての申込日または払込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。申込金額は、日本における販売会社により各申込日の翌取引日に受託会社の米ドル・ポートフォリオの口座に米ドルで、ユーロ・ポートフォリオの口座にユーロでそれぞれ払込まれる。

- 6) 日本以外の地域における発行
該当なし。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ゴールドマン・サックス・MMF(以下「ファンド」という。)は、アイルランド共和国(以下「アイルランド」という。)の1990年ユニット・トラスト法およびアイルランド中央銀行の諸通達(以下、総称して「ユニット・トラスト法」という。)に基づき、管理会社と受託会社との間で締結された信託証書(以下「信託証書」という。)によってオープン・エンド型のアンブレラ型投資信託として設定されている。

ファンドは、ユニット・トラスト法上の適格監督機関であるアイルランド中央銀行により認可・監督されている。アイルランド中央銀行による認可は、アイルランド中央銀行がファンドを推奨または保証していることを意味するものではなく、アイルランド中央銀行が目論見書の内容に責任を持つということでもない。

アイルランド中央銀行は、アイルランド中央銀行がファンドを認可したことによって、またファンドの債務不履行に起因してこのファンドに関する法律によりアイルランド中央銀行に与えられる機能を果たすことを理由として、責務を負うものではない。ファンドの認可は、ファンドの関係組織の信頼性や財政状態に関してアイルランド中央銀行が保証することを意味するものではない。

ファンドは、異なるクラス受益証券を、アイルランド中央銀行の承認を得て、随時発行することができるアンブレラ型ファンドである。各クラスはファンドに対する権益を表章し、それぞれ別個の投資ポートフォリオ(以下「ポートフォリオ」という。)を構成する。現在、ファンドは、ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF(Goldman Sachs US\$ Money Market Fund)およびゴールドマン・サックス・ユーロ・MMF(Goldman Sachs Euro Money Market Fund)の2つのポートフォリオから構成される。受益証券発行前に、管理会社は受益証券が発行されるポートフォリオを指定する。個々のポートフォリオについて、それぞれのクラス受益証券ごとに記録および会計が保持され、かかるポートフォリオの資産は当該ポートフォリオに適用される投資目的に従って投資される。ポートフォリオ毎に個別の監査報告書が作成され、ファンドの年次報告書に記載される。管理会社は、新しいクラス受益証券の設定時に、新しいクラス受益証券の投資方針および目的の詳細、ならびに当初募集期間、当初申込価格、投資顧問会社、当該クラス受益証券に関するその他の関連情報のそれぞれの詳細を掲載したファンドのサプリメントを発行する。

ポートフォリオのファンド証券の発行および買戻しは当該ポートフォリオの取引日においてのみ行われる。ファンドの規則は、受託会社、管理会社および全受益者を拘束する信託証書において定められている。ファンドは、信託証書に定める方法により解散されるまで存続する。

ファンドに対する投資は、ポートフォリオ受益証券の購入により行われ、ポートフォリオ中に、受益者のために資産が蓄積される。ポートフォリオ受益証券1口は、当該ポートフォリオの資産の未分割の持分1口の受益権を表章する。

各ポートフォリオは、それ自体の負債を負担するが、他のポートフォリオの債務に対しては責任を負わない。

それぞれのポートフォリオの受益証券は、アメリカ合衆国国民に対する場合を除き自由に譲渡しうる。同一のポートフォリオのそれぞれの受益証券は、当該ポートフォリオの収益および分配金に対し、もしくは解散の際に当該ポートフォリオの資産に対して、同一のポートフォリオの他の受益証券と同等に参加する権利を有する。各ポートフォリオの受益証券は無額面で、発行に際しては全額払込済であり、優先権または引受権は付されない。受益証券の端数は発行されない。

米ドル・ポートフォリオおよびユーロ・ポートフォリオの投資目的は、各サプリメントに記載されるとおりである。

信託金の限度額については定められていない。

各ポートフォリオは日本の開示法令に規定されるファンド・オブ・ファンズである。

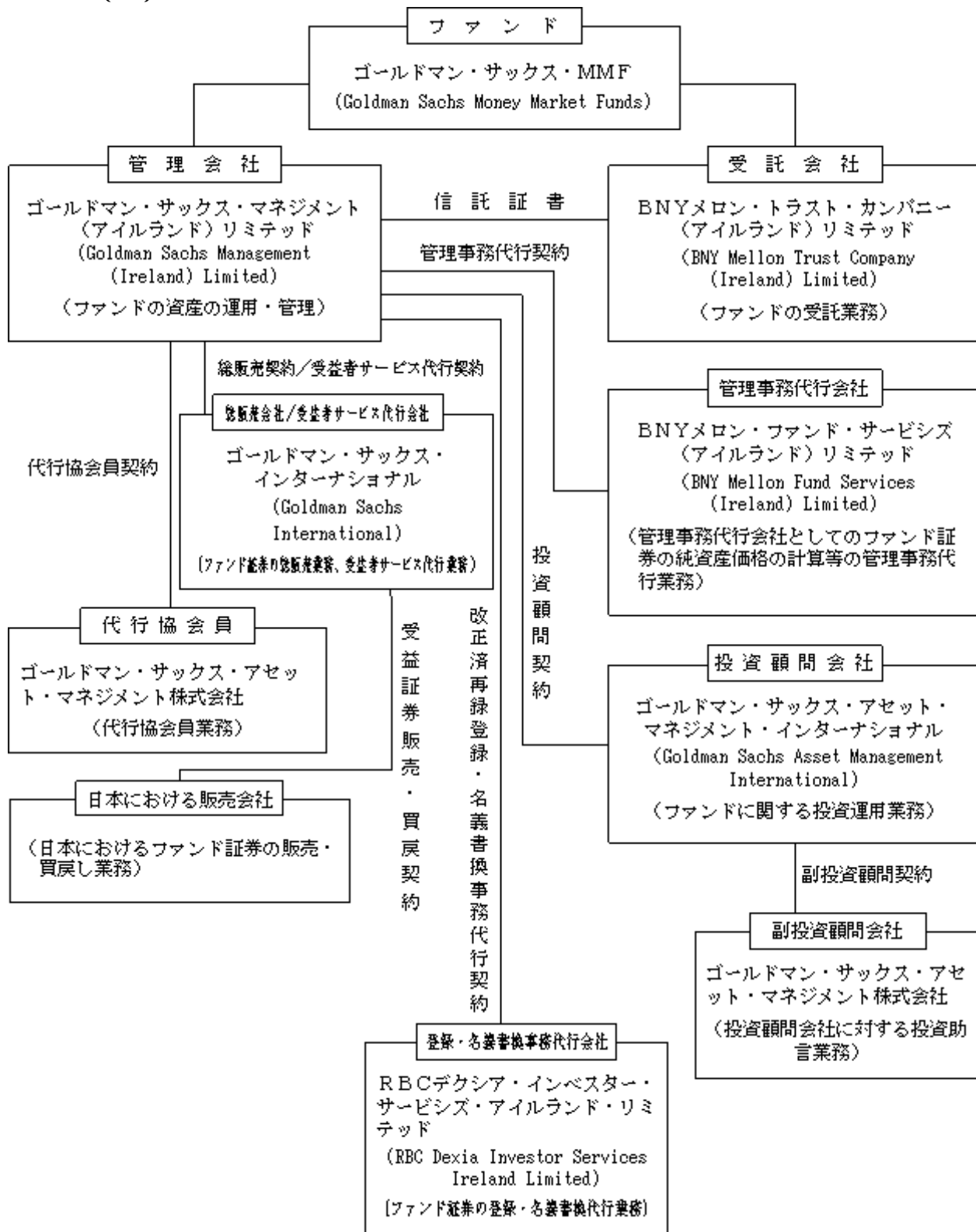
(2) 【ファンドの沿革】

- 1999年1月4日 旧管理会社の設立
- 1999年4月22日 ゴールドマン・サックス・MMF信託証券締結
- 1999年4月30日 ゴールドマン・サックス・MMF改訂信託証券締結
- 1999年4月30日 米ドル・ポートフォリオの運用開始
- 2001年7月31日 ユーロ・ポートフォリオの運用開始
- 2007年3月16日 管理会社の設立
- 2007年5月31日 旧管理会社の退任および管理会社の任命

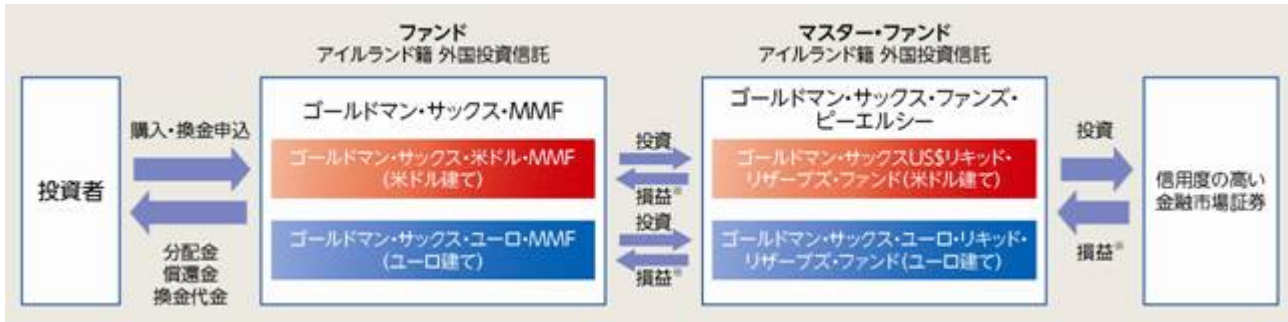
(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

()



()



損益はすべて投資者である受益者に帰属する。

管理会社とファンドの関係法人との契約関係

ファンド運営上の役割	会社名	契約および委託内容
管理会社	ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド (Goldman Sachs Management (Ireland) Limited)	1999年4月30日付のファンドの信託証書(注1)(2000年9月19日付第一追補信託証書、2001年12月21日付訂正第一追補信託証書、2007年2月7日付第三追補信託証書、2007年5月22日付(2007年5月31日より発効)管理会社の退任および任命に関する証書ならびに2009年3月5日付第五追補信託証書により修正されたもの)に基づきファンドの資産の運用・管理業務を行う。
受託会社	BNYメロン・トラスト・カンパニー(アイルランド)リミテッド (BNY Mellon Trust Company (Ireland) Limited)	1999年4月30日付で管理会社との間で締結された信託証書(2000年9月19日付第一追補信託証書、2001年12月21日付訂正第一追補信託証書、2007年2月7日付第三追補信託証書、2007年5月22日付(2007年5月31日より発効)管理会社の退任および任命に関する証書ならびに2009年3月5日付第五追補信託証書により修正されたもの)に基づきファンドの受託者を務める。
管理事務代行会社	BNYメロン・ファンド・サービス(アイルランド)リミテッド (BNY Mellon Fund Services (Ireland) Limited)	1999年4月30日付で管理会社との間で締結された管理事務代行契約(注2)(2007年5月22日付(2007年5月31日より発効)更改契約により更改済み)に従いファンド証券の純資産価格の計算等の管理事務代行業務を行う。
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル (Goldman Sachs Asset Management International)	1999年4月30日付で管理会社との間で締結された投資顧問契約(注3)(2007年5月22日付(2007年5月31日より発効)更改契約により更改済み)に従いファンドに関する投資運用業務を行う。
登録・名義書換事務代行会社	RBCデクシア・インベスター・サービス・アイルランド・リミテッド (RBC Dexia Investor Services Ireland Limited)	2007年2月13日に管理会社との間で締結された改正済再録登録・名義書換事務代行契約(注4)(2007年5月22日付(2007年5月31日より発効)更改契約により更改済み)に従いファンドの登録および名義書換事務代行業務を行う。
総販売会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル (Goldman Sachs International)	1999年4月30日付管理会社との間で締結された総販売契約(注5)(2007年5月22日付(2007年5月31日より発効)更改契約により更改済み)に従いファンド証券の総販売者を務める。
受益者サービス代行会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル (Goldman Sachs International)	2007年2月13日に管理会社との間で締結された受益者サービス代行契約(注6)(2007年5月22日付(2007年5月31日より発効)更改契約により更改済み)に基づきファンドのための受益者サービス代行業務を行う。

ファンド運営上の役割	会社名	契約および委託内容
代行協会員	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	ゴールドマン・サックス・米ドルMMFについては1999年4月26日付で、ゴールドマン・サックス・ユーロMMFについては2001年7月12日付で管理会社との間で締結された代行協会員契約（注7）（それぞれ2006年10月1日付更改契約、2007年5月22日付更改契約（2007年5月31日より発効）および2009年5月29日付更改契約（2009年6月1日より発効）により更改済みならびにゴールドマン・サックス・米ドルMMFについては2002年5月15日付変更契約により変更済み）に従い代行協会員を務める。

（注1）信託証書とは管理会社と受託会社の間で結ばれたファンドの運営に関する契約書で、管理会社および受託会社を拘束する。

（注2）管理事務代行契約とは、管理会社と管理事務代行会社の間で締結された、管理事務代行会社が管理事務代行業務を行う事を約する契約である。

（注3）投資顧問契約とは、管理会社と投資顧問会社の間で締結された、投資顧問会社がファンド資産の投資顧問に関する役務の提供を行うことを約する契約である。

（注4）改正済再録登録・名義書換事務代行契約とは、登録・名義書換事務代行会社と管理会社の間で締結された、登録・名義書換事務代行会社がファンドに関する登録業務および名義書換代行業務を行う事を約する契約である。

（注5）総販売契約とは、総販売会社と管理会社の間で締結された、総販売会社がファンド証券の総販売業務を行う事を約する契約である。

（注6）受益者サービス代行契約とは、受益者サービス代行会社と管理会社との間で締結された、受益者サービス代行会社が、ファンドのために、受益者サービスを行うことを約する契約である。

（注7）代行協会員契約とは、日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行う事を約する契約である。

管理会社の概要

管理会社：ゴールドマン・サックス・マネジメント（アイルランド）リミテッド				
1．設立準拠法	管理会社は、1963年から2009年のアイルランド共和国会社法に従いアイルランドの法律に基づき2007年3月16日に有限責任会社として設立され、ファンド等のスキームに管理業務を提供する目的でアイルランド中央銀行の許可を受けている。			
2．事業の目的	管理会社は信託管理業に従事している。投資信託等の管理会社として活動することである。			
3．資本金の額	2012年4月末日現在、授權資本金は100万米ドル（約8,119万円）であり、1株当たり1米ドルの普通株式100万株に分割されている。そのうち50万株が発行済かつ全額払込済である。			
4．沿革	2007年3月16日設立。			
5．大株主の状況	（2012年4月末日現在）			
	名称	住所	所有株式数	比率
	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク （The Goldman Sachs Group, Inc.）	米国、ニューヨーク州、 ニューヨーク市、ウエスト ・ストリート200番地	株 495,000	% 99

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

(イ) 準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ユニット・トラスト法である。

(ロ) 準拠法の内容

() ユニット・トラスト法は、ユニット・トラストの認可、管理および規則について規定している。ユニット・トラスト法は、1989年欧州共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。))規則(改正済)(以下「UCITS規則」という。)に基づき認可されたUCITSには適用されない。

() アイルランドにおけるユニット・トラストの認可

(a) ユニット・トラスト法第3、4および5条はアイルランド内のユニット・トラストの認可要件を規定している。

() ユニット・トラストは、トラストに基づき、有価証券その他の資産の取得、保有、管理または処分により生じる利益および収益を受益者である一般公衆が享受することができるような仕組みを提供する場合、アイルランド中央銀行から認可を受ける必要がある。

() ユニット・トラスト法に従わないユニット・トラストは、認可を拒否、または取消されることがある。当該決定に対し不服がある場合には、第一審裁判所(高等法院)に訴えることができる。認可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、当該ユニット・トラストは解散される。

(b) アイルランド中央銀行の権限と義務は、ユニット・トラスト法に定められ、同法第3および4条によりユニット・トラストの監督権がアイルランド中央銀行に付与されている。

(c) ユニット・トラスト法による要件

ユニット・トラスト法第15条は、UCITS規則第75条を含む多数のUCITS規則を反映しており、ファンドに、年次報告書および半期報告書の公表を義務づけている。

UCITS規則第76、78、80、81および82条は上記書類に関しても適用され、かかる書類の要件は以下のように規定されている。

() ユニット・トラストは年次報告書および半期報告書をアイルランド中央銀行に提出しなければならない。

() 直近の年次報告書および以後発行された半期報告書は、契約締結前に無料で投資者に提供されなければならない。

() 年次報告書および半期報告書は、目論見書に特定される場所で一般公衆に入手可能とされなければならない。

() 年次報告書および半期報告書は、要求があった場合、無料で受益者に提供されなければならない。その該当期間の終了から、年次報告書は4ヶ月以内に、監査済または未監査の半期報告書は2ヶ月以内に公表されなければならない。

(d) ユニット・トラスト法によるその他の要件

() 公募または売出の申請

ユニット・トラスト法第9条は、ユニット・トラストはアイルランドで活動を行うためにはアイルランド中央銀行の認可を受けなければならない旨規定している。

() 信託証書の事前承認

ユニット・トラスト法第4条は、ユニット・トラストは、アイルランド中央銀行が信託証書を承認した場合にのみ許可される旨規定している。

() 信託証書の変更

ユニット・トラスト法第7条は、ユニット・トラストの信託証書またはユニット・トラストの名称は、アイルランド中央銀行の承認がなければ変更できない旨規定している。

() 目論見書の記載内容

管理会社により発行される目論見書は、投資者が提案された投資についての的確な情報に基づいた判断を行えるようにするための必要情報、少なくともアイルランド中央銀行のnon-UCITS通達に記載される情報を含まなければならない。

() 財務状況の報告および監査

UCITS規則第83条は、ユニット・トラスト法第15条に基づくユニット・トラストにも適用され、年次報告書に記載される財務情報はアイルランド会社法に従い監査を受権された一もしくは複数の監査人による監査を受けなければならない旨、監査報告書は、少なくとも財務情報がユニット・トラストの資産および負債の状態を正しく記載していることを認証する旨、ならびに監査人はアイルランド中央銀行に対して、監査人が認識すべきすべての点についてのアイルランド中央銀行が要求する情報および証明を提供しなければならない旨規定している。

() 財務報告書の提出

UCITS規則第100条は、ユニット・トラスト法第15条に基づくユニット・トラストにも適用され、アイルランド中央銀行が、当該認可が関係する事業に関する情報およびアイルランド中央銀行がその法的機能の適正な履行のために必要とみなす情報の提供をユニット・トラストに対し要求できる旨規定している。

() 罰則規定

ユニット・トラスト法第18条に基づき、ユニット・トラスト法に基づく違反により有罪となった場合、12ヶ月以下の禁固刑もしくは1,270ユーロ以下の罰金刑またはその両方の略式判決および5年以下の禁固刑もしくは12,700ユーロ以下の罰金刑またはその両方が科される。

(5) 【開示制度の概要】

() アイルランドにおける開示

(イ) アイルランド中央銀行に対する開示

アイルランド共和国においてまたはアイルランド共和国から公衆に対しファンド証券を公募する場合は、アイルランド中央銀行の承認が必要とされている。いずれの場合でも、かかる公募に関する目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書等をアイルランド中央銀行に提出しなければならない。さらに、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、アイルランド中央銀行により承認された独立の監査人により監査されなければならない。ファンドの独立の監査人は、プライスウォーターハウスクーパース アイルランド(PricewaterhouseCoopers, Ireland)である。ファンドは、アイルランド中央銀行諸通達に基づき、アイルランド中央銀行に対して、月次報告書を提出する必要があるとされている。

(ロ) 受益者に対する開示

毎年12月31日に終了する期間に関し、ポートフォリオの監査済財務書類を含む年次報告書が当該ポートフォリオの受益者に交付される。

年次報告書は、会計年度末後4ヶ月以内に、受益者に送付される。また、未監査半期財務書類を含む毎年6月30日に終了する6ヶ月間に関する半期報告書は、半期末後2ヶ月以内に、受益者に送付される。年次報告書および半期報告書に加えて、受益者には関係ポートフォリオに関する個別の月次報告書が提供される。また、受益者は、その要求により販売会社から取引ごとに印刷された確認書およびその口座の年初来の明細書を受領することができる。販売会社は、また、要求があれば、受益者のために口座管理サービスを提供することもできる。(日本国内では本段落に記載された取扱いとは異なる取扱いが行われる。)

販売・買戻価格の決定が第二部、第2、2(3)「ファンド証券の発行、買戻しおよび純資産価格の計算の一時停止」に記載される状況において停止されている場合を除き、各ポートフォリオの販売買戻価格はブルームバーグに各営業日に報告され、フィナンシャル・タイムズに毎営業日に公表される。

定期報告書

管理会社は、随時、その単独の裁量により、もしくは受益者の利用に供するため、請求に応じ、かつ、(下記の)一定の方針および条件に従い、関係ポートフォリオの運用成績の推定値、当該ポートフォリオの投資ポジションおよび投資取引のリストまたは当該ポートフォリオに関するその

他の情報を記載した通常の定期報告書(以下「定期報告書」と総称する。)を作成することができる。定期報告書の交付を希望する受益者は、投資顧問会社に問い合わせ、当該ポートフォリオがこのような報告書を提供しているかどうかを確認されたい。管理会社は、受益者に定期報告書を提供する義務を負わない。ただし、管理会社がこのような報告書を提供することとした場合には、管理会社および投資顧問会社が(下記のように)定めた方針および条件に従い、管理会社は、報告書を請求する全受益者に、平等な条件で報告書を利用させるように努める。管理会社は、いずれの時点においても、予告なく定期報告書の提供を停止することができる。

定期報告書が提供される場合、定期報告書は監査の対象とはならず、また、その場合、定期報告書は管理事務代行会社またはファンドのその他の代理人の記録との照合結果を反映していない推定データに基づくものとなる可能性がある。さらに、定期報告書には、当該ポートフォリオの一部の費用および負債の発生額(定期報告書に記載された評価額または運用成績に関する情報の計算の対象となる期間の期末時点において、発生済または発生予定の手数料または成功報酬であって、計上された場合には当該定期報告書に表示されたリターン(収益)率を低下させるものを含むが、これに限定されない。)が反映されていない場合がある。定期報告書に記載される推定リターンは高い不確実性を伴うものであり、実際のリターンはこのような推定リターンと大幅に異なることがある。したがって、受益者は、このような推定リターンが現実のリターンを保証したり裏付けたりしていると解釈するべきではない。受益証券の発行時および買戻し時に使用される純資産価格は、このような定期報告書に記載された推定値と異なることがある。管理会社および投資顧問会社は、定期報告書に記載された情報の正確性、完全性、特定の目的への適合性または適時性に関して表明を行わず、ファンド、投資顧問会社およびそれぞれの関連会社は、受益者がこのような報告書に依拠した結果被った損失に関して責任を負わない。

管理会社または投資顧問会社は、その単独の裁量により、ただし事前に承認された方針に従い、上記のように定期報告書で受益者に提供された情報に比して追加的な情報または異なる情報を一部の受益者に提供することに同意することができる。このような追加的な情報または異なる情報は、請求に応じて提供されるが、受益者全体には通常提供されない。

投資顧問会社がその単独の裁量により定めた方針および条件に従い、定期報告書およびその他の追加的な情報または異なる情報を、受益者全体または特定の受益者に提供することが決定される。管理会社の決定においては、管理会社が、その単独の裁量により、考慮を要すると判断する要因(請求された情報の種類または性質、機密保持上の問題、当該情報のありうる用途および当該情報を請求している受益者の意図などがあるが、これらに限定されない。)が考慮される。たとえば、投資顧問会社は、()提供される情報の用途について約定した、投資顧問会社がその単独の裁量により十分と判断する契約(機密保持契約を含む。)を締結していない受益者には提供しないこと、()開示することにより、当該ポートフォリオの最善の利益に反する形で情報が利用される重大なリスクを伴うと投資顧問会社が合理的に判断する状況下では提供しないこと、または()開示が、開示情報の不正使用が生じた際に当該ポートフォリオが適切に保護されると投資顧問会社が判断する法規上の制度が存在しない法域の居住者、またはその代理人に対して行われると考えられる場合には、このような報告書および情報を提供しないことを決定することができる。

() 日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社が日本において1億円以上のファンド証券の募集を行おうとする場合、有価証券届出書を財務省関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、かかる書類を金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において閲覧することができる。

ファンド証券の販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場

合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。管理会社は、財務書類等を開示するために、各事業年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、さらに、重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、かかる書類をEDINET等において閲覧することができる。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、改正済)(以下「投信法」という。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証券を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証券を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に送付される。

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、アイルランド中央銀行の監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

(イ) 認可の届出の受理

ユニット・トラスト法の下でアイルランドに所在する(即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の投資会社の登記上の事務所がアイルランドに所在する)認可投資信託(以下「認可投資信託」という。)は、アイルランド中央銀行の監督に服し、アイルランド中央銀行の認可を受けなければならない。

(ロ) 認可の拒否または取消

管理会社、投資会社または受託会社の役員が義務の履行に必要な信用を十分に有しない場合または義務の履行に必要な経験を欠く場合は、投資信託の認可申請が拒否される。

アイルランド中央銀行が、() 認可投資信託の認可要件が満たされなくなったと判断する場合、

() 投資信託としての認可の存続がファンド証券の受益者もしくはファンド証券の申込人の利益にとって望ましくないと判断する場合、または() (前記()に反することなく) 認可投資信託の管理会社、投資会社もしくは受託会社がユニット・トラスト法の条項に違背し、かかる条項に従って、アイルランド中央銀行に対して不実、不正確、もしくは誤解を招くこととなる情報を提供し、またはユニット・トラスト法により課される禁止事項もしくは要求に違背したと判断する場合、認可は取り消されることがある。アイルランド中央銀行は、管理会社もしくは受託会社の請求により認可投資信託の認可を取り消すことができるが、アイルランド中央銀行が認可取消に先立ち、認可投資信託に関する事項の調査が必要と判断する場合または取消が受益者にとって不利益と判断する場合は、認可の取消しを拒否することができる。

認可が拒否または取消された場合、届出人は、アイルランド第一審裁判所(高等法院)に訴えを提起することができる。

(ハ) 目論見書の届出の受理

ファンド証券の販売に際し使用される目論見書は、アイルランド中央銀行の承認を得なければならない。

(二) ファンドの財務状況およびその他の情報に関する監督

認可投資信託の財務状況ならびに投資者およびアイルランド中央銀行に提供されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。監査人および受託会社は、ユニット・トラスト法に従い、情報に不一致がある場合には、その旨をアイルランド中央銀行に報告しなければならない。監査人は、同様に、アイルランド中央銀行が要求するすべての情報をアイルランド中央銀行に提出しなければならない。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

本書の日付現在において、以下のポートフォリオが、アイルランド中央銀行の同意を得て管理会社により設定されている。

ポートフォリオ	ポートフォリオの基準通貨
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF	米ドル
ゴールドマン・サックス・ユーロ・MMF	ユーロ

投資目的および方針

各ポートフォリオの資産は、当該ポートフォリオのサブプリメントに規定されている各ポートフォリオの投資目的および方針に従い、個別に投資される。米ドル・ポートフォリオの投資方針については、当該サブプリメント「8.投資目的」および「9. US \$ マスター・ファンドの投資方針」またユーロ・ポートフォリオの投資方針については、当該サブプリメント「8.投資目的」および「9. ユーロ・マスター・ファンドの投資方針」に記載されるとおりである。

投資目的および方針の変更

管理会社は、各ポートフォリオの投資目的および投資方針を編成すること、ならびに、その後、政治状況および経済状況に照らして投資目的または投資方針を変更することについて責任を負う。

各ポートフォリオの投資目的は、当該ポートフォリオの受益者の過半数の同意を得て変更することができる。

投資方針および/または投資目的の変更の場合、特定ポートフォリオの受益者が、当該変更がなされる前に自己の受益証券の買戻しを要求できるよう、管理会社は合理的な期間において通知を行う。

ポートフォリオ運用技法

各ポートフォリオは、当該ポートフォリオの効率的な運用のため、その投資対象に関する投資技法および手段を用いることができる。これらの詳細は、各ポートフォリオに適用される本書のサブプリメントに記載される。

(2)【投資対象】

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMFは、その資産の全部または実質的に全部をゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS \$ リキッド・リザーブズ・ファンド(以下「US \$ マスター・ファンド」という。)に投資する。ゴールドマン・サックス・ユーロ・MMFは、その資産の全部または実質的に全部をゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックス・ユーロ・リキッド・リザーブズ・ファンド(以下「ユーロ・マスター・ファンド」という。)に投資する。

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMFの投資先ファンドの運用の基本方針・主要な投資対象については、当該サブプリメント「9. US \$ ・マスター・ファンドの投資方針」、「12. US \$ ・マスター・ファンドが投資する証券の説明」に記載される。

ゴールドマン・サックス・ユーロ・MMFの投資先ファンドの運用の基本方針・主要な投資対象については、当該サブプリメント「9. ユーロ・マスター・ファンドの投資方針」、「12. ユーロ・マスター・ファンドが投資する証券の説明」に記載される。

（３）【運用体制】

ファンドが投資するUS\$マスター・ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（GSAMロンドン）およびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）のグローバル債券・通貨運用グループが担当する。

ファンドが投資するユーロ・マスター・ファンドの運用は、GSAMロンドンのグローバル債券・通貨運用グループが担当する。また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行う。



- * リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することを目指したものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではない。
- * 上記運用体制は今後変更されることがある。

（４）【分配方針】

各ポートフォリオのサプリメント「５．分配」に記載されるとおりである。
ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

（５）【投資制限】

各ポートフォリオに適用される投資制限は（存在する場合）、当該ポートフォリオのサプリメントに規定される。管理会社は、投資顧問会社または各ポートフォリオのため任命された販売会社の助言を受け、当該ポートフォリオの投資証券が保有されているかまたは当該ポートフォリオの受益証券が販売される国々の法令を遵守するため、受託会社から書面による承認を受けかつアイルランド中央銀行の承認を得て、当該ポートフォリオの受益者の利益と一致するかまたは利益となる追加の投資制限を随時課することができる。当該ポートフォリオに適用されるサプリメントの変更により、こうした投資制限の変更が行われる。

サブプリメント1

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF

1. ストラクチャー

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF(本サブプリメント中「US\$フィーダー・ポートフォリオ」という)は、1990年ユニット・トラスト法の条項に基づきアイルランド中央銀行により認可されたオープン・エンド型アンブレラ型投資信託のゴールドマン・サックス・MMFのポートフォリオである。同ファンドは、ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド(本サブプリメント中「US\$マスター・ファンド」という。)に投資するフィーダー・ファンドである。

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー(以下「当会社」)は公開有限会社として1963年 - 1990年アイルランド共和国会社法に基づき1996年7月25日にアイルランド共和国で設立された。

当会社は、アイルランド共和国法に基づき設立された有限責任のオープン・エンド型投資会社であり、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「UCITS」)として1996年7月31日にアイルランド中央銀行により認可されている。

当会社は、アンブレラ・ファンドの形式で設立されており、それぞれ1998年12月31日に終了した年度中には、US\$マスター・ファンドのみによって構成されていたが、二番目のサブ・ファンドであるゴールドマン・サックス・ユーロ・リキッド・リザーブズ・ファンドが1999年2月1日に運用を開始した。

US\$マスター・ファンドの受益証券は、アイルランド証券取引所に上場されている。

管理会社の取締役は、サブプリメントに記載される情報に対して責任を負う。管理会社の取締役の知りまたは信じる限りにおいて、当該情報は、事実に基づくものであり、このような情報の意味に影響を与えるような事項は省略されていない(取締役はこれらの点が確保されるよう、あらゆる合理的な注意を払っている。)。管理会社の取締役は、これに従った責任を負う。

当初募集期間中、US\$フィーダー・ポートフォリオの受益証券の募集は1口当たり0.01米ドルの基準価格で行われる。その後、受益証券の募集は、1口当たり純資産価格で行われる。

2. 営業日および取引日

本書に記載される営業日は、() ロンドン、ニューヨークおよび日本の銀行の営業日で、ニューヨーク証券取引所の営業日である日か、または() 管理会社が随時決定するその他の日をいう。

US\$フィーダー・ポートフォリオの取引日は、すべての営業日である。

3. 最低投資額

当初の最低投資額は10.00米ドルである。最低追加投資額は0.01米ドルである。日本の各販売会社は10.00米ドルを超える最低当初投資額および最低追加投資額ならびに買戻額をその裁量で定めることができ、この場合、投資者は事前に通知を受ける。いかなる場合にも、一取引日において買戻されるファンド証券数は、発行済ファンド証券数の10%を下回って制限されることはない。

US\$フィーダー・ポートフォリオの純資産総額がいずれかの時点で30,000,000米ドルを下回る場合、US\$フィーダー・ポートフォリオは、投資顧問会社の単独の裁量により、取引を停止することができる。このような場合、管理会社は、US\$フィーダー・ポートフォリオを解散し、その資産を受益者に分配するか否かを決定する。

4. リスク要因および特別考察

以下のリスク要因は、US\$マスター・ファンドへの投資について、US\$フィーダー・ポートフォリオに特有のものである。

投資の価値、およびその投資からの収益は変化するため、投資者は損失を被る場合があるということは認識されたい。US\$マスター・ファンドは安定した1口当たり純資産価格の達成を目的に運用されるものの、投資顧問会社がこれを達成することができるという表明または保証はない。

非米国リスク：米国外で設立された発行体の証券および米国以外の国の銀行の債務への投資は、公開された財務情報およびその他の情報が相対的に少ないこと、証券規制が相対的に少ないこと、米国以外の国の源泉徴収税およびその他の税金の課税の可能性があること、戦争、接收その他の好ましくない政府の措置により、米国内の発行体の証券への投資に比べて高いリスクを伴う可能性がある。米国以外の国の銀行およびその米国外支店は、米国の銀行監督当局によって規制されておらず、一般に、米国の銀行に適用される会計、監査および財務報告の基準の拘束を受けない。

5. 分配

US\$フィーダー・ポートフォリオの投資収益の全部または実質的に全部は、各営業日のダブリン時間(または受託会社が決定するその他の時間)の午後9時現在で計算され、当該営業日のUS\$フィーダー・ポートフォリオの受益者名簿上の受益者に対し、毎日分配が宣言される。受益者が現金による分配金の支払いを選択しなければ、各月の最終営業日の一営業日前までに宣言された分配金は(適用ある場合には販売会社による源泉徴収の後)当該月の最終営業日に当該受益者に分配され、かつ追加の受益証券買付けのために再投資される。受益者が現金による分配金の支払いを選択する場合、分配は、買付契約において受益者により指定された口座宛の電信送金により、当該月の最終営業日頃(翌月の第三営業日までに支払われるものとする。)に支払われる。管理会社は、事前の通知により、他の日に受益者に分配を支払うことができる。信託証書により、管理会社は、US\$フィーダー・ポートフォリオの運用に関する受取利息を含む純利益(インカム・ゲイン)ならびに実現・未実現損失を上回る実現・未実現キャピタル・ゲインの超過額から、受益証券について分配を宣言する権利を与えられている。

6年以内に請求されなかった分配、またはUS\$フィーダー・ポートフォリオの解散時のすべての分配は、US\$フィーダー・ポートフォリオの資産に返還される。

上記にかかわらず、受益証券の保管を販売会社に委託している日本の受益者への分配は、日本の販売会社に対して支払われる。日本の各販売会社は、分配がある場合にはこれを追加受益証券に投資することを管理会社に指示する。このような再投資は、追加的販売と同様の方法で行われる。

信託証書の規定により、受益者に支払われる分配金またはその他の金額は、US\$フィーダー・ポートフォリオに対し利息を生じるものではなく、すべての未請求の分配金は、請求されるまでUS\$フィーダー・ポートフォリオのために投資されるか、またはその他の方法により利用されることがある。更に、未請求分配金または受益証券について個別勘定に支払われるその他の金額のUS\$フィーダー・ポートフォリオによる支払いは、US\$フィーダー・ポートフォリオがこれに関する受託者となるものではなく、最初の支払日から6年経過しても請求されなかった分配金は、US\$フィーダー・ポートフォリオが宣言その他の行為を行うことを要することなく、自動的に失効する。

営業日の申込締切時間までに実行された買付注文に基づいて発行された受益証券は、当該営業日の翌営業日(入金日)から、当該受益証券の買戻代金が受託会社により支払われる営業日の直前の日まで分配を生じる。

US\$フィーダー・ポートフォリオの受益証券1口当たりの日々の純運用収益および年間利回りは、通常、各日のダブリン時間午後10時30分以後に販売会社または管理事務代行会社から入手することができる。

6. 経費および費用

投資顧問会社は、US\$フィーダー・ポートフォリオの年間の手数料および費用の総額を、純資産総額の年率0.85%または管理会社がUS\$フィーダー・ポートフォリオのクラス受益証券(もしあれば)について同意するこれより少ない金額に制限することに同意している。0.85%の上限は、受益者から事前に承認を得

ることなく増額することはできない。かかる報酬は、日々発生し、毎月末に後払いされる。

受益証券が負担することとなっているUS\$フィーダー・ポートフォリオの年間の手数料および費用の総額は、投資顧問会社により、任意に純資産総額の年率0.85%以下の割合を上限と定められることがある(「固定率」)。投資顧問会社が固定率を設定した場合、投資顧問会社は、受益証券に帰属するUS\$フィーダー・ポートフォリオの設定、管理および運用に係る実費について発生することがある、固定率を上回る追加の手数料、経費または費用を(直接その手数料の一部の権利を放棄することによって、もしくは受益証券の口座への払戻しにより)負担する。固定率は、投資顧問会社により任意に決定される。投資顧問会社は、随時、US\$フィーダー・ポートフォリオに通知して、固定率の増減を選択することができる。固定率は、受益者から事前に承認を得ることなく、受益証券に帰属する純資産総額の年率0.85%を超えて引き上げることはできない。固定率は、受益証券に帰属するUS\$フィーダー・ポートフォリオの設定、管理および運用に関連するその他のあらゆる手数料、経費および費用を対象とするが、これらには、以下のものが含まれるが、これらに限定されない。

運用、管理、登録、名義書換代行、受益者サービス、保管、副保管および譲渡に関する手数料、
目論見書、年次報告書および半期報告書ならびに受益者宛のその他の書類の作成、翻訳、印刷、公表および配布に関して生じたその他の手数料および費用、
管轄地におけるUS\$フィーダー・ポートフォリオまたは受益証券の規制当局における認可の取得または登録に係る経費および費用、
専門家報酬および費用、
年間監査報酬ならびにその他の報酬

しかし、以下のものは含まれない。

US\$フィーダー・ポートフォリオの投資対象に関する源泉税、印紙税またはその他の税金、
US\$フィーダー・ポートフォリオの投資対象に関して生じた手数料および仲介手数料、
借入金の利息、
当該借入の条件の交渉、実施または変更において生じた銀行手数料、
受益証券への投資に関連し仲介機関により請求される手数料、
管理会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、受益者サービス代行会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、総販売会社、代行協会員および日本における販売会社に生じた現金立替費用、
US\$フィーダー・ポートフォリオに関する重要な訴訟等のその時々が発生することがある特別費用または臨時費用(もしあれば)
US\$フィーダー・ポートフォリオがUS\$マスター・ファンドに投資することによりUS\$フィーダー・ポートフォリオが負担することとなるUS\$マスター・ファンドの報酬、費用または手数料は、投資顧問報酬からUS\$フィーダー・ポートフォリオに払い戻されることとなっている。

2011年12月31日に終了した会計年度にUS\$フィーダー・ポートフォリオが支払った各報酬および費用(投資顧問報酬、管理事務代行報酬および受託報酬、販売報酬および代行協会員報酬、名義書換事務代行報酬、受益者サービス代行報酬、監査報酬、管理会社報酬、弁護士報酬、その他の費用)については、後記「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表 (2) 損益計算書 費用」のとおりである。

7. US\$マスター・ファンドのポートフォリオ運用技法

US\$フィーダー・ポートフォリオは、その資産の全部または実質的に全部をUS\$マスター・ファンドに投資する。US\$フィーダー・ポートフォリオの資産のうち、少額は随時、現金で保持されるかまたは流動証券に投資される。US\$マスター・ファンドは、定期預金、マスター一覧払約束手形、変動利付一覧払約束手形または短期融資契約等の付随的流動資産を保有しまたは維持することができる。US\$マスター・ファンドは、買戻条件付売買契約を通じて証券を購入することができ、また、発行日取引または先渡契約(以下でさらに説明される。)により証券を購入することができる。

買戻条件付売買契約: US\$マスター・ファンドは、証券の主要ディーラーおよびこのような主要ディーラーの関係銀行との間の買戻条件付売買契約を通じて、証券を購入することができる。買戻条件付売買契約

は、これに基づきUS \$ マスター・ファンドが証券を買い付け、売り主(銀行や証券会社等)が特定期間内(通常は購入日から7日以内)に特定価格での証券の買戻しに同意する契約である。再売却価格は、当初の購入価格に合意された市場金利(対象証券の表面利率または満期とは無関係)を加算した金額を反映する。また当該価格は購入証券の利率とは無関係である。US \$ マスター・ファンドの保管銀行または副保管銀行は、取引期間中、購入証券を保管し続ける。当該取引から生じるすべての増加益はUS \$ マスター・ファンドに計上される。経過利息を含む購入証券の価値は、常に、買戻条件付売買契約の価値に相当するかまたはこれを上回る。売主の破産の場合、または売主が合意された証券の買戻しを怠る場合、US \$ マスター・ファンドは、損失(買戻条件付売買契約の履行の遅延に関わる証券の利息または元金および費用に係る損失を含む。)を被ることがある。買戻条件付売買契約を締結すべきかを検討する際、US \$ マスター・ファンドの投資顧問会社は、売り手の信用度を慎重に考慮する。US \$ マスター・ファンドによる買戻条件付売買契約への投資は、UCITS 通達に記載された条件および限度の制約を受ける。

当該取引に利用できるUS \$ マスター・ファンドの資産は最大でその純資産総額の100%である。

US \$ マスター・ファンドは、締結の結果としてその純資産総額の10%超を当該買戻条件付売買契約に投資することとなる場合、7日超の満期の買戻条件付売買契約を締結することはできない。7日超の満期の一定の買戻条件付売買契約は、7日未滿の通知を行い、名目上の確定期間前に清算することができるが、当該契約は上記の10%制限には含まれない。US \$ マスター・ファンドは、常に、売戻義務を履行できるポジションを維持していなければならない。買戻契約の対象となる証券は、買戻期間が満了するまで、売却または抵当権を設定することはできない。

UCITS 規則に基づき、アイルランド中央銀行は、US \$ マスター・ファンドが、通常の市場慣行に従う形でのみ、かつ、買戻条件付売買契約に基づき取得される担保が以下の形式である場合にのみ、買戻条件付売買契約を締結することを要求している。

- () 現金、
- () 政府証券その他の公的証券、
- () E E A 加盟国(E U 加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)において承認された信用機関、E E A 加盟国以外の1988年7月のバーゼル自己資本統一化合意加盟国(スイス、カナダ、日本、アメリカ合衆国)による信用機関もしくはジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドにおいて承認された信用機関(以下「該当信用機関」という)により発行された預金証書、
- () 該当信用機関により発行された債券/コマーシャル・ペーパー、
- () 該当信用機関により発行され、無条件かつ取消不能で残存期間が3ヶ月以下の信用状、または
- () E E A 加盟国、スイス、カナダ、日本、アメリカ合衆国、ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドの証券取引所において取引される株式、または
- () 発行物および発行体の格付がA - 1である社債。

US \$ マスター・ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズによる格付でA - 2以上、ムーディーズによる格付でA - 1以上、もしくは他の公認格付機関による同等の格付を有し、または格付されていない場合は投資顧問会社の見解においてA - 2 / A - 1もしくはそれ以上の推定格付を有している相手方との間でのみ、買戻条件付売買契約を締結する。ただし、相手方の不履行の結果被る損失につき、スタンダード・アンド・プアーズによる格付でA - 2以上、ムーディーズによる格付でA - 1以上、もしくは他の公認格付機関による同等の格付を保持している主体がUS \$ マスター・ファンドに補償する場合には、格付けを有しない相手方も容認される。

買戻条件付売買契約の満了まで、買戻条件付売買契約に基づく担保は、(a) 毎日時価評価されなければならない、(b) 常に投資金額または貸付証券の金額以上の価額を有しなければならない、(c) 保管銀行またはその代理人に移転されなければならない、(d) 相手方の不履行の場合において、相手方への遡及権を伴うことなくUS \$ マスター・ファンドにとって即座に実行可能でなければならない。US \$ マスター・ファンドが、この種の取引の専門家として一般的に認識されている国際的な中央証券預託機関と信用機関の三者担保管理

サービスを使用する場合、要件(c)は適用されない。当該保管機関は担保合意の名目上の参加者である必要がある。非現金担保については、() US \$ マスター・ファンドはこれを売却または質入れすることはできず、() 相手方の信用リスク負担で保有されなければならない、() 相手方から独立した主体により発行されなければならない。担保として受領された現金は、これを以下に掲げるものに投資することができる。

- ・ 5 営業日以内もしくは買戻条件付売買契約により要求される 5 営業日より短い期間内に引出可能である該当信用機関への預金またはアイルランド中央銀行の条件に従い適宜取得される預金。
- ・ 政府証券またはその他の公的証券
- ・ 上記記載の預金証書
- ・ 上記記載の信用状
- ・ 本書の規定に従う買戻条件付売買契約
- ・ A a a または同等の格付けを保持している日々取引されるマネー・マーケット・ファンド。関係ファンドへの投資を行う場合は、投資先マネー・マーケット・ファンドが申込手数料、転換手数料または買戻手数料を賦課することはできない。

政府証券またはその他の公的証券またはマネー・マーケット・ファンドに投資された現金を除く、US \$ マスター・ファンドの信用リスク負担で保有される投資された現金担保は、分散化されなければならない。投資された現金担保は、相手方に預託・預金されてはならず、相手方により発行された証券に投資されてはならない。

買戻条件付売買契約は、UCITS 通達上、借入れまたは貸付けを構成しない。

発行日取引および先渡契約で証券を購入する場合：US \$ マスター・ファンドは、発行日証券または先渡予約証券を購入することができる。発行日取引は、取引実行時にUS \$ マスター・ファンドにとって有利と思われる価格および利回りを確保するため、将来に払込および交付が行われる条件で、US \$ マスター・ファンドが証券を購入する場合に生じる。先渡予約において、US \$ マスター・ファンドは、通例の決済時期以後の将来の日に確定価格での証券の売買を契約する。これの代わりに、US \$ マスター・ファンドは、その所有する他の証券の先渡し売却について相殺契約を締結することができる。発行日ベースまたは先渡予約ベースで売買される証券は、購入予定証券の価値が決済日前に低下する場合または売却予定証券の価値が決済日前に値上がりする場合、損失リスクを伴う。US \$ マスター・ファンドは、通常、そのポートフォリオの証券を取得する意向で発行日ベースまたは先渡予約ベースで証券を購入するが、US \$ マスター・ファンドの投資顧問会社が適当と考える場合には、決済前に発行日証券または先渡予約を処分することができる。

8．投資目的

US \$ フィーダー・ポートフォリオは、信用度の高い金融市場証券に分散投資するUS \$ マスター・ファンドに実質的にその資産の全部を投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の当期利益を得ることを目的とする。

US \$ フィーダー・ポートフォリオの資産のうち、少額は随時、現金で保持されるかまたは現金等価物に投資されるが、いずれの段階においてもこれらへの投資はUS \$ フィーダー・ポートフォリオの純資産総額の10%を超えないとの理解である。

US \$ ・フィーダー・ポートフォリオは、欧州証券・市場機構による、欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するガイドラインで定義された「短期マネー・マーケット・ファンド」の分類に従うものとする。

9．US \$ マスター・ファンドの投資方針

投資方針の概要

有価証券 / 金融商品	適格性
アメリカ合衆国財務省証券	適格
アメリカ合衆国政府証券	適格

銀行債務（銀行のコマーシャル・ペーパーを除く。）	適格
コマーシャル・ペーパー	米国で設定されたおよび米国以外で設定された（米ドル建ての）コマーシャル・ペーパー
会社およびその他の短期法人債務	米国および非米国（米ドル建て）法的主体
変動利付および変更可能利付債務	適格
アメリカ合衆国以外の国の政府証債務（米ドル建て）	適格
課税地方債	適格
信用度*	購入時現在最良格付証券（以下に定義される。）
投資会社	他の投資信託への投資は、総額で純資産の10%を上限とする。
無格付証券	投資顧問会社が購入時に最良格付証券に相当するとみなす証券
その他	投資顧問会社が購入時に最良格付証券に相当するとみなす、国際機関によって発行された有価証券に投資することができる。

* US \$ マスター・ファンドが保証または要求払い条項の裏付のある有価証券を保有する場合、投資対象の信用度を決定する際、保証または要求払い条項の信用度に依拠することができる。

US \$ マスター・ファンドは、その投資目的（元本および流動性を確保しつつ最大限の当期利益を得ること）に従って、購入時において満期（例えば、最終満期日）まで397日以下の証券、証書および債務に投資するものとする。US \$ マスター・ファンドは、60日以下の加重平均満期（weighted average maturity）および120日以下の加重平均残存年限（weighted average life）を維持する。両者は、預託金およびUS \$ マスター・ファンドによって使用される効率的なポートフォリオ運用方法の影響を考慮して計算される。このようにUS \$ マスター・ファンドおよびUS \$ フィーダー・ポートフォリオは、それぞれ、欧州証券・市場機構の欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するガイドラインによって「短期マネー・マーケット・ファンド」として分類されている。

疑義を避けるため記載すると、ファンドは、いかなる株式にも投資を行わない（ただし本書の他の項目で認められ、記載されているその他の投資信託の受益証券を除くものとするが、かかる投資信託が株式に投資しない場合に限る。）。

US \$ マスター・ファンドの受益証券は米ドル建てであり、US \$ マスター・ファンドの目的は、受益証券1口当たり1米ドルの安定した純資産価格を達成することである。

US \$ マスター・ファンドは、(a) 少なくとも二つの公認格付機関（RSRO）により、もしくは一つのRSROのみが格付けを行った場合には当該RSROにより最高の短期格付を得ている証券または、(b) 上記の格付けを得ている機関により発行されもしくは保証されている証券、または一定の条件の下でこうした格付けを得ている機関の支払いをUS \$ マスター・ファンドが要求できる証券を購入することができる。下記の「US \$ マスター・ファンドが投資する証券の説明」の部分で定義される最良格付証券の条件を満たすアメリカ合衆国政府証券は、最良格付証券とみなされる。短期格付のない証券（無格付証券）は、購入時に最良格付証券に匹敵する信用度を有するとみなされる場合にのみ、購入することができる。

US \$ マスター・ファンドの投資方針の重要な変更は、受益者の承認およびアイルランド中央銀行の承認を条件とする。

US \$ マスター・ファンドは、トリプルA格付、スタンダード・アンド・プアーズの（AAA）またはムーディーズのAaa / MR1+を維持すると予想される。

10. 投資制限

(1) 空売り制限

US \$ フィーダー・ポートフォリオは空売りをせず、空売りポジションを保有しない。

(2) 一発行体に対する投資制限

管理会社が管理するすべてのファンドの全体において、一発行会社の発行済総株数の20%を超えて当該会社の株式に投資しない。ただし、本制限はUS \$ マスター・ファンドへの投資には適用されない。

(3) 流動性のない証券への投資制限

US \$ フィーダー・ポートフォリオの純資産総額の10%を超えて、私募株式、抵当証券および非上場株式であって流動性に欠けるものに投資しない。

(4) 利害関係人との取引制限

(a) 管理会社、(b) その関係法人、(c) 管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d) これらの主要株主は、本人自らまたは自己の勘定でUS \$ フィーダー・ポートフォリオの資産との間で、有価証券の売買もしくは貸付けまたは金銭の貸借を行わない。

(「主要株主」とは、自己または他人名義(ノミニー名義を含む。)であるかを問わず、自己の勘定においてこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。)

(5) 預託制限

US \$ フィーダー・ポートフォリオの純資産総額の10%を超えて、一機関または決済機関に預託することはできない。下記の機関への預託、もしくは下記の機関が発行する預託を証する有価証券もしくは下記の機関が保証する有価証券については30%を上限とする。

(1) ギリシャに所在する決済機関以外のEU決済機関

(2) 欧州経済地域(E E A)(ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)の加盟国で授權された銀行

(3) EU加盟国またはE E A加盟国以外の1988年7月のバーゼル自己資本比率規制合意の調印国(スイス、カナダ、日本、アメリカ合衆国)によって授權された銀行

ただし、上記(1)から(3)までに記載される機関の範疇に該当する機関は、少なくともスタンダード・アンド・プアーズによるA - 1またはムーディーズによるP - 1の格付けを取得していなければならない。

関連会社は、本項の目的上単一発行体とみなされる。

(6) 借入れ制限

US \$ フィーダー・ポートフォリオの純資産総額の10%を超えて借入れを行わない。

11. 借入れ

上記「投資制限」に定められる制限に従い、受託会社は一時的な目的のためにのみ、US \$ フィーダー・ポートフォリオのために借入れを行うことができる。借入れは買戻し請求に応じるためにのみ行われる。

12. US \$ マスター・ファンドが投資する証券の説明

US \$ マスター・ファンドは、以下に定義される最良格付証券として適格である証券または格付けのない場合には、以下を含むがこれらに限定されない最良格付証券と同等の信用度を有するとUS \$ マスター・ファンドの投資顧問会社がみなす広範な証券に投資することができる。

最良格付証券とは、一般に、公認格付機関(R S R O)により短期債券に関して最高の格付けを得ているもの、およびそれに匹敵する無格付の証券をいう。

アメリカ合衆国財務省証券：「アメリカ合衆国財務省証券」は、アメリカ合衆国財務省により発行されまたは保証された証券で、その元金および利息の支払いがアメリカ合衆国政府の完全な信頼および信用により裏付けられている証券である。

アメリカ合衆国政府証券：「アメリカ合衆国政府証券」は、アメリカ合衆国政府、政府機関、官庁または下部機構により発行されまたは保証された債務である。アメリカ合衆国財務省証券とは異なり、アメリカ合衆国

政府機関、官庁または下部機構により発行されまたは保証された債務は、(a) アメリカ合衆国政府の完全な信頼および信用により(政府抵当金庫の証券等)、(b) 発行者の財務省からの借入権により、(c) 機関の債務を買い取るアメリカ合衆国政府の裁量権により(連邦抵当金庫および連邦住宅貸付抵当公社の証券等)または(d) 発行者の信用のみにより裏付けられている。アメリカ合衆国政府が将来アメリカ合衆国政府機関、官庁または下部機構に財政支援を行うとの保証はない。アメリカ合衆国政府証券は、ゼロ・クーポン債を含むことがある。こうした債券は、US \$ マスター・ファンドの投資顧問会社が、その利回りを魅力的だと判断する場合に購入されることがある。元金および利息についてアメリカ合衆国政府、その機関、官庁または下部機構が保証する証券には、(a) 元金および利息の支払いが、アメリカ合衆国政府、その機関、官庁または下部機構の発行した取消不能の信用状により裏付けられている証券、および(b) 上記のように保証されているアメリカ合衆国以外の政府または政府機関に対するローンへの参加権などがあるとみなされる。

アメリカ合衆国財務省により保証されまたは発行された証券の、個別に取引される元金および利息の構成部分が、証券の登録元利金個別取引プログラム(「STRIPS」)に基づき個別に取引される場合、US \$ マスター・ファンドはまた、その構成部分にも投資することができる。

有価証券預り証：US \$ マスター・ファンドはまた、アメリカ合衆国政府、政府機関、官庁もしくは下部機構により発行された証券、またはアメリカ合衆国政府、政府機関、官庁もしくは下部機構により発行された一定の債券の将来の利息もしくは元金の支払いまたはこれらの両方の帰属を証明する有価証券預り証の形態で、その元金および利息についてこれらにより保証されている証券を取得することができる。

アメリカ合衆国の銀行およびアメリカ合衆国以外の国の銀行の債務：US \$ マスター・ファンドは、購入時に総資産10億米ドル超のアメリカ合衆国(米国)の銀行により発行されまたは保証されている証券に限定される「米国の銀行の債務」に投資することができる。このような債務には、米国の銀行の米国内支社により発行される債券も含まれる。

US \$ マスター・ファンドはまた、購入時に総資産10億米ドル超の「米国以外の国の銀行の債務」(購入時に総資産10億米ドル超の米国以外の国の銀行、このような米国以外の国の銀行の米国内支店(ヤンキー債務の場合)、このような米国以外の国の銀行の米国外支店、および購入時に総資産10億米ドル超の米国の銀行の米国外支店により発行されまたは保証されている米ドル建て債務に限定される)に投資することができる。このような銀行債務は親銀行の一般債務である場合、または個別の債務条件もしくは政府規則により発行支店に限定される場合がある。

US \$ マスター・ファンドは、その純資産総額の25%超を(アメリカ合衆国(米国)または米国以外の国の)銀行の債務に投資することができる。結果として、US \$ マスター・ファンドは、銀行業における、または銀行業に関連する、有利および不利な展開により特に影響を受けることがある。米国の銀行および米国以外の国の大半の銀行の業務は、総合的規制を受けており、米国の規則についてはこの10年間で大幅に変更された。新規の法律または規則の制定、および現行法の解釈・執行の変更が、米国の銀行および米国以外の国の銀行の経営方法および収益性に影響を及ぼすことがある。米国の銀行業の重要な発展には、他のタイプの金融機関との競争の激化、買収業務の増加および取引地域の拡大が含まれている。銀行は、金利の変動および不動産市場の不利な展開等の一定の経済要因に対し特に敏感に反応することがある。財政・金融政策および全般的景気循環が資金の利用可能性および資金コスト、ローン需要および資産体質に影響を及ぼすことがあり、この結果、銀行の収益・財務状況にも影響を及ぼし得る。

「4. リスク要因および特別考察」中の「非米国リスク」を参照のこと。

コマーシャル・ペーパーおよびその他の短期法人債務：US \$ マスター・ファンドは、米ドルで支払われ、アメリカ合衆国(米国)で設立された法人、米国で設立された商業銀行、米国外で設立された法人、米国外で設立された商業銀行またはその他の主体により発行されまたは保証されている「コマーシャル・ペーパー」(アセット・バック・コマーシャル・ペーパーを含む)に投資することができる。さらに、US \$ マスター・ファンドは、米ドルで支払われ、米国で設立された法人、米国外で設立された法人またはその他の主体により発行されまたは保証されているその他の短期債務に投資することができる。

変動利付および変更可能利付債務：変動利付および変更可能利付債務の価値は、概して、金利水準の変動に対し、固定利付債務の価値よりも安定している。要求払の発行者または金融仲介機関は、流動性を高める信用の取得により、当該債務の買付能力を支えることがある。これらには、貸付条件付約定および信用状といったクレジット・ラインが含まれ、これらは通常取消不能であり、両者ともアメリカ合衆国の銀行または、アメリカ合衆国内に支店もしくは子会社を有するアメリカ合衆国以外の国の銀行により発行されることがある。

アメリカ合衆国以外の国の政府債務：US\$マスター・ファンドは、アメリカ合衆国以外の国の政府、またはそうした国に所在し、もしくはそのような国で設立された機関により発行されまたは保証されている米ドル建て債務(コマーシャル・ペーパーおよびその他の手形に限る。)で、必要な数のRSROによる、短期の最高格付範疇の短期外貨格付を維持しているものに投資することができる。

地方債：地方債は、アメリカ合衆国の州、準州および属領ならびにこれらの官庁、機関、関連当局および下部機構ならびにコロンビア特別区により、またはこれらを代理して発行される債務である。US\$マスター・ファンドは、当該証券の利回りが他の課税投資証券に比べて魅力的である場合、州政府および地方自治体により発行されまたは保証された短期債務に投資することができる。

US\$マスター・ファンドは、アメリカ合衆国内に支店、代理機関もしくは子会社を有するアメリカ合衆国内またはアメリカ合衆国外の銀行により発行される、通常取消不能である信用状により裏付けられる地方債を購入することができる。さらに、US\$マスター・ファンドは、特定の州・地方政府および関連当局の債務の将来の利息、元金の支払額またはその両方の帰属を証する有価証券預り証の形態で証券を取得することができる。地方債の流動性、安定性または信用度を高めるため、US\$マスター・ファンドは、保証された価格・日付で他の当事者に証券を売却する権利を取得することができる。かかる権利は、プット、要求払性またはスタンドバイ契約と称されることがある。

地方債券には、税裏付けノート(「TANs」)、収益裏付けノート(「RANs」)、ボンド裏付けノート(「BANs」)、税・収益裏付けノート(「TRANs」)および建設ローン・ノートが含まれる。地方債は、一般財源債および特殊財源債を含む。一般財源債は、発行自治体の課税権限により裏付けられており、最も安全な種類の債券とみなされている。特殊財源債は、有料橋の通行料等のプロジェクトまたは施設の収益により裏付けられている。特殊財源債には、投資計画のため州または地方当局により発行され、当局の債務の利払を賄うに十分な州または地方からの年間のリース料の支払いにより保証されている、リース・レンタル特殊財源債も含まれている。産業開発債券(一般に、現行税金法に基づき「民間活動債券」と称されている。)は、民間利用者の信用および保証により裏付けられている特殊タイプの特殊財源債であり、そのためより大きなリスクを伴う可能性がある。地方債は、コマーシャル・ペーパー、入札オプション債券ならびに変更可能利付および変動利付証券等の様々な形態で発行され得る。

その他の投資信託：US\$マスター・ファンドは、ファンドが本書に基づき投資を認められているタイプの証券、証書または債務に投資するその他の投資信託(各々を「取得ファンド」という。)に投資することができる(その他の投資信託の総純資産の10%までに制限される)。ただし、取得ファンドへの投資は信用リスクが最小であるとUS\$マスター・ファンドの投資顧問会社が判断する場合に限られる。その投資目的、方針および制限がUS\$マスター・ファンドのものと実質的に同様でありかつ実質的に同様のリスクを伴うものではない場合、US\$マスター・ファンドは、取得ファンドに投資を行わない。取得ファンドが欧州証券・市場機構による、欧州マネー・マーケット・ファンドに関するガイドラインで定義された「短期マネー・マーケット・ファンド」でないかぎり、US\$マスター・ファンドは、取得ファンドに投資を行わない。US\$マスター・ファンドは、アメリカ合衆国1933年証券法(「1933年法」)に基づき登録されていないが(「制限付証券」)、1933年法に基づく規則144Aによる「適格機関買付人」に対し募集および売出しを行うことができる。上記に挙げられた範疇にあたる証券を購入することができる。US\$マスター・ファンドの投資顧問会社が、特定の制限付証券の取引市場を継続的に検討することにより、流動性があると判断した制限付証券(1933年法の第4条(2)に基づき発行されるコマーシャル・ペーパーを含む。)は、本制限の目的においては非流動性証券とはみなされない。規則144Aによる、転売可能な制限付証券の市場が、流動性を有し続けることを確実に予測することは不可能であるため、US\$マスター・ファンドの投資顧問会社は、当

該証券に対するファンドの投資、特に、評価、流動性および情報の利用可能性等の重要な要素を集中的に監視する。こうした投資慣行は、適格機関買付人が上記の制限付証券の購入においてその時に利害関係を有しなくなるという限りで、US\$マスター・ファンドの非流動性を引き上げる効果をもたらすと考えられる。
US\$マスター・ファンドは、株式または株式関連証券に投資しない。

13. 受益者に対する報告

US\$フィーダー・ポートフォリオの年次報告書および半期報告書は、管理会社の判断により決定されるUS\$マスター・ファンドの定期報告書のすべての重要な情報を含む。

サブプリメント2

ゴールドマン・サックス・ユーロ・MMF

1. ストラクチャー

ゴールドマン・サックス・ユーロ・MMF(本サブプリメント中「ユーロ・フィーダー・ポートフォリオ」という。)は、1990年ユニット・トラスト法の条項に基づきアイルランド中央銀行により認可されたオープン・エンド型アンブレラ型投資信託のゴールドマン・サックス・MMFのポートフォリオである。同ファンドは、ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックス・ユーロ・リキッド・リザーブズ・ファンド(本サブプリメント中「ユーロ・マスター・ファンド」という。)に投資するフィーダー・ファンドである。

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー(以下「当会社」)は公開有限会社として1963年 - 1990年アイルランド共和国会社法に基づき1996年7月25日にアイルランド共和国で設立された。

当会社は、アイルランド共和国法に基づき設立された有限責任のオープン・エンド型投資会社であり、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(「UCITS」)として1996年7月31日にアイルランド中央銀行により認可されている。

当会社は、アンブレラ・ファンドの形式で設立されており、それぞれ1998年12月31日に終了した年度中には、ゴールドマン・サックス・US\$リキッド・リザーブズ・ファンドのみによって構成されていたが、二番目のサブ・ファンドであるゴールドマン・サックス・ユーロ・リキッド・リザーブズ・ファンドが1999年2月1日に運用を開始した。

ユーロ・マスター・ファンドの受益証券は、アイルランド証券取引所に上場されている。

管理会社の取締役は、サブプリメントに記載される情報に対して責任を負う。管理会社の取締役の知りまたは信じる限り、当該情報は、事実に基づくものであり、このような情報の意味に影響を与えるような事項は省略されていない(取締役はこれらの点が確保されるよう、あらゆる合理的な注意を払っている。)。管理会社の取締役は、これに従った責任を負う。

当初募集期間中、ユーロ・フィーダー・ポートフォリオの受益証券の募集は1口当たり0.01ユーロの基準価格で行われる。その後、受益証券の募集は、1口当たり純資産価格で行われる。

2. 営業日および取引日

本書に記載される営業日は、()東京およびニューヨークの銀行および証券会社が営業しており、()ロンドンの銀行が営業しており、()欧州経済通貨統合の参加国のいずれかにおいてユーロが取引されており、かつ()ユーロ取引の決済に必要なシステムが稼働している日をいう。

ユーロ・フィーダー・ポートフォリオの取引日は、すべての営業日である。

3. 最低投資額

当初の最低投資額は10.00ユーロである。最低追加投資額は0.01ユーロである。日本の各販売会社は10.00ユーロを超える最低当初投資額および最低追加投資額ならびに買戻額をその裁量で定めることができ、この場合、投資者は事前に通知を受ける。いかなる場合にも、一取引日において買戻されるファンド証券数は、発行済ファンド証券数の10%を下回って制限されることはない。

ユーロ・フィーダー・ポートフォリオの純資産総額がいずれかの時点で30,000,000ユーロを下回る場合、ユーロ・フィーダー・ポートフォリオは、投資顧問会社の単独の裁量により、取引を停止することができる。このような場合、管理会社は、ユーロ・フィーダー・ポートフォリオを解散し、その資産を受益者に分配するかどうかを決定する。

4. リスク要因および特別考察

以下のリスク要因は、ユーロ・マスター・ファンドへの投資について、ユーロ・フィーダー・ポートフォリオに特有のものである。

投資の価値、およびその投資からの収益は変化するため、投資者は損失を被る場合があるということは認識

されたい。ユーロ・マスター・ファンドは安定した1口当たり純資産価格の達成を目的に運用されるものの、投資顧問会社がこれを達成することができるという表明または保証はない。

非米国証券：非米国証券に係るユーロ・マスター・ファンドの投資活動は、市場や通貨の変動、今後の不利な政治経済動向、通貨の本国送金に関する制限またはその他政府の法令もしくは規制が賦課される可能性、発行体に関する公開情報が入手しづらいこと、および統一的な会計、監査、財務報告基準の欠如、またはその他投資者の所在地の企業に適用されるものと同様の規制慣行や要件がないことに起因する多数のリスクを伴うことがある。そのほか、一部国々の企業の証券は、非流動的であったり、その価格が乱高下したり、また一部の国々に関しては、収用、国有化、為替管理規制、没収的な課税がされる可能性、および配当金の源泉徴収を含むユーロ・マスター・ファンドの資金もしくはその他資産の利用または移転の制限の可能性が存在する。ユーロ・マスター・ファンドの証券の一部は、当該証券の利回りを減らすことになり得るような国税を課税されることがあり、また外国為替相場の変動がユーロ・マスター・ファンドの証券の価格や投資対象の値上がりまたは値下がりに影響することがある。投資対象によっては、通貨変換費用や割高な保管費用が必要となることがある。

ユーロ・マスター・ファンドが、その時々で一部国々の企業または政府の証券に投資する可能性は、制限されたり、ある場合には禁止されたりすることがある。その結果、ユーロ・マスター・ファンドの資産の大部分は、かかる制限のない国々に投資される。そのほか、一部国々の政府が定めた政策により、ユーロ・マスター・ファンドの投資対象やユーロ・マスター・ファンドの投資目的の達成能力が悪影響を受けることがある。

為替取引：ユーロ・マスター・ファンドは、ユーロ建てではない証券に対するヘッジのために為替取引を行うことがある。これに関し、スポット取引や先物予約では、取引相手はその債務について債務不履行となるリスクを被る。先物予約は取引所または決済機関によって保証されていないため、当該予約の債務履行によって、ユーロ・マスター・ファンドは当該予約に係るヘッジの利益を奪われ、その買い約定額または売り約定額(存在する場合)を時価で補うことを強いられることになり得る。ユーロ・マスター・ファンドは、無担保分の債務の信用性、または当該スポットもしくは先物予約の取引相手の債権支払能力が、スタンダード・アンド・プアーズおよびムーディーズによってA以上に格付けされていない限り、これらの取引を行わない。

ユーロ通貨リスク：ユーロ・マスター・ファンドはユーロ建てであり、ユーロ、ユーロ建て債券および他の債務を、直接または担保として所有することができる。ユーロは、ユーロ圏を構成する複数の国家の参加を必要とするため、その時EUを構成する他国、とりわけユーロ圏内の他国との、現在進行中および進行予定の関与、支援を含む当該各国の信用状況、政治経済状況全般に敏感に反応する。これらの要因の変化はユーロ・マスター・ファンドが投資した有価証券の価値に相当な悪影響を及ぼす可能性があり、とりわけ、ユーロ・マスター・ファンドが、安定した1口当たり純資産価格の達成という既述の目的をもはや継続できないという状況になる可能性がある。

5. 分配

ユーロ・フィーダー・ポートフォリオの投資収益の全部または実質的に全部は、各営業日のダブリン時間(または受託会社が決定するその他の時間)の午後4時現在で計算され、当該営業日のユーロ・フィーダー・ポートフォリオの受益者名簿上の受益者に対し、毎日分配が宣言される。受益者が現金による分配金の支払いを選択しなければ、各月の最終営業日の一営業日前までに宣言された分配金は(適用ある場合には販売会社による源泉徴収の後)当該月の最終営業日に当該受益者に分配され、かつ追加の受益証券買付けのために再投資される。受益者が現金による分配金の支払いを選択する場合、分配は、買付契約において受益者により指定された口座宛の電信送金により、当該月の最終営業日頃(翌月第三営業日までに支払われるものとする。)に支払われる。信託証書により、管理会社は、ユーロ・フィーダー・ポートフォリオの運用に関する純利益(受取利息を含む。)ならびに実現・未実現損失を上回る実現・未実現キャピタル・ゲインの超過額から、受益証券について分配を宣言する権利を与えられている。

6年以内に請求されなかった分配、またはユーロ・フィーダー・ポートフォリオの解散時のすべての分配

は、ユーロ・フィーダー・ポートフォリオの資産に返還される。

上記にかかわらず、受益証券の保管を販売会社に委託している日本の受益者への分配は、日本の販売会社に対して支払われる。日本の各販売会社は、分配がある場合にはこれを追加受益証券に投資することを管理会社に指示する。このような再投資は、追加的販売と同様の方法で行われる。

信託証書の規定により、受益者に支払われる分配金またはその他の金額は、ユーロ・フィーダー・ポートフォリオに対し利息を生じるものではなく、すべての未請求の分配金は、請求されるまでユーロ・フィーダー・ポートフォリオのために投資されるか、またはその他の方法により利用されることがある。更に、未請求分配金または受益証券について個別勘定に支払われるその他の金額のユーロ・フィーダー・ポートフォリオによる支払いは、ユーロ・フィーダー・ポートフォリオがこれに関する受託者となるものではなく、最初の支払日から6年経過しても請求されなかった分配金は、ユーロ・フィーダー・ポートフォリオが宣言その他の行為を行うことを要することなく、自動的に失効する。

営業日の申込締切時間までに実行された買付注文に基づいて発行された受益証券は、当該営業日の翌営業日(入金日)から、当該受益証券の買戻代金が受託会社により支払われる営業日の直前の日まで分配を生じる。

ユーロ・フィーダー・ポートフォリオの受益証券1口当たりの日々の純運用収益および年間利回りは、通常、各日のダブリン時間午後5時30分以後に販売会社または管理事務代行会社から入手することができる。

6. 経費および費用

投資顧問会社は、ユーロ・フィーダー・ポートフォリオの年間の手数料および費用の総額を、純資産総額の年率0.85%または管理会社がユーロ・フィーダー・ポートフォリオのクラス受益証券(もしあれば)について同意するこれより少ない金額に制限することに同意している。0.85%の上限は、受益者から事前に承認を得ることなく増額することはできない。かかる報酬は、日々発生し、毎月末に後払いされる。

受益証券が負担することとなっているユーロ・フィーダー・ポートフォリオの年間の手数料および費用の総額は、投資顧問会社により、任意に純資産総額の年率0.85%以下の割合を上限と定められることがある(「固定率」)。投資顧問会社が固定率を設定した場合、投資顧問会社は、受益証券に帰属するユーロ・フィーダー・ポートフォリオの設定、管理および運用に係る実費について発生することがある。固定率を上回る追加の手数料、経費または費用を(直接その手数料の一部の権利を放棄することによって、もしくは受益証券の口座への払戻しにより)負担する。固定率は投資顧問会社により任意に決定される。投資顧問会社は、随時、ユーロ・フィーダー・ポートフォリオに通知して、固定率の増減を選択することができる。固定率は、受益者から事前に承認を得ることなく、受益証券に帰属する純資産総額の年率0.85%を超えて引き上げることはできない。固定率は、受益証券に帰属するユーロ・フィーダー・ポートフォリオの設定、管理および運用に関連するその他のあらゆる手数料、経費および費用を対象とするが、これらには、以下のものが含まれるが、これらに限定されない。

運用、管理、登録、名義書換代行、受益者サービス、保管、副保管および譲渡に関する手数料、
目論見書、年次報告書および半期報告書ならびに受益者宛のその他の書類の作成、翻訳、印刷、公表および配布に関して生じたその他の手数料および費用、
管轄地におけるユーロ・フィーダー・ポートフォリオまたは受益証券の規制当局における認可の取得または登録に係る経費および費用、
専門家報酬および費用、
年間監査報酬ならびに取締役の報酬

しかし、以下のものは含まれない。

ファンドの投資対象に関する源泉税、印紙税またはその他の税金、
ユーロ・フィーダー・ポートフォリオの投資対象に関して生じた手数料および仲介手数料、
借入金の利息および当該借入の条件の交渉、実施または変更において生じた銀行手数料、
受益証券への投資に関連し仲介機関により請求される手数料、
管理会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、受益者サービス代行会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、総販売会社、代行協会員および日本における販売会社に生じた現金立替費用、
ユーロ・フィーダー・ポートフォリオに関する重要な訴訟等のその時々が発生することがある特別費用

または臨時費用(もしあれば)

様々な管轄地における受益証券の販売のための登録費用、ならびにファンドに関する一切の書類の作成および登録費用を含む当初費用は、最初の5会計年度または管理会社が別途決定するところにより償却される。

ユーロ・フィーダー・ポートフォリオがユーロ・マスター・ファンドに投資することによりユーロ・フィーダー・ポートフォリオが負担することとなるユーロ・マスター・ファンドの報酬、費用または手数料は、投資顧問報酬からユーロ・フィーダー・ポートフォリオに払い戻されることとなっている。

2011年12月31日に終了した会計年度にユーロ・フィーダー・ポートフォリオが支払った各報酬および費用(投資顧問報酬、管理事務代行報酬および受託報酬、販売報酬および代行協会員報酬、名義書換事務代行報酬、受益者サービス代行報酬、監査報酬、管理会社報酬、弁護士報酬、その他の費用)については、後記「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表 (2) 損益計算書 費用」のとおりである。

7. ユーロ・マスター・ファンドのポートフォリオ運用技法

ユーロ・フィーダー・ポートフォリオは、その資産の全部または実質的に全部をユーロ・マスター・ファンドに投資する。ユーロ・フィーダー・ポートフォリオの資産のうち、少額は随時、現金で保持されるかまたは流動証券(預金証書、定期預金およびOECD加盟国政府の証券等の商品を含む。)に投資される。ユーロ・マスター・ファンドは、定期預金、マスター一覧払約束手形、変動利付一覧払約束手形または短期融資契約等の付随的流動資産を保有しまたは維持することができ、また以下の技法および手段を利用することができる。ユーロ・マスター・ファンドは、買戻条件付売買契約を通じて政府証券を購入することができ、また、発行日取引または先渡契約(以下でさらに説明される。)により証券を購入することができる。

買戻条件付売買契約：ユーロ・マスター・ファンドは、買戻条件付売買契約を通じ、証券を購入することができる。買戻条件付売買契約は、これに基づきユーロ・マスター・ファンドが証券を買い付け、売主(銀行や証券会社等)が特定期間内(通常は購入日から7日以内)に特定価格での証券の買戻しに同意する契約である。再売却価格は、当初の購入価格に合意された市場金利(対象証券の表面利率または満期とは無関係)を加算した金額を反映する。また当該価格は購入証券の利率とは無関係である。ユーロ・マスター・ファンドの保管銀行または副保管銀行は、取引期間中、購入証券を保管し続ける。当該取引から生じるすべての増加益はユーロ・マスター・ファンドに計上される。経過利息を含む購入証券の価値は、常に、買戻条件付売買契約の価値に相当するかまたはこれを上回る。売主の破産の場合、または売主が合意された証券の買戻しを怠る場合、ユーロ・マスター・ファンドは、損失(買戻条件付売買契約の履行の遅延に関わる証券の利息または元金および費用に係る損失を含む。)を被ることがある。買戻条件付売買契約を締結すべきかを検討する際、ユーロ・マスター・ファンドの投資顧問会社は、売り手の信用度を慎重に考慮する。ユーロ・マスター・ファンドによる買戻条件付売買契約への投資は、UCITS通達に記載された条件および限度の制約を受ける。

当該取引に利用できるユーロ・マスター・ファンドの資産は最大でその純資産総額の100%である。

ユーロ・マスター・ファンドは、締結の結果としてその純資産総額の10%超を当該買戻条件付売買契約に投資することとなる場合、7日超の満期の買戻条件付売買契約を締結することはできない。7日超の満期の一定の買戻条件付売買契約は、7日未満の通知を行い、名目上の確定期間前に清算することができるが、当該契約は上記の10%制限には含まれない。ユーロ・マスター・ファンドは、常に、売戻義務を履行すべきポジションを維持していなければならない。「買戻契約」の対象となる証券は、買戻期間が満了するまで、売却しまたは抵当権を設定することはできない。

UCITS規則に基づき、アイルランド中央銀行は、ユーロ・マスター・ファンドが、通常の市場慣行に従う形でのみ、かつ、買戻条件付売買契約に基づき取得される担保が以下に掲げる形式である場合にのみ、買戻条件付売買契約を締結することを要求している。

- () 現金、
- () 政府証券その他の公的証券、

- () E E A加盟国(E U加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)において承認された信用機関、E E A加盟国以外の1988年7月のバーゼル自己資本統一化合意加盟国(スイス、カナダ、日本、アメリカ合衆国)による信用機関もしくはジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドにおいて承認された信用機関(以下「該当信用機関」という)により発行された預金証書、
- () 該当信用機関により発行された債券/コマーシャル・ペーパー、
- () 該当信用機関により発行され、無条件かつ取消不能で残存期間が3ヶ月以下の信用状、または
- () E E A加盟国、スイス、カナダ、日本、アメリカ合衆国、ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドの証券取引所において取引される株式、または
- () 発行物および発行体の格付がA - 1である社債。

ユーロ・マスター・ファンドは、スタンダード・アンド・プアーズによる格付でA - 2以上、ムーディーズによる格付でA - 1以上、もしくは他の公認格付機関による同等の格付を有し、または格付けされていない場合は投資顧問会社の見解においてA - 2 / A - 1もしくはそれ以上の推定格付を有している相手方との間でのみ、買戻条件付売買契約を締結する。ただし、相手方の不履行の結果被る損失につき、スタンダード・アンド・プアーズによる格付でA - 2以上、ムーディーズによる格付でA - 1以上、もしくは他の公認格付機関による同等の格付を保持している主体がユーロ・マスター・ファンドに補償する場合には、格付けを有しない相手方も容認される。

買戻条件付売買契約の満了まで、買戻条件付売買契約に基づく担保は、(a) 毎日時価評価されなければならない、(b) 常に投資金額または貸付証券の金額以上の価額を有しなければならない、(c) 保管銀行またはその代理人に移転されなければならない、(d) 相手方の不履行の場合において相手方への遡及権を伴うことなくユーロ・マスター・ファンドにとって即座に実行可能でなければならない。ユーロ・マスター・ファンドが、この種の取引の専門家として一般的に認識されている国際的な中央証券預託機関と信用機関の三者担保管理サービスを使用する場合、要件(c)は適用されない。当該保管機関は担保契約の名目上の参加者である必要がある。非現金担保については、() ユーロ・マスター・ファンドはこれを売却または質入れすることはできず、() 相手方の信用リスク負担で保有されなければならない、() 相手方から独立した主体により発行されなければならない。担保として受領された現金は、これを以下に掲げるものに投資することができる。

- ・ 5営業日以内もしくは買戻条件付売買契約により要求される5営業日より短い期間内に引出可能である該当信用機関への預金またはアイルランド中央銀行の条件に従い適宜取得される預金。
- ・ 政府証券またはその他の公的証券
- ・ 上記記載の預金証書
- ・ 上記記載の信用状
- ・ 本書の規定に従う買戻条件付売買契約
- ・ A a aまたは同等の格付けを保持している日々取引されるマネー・マーケット・ファンド。関係ファンドへの投資を行う場合は、投資先マネー・マーケット・ファンドが申込手数料、転換手数料または買戻手数料を賦課することはできない。

政府証券またはその他の公的証券またはマネー・マーケット・ファンドに投資された現金を除く、ユーロ・マスター・ファンドの信用リスク負担で保有される投資された現金担保は、その20%を超えて一機関の有価証券に投資されないようまたは一機関に預託・預金されないよう分散化されなければならない。

投資された現金担保は、相手方または関係法人に預託・預金されてはならず、相手方または関係法人により発行された証券に投資されてはならない。

買戻条件付売買契約は、UCITS通達上、借入れまたは貸付けを構成しない。

発行日取引および先渡契約で証券を購入する場合：ユーロ・マスター・ファンドは、発行日証券または先渡予約証券を購入することができる。発行日取引は、取引実行時にユーロ・マスター・ファンドにとって有利と思われる価格および利回りを確保するため、将来に払込および交付が行われる条件で、ユーロ・マスター・ファンドが証券を購入する場合に生じる。先渡予約において、ユーロ・マスター・ファンドは、通例の決済時期以後の将来の日に確定価格での証券の売買を契約する。これの代わりに、ユーロ・マスター・ファンド

は、その所有する他の証券の先渡し売却について相殺契約を締結することができる。発行日ベースまたは先渡予約ベースで売買される証券は、購入予定証券の価値が決済日前に低下する場合または売却予定証券の価値が決済日前に値上がりする場合、損失リスクを伴う。ユーロ・マスター・ファンドは、通常、そのポートフォリオの証券を取得する意向で発行日ベースまたは先渡予約ベースで証券を購入するが、ユーロ・マスター・ファンドの投資顧問会社が適当と考える場合には、決済前に発行日証券または先渡予約を処分することができる。

8．投資目的

ユーロ・フィーダー・ポートフォリオは、信用度の高い金融市場証券に分散投資するユーロ・マスター・ファンドに実質的にその資産の全部を投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の当期利益を得ることを目的とする。

ユーロ・フィーダー・ポートフォリオの資産のうち、少額は随時、現金で保持されるかまたは現金等価物に投資されるが、いずれの段階においてもこれらへの投資はユーロ・フィーダー・ポートフォリオの純資産総額の10%を超えないとの理解である。

ユーロ・フィーダー・ポートフォリオは、欧州証券・市場機構による、欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するガイドラインで定義された「短期マネー・マーケット・ファンド」の分類に従うものとする。

9．ユーロ・マスター・ファンドの投資方針

投資方針の概要

有価証券 / 金融商品	適格性
政府証券	購入時に最良格付証券（以下に定義される。）としての条件を満たしていなければならない。
銀行債務（銀行のコマーシャル・ペーパーを除く。）	適格
コマーシャル・ペーパー	適格
短期債務	適格
変動利付および変更可能利付債務	適格
信用度*	購入時現在最良格付証券（以下に定義される。）
投資会社	投資信託への投資は、総額で純資産の10%を上限とする。
無格付証券	投資顧問会社が購入時に最良格付証券に相当するとみなす証券
その他	投資顧問会社が購入時に最良格付証券に相当するとみなす、国際機関によって発行された有価証券に投資することができる。

*ユーロ・マスター・ファンドが保証または要求払い条項の裏付のある有価証券を保有する場合、投資対象の信用度を決定する際、保証または要求払い条項の信用度に依拠することができる。

ユーロ・マスター・ファンドは、その投資目的（元本および流動性を確保しつつ最大限の当期利益を得ること）に従って、購入時において満期（例えば、最終満期日）までの397日以下の証券、証書および債務に投資するものとする。ユーロ・マスター・ファンドは、60日以下の加重平均満期（weighted average maturity）および120日以下の加重平均残存年限（weighted average life）を維持する。両者は、預託金およびユーロ・マスター・ファンドによって使用される効率的なポートフォリオ運用方法の影響を考慮して

計算される。このようにユーロ・マスター・ファンドおよびユーロ・フィーダー・ポートフォリオは、それぞれ、欧州証券・市場機構の欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するガイドラインによって「短期マネー・マーケット・ファンド」として分類されている。

疑義を避けるために記載すると、ファンドは、いかなる株式にも投資を行わない(ただし本書の他の項目で認められ記載されているその他の投資信託の受益証券を除くものとするが、かかる投資信託が株式に投資しない場合に限る。)

受益証券はユーロ建てである。ユーロ・マスター・ファンドの目的は、受益証券1口当たり1.00ユーロの安定した純資産価格を達成することである。

ユーロ・マスター・ファンドは、() 購入時において、少なくとも二つの公認格付機関(RSRO)により、もしくは一つのRSROのみが格付けを行った場合には当該RSROにより最高の短期格付けを得ている証券または、() 上記の格付けを得ている機関により発行されもしくは保証されている証券、または一定の条件の下でこうした格付けを得ている機関の支払いをユーロ・マスター・ファンドが要求できる証券を購入することができる。短期格付のない証券(「無格付証券」)は、購入時において、以下の「ユーロ・マスター・ファンドが投資する証券の説明」の部分で定義される最良格付証券に匹敵する信用度を有するとユーロ・マスター・ファンドの投資顧問会社がみなす場合にのみ、購入することができる。

ユーロ・マスター・ファンドの投資目的の変更および投資方針の重要な変更は、受益者の承認およびアイルランド中央銀行の承認を条件とする。

ユーロ・マスター・ファンドは、トリプルA格付、スタンダード・アンド・プアーズの(AAAm)またはムーディーズのAaa/MR1+を維持すると予想される。

10. 投資制限

(1) 空売り制限

ユーロ・フィーダー・ポートフォリオは空売りをせず、空売りポジションを保有しない。

(2) 一発行体に対する投資制限

管理会社が管理するすべてのファンドの全体において、一発行会社の発行済総株数の20%を超えて当該会社の株式に投資しない。ただし、本制限はユーロ・マスター・ファンドへの投資には適用されない。

(3) 流動性のない証券への投資制限

ユーロ・フィーダー・ポートフォリオの純資産総額の10%を超えて、私募株式、抵当証券および非上場株式であって流動性に欠けるものに投資しない。

(4) 利害関係人との取引制限

(a) 管理会社、(b) その関係法人、(c) 管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d) これらの主要株主は、本人自らまたは自己の勘定でユーロ・フィーダー・ポートフォリオの資産との間で、有価証券の売買もしくは貸付けまたは金銭の貸借を行わない。

(「主要株主」とは、自己または他人名義(ノミニー名義を含む。)であるかを問わず、自己の勘定においてこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。)

(5) 預託制限

ユーロ・フィーダー・ポートフォリオの純資産総額の10%を超えて、一機関または決済機関に預託することはできない。下記の機関への預託、もしくは下記の機関が発行する預託を証する有価証券もしくは下記の機関が保証する有価証券については30%を上限とする。

(1) ギリシャに所在する決済機関以外のEU決済機関

(2) 欧州経済地域(EEA)(ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)の加盟国で授権された銀行

(3) EU加盟国またはEEA加盟国以外の1988年7月のバーゼル自己資本比率規制合意の調印国(スイス、カナダ、日本、アメリカ合衆国)によって授権された銀行

ただし、上記(1)から(3)までに記載される機関の範疇に該当する機関は、少なくともスタンダード・アンド・プアーズによるA-1またはムーディーズによるP-1の格付けを取得していなければならない。

関連会社は、本項の目的上単一発行体とみなされる。

11. 借入れ

上記「投資制限」に定められる制限に従い、受託会社は一時的な目的のためにのみ、ユーロ・フィーダー・ポートフォリオのために借入れを行うことができる。借入れは買戻し請求に応じるためにのみ行われる。ユーロ・フィーダー・ポートフォリオの純資産総額の10%を超えて借入れを行わない。

12. ユーロ・マスター・ファンドが投資する証券の説明

ユーロ・マスター・ファンドは、最良格付証券として適格である証券または格付けのない場合には、以下を含むがこれらに限定されない最良格付証券と同等の信用度を有するとその投資顧問会社がみなす証券に広範に投資することができる。

最良格付証券とは、一般に、公認格付機関により短期債務に関して最高の格付けを得ているもの、およびそれに匹敵する無格付の証券をいう。

政府証券：ユーロ・マスター・ファンドは、政府、政府機関、官庁もしくは下部機構により、または1以上のEU加盟国が加盟する国際機関もしくは公的機関（欧州投資銀行、アジア開発銀行、世界銀行、欧州原子力共同体、欧州共同体、欧州復興開発銀行、国際復興開発銀行、国際金融公社および米州開発銀行）により発行されまたは保証された債務に投資することができる。未上場の譲渡可能証券については純資産の10%までしか投資できないという制限があるため、こうした証券のすべては、公認市場に上場され、そこで取引されているものに限るものとする。

銀行債務：ユーロ・マスター・ファンドは、購入時にユーロで総資産10億米ドル相当額超の銀行により発行されまたは保証されている証券に限定される銀行債務に投資することができる。未上場の譲渡可能証券については純資産の10%までしか投資できないという制限があるため、ユーロ・マスター・ファンドは、公認市場に上場され、取引されている譲渡可能な約束手形のみ投資するものとする。

このような銀行債務には、こうした銀行の子会社により発行される債務証券も含まれ、特定の債務条項または政府の規制により、親銀行の一般的債務となるものも、債務が発行体たる支店のみに限られるものも含まれる。

ユーロ・マスター・ファンドは、その純資産の25%超を銀行の債務に投資することができる。結果として、ユーロ・マスター・ファンドは、銀行業における、または銀行業に関連する、有利および不利な展開により特に影響を受けることがある。大半の国の銀行の業務は、総合的規制を受けており、例えば、アメリカ合衆国の規則についてはこの10年間で大幅に変更された。新規の法律または規則の制定、および現行法の解釈・執行の変更が、一部の国々の銀行の経営方法および収益性に影響を及ぼすことがある。銀行は、金利の変動および不動産市場の不利な展開等の一定の経済要因に対し特に敏感に反応することがある。財政・金融政策および全般的景気循環が資金の利用可能性および資金コスト、ローン需要および資産体質に影響を及ぼすことがあり、この結果、銀行の収益・財務状況にも影響を及ぼし得る。

コマーシャル・ペーパーおよびその他の短期法人債務：ユーロ・マスター・ファンドは、ユーロまたはその他の通貨で支払われ、法人、商業銀行またはその他の機関により発行されまたは保証されている「コマーシャル・ペーパー」（アセット・バック・コマーシャル・ペーパーを含む）に投資することができる。さらに、ユーロ・マスター・ファンドは、ユーロまたはその他の通貨で支払われ、法人、商業銀行またはその他の機関により発行されまたは保証されているその他の短期債務（定期預金証書、短期手形、短期債等）に投資することができる。

変動利付および変更可能利付債務：変動利付および変更可能利付債務の価値は、概して、金利水準の変動に対し、固定利付債務の価値よりも安定している。要求払発行者または金融仲介機関は、流動性を高める信用の取得により当該債務の買付能力を支えることがある。これらには、貸付条件付約定および信用状といったクレディット・ラインが含まれ、これらは通常取消不能である。

その他の投資信託：ユーロ・マスター・ファンドは、ユーロ・マスター・ファンドが本書に基づき投資を認められているタイプの証券、証書または債務に投資するその他の投資信託（各々を「取得ファンド」という。）に投資することができる（その他の投資信託の純資産の10%までに制限される）。ただし、取得ファンドへの投資は信用リスクが最小であるとユーロ・マスター・ファンドの投資顧問会社が判断する場合に限られる。その投資目的、方針および制限がユーロ・マスター・ファンドのものと実質的に同様でありかつ実質的に同様のリスクを伴うものではない場合、ユーロ・マスター・ファンドは、取得ファンドに投資を行わない。取得ファンドが欧州証券・市場機構による、欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するガイドラインで定義された「短期マネー・マーケット・ファンド」でないかぎり、ユーロ・マスター・ファンドは、取得ファンドに投資を行わない。

ユーロ・マスター・ファンドは、株式または株式関連証券に投資しない。

13. 受益者に対する報告

ユーロ・フィーダー・ポートフォリオの年次報告書および半期報告書は、管理会社の判断により決定されるユーロ・マスター・ファンドの定期報告書のすべての重要な情報を含む。

3【投資リスク】

リスク要因および特別考察

投資者が考慮すべきリスクには、()ファンドに特有のものであり、投資しようとするファンドのすべてのポートフォリオに適用されるリスク、および()各ポートフォリオに特有のものであり、投資者が投資しようとするポートフォリオの受益証券に特有のもので、当該ポートフォリオに関して採用される投資目的、方針および戦略に関して発生するリスク、また必要に応じ投資対象である投資信託から発生するリスクが含まれる。投資しようとする者は、各自、ファンドおよび各ポートフォリオの受益証券に投資する前に、こうしたリスクについて慎重に考察するべきである。

以下のリスクは、ファンドおよび各ポートフォリオが直接的に、または他の投資信託への投資を通じて間接的に負う特別なリスク要因である。各ポートフォリオへの投資に係るこうしたリスク要因は、本書のサブリメントに記載される。

一般的ナリスク

一般に、発行体は、異なる国々において異なる会計、監査および財務報告の基準に服する。各発行体の証券の取引数量、価格ボラティリティおよび流動性が様々であるのと同様に、政府の監督ならびに証券取引所、証券業者および証券会社の規則も様々である。一部の国の法律は、ファンドがその国に所在するある発行体の証券に投資すること、または投資金額を本国送金することを妨げる場合がある。

また、市場が異なれば、清算および決済の手續も異なりうる。決済が遅れることにより、ファンドの資産の一部が投資されず、ファンド資産による収益が得られない期間が一時的に生じる可能性があり、ファンドが魅力的な投資機会を失う可能性もある。決済上の問題によりファンド証券を処分することができない場合、その後当該ポートフォリオ証券の価格が下落することによりファンドに損失が生じる可能性があり、ファンドが当該証券を売却する契約を締結している場合には購入者への賠償責任が生ずる可能性がある。一部の市場では、受渡し前に証券に対する支払いが求められる場合があり、これによりファンドは付随する信用リスクを負う。

接收もしくは没収的課税の可能性、配当もしくは金利の支払いに対する源泉徴収課税、ファンドの資金もしくはその他の資産の移動に対する制限、政治的もしくは社会的な不安定性、または外交動向により、投資に悪影響を受ける可能性がある。証券の発行体は、当該証券の表示通貨の母国以外の国に所在地(domicile)を有する場合がある。異なる国の証券市場への投資の価値および相対的利回りならびに関連するリスクは互いに独立に変化すると予想される。

US\$マスター・ファンドおよびユーロ・マスター・ファンドは、1米ドルまたは1ユーロの安定した1口当たり純資産価格を達成するという目的を持つクラスの場合、それぞれのファンドからの収益を分配することにより、1口当たり純資産価格を1米ドルまたは1ユーロに維持するための合理的な努力を取締役が行うように組成されている。しかしながら、US\$マスター・ファンドおよびユーロ・マスター・ファンドは、平均より優れた信用があると投資時に投資顧問会社が合理的に考える有価証券に投資するものの、投資先の発行体が債務不履行となりうる、そうでなくともそれに起因する価値の損失を被るというリスクが常に存在するという事に留意すべきである。これらの場合、取締役はUS\$マスター・ファンドまたはユーロ・マスター・ファンドの1口当たり純資産価格を維持できない場合があり、その場合には元本を損失する可能性がある。US\$マスター・ファンドまたはユーロ・マスター・ファンドは安定した1口当たり純資産価格の維持を目的とするが、それを達成できる表明保証はない。元本の損失は金額が大きくなる可能性や突然起きる可能性がある。

債券投資に関するリスク

債券への投資は、発行体が債務の元本および利息を支払えないリスク(信用リスク)を負うと共に、金利感応度、発行体の信用力に関する市場の見方および市場全体の流動性等の要因による価格変動のリスク(市場リスク)も負う。投資顧問会社は、ファンドのための投資判断を行う際に信用リスクと市場リスクの両方を考慮する。

仕組み債は、相対的に、価格変動が激しく、流動性が低く、より単純な証券に比べて正確な評価が難し

い、一般に債券の価値は実勢金利と反比例して変化するため、債券の購入および売却の時期によりキャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスが生じることがある。

評価の誤りを修正する場合の重要性に関する方針

適用のある法律および規則に従い、管理会社は、ファンドの純資産総額を計算する際生じた誤りに対して重要性に関する方針を適用することができる。これは、この方針により重要でないといみなされた誤りの場合、ポートフォリオの個別クラスの純資産総額の修正が行われなことを意味する。この重要性に関する方針が適用されている日に受益証券の申込みを行い、または受益証券を買い戻させた投資家がいる場合、受益者は純資産総額の計算の誤りが生じなかった場合とは異なる経済的影響を受ける可能性がある。

「公正価値」価格の見直し

管理会社から能力ある当事者として任命され、当該目的のために受託会社により承認されたゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー内のあるグループが、一部の証券または商品につき、管理会社またはその受任者が当該証券もしくは商品の評価をすることができない場合または独立の公正価値評価業者から価格が得られない場合に、「公正価値」価格を提供することを要求されることがある。このような場合、管理会社またはその受任者が、このような価格をファンドのための純資産総額の計算に算入する前に、このような価格の「合理性」テストまたはその他のテストを行わない可能性があることに留意されたい。このような状況においては、当該証券の推定換金価値が高ければ高いほど、投資顧問会社に支払われる報酬が高くなり、そのため利益相反が生ずる可能性があることに留意されたい。

修正

取引日において効力を有していた純資産総額が不正確であったため、個別の受益者に対して不正確な口数の受益証券が発行されていると管理会社はその単独の裁量によりいずれかの時点で判断した場合、管理会社は、当該受益者の公平な扱いのために必要であると管理会社はその単独の裁量により判断する取決めを行うことができる。このような取決めには、状況に応じて、当該受益者の受益証券の一部を追加的対価なしに買戻し、または対価なしに当該受益者に対して新たな受益証券を発行し、このような買戻しまたは発行の後に当該受益者により保有される受益証券の口数が正確な純資産総額に基づき発行されていた場合の受益証券の口数と同じになるようにすることなどがある。また、受益証券の買戻し(いずれかの受益者により請求された受益証券の完全な買戻しの場合を含む。)の後のいずれかの時点において、当該買戻しにより当該受益者または元受益者に対して支払われた金額が大幅に不正確であると管理会社はその単独の裁量により判断した場合(当該受益者または元受益者が当該受益証券を購入した際の純資産総額が不正確であったことが原因である場合を含む。)、管理会社は、各場合において利息を付すことなく、当該受益者または元受益者が受け取る権利を有していたと管理会社が判断する追加金額を当該受益者または元受益者に支払い、または、管理会社の単独の裁量により、当該受益者または元受益者が受領したと管理会社が判断する超過支払金額につき、当該受益者または元受益者からの支払いを求める(当該受益者または元受益者は支払う義務を負う。)。管理会社が受益者または元受益者からこのような金額の支払いを求めないことを選択した場合、または管理会社が受益者または元受益者からこのような金額を徴収することができない場合、純資産総額は、このような金額が徴収されていた場合よりも少ない金額となる。

受益者情報の開示

管理会社、投資顧問会社もしくは関連会社およびサービス提供者または管理会社もしくは投資顧問会社の代理人は適宜、ファンドもしくはポートフォリオによって直接もしくは間接的に所有される投資有価証券ならびに受益者の氏名および受益権のレベルを含む(がこれらに限定されない)ファンド、ポートフォリオおよび受益者に関する一定の情報を、() 開示当事者に対して、またはファンドもしくはポートフォリオが直接もしくは間接的に投資する一定の法域の規制もしくは税務当局に対して、または() ファンド、管理会社もしくは投資顧問会社の相手方もしくはファンド、管理会社もしくは投資顧問

会社に対するサービス提供者に対して開示するように要求される場合、またはその裁量で開示すべきか判断する場合がある。

預金保護と同等の投資保護の不存在

ファンドへの投資は、銀行預金とは異なり、政府、政府機関または銀行預金者を保護するために利用される他の保証機構によって保護されない。両ポートフォリオは安定した1口当たり純資産価格をもたらすよう努めるクラスを運用するファンドに投資することができるが、それを保証することはできず、1口当たり純資産価格は銀行預金の額(関係する銀行の支払能力を仮定した場合)とは異なり変動しうる。

安定した純資産価格に関するリスク

US\$マスター・ファンドまたはユーロ・マスター・ファンドのようなマネー・マーケット・ファンドは、安定した1口当たり純資産価格を常に維持することはできない場合がある。マネー・マーケット・ファンドの受益者は、投資運用者もしくは関連会社はそのファンドから不良資産を購入したり、そのファンドに資本注入したり、そのファンドと資本援助契約を締結したりその他そのファンドが安定した1口当たり純資産価格を維持するのを援助するための措置を講じることを期待すべきではない。

金利リスク

金利が上昇している期間中、ファンドの利回り(およびその投資対象有価証券の時価)は一般的な市場金利よりも低くなる傾向がある。金利が下落している期間では、ファンドの利回りは高くなる傾向がある。低金利の状況では、ファンドには追加リスクが生じる。ファンドの投資ポートフォリオの利回りが低くなり、ファンドが受益者に対してプラスの利回りをもたらさず、ファンドの資産から費用を支払い、または、一時的にしても、1口当たり純資産価格を維持するファンドの能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

信用/債務不履行リスク

有価証券の発行体もしくは保証人、または買戻し条件付売買契約を締結した銀行もしくは他の金融機関は、利子の支払いおよび元本の返済に関する債務不履行に陥る可能性がある。さらに、このリスクには、地方債を保証する海外信用状、信用保証状または保険証書が債務不履行に陥るリスクが含まれる場合がある。

ファンドの投資有価証券の信用度は、投資時においては信用度に関する条件を満たしていても、その後低下する場合があります。しかもこの低下は急に起こることがある。場合によっては、ファンドが保有する単一の有価証券またはファンドが保有する有価証券の保証人の格下げまたは債務不履行によりファンドの流動性が損われ、純資産総額の大幅な下落を生じさせる可能性がある。

運用リスク

投資顧問会社が用いる戦略は意図した結果をもたらさない場合がある。

市場リスク

ファンドが投資する有価証券の価格は、個別の企業、特定の産業分野もしくは政府の見通しおよび経済状況全般によって上昇または下落する可能性がある。価格の変動は一時的または長期にわたり続く場合がある。ファンドによる投資は、適宜一または複数の産業分野に重点を置く場合があり、これにより、その産業分野において好ましくない事態が生じると、ファンドに対する損失リスクが増大する。

流動性リスク

各ポートフォリオは、市場の展開またはネガティブな投資家の認識によって流動性が低下する可能性のある資産に投資を行う場合がある。ファンドはポートフォリオの流動性を高水準に維持するよう努めるが、ポートフォリオの有価証券の流動性は、発行体もしくは保証人に影響を及ぼす信用問題により、ま

たは市況全般および買い手の不在により急に低下することがある。買い手が見つらず、希望する時期もしくは価格で容易に投資対象が売却することができない場合、ファンドはより低い価格での売却を行わざるを得ない場合もあり、またはその金融商品の全てを売却できない場合もある。一もしくは複数の投資対象を売却できない場合、ポートフォリオの安定した1口当たり純資産価格の維持に悪影響を及ぼすまたはポートフォリオが他の投資機会を得ることの妨げになりうる。

流動性リスクには、通常とは異なる市況、通常より大量の買戻し請求または他の理由によりファンドが定められた期間内に買戻し金額を支払うことができないというリスクも含まれる。ポートフォリオが不利な時期または不利な状況で有価証券を売却せざるを得ない場合、その売却によりポートフォリオの安定した1口当たり純資産価格維持に悪影響が生じる場合がある。

投資顧問会社のクライアント、関連会社および投資顧問会社によって運用される他のファンドを含む一定の受益者は、随時相当な割合のファンドの受益証券を所有または支配することがある。当該受益者には、例えば機関投資家、ファンド・オブ・ファンズ、一任投資顧問会社および単一的意思決定者により売買の決定がなされる他の受益者が含まれる場合がある。当該受益者がポートフォリオの受益証券を買戻すことにより更にポートフォリオの流動性リスクが増大し、ポートフォリオそれ自体の純資産総額に影響を及ぼす場合がある。

受託会社の支払不能

ファンドは、受託会社の支払不能、財産管理、清算または債権者からのその他の正式な保護申立手続（以下「支払不能」という。）に関する多くのリスクを負う。かかるリスクには、受託会社およびいずれかの副保管会社の両者において顧客の資金（以下「顧客の資金」という。）として取り扱われていない、受託会社が保管しているすべての現金が失われること、受託会社がファンドのために管理会社と合意した手続（もしあれば）に従って顧客の資金として取り扱うことができなかつたすべての現金が失われること、受託会社およびいずれかの副保管会社の両者において適切に分離されずかつ識別されなかつた一部またはすべての有価証券（以下「信託財産」という。）、または支払不能に関する管理事務費を支払うための減額および/またはかかる信託財産の識別および譲渡に関し受託会社によって保管されていた顧客の資金、および/または支払不能の特別な状況に従ったその他の理由による顧客の資金が失われること、受託会社による誤った会計処理による一部またはすべての資産が失われること、残高の送金の受取および当該資産の管理の回復が大幅に遅延したことによる損失が含まれる。ファンドは、当該有価証券が保管されているいずれかの副保管会社、現金（顧客の資金として取り扱われている現金を含む。）が保管されている第三者銀行、またはレポ契約に基づき取得された担保または返還された現金が保管されている債券集中保管機関または関係機関の支払不能の場合にも類似のリスクを負う。支払不能は、ポートフォリオの投資活動に深刻な混乱をもたらす可能性がある。状況によっては、管理会社はこのために、純資産総額の計算および一または複数のポートフォリオに関する受益証券の取引を一時的に停止することになる可能性がある。

ファンドのアンブレラ・ストラクチャー：アイルランドの法律により、ファンドは、全体として、第三者に対する責任を負わず、また、異なるポートフォリオ間で他のポートフォリオの債務を二次的に負わされる可能性はないものとする。ただし、他の法域の裁判所においてファンドに対し訴訟が行われた場合、ポートフォリオの分離性が必ずしも守られるという絶対的な保証はない。

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーのサブ・ファンドの間の二次的債務負担

ポートフォリオは、ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーのサブ・ファンドに投資することができる。アイルランドの法律により、ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーは、全体として、第三者に対する責任を負わず、また、ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーのサブ・ファンド間で他のサブ・ファンドの負債を二次的に負わされる可能性はない。ただし、他の法域の裁判所においてゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーに対し訴訟が行われた場合、サブ・ファンドの分離性が必ずしも守られるという絶対的な保証はない。

課税状況の不確実性

租税法規は絶えず変更されていること、およびそうした変更には遡及的効力がある場合があることに留意されたい。また、税務当局による租税法規の解釈および適用は、明確でなく、一貫性がなくまたは透明性がない場合がある。その結果、ポートフォリオの受益証券の申込み、買戻しもしくは転換時のポートフォリオの純資産総額は、過去の実現または未実現利益に対する租税債務(遡及的効力のある租税債務を含む。)を含むポートフォリオの租税債務を正確には反映していない場合がある。更に、受益証券の申込み、買戻しまたは転換時のポートフォリオの純資産総額は、最終的に支払われない場合のある潜在的租税債務を反映する場合がある。会計基準もまた変更される可能性があり、以前には計上することを要求されていなかった潜在的租税債務をファンドが計上する義務が生じる、またはポートフォリオが最終的に当該課税義務を課されるとは予期しない状況においてファンドがそれを計上する義務が生じることがある。

ポートフォリオが事後的に租税債務を計上する場合、以前には計上されていなかった租税債務に関する金額を支払う義務がある場合、およびその評価に反映されていなかった租税債務がファンドの投資(過去の実現投資を含む。)によって生じた場合、当該計上または支払額は、通常、当該課税に関連する所得を得た時または取引がなされた時ではなく、当該計上または支払時にファンドの受益者に割り当てられる。更に、潜在的租税債務の計上額が当該課税義務を超える、または超える予定であるとファンドが決定する場合、当該決定から生じる利益は、通常、当該課税に関する所得を得た時または取引がなされた時ではなく、その決定時にファンドの受益者に割り当てられる。それ以前に当該ポートフォリオの受益証券を買戻した受益者は追加の支払いを受けず、当該利益も割り当てられない。上記の決定または支払いについて、受益者に対する通知はない。

租税債務が発生しない期間にポートフォリオに投資する受益者は、適用される投資の時期に当該租税債務が発生していた場合より、高い純資産価格で当該ポートフォリオに投資することになる。同様に、租税債務が発生する期間にポートフォリオに投資する受益者は、適用される投資の時期に当該租税債務が発生していなかった場合より、低い純資産価格で当該ポートフォリオに投資することになる。他方、潜在的租税債務が発生していない期間にポートフォリオの受益証券を買戻す受益者は、適用される買戻しの時期に当該債務が発生していた場合より高い純資産価格で当該ポートフォリオから買戻すことになる。同様に、潜在的租税債務が発生する期間にポートフォリオの受益証券を買戻す受益者は、適用される買戻しの時期に当該債務が発生していなかった場合より低い純資産価格で当該ポートフォリオから買戻すことになる。

税務上のリスク；受益者に関する情報の開示

最近制定された米国の法律により、2012年12月31日以降に行われるファンドに対する支払いについては、米国源泉の利息または配当金(およびその他の類似の支払金)の支払い(以下「源泉徴収可能な支払い」という。)、または米国源泉の利息または配当金を生む可能性のある財産の売却またはその他の処分による総手取金に対し、通常、30%の源泉徴収税が課される。ただし、他の要件の中でも、管理会社がファンドのためにIRSとの間において源泉徴収契約を締結し、ファンドが各受益者から特定の情報を取得し、かつファンドのために管理会社またはその他の代理人がかかる特定の情報をIRSに対し開示する場合は除かれる。要求された情報を提供することを怠った受益者は、ファンドが受け取る源泉徴収可能な支払いのうちのかかる受益者の割当分について、かかる源泉徴収税を課される可能性がある。他の理由として、当該法律の適用範囲およびファンドのために管理会社またはその代理人が各受益者から取得することを要求される情報が完全に明確ではないという理由で、ファンドがこの源泉徴収税の課税対象にならないという保証はない。

銀行持ち株会社としての規制

2008年9月、ゴールドマン・サックスは、1956年米国銀行持ち株会社法(改正済)(以下「BHCA」という。)に基づき、銀行持ち株会社(以下「BHC」という。)となり、これにより、連邦準備制度理事会の監督および規制に従うことになった。

さらに、2009年8月、ゴールドマン・サックスは、一定の基準を満たしているBHCが取得することのできる資格であるBHCAに基づく金融持ち株会社(以下「FHC」という。)となることを選択し

た。FHCは、FHCではないBHCに比べ、より広範囲に及び業務を行うことができる。しかしながら、FHCおよびその関連会社の業務は、引き続き、BHCAおよびその関連する規則により課せられた一定の規制に従うこととなっている。ゴールドマン・サックスは、BHCAにおける意味の範囲内でファンドを「管理」するものとみなされているため、かかる規制はファンドにも適用されることが予想される。よって、BHCAおよびその他の適用可能な銀行法、規則、規定およびガイドライン、ならびに該当する規制機関(連邦準備制度理事会を含むがこれに限定されない。)がこれらを解釈し管理することにより、一方の当事者を投資顧問会社、取締役会、ゴールドマン・サックスおよびこれらの関連会社とし、また、他方の当事者をファンドとする取引および関係が制限される可能性があり、また、ファンドによる投資および取引ならびにファンドの業務が制限される可能性がある。例えば、ゴールドマン・サックスおよびファンドに適用され得るBHCA規制は、とりわけ、投資を行うファンドの能力または投資の規模を制限する可能性があり、ファンドの投資対象の一部またはすべてに関し最長保有期間を設定する可能性があり、ファンドが投資する会社の経営および運営に参加する投資顧問会社の能力を制限する可能性があり、また、ゴールドマン・サックスのファンドに投資する能力を制限する可能性がある。さらに、特定のBHCA規制により、関連会社によって所有、保有または管理されているポジションの合算が必要になる可能性がある。従って、場合によっては、顧客の勘定および自己勘定で、ゴールドマン・サックスおよびその関連会社(投資顧問会社を含む。)によって保有されているポジションは、ファンドによって保有されているポジションと合算されなくてはならなくなる可能性もある。BHCA規制が保有され得るポジションの金額に上限を設ける場合、ゴールドマン・サックスは、自己勘定または他の顧客の勘定で、投資を行うために利用可能な能力を用いる可能性があり、これにより、ファンドは特定の投資対象を制限および/または清算することを要求される可能性がある。以下「第三部 特別情報、第1 管理会社の概況、4 利害関係人との取引制限」についても参照されたい。

このような規制は、とりわけポートフォリオの投資プログラムに含まれる特定の戦略を実行する、または特定の有価証券の取引を行う投資顧問会社の能力に影響を及ぼすことにより、ポートフォリオに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。また、ゴールドマン・サックスは、将来、FHCとしての資格を失う可能性があり、これによりポートフォリオはさらなる制限を受ける可能性がある。さらに、ドッド・フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法(改正される可能性があり、また、本法に基づき発布される規則と共に以下「ドッド・フランク法」という。)、および新たな法案を施行する監視監督機関により発布される新たな規則がゴールドマン・サックスもしくはファンドに与える影響に関する保証はなく、また、かかる法の影響がポートフォリオに重大な悪影響を及ぼさないという保証はない(以下「ドッド・フランク法」のパラグラフを参照のこと。)

ゴールドマン・サックスは、将来、自身の単独の裁量により、また、受益者に通知することなく、ゴールドマン・サックス、ポートフォリオまたは投資顧問会社およびその関連会社によって管理されているその他のファンドおよび口座に対する銀行の規制上の制限による影響または適用可能性を軽減または排除するために、ファンドまたは投資顧問会社を再構築することができる。ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスのファンドへの投資(もしあれば)の金額を削減することにより、または自身の単独裁量により決定するその他の方法によりこれを達成するよう努める。

ドッド・フランク法

2010年7月、ドッド・フランク法が制定された。ドッド・フランク法は、いわゆる「ボルカー・ルール」を含む。とりわけ、ボルカー・ルールは、通常、金融機関(ゴールドマン・サックスおよびその関連会社を含む。)が金融機関の関連会社によって運用されている投資信託またはかかる投資信託によって管理されている投資ビークルとの「カバー取引」およびその他の特定の取引を行うことを禁じている。「カバー取引」には、金融機関またはその関連会社が、このような関連会社によって運用されているファンドに対する信用リスクを負うことになる貸付または信用の拡大、資産の購入およびその他の特定の取引(デリバティブ(金融派生商品)取引および保証を含む。)等がある。さらに、ボルカー・ルールは、ゴールドマン・サックスとかかる金融機関との間のその他の特定の取引が「独立当事者間」ベースで行われることを要求している。ファンドは、過去にゴールドマン・サックスとこのような取引を行ったことがないため、ゴールドマン・サックスとファンドとの間のカバー取引の禁止は、ファンドに重大

な影響を及ぼすことはないと予想される。

さらに、ボルカー・ルールは、金融機関とその顧客またはカウンターパーティーとの間で重大な利益相反を生じさせる、または金融機関が直接的もしくは間接的にハイリスク資産もしくはハイリスク取引戦略に大いにさらされることになる活動を行うことを禁止している。「重大な利益相反」という用語、およびゴールドマン・サックスが行う取引および活動に関する禁止の範囲については、将来のルールの制定において明示される予定である。最終ルールが発布されるまでは、かかる禁止条項がゴールドマン・サックスおよびファンドにどのような最終的な影響を及ぼすのかは不透明なままである。ファンドに不利益を与えるような特定の投資もしくは投資戦略またはその他の行為をファンドが先に行ってしまう可能性があるため、このような規制は、ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ボルカー・ルールは、今後数年間の間に施行される予定である。ボルカー・ルールは、該当する監視監督機関によって最終ルールが可決されてから12ヶ月後、またはドッド・フランク法が調印され制定された日の2年後のいずれか早い方の日(最終期限は2012年7月)に効力を生じるものとされている。この時点から2年以内に、金融機関は、その活動がボルカー・ルールを遵守したのものとなるよう取り計らわなくてはならない。現在、この遵守移行期間の期限は、2014年7月の予定であるが、連邦準備理事会は、この遵守移行期間を延長する可能性もある。

ボルカー・ルールに基づく規則は、発布されていないため、かかる規則が最終的にファンドにどのような影響を及ぼすかは、現段階では不透明である。ゴールドマン・サックスは、ボルカー・ルールに基づき、一定の条件を満たした場合のみヘッジ・ファンドおよび未公開株式ファンドの募集を行い、また、スポンサーになることができる。ゴールドマン・サックスが何らかの理由により、かかる条件またはボルカー・ルールに基づく他の条件を満たすことができない場合、または満たさないことを選択する場合、ファンドの構成、運用および運営は、ゴールドマン・サックスおよび/またはファンドに対するボルカー・ルールの影響および適用可能性を軽減または排除するために、またはゴールドマン・サックスがボルカー・ルールを遵守することと関連して、変更される可能性がある。特に、ゴールドマン・サックスは、ファンドへの投資金額を減額するか、または自身の単独裁量により決定するその他の方法を用いる可能性がある。(上記の「銀行持ち株会社としての規制」を参照のこと。)

リスク管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行う。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チームに報告する。

* 上記リスクに対する管理体制は今後変更されることがある。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

海外における申込手数料は徴収されない。

日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料は徴収されない。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されない。

日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

(3)【管理報酬等】

各ポートフォリオのサブリメント「6.経費および費用」に記載されるとおりである。

(4)【その他の手数料等】

その他の費用

各ポートフォリオは、各ポートフォリオに発生した訴訟関連費用、またはファンドに発生した訴訟関連費用のうち、各ポートフォリオの割合に比例した分について責任を負う。信託証書の規定に従い、管理会社はファンドのために、一定の場合、ファンドによる、またはファンドのための訴訟に関して生じた支出および費用等を受託会社に補償する。管理会社は、ファンドもしくは当該ポートフォリオによる、またはファンドもしくは当該ポートフォリオのための訴訟に関して管理会社に生じた支出および費用を、ファンドもしくは当該ポートフォリオから回収する権限を有する。

各ポートフォリオは、管理会社が負担する諸経費以外のすべての諸費用、またはファンドのすべての諸費用のうち、場合に応じて、いずれかの特定のポートフォリオに帰属しない費用のうちそのポートフォリオの純資産総額の割合に比例した費用を支払う。各ポートフォリオが支払う費用(またはその割合に比例した費用)には以下のものが含まれる。

(イ) 監査人および会計士の報酬

(ロ) 弁護士報酬

(ハ) 当該ポートフォリオ証券の販売代理人または販売人に支払われる報酬

(ニ) 関係当局が課す公租公課その他の課徴金

(ホ) 当該ポートフォリオ証券に係る一切の報告書、証明書、購入確認書およびファンド証券の受益者に対する通知書の作成、翻訳および配付のための費用

(ヘ) 他の地域での当該ポートフォリオの認可の取得または登録に関して生じる手数料および費用

(ト) 保管および譲渡のための費用

(チ) 受益者集会の費用

(リ) 保険料

(ヌ) 当該ポートフォリオ証券の発行または買戻しに伴う事務的費用を含むその他の費用

(ル) 当該ポートフォリオまたは当該ポートフォリオ証券の募集を管轄する一切の関係当局(各地の証券業協会を含む。)に対する信託証書ならびに届出書、目論見書、説明書、年次報告書、半期報告書および臨時報告書等ファンドに関するその他の書類を必要とされる言語により作成、印刷または届出するための費用、およびファンド証券の受益者に対する上記文書の配付費用

(ヲ) 当該ポートフォリオ証券の販売に関する広告費用

(ワ) 関連する地域における地方紙による通知の公告費用

上記にはいずれも付加価値税が加算される。

各ポートフォリオは、当初募集の準備に際して生じた設定費用を支払うものとし、こうした費用は5年間または管理会社が定めるその他の期間にわたり償却される。さらに、当初設定されたポートフォリオより後に設定されるすべてのポートフォリオに対し、管理会社が決定する、当初設定費用の一部を割り当てることができる。

(5) 【課税上の取扱い】

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- (2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、源泉分離課税となり、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する(平成25年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率となる。)。この場合支払調書は提出されない。
- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される(平成25年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱いられ、個人の受益者の売買益については課税されない。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)に係る配当課税の対象とされ、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成25年1月1日以後は10.147%(所得税7.147%、住民税3%)、平成26年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが(申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。)、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる(平成25年1月1日以後は7.147%、平成26年1月1日以後は15.315%、平成50年1月1日以後は15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成25年1月1日以後は10.147%(所得税7.147%、住民税3%)、平成26年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以

後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限り、）および上場株式等の配当所得（受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限り、）との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) アイルランド

管理会社は、受託会社が課税目的上アイルランドの居住者であることを前提として、ファンドおよび受益者の課税上の地位が以下に記されるとおりであるとの助言を得ている。

ファンド

ファンドの受託会社が課税上のアイルランド居住者であるとみなされる場合、ファンドは、課税目的上アイルランドの居住者であるとみなされる。管理会社は、ファンドが課税目的上アイルランド居住者となるような形態でファンドの事業を営むこととしている。

管理会社は、ファンドが租税法第739B条(1)において定義される投資信託として適格であるとの助言を得ている。現在のアイルランドの法律上および実務上、ファンドは、その所得または収益にアイルランドでは課税されない。

ただし、ファンドに「課税事由」が発生した場合には、税金が発生しうる。課税事由には、受益者に対する分配金の支払い、受益証券の換金、買戻し、消却、譲渡もしくはみなし処分（みなし処分は、該当期間の終了時に発生する。）、または譲渡により生じた収益に関する税金を支払うためにファンドにより行われる、受益者の受益証券の充当もしくは消却が含まれる。該当宣言書が提出されており、かつ、当該宣言書に記載されている情報もはや実質的に正確ではないことを十分に示す情報をファンドが入手していない限り、課税事由の発生時にアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない受益者について課税事由に係る税金はファンドに発生しない。該当宣言書または規定される代替手続（下記「代替手続」の項を参照のこと。）を満たすファンドがない場合には、投資家はアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者であると推定される。課税事由には以下に掲げるものは含まれない。

- ・ 受益者によるファンドの受益証券とファンドの他の受益証券との交換であって、当該受益者への支払いが行われない独立当事者間取引として実行されたもの
- ・ アイルランド国税庁長官の指令により指定される公認決済システムにおいて保有される受益証券に関する取引（他の場合には課税事由となりうる。）
- ・ 受益者による受益証券に対する権利の譲渡であって、一定の条件に従い、当該譲渡が配偶者と元配偶者の間の譲渡である場合
- ・ ファンドと他の投資信託との（租税法第739H条に定義された）適格な合併または再建により生じる受益証券の交換

課税事由が生じた場合においてファンドが税金を計上する責任を負うときには、ファンドは、課税事由において生じた支払いから適正な税金相当額を源泉徴収し、または、場合に応じて、税金の金額

を支払うために必要な口数分の受益者または受益証券を第三者に信託している者の受益証券を充当し、もしくは消却することができる。このような源泉徴収、充当または消却が行われなかった場合、該当する受益者は、課税事由の発生によりファンドが税金を計上する責任を負ったことによりファンドに生じた損失につき、ファンドに補償し、ファンドを免責しなければならない。

ファンドがアイルランドの株式への投資により受領した分配金は、所得税の標準税率(現在20%)のアイルランドの分配金源泉税を課されることがある。ただし、ファンドは、ファンドがアイルランドの分配金源泉税を控除されずに受領しうる分配に対し、受益権を有する投資信託である旨を支払者に宣言することが可能である。

印紙税

ファンドの受益証券の販売、譲渡、買戻しまたは償還につき、アイルランドにおいて印紙税は課されない。受益証券の申込または買戻しが証券、財産またはその他の種類の資産の現物譲渡により履行される場合、かかる資産の譲渡につき、アイルランドの印紙税が生じることがある。

株式または市場性のある証券の移転または譲渡に関しては、当該株式または市場性のある証券がアイルランドにおいて登記された会社によって発行されたものでないこと、および当該移転または譲渡がアイルランド所在の不動産またはこのような不動産に対する権利もしくは持分に関するものではなく、かつ、アイルランドにおいて登記された会社(租税法第739B条(1)に規定された投資事業である会社を除く。)に関するものではないことを条件として、ファンドはアイルランド印紙税の支払義務を負わない。

受益者の税金

公認決済システムにおいて保有される受益証券

公認決済システムにおいて保有される受益証券に関し、受益者に対する支払いまたはかかる受益証券の換金、買戻し、消却もしくは譲渡は、ファンドの課税事由とならない(ただし、本項において略述する、公認決済システムにおいて保有される受益証券についての規則が、みなし処分により生じる課税事由に適用されるか否かについては法律上不明確であるため、先に記載したように、受益者はこの点について各自税務アドバイスを求めるべきである)。このため、受益証券がアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者により保有されているか否か、または非居住受益者が該当宣言を行ったか否かに関わらず、ファンドは、当該支払いについてアイルランドの税金を源泉徴収する必要はない。ただし、アイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者、またはアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない受益者であるが、その受益証券がアイルランドの支店または代理店に帰属している者は、なお、自らの受益証券に係る分配または受益証券の換金、買戻しもしくは譲渡に対するアイルランドの税金を計上する責任を負うことがある。

受益証券が課税事由の発生時に公認決済システムにおいて保有されていない場合(およびみなし処分により発生した課税事由について前項で指摘した点に従うことを条件に)、課税事由が生じた場合には、典型的には、以下のような課税上の効果が生じる。

アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない受益者

受益者が(a)アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもなく、かつ、(b)受益者が受益証券の申込みまたは取得時点頃に該当宣言を行っており、かつ、(c)当該宣言に含まれている情報もはや実質的に正確ではないことを十分に示す情報をファンドが入手していない場合、ファンドは、当該受益者に関する課税事由の発生時に税金を源泉徴収する必要はない。該当宣言(適切な時期に)が行われない場合または規定される代替手続(下記「代替手続」の項を参照のこと。)を満たすファンドがない場合は、受益者がアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもないとしても、ファンドにおける課税事由の発生により税金が生じる。源泉徴収される適正な税金は下記のとおりである。

受益者が、アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない者を代理する仲介人を務める場合、()ファンドが規定される代替手続を満たしているか、()仲介人が上記の者の代理を務めている旨の該当宣言を行っており、かつ、当該宣言に含まれている情報もはや実質的に正確ではないことを十分に示す情報をファンドが入手していない限り、ファンドは、課税事由の発生時

に税金を源泉徴収する必要はない。

アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない受益者であって、()ファンドが規定される代替手続を満たしているか、または()受益者が該当宣言を行っており、当該宣言に含まれている情報がもはや実質的に正確ではないことを十分に示す情報をファンドが入手していない場合は、自己の受益証券からの所得およびかかる受益証券の処分による収益につきアイルランド税を支払う義務を負わない。ただし、アイルランド居住者ではない法人受益者のうち、アイルランドにおける取引支店または取引代理人により、またはアイルランドにおける取引支店または取引代理人のために受益証券を直接的または間接的に保有している者は、自己の受益証券からの所得および受益証券の処分による収益につき、アイルランド税を支払う義務を負う。

受益者が該当宣言をファンドに提出していないことにより税金がファンドにより源泉徴収された場合、アイルランドの法律上、アイルランド法人税を課税される会社、一定の無能力者、およびその他の一定の限定された状況においてのみ税金を還付することを規定している。

アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者

受益者がアイルランドの免税投資家であり、その旨の該当宣言を行っており、かつ、当該宣言に含まれている情報がもはや実質的に正確ではないことを十分に示す情報をファンドが入手していない場合、または受益証券がコート・サービスにより購入された場合を除き、ファンドは、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者に対する分配(支払いが毎年またはそれよりも高い頻度で行われる場合)から、27%の税率で税金を源泉徴収しなければならない。同様に、ファンドは、その他の分配またはアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者による受益証券の換金、買戻し、消却、譲渡またはみなし処分(下記参照)により受益者(該当宣言を行ったアイルランドの免税投資家を除く。)に生じる収益について、30%の税率で税金を源泉徴収しなければならない。

2006年金融法において、該当期間の終了時にアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者が保有するファンドの受益証券に関し、当該受益者に対する自動的出口税(exit tax)に関する規則(その後、2008年金融法により改正された。)が導入された。当該受益者(企業と個人の両方)は、当該該当期間の終了時に自らの受益証券を処分したとみなされ(以下「みなし処分」という。)、購入または前回の出口税の適用のいずれか遅い方以後の受益証券の値上がり(もしあれば)に基づき当該受益者に生じたみなし収益に対し、30%の税率で課税される(物価スライドによる減免の利益を受けずに算定される)。

事後の課税事由(次の該当期間の終了により発生する課税事由または毎年もしくはこれより頻繁に支払いが行われる場合を除く。)によりさらなる税金が発生した場合の計算において、前項のみなし処分は当初は無視され、適正な税金が通常どおり算定される。かかる税金の計算の際、前項のみなし処分の結果として支払われた税金について、速やかに本税金に対し税額控除がなされる。事後の課税事由により生じた税金が、前項のみなし処分により生じた税金より多い場合、ファンドは、差額を源泉徴収しなければならない。事後の課税事由により生じた税金が、前項のみなし処分により生じた税金より少ない場合、ファンドは、(下記の「15%基準」の項に従い)受益者に超過額を還付する。

10%基準

ファンド(またはアンブレラ・スキーム内のサブ・ファンド)の課税対象の受益証券(すなわち、宣言の手続が適用されない受益者が保有する受益証券)の純資産価額が、ファンド(またはサブ・ファンド)の受益証券の純資産総額の10%を下回る場合で、かつファンドが、各年に国税庁に対し各影響を受ける受益者(以下「影響を受ける受益者」という。)について僅少(de minimus)制限が適用される旨の一定の詳細事項を報告することを選択した場合、ファンドは、かかるみなし処分について税金(以下「出口税」という。)を源泉徴収する必要はない。こうした状況において、みなし処分により生じた収益について税金を計上する義務は、ファンドまたはサブ・ファンド(またはこれらのサービス提供者)ではなく、自己申告に基づく受益者(以下「自己申告者」という。)の責任となる。ファンドは、影響を受ける受益者に対しファンドが必要な報告を行う旨を書面で通知した場合、報告することを選択したとみなされる。

15%基準

前述のように、事後の課税事由により生じた税金が（例えば、実際の処分による事後の損失のため）前記のみなし処分により生じた税金より少ない場合、ファンドは受益者に超過額を還付する。ただし、事後の課税事由の発生直前に、ファンド（またはアンブレラ・スキーム内のサブ・ファンド）の課税対象の受益証券の純資産価額が、受益証券の純資産総額の15%を超えない場合、ファンド（またはサブ・ファンド）は、発生した超過税額を国税庁により直接受益者に還付させることを選択することができる。ファンドは、受益者から請求を受領すれば国税庁が直接還付を行う旨を書面で受益者に通知した場合、かかる選択を行ったとみなされる。

その他

複数の受益証券に対する複数ののみなし処分事由を避ける目的で、ファンドは、のみなし処分の発生前に各年の6月30日または12月31日に保有されている受益証券を評価するため第739D条（5B）に基づく取消不能の選択を行うことができる。法律は不明確であるが、その趣旨は、ファンドに対し受益証券を6ヶ月毎にグループ化することを認めることにより、年間の様々な日に評価を要するため行政の重大な負担となることを避けて出口税の計算をより容易にすることであると一般に理解されている。

アイルランド国税庁長官は、最近、上記の計算/目的の達成方法についての実務上の側面に関する最新の投資信託手引書を提供した。

アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者は、（自らの課税上の地位によっては）受益証券の換金、買戻し、消却、譲渡またはのみなし処分により生じた分配または収益に対する税金または追徴税を支払う必要がある。あるいは、当該受益者は、課税事由に基づきファンドにより源泉徴収される税金の全部または一部の還付を受けうることがある。

代替手続

2010年財政法（以下「財政法」という。）は、一般に、該当宣言に関する規則を変更するための代替手続といわれている新たな措置を導入した。財政法以前は、該当宣言が存在し、かつ投資会社がかかる情報はもはや正確ではないことを合理的に示す情報を保持していないことを条件とし、課税対象となる事象が発生した時点でアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者のいずれでもない受益者に関する課税対象となる事象について、投資会社は税を課されることはなかった。該当宣言が存在しなかった場合は、投資家がアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者のいずれかであったと推定されていた。しかしながら財政法において、投資会社が、このような受益者がアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者ではないことを保証するための適切な代替手続を行い、また、投資会社がこの件に関し歳入委員会から承認を得た場合に、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者のいずれでもない受益者に対し、上記の適用除外を許可する規定が導入された。

個人ポートフォリオ投資信託（以下「PPIU」という。）

2007年金融法は、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者であり、かつ投資信託の受益証券を保有する個人に対する課税について新たな規定を導入した。この規定は、PPIUの概念を導入した。基本的に、投資信託は、特定の投資家が投資信託により保有される財産の一部または全部の選択に影響を及ぼしうる場合、当該投資家についてPPIUであるとみなされる。個々の状況によって、投資信託は、一部もしくはすべての個人投資家についてPPIUとみなされることがあり、またはいずれの投資家についてもPPIUとみなされないことがある。すなわち、投資信託は、「影響」しうる個人についてのみPPIUとなる。2007年2月20日以降に課税事由を生じた個人について、PPIUである投資信託に関連する課税事由により発生した収益は、標準税率プラス30%（現在は50%）の税率で課税される。投資対象の資産が広範囲に市場で販売されかつ公開されている場合または投資信託が実行する資産以外への投資について、特別免除が適用される。土地またはその価値が土地に由来する非上場株式への投資については、さらなる制限が課されることがある。

疑義を避けるため付言すると、上記のPPIU規定は、（ ）アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない受益者、または（ ）アイルランドの免税投資家には関係しないが、両方の場合に該当宣言書が提出されており、かつ、当該宣言書に記載されている情報がもはや実質的に正確

ではないことを十分に示す情報をファンドが入手していないことを条件とする。

資産取得税

受益証券の処分は、アイルランドの贈与税または相続税(資産取得税)の課税対象となりうる。ただし、ファンドが(租税法第739B条上の)投資事業の定義に該当する場合、受益者による受益証券の処分は、(a)贈与日または相続日において受贈者または承継人がアイルランドに住所(domicile)を有する者でもアイルランド通常居住者でもなく、(b)処分日において、受益証券を処分する受益者(以下「処分者」という。)がアイルランドに住所(domicile)を有する者でもアイルランド通常居住者でもなく、さらに、(c)受益証券が、贈与日または相続日および評価日において当該贈与または相続の対象に含まれている場合には、資産取得税の課税対象とならない。

資産取得税の課税をするうえでの、アイルランドの税務上の居住地について、アイルランド非居住者に対しては特別規則が適用される。アイルランドに居住していない受贈者または処分者は、該当日にアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者であるとみなされないが、)その者が、当該日が該当する申告年度の直前の連続する5申告年度にアイルランドに居住していた場合、および)その者が当該日にアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である場合についてはこの限りではない。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(米ドル・ポートフォリオ)

(2012年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託 (ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド)	アイルランド	735,002,164	100.04
現金・預金・その他資産(負債控除後)		- 290,459	- 0.04
合計(純資産総額)		734,711,705 (59,651百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、各ポートフォリオの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(ユーロ・ポートフォリオ)

(2012年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(ユーロ)	投資比率(%)
投資信託 (ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックス・ユーロ・リキッド・リザーブズ・ファンド)	アイルランド	79,504,197	100.14
現金・預金・その他資産(負債控除後)		- 114,199	- 0.14
合計(純資産総額)		79,389,998 (8,514百万円)	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(米ドル・ポ
トフォリオ)

(2012年4月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	数量 (口数)	取得原価(ドル)		時価(ドル)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	(ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー-ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド)	アイルランド	投資信託	735,002,164	1.00	735,002,164	1.00	735,002,164	100.04

(ユーロ・ポ
トフォリオ)

(2012年4月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	数量 (口数)	取得原価(ユーロ)		時価(ユーロ)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	(ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー-ゴールドマン・サックス・ユーロ・リキッド・リザーブズ・ファンド)	アイルランド	投資信託	79,504,197	1.00	79,504,197	1.00	79,504,197	100.14

【投資不動産物件】

該当なし

【その他投資資産の主要なもの】

該当なし

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

(米ドル・ポートフォリオ)

各会計年度末および2011年5月1日より2012年4月末日までの期間の各月末の純資産の推移は次の通りである。

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第4会計年度末 (2002年12月末日)	1,115,521	90,569	0.01	0.8119
第5会計年度末 (2003年12月末日)	940,458	76,356	0.01	0.8119
第6会計年度末 (2004年12月末日)	968,069	78,598	0.01	0.8119
第7会計年度末 (2005年12月末日)	732,596	59,479	0.01	0.8119
第8会計年度末 (2006年12月末日)	601,700	48,852	0.01	0.8119
第9会計年度末 (2007年12月末日)	706,211	57,337	0.01	0.8119
第10会計年度末 (2008年12月末日)	813,496	66,048	0.01	0.8119
第11会計年度末 (2009年12月末日)	704,957	57,235	0.01	0.8119
第12会計年度末 (2010年12月末日)	708,218	57,500	0.01	0.8119
第13会計年度末 (2011年12月末日)	700,068	56,838	0.01	0.8119
2011年5月末日	733,512	59,554	0.01	0.8119
6月末日	724,429	58,816	0.01	0.8119
7月末日	733,518	59,554	0.01	0.8119
8月末日	724,630	58,833	0.01	0.8119
9月末日	720,019	58,458	0.01	0.8119
10月末日	718,634	58,346	0.01	0.8119
11月末日	704,552	57,203	0.01	0.8119
12月末日	700,068	56,838	0.01	0.8119
2012年1月末日	703,923	57,151	0.01	0.8119
2月末日	722,093	58,627	0.01	0.8119
3月末日	733,982	59,592	0.01	0.8119
4月末日	734,712	59,651	0.01	0.8119

(ユーロ・ポートフォリオ)

各会計年度末および2011年5月1日より2012年4月末日までの期間の各月末の純資産の推移は次の通りである。

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千ユーロ	百万円	ユーロ	円
第4会計年度末 (2002年12月末日)	81,966	8,790	0.01	1.0724
第5会計年度末 (2003年12月末日)	64,124	6,877	0.01	1.0724
第6会計年度末 (2004年12月末日)	43,790	4,696	0.01	1.0724
第7会計年度末 (2005年12月末日)	45,451	4,874	0.01	1.0724
第8会計年度末 (2006年12月末日)	57,864	6,205	0.01	1.0724
第9会計年度末 (2007年12月末日)	60,170	6,453	0.01	1.0724
第10会計年度末 (2008年12月末日)	80,528	8,636	0.01	1.0724
第11会計年度末 (2009年12月末日)	87,264	9,358	0.01	1.0724
第12会計年度末 (2010年12月末日)	87,887	9,425	0.01	1.0724
第13会計年度末 (2011年12月末日)	80,953	8,681	0.01	1.0724
2011年5月末日	85,991	9,222	0.01	1.0724
6月末日	90,513	9,707	0.01	1.0724
7月末日	90,036	9,655	0.01	1.0724
8月末日	92,602	9,931	0.01	1.0724
9月末日	95,049	10,193	0.01	1.0724
10月末日	90,245	9,678	0.01	1.0724
11月末日	82,857	8,886	0.01	1.0724
12月末日	80,953	8,681	0.01	1.0724
2012年1月末日	83,398	8,944	0.01	1.0724
2月末日	76,976	8,255	0.01	1.0724
3月末日	75,647	8,112	0.01	1.0724
4月末日	79,390	8,514	0.01	1.0724

【分配の推移】

(米ドル・ポートフォリオ)

会計年度	分配金
第4会計年度 (2002年1月1日 - 2002年12月31日)	1口当たり0.000115米ドル(0.009337円)
第5会計年度 (2003年1月1日 - 2003年12月31日)	1口当たり0.000069米ドル(0.005602円)
第6会計年度 (2004年1月1日 - 2004年12月31日)	1口当たり0.000083米ドル(0.006739円)
第7会計年度 (2005年1月1日 - 2005年12月31日)	1口当たり0.000252米ドル(0.020460円)
第8会計年度 (2006年1月1日 - 2006年12月31日)	1口当たり0.000431米ドル(0.034993円)
第9会計年度 (2007年1月1日 - 2007年12月31日)	1口当たり0.000455米ドル(0.036941円)
第10会計年度 (2008年1月1日 - 2008年12月31日)	1口当たり0.000201米ドル(0.016319円)
第11会計年度 (2009年1月1日 - 2009年12月31日)	1口当たり0.000013米ドル(0.001055円)
第12会計年度 (2010年1月1日 - 2010年12月31日)	1口当たり0.000001米ドル(0.000081円)
第13会計年度 (2011年1月1日 - 2011年12月31日)	1口当たり0.000001米ドル(0.000081円)

(ユーロ・ポートフォリオ)

会計年度	分配金
第4会計年度 (2002年1月1日 - 2002年12月31日)	1口当たり0.000272ユーロ(0.029169円)
第5会計年度 (2003年1月1日 - 2003年12月31日)	1口当たり0.000176ユーロ(0.018874円)
第6会計年度 (2004年1月1日 - 2004年12月31日)	1口当たり0.000144ユーロ(0.015443円)
第7会計年度 (2005年1月1日 - 2005年12月31日)	1口当たり0.000147ユーロ(0.015764円)
第8会計年度 (2006年1月1日 - 2006年12月31日)	1口当たり0.000223ユーロ(0.023915円)
第9会計年度 (2007年1月1日 - 2007年12月31日)	1口当たり0.000338ユーロ(0.036247円)
第10会計年度 (2008年1月1日 - 2008年12月31日)	1口当たり0.000358ユーロ(0.038392円)
第11会計年度 (2009年1月1日 - 2009年12月31日)	1口当たり0.000044ユーロ(0.004719円)
第12会計年度 (2010年1月1日 - 2010年12月31日)	1口当たり0.000002ユーロ(0.000214円)
第13会計年度 (2011年7月31日 - 2011年12月31日)	1口当たり0.000032ユーロ(0.003432円)

(注) 分配金は、当該期間中における1日毎の1口当たり分配金の合計額である。

【収益率の推移】

	収益率(注)	
	米ドル・ポートフォリオ	ユーロ・ポートフォリオ
第4会計年度 (2002年1月1日 - 2002年12月31日)	1.15%	2.72%
第5会計年度 (2003年1月1日 - 2003年12月31日)	0.69%	1.76%
第6会計年度 (2004年1月1日 - 2004年12月31日)	0.83%	1.44%
第7会計年度 (2005年1月1日 - 2005年12月31日)	2.52%	1.47%
第8会計年度 (2006年1月1日 - 2006年12月31日)	4.31%	2.23%
第9会計年度 (2007年1月1日 - 2007年12月31日)	4.55%	3.38%
第10会計年度 (2008年1月1日 - 2008年12月31日)	2.01%	3.58%
第11会計年度 (2009年1月1日 - 2009年12月31日)	0.13%	0.44%
第12会計年度 (2010年1月1日 - 2010年12月31日)	0.01%	0.02%
第13会計年度 (2011年1月1日 - 2011年12月31日)	0.01%	0.32%

(注) ファンドは、1口当たり純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、分配金の各会計年度末における累計額を用いて、以下の計算式により算出された。

$$\text{収益率(\%)} = 100 \times (a - b) / b$$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

(4)【販売及び買戻しの実績】

各会計年度の販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

(米ドル・ポートフォリオ)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第4会計年度 (2002年1月1日 - 2002年12月31日)	101,303,302,432 (101,303,302,432)	96,607,362,469 (96,607,362,469)	111,552,148,614 (111,552,148,614)
第5会計年度 (2003年1月1日 - 2003年12月31日)	40,268,703,067 (40,268,703,067)	57,775,010,703 (57,775,010,703)	94,045,840,978 (94,045,840,978)
第6会計年度 (2004年1月1日 - 2004年12月31日)	43,177,498,811 (43,177,498,811)	40,416,488,387 (40,416,488,387)	96,806,851,402 (96,806,851,402)
第7会計年度 (2005年1月1日 - 2005年12月31日)	36,815,916,381 (36,815,916,381)	60,363,204,170 (60,363,204,170)	73,259,563,613 (73,259,563,613)
第8会計年度 (2006年1月1日 - 2006年12月31日)	39,006,661,068 (39,006,661,068)	52,096,237,583 (52,096,237,583)	60,169,987,098 (60,169,987,098)
第9会計年度 (2007年1月1日 - 2007年12月31日)	67,848,070,806 (67,848,070,806)	57,396,917,364 (57,396,917,364)	70,621,140,540 (70,621,140,540)
第10会計年度 (2008年1月1日 - 2008年12月31日)	61,855,048,876 (61,855,048,876)	51,126,602,110 (51,126,602,110)	81,349,587,306 (81,349,587,306)
第11会計年度 (2009年1月1日 - 2009年12月31日)	19,966,657,973 (19,966,657,973)	30,820,538,604 (30,820,538,604)	70,495,706,675 (70,495,706,675)
第12会計年度 (2010年1月1日 - 2010年12月31日)	19,776,791,008 (19,776,791,008)	19,450,670,090 (19,450,670,090)	70,821,827,593 (70,821,827,593)
第13会計年度 (2011年1月1日 - 2011年12月31日)	23,010,473,517 (23,010,473,517)	23,825,547,784 (23,825,547,784)	70,006,753,326 (70,006,753,326)

(注) ()内の数は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

(ユーロ・ポートフォリオ)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第4会計年度 (2002年1月1日 - 2002年12月31日)	24,553,250,406 (24,553,250,406)	20,842,762,248 (20,842,762,248)	8,196,588,197 (8,196,588,197)
第5会計年度 (2003年1月1日 - 2003年12月31日)	10,899,729,874 (10,899,729,874)	12,683,927,602 (12,683,927,602)	6,412,390,469 (6,412,390,469)
第6会計年度 (2004年1月1日 - 2004年12月31日)	4,673,529,831 (4,673,529,831)	6,706,913,627 (6,706,913,627)	4,379,006,673 (4,379,006,673)
第7会計年度 (2005年1月1日 - 2005年12月31日)	4,077,449,028 (4,077,449,028)	3,911,335,016 (3,911,335,016)	4,545,120,685 (4,545,120,685)
第8会計年度 (2006年1月1日 - 2006年12月31日)	4,319,911,591 (4,319,911,591)	3,078,625,607 (3,078,625,607)	5,786,406,669 (5,786,406,669)
第9会計年度 (2007年1月1日 - 2007年12月31日)	3,746,629,045 (3,746,629,045)	3,516,052,648 (3,516,052,648)	6,016,983,066 (6,016,983,066)
第10会計年度 (2008年1月1日 - 2008年12月31日)	8,558,222,835 (8,558,222,835)	6,522,399,641 (6,522,399,641)	8,052,806,260 (8,052,806,260)
第11会計年度 (2009年1月1日 - 2009年12月31日)	14,488,685,898 (14,488,685,898)	13,815,132,469 (13,815,132,469)	8,726,359,689 (8,726,359,689)
第12会計年度 (2010年1月1日 - 2010年12月31日)	10,034,476,503 (10,034,476,503)	9,972,103,406 (9,972,103,406)	8,788,732,786 (8,788,732,786)
第13会計年度 (2011年1月1日 - 2011年12月31日)	9,794,625,610 (9,794,625,610)	10,488,053,303 (10,488,053,303)	8,095,305,093 (8,095,305,093)

< 参考情報 >

■ 米ドル・ポートフォリオ

投資有価証券の主要銘柄 (2012年4月末日現在)

銘柄名	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ビーエルシー ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド
国名	アイルランド
種類	投資信託
投資比率(%)	100.04

実質的な上位10銘柄 (2012年4月末日現在)

順位	銘柄	種類	利率(%)	償還日	投資比率(%)
1	UBS SECURITIES LLC REPO	買戻条件付取引	0.180	2012.05.01	5.88
2	UBS SECURITIES LLC REPO	買戻条件付取引	0.220	2012.05.01	4.37
3	WELLS FARGO BANK, NA REPO	買戻条件付取引	0.220	2012.05.01	3.91
4	DEUTSCHE BANK SECURI REPO	買戻条件付取引	0.210	2012.05.01	3.91
5	BNP PARIBAS SECURITI REPO	買戻条件付取引	0.210	2012.07.30	3.91
6	WELLS FARGO SECURITI REPO	買戻条件付取引	0.220	2012.05.01	3.32
7	BNP PARIBAS SECURITI REPO	買戻条件付取引	0.210	2012.05.01	3.30
8	ING FINANCIAL MARKET REPO	買戻条件付取引	0.200	2012.05.01	2.73
9	BARCLAYS CAPITAL INC REPO	買戻条件付取引	0.180	2012.05.01	2.36
10	LMA-AMERICAS LLC ACP 2012	コマーシャル・ペーパー	-	2012.05.02	2.34

●上記は、US\$マスター・ファンドへの投資を通じた実質的な組入上位10銘柄の比率です。

純資産総額および7日間平均年換算利回り(税引前)の推移



分配の推移 (1口当たり、税引前)

会計年度	分配金(米ドル)
第4会計年度(2002年1月1日-2002年12月31日)	0.000115
第5会計年度(2003年1月1日-2003年12月31日)	0.000069
第6会計年度(2004年1月1日-2004年12月31日)	0.000083
第7会計年度(2005年1月1日-2005年12月31日)	0.000252
第8会計年度(2006年1月1日-2006年12月31日)	0.000431
第9会計年度(2007年1月1日-2007年12月31日)	0.000455
第10会計年度(2008年1月1日-2008年12月31日)	0.000201
第11会計年度(2009年1月1日-2009年12月31日)	0.000013
第12会計年度(2010年1月1日-2010年12月31日)	0.000001
第13会計年度(2011年1月1日-2011年12月31日)	0.000001
直近1年累計	0.000001
設定来累計	0.002842

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

●分配金は、当該期間中における1日毎の1口当たり分配金の合計額です。

■ユーロ・ポートフォリオ

投資有価証券の主要銘柄(2012年4月末日現在)

銘柄名	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー ゴールドマン・サックス・ユーロ・リキッド・リザーブズ・ファンド
国名	アイルランド
種類	投資信託
投資比率(%)	100.14

実質的な上位10銘柄(2012年4月末日現在)

順位	銘柄	種類	利率(%)	償還日	投資比率(%)
1	Citibank NA, Lo5/2/2012	定期預金	0.220	2012.05.02	4.90
2	BNP Paribas (Fr5/2/2012)	定期預金	0.220	2012.05.02	4.90
3	Calyon5/2/2012	定期預金	0.300	2012.05.02	4.90
4	Societe General5/2/2012	定期預金	0.300	2012.05.02	4.46
5	NATIXIS CD 2012 0.00000	預金証書	-	2012.05.02	4.45
6	EUROPEAN 0% 09/12/12	欧州債安定ファンディ証券	-	2012.09.12	2.00
7	LMA EAC 2012/052012/05/02	コマーシャル・ペーパー	-	2012.05.02	1.87
8	HSBC FRANCE CD 7 0.00000	預金証書	-	2012.06.07	1.78
9	DEUTSCHE BANK A2012/07/05	コマーシャル・ペーパー	-	2012.07.05	1.78
10	DZ PRIVATBANK S2012/07/02	コマーシャル・ペーパー	-	2012.07.02	1.78

●上記は、ユーロ・マスター・ファンドへの投資を通じた実質的な組入上位10銘柄の比率です。

純資産総額および7日間平均年換算利回り(税引前)の推移



分配の推移(1口当たり、税引前)

会計年度	分配金(ユーロ)
第4会計年度(2002年1月1日-2002年12月31日)	0.000272
第5会計年度(2003年1月1日-2003年12月31日)	0.000176
第6会計年度(2004年1月1日-2004年12月31日)	0.000144
第7会計年度(2005年1月1日-2005年12月31日)	0.000147
第8会計年度(2006年1月1日-2006年12月31日)	0.000223
第9会計年度(2007年1月1日-2007年12月31日)	0.000338
第10会計年度(2008年1月1日-2008年12月31日)	0.000358
第11会計年度(2009年1月1日-2009年12月31日)	0.000044
第12会計年度(2010年1月1日-2010年12月31日)	0.000002
第13会計年度(2011年1月1日-2011年12月31日)	0.000032
直近1年累計	0.000027
設定来累計	0.001878

- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
- 分配金は、当該期間中における1日毎の1口当たり分配金の合計額です。

運用実績の記載に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(イ) 海外における販売

継続募集

当初募集終了後、各ポートフォリオについて、各取引日に各ポートフォリオの受益証券を購入するため、当初買付契約書が締結されることがある。受益証券は1口当たりの純資産価格で発行される。

最低投資額

各ポートフォリオの受益証券の当初最低申込額は、各ポートフォリオに適用されるサプリメントに記載されるとおりである。

かかる最低額は、管理会社または総販売会社の裁量により、全般的に、またはある場合のみ、増減されるかまたは放棄されることがある。

申込手続

各ポートフォリオの受益証券の申込みは、総販売会社または日本における販売会社から入手できる当初買付契約を使用した申込書により行わなければならない。申込人は、当該買付契約に記載される指示に従い、当該ポートフォリオの受益証券を申込まなければならない。適式に完成された買付契約は、同買付契約に記載された指示に従い、総販売会社に送付されなければならない。

1口当たり純資産価格が関係ポートフォリオの基準価格(関係するサプリメントに定義される。)を下回る場合、管理会社は申込みを受付けない。

申込みは、当該取引日の正午(ダブリン時間)までに、(ファクシミリまたは管理会社が随時定めるその他の手段により)継続買付契約を完了することにより受領されなければならない。かかる時間以後に受領された申込みは、翌取引日に処理されるが、管理会社の単独裁量により、かつ総販売会社または日本における販売会社の同意を得て、その時間以後に受領された申込みが当該取引日に受理されることもある。

総販売会社または日本における販売会社は、申込みの全部または一部を拒絶する権利を留保するが、拒絶された場合、申込金またはその残金は、関係する取引日後の合理的な期間内に、申込人の費用・危険負担で、無利息で申込人に返還される。受益証券の割当および発行の通知書は、関係取引日以後に、可能な限り速やかに送付される。

受益権の端数を表象する申込金は、申込人に返還されず、関係ポートフォリオの資産の一部として保持される。取引から48時間以内に、取引確認書が通常発行される。所有権は、当該ポートフォリオに関するファンドの登録簿への記載により証明され、ファックスによる所有権確認書が投資者に送付される。

申込価格の払込

取引が実行された取引日の翌営業日が受渡日となる。管理事務代行会社が当該営業日に払込金の全額を受領していない場合、顧客に対し利息の請求が行われることがある。

払込みは、当該ポートフォリオの受益証券の基準通貨で行われる。

取引日とは、(1)米ドル・ポートフォリオについては()ロンドン、ニューヨークおよび日本の銀行ならびにニューヨーク証券取引所が営業している日、または()管理会社が随時決定するその他の日をいう。(2)ユーロ・ポートフォリオについては、()東京およびニューヨークの銀行および証券会社が営業しており、()ロンドンの銀行が営業しており、()欧州経済通貨統合の参加国のいずれかにおいてユーロが取引されており、かつ()ユーロ取引の決済に必要なシステムが稼働している日をいう。

(ロ) 日本における販売

日本においては、有価証券届出書、「第一部 証券情報、(7) 申込期間」に記載される期間中の取引日に、同書、「第一部 証券情報」に従ってファンド証券の募集が行われる。原則として、申込受付時間は、午後3時または日本における販売会社が別に定める時間までとする。

販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座

の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。最低販売額または口数は、当該サブリメントに記載される。

ファンド証券は、販売会社により日本において非米国人に対してのみ販売され、以下に定義される「米国人」に対しては販売されない。また、受益者が受益証券の購入後に「米国人」となった場合、受益証券を「外国証券取引口座約款」に基づき継続して保有することはできるが、販売会社から受益証券を追加的に購入することはできない。

「米国人」とは、米国またはその領土、属領もしくはその管轄権に服する地域の市民または居住者、米国の現行法に基づき設立されたパートナーシップ、法人またはその他事業体、その収入が源泉に関わりなく米国の連邦所得税の課税対象となる財団(または1996年12月31日以前の各課税年度については信託)、1996年12月31日以後の各課税年度については(これ以前に選択された場合を除く)米国内の裁判所が信託の管理に対し第一の管轄権を行使することができ、かつ一名もしくは複数の米国人が信託に係る一切の実質的決定を支配する権限を有するような信託(または米国人として取り扱われることを選択する信託財産)、商品プール等の受動的投資を主な目的として設立された事業体、投資会社、これらに類するその他事業体(米国国外で設立され、米国国外に主要営業所を有する事業体の従業員、役員もしくは主要人物のための年金制度を除く)であって、(1)米国人が当該事業体の受益権の10%を合計で保有するか、または(2)その参加者が非米国人であること、または17C.F.R. セクション203.902(o)に基づき米国人となる者もしくは事業体であることにより米国商品先物取引委員会の規制パート4の一部要件をその運営者が免除されている商品プールへの米国人による投資の便宜を図ることを主な目的とする事業体をいう。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した投資者の場合、販売会社または販売取扱会社から取引報告書を受領する。この場合、買付代金の支払いは、基準通貨または円貨によるものとする(ただし、販売取扱会社が承認する通貨に限る。)。基準通貨との換算は別段の定めのない限り当該申込みのあった申込日またはその払込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

受益証券の申込みにあたって申込手数料は請求されない。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、ファンドの純資産総額が1億円未満となる等同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

取引日とは、(1)米ドル・ポートフォリオについては()ロンドン、ニューヨークおよび日本の銀行ならびにニューヨーク証券取引所が営業している日、または()管理会社が随時決定するその他の日をいう。(2)ユーロ・ポートフォリオについては、()東京およびニューヨークの銀行および証券会社が営業しており、()ロンドンの銀行が営業しており、()欧州経済通貨統合の参加国のいずれかにおいてユーロが取引されており、かつ()ユーロ取引の決済に必要なシステムが稼働している日をいう。

2【買戻し手続等】

(1) ファンド証券の買戻し

(イ) 海外における買戻し

受益者は、関係ポートフォリオの取引日にその保有するポートフォリオの受益証券の全部または一部の買戻しを管理会社に請求することができる。買戻価格は、当該取引日に決定される当該ポートフォリオの1口当たりの純資産価格相当額である。

所定様式を利用した買戻請求書は、買戻の実行が予定される取引日の正午(ダブリン時間)までに登録・名義書換事務代行会社の営業事務所宛にファクシミリで送付されなければならない。請求が取引日の正午(ダブリン時間)以後に受領される場合、管理会社は、自己の裁量において、翌取引日に繰り延べることもできる。買戻請求書が管理会社により規定時間内に受領および受諾される取引日に、受益証券は買い戻される。

買戻された受益証券に関して宣言され、かつ発生したすべての分配金は、管理会社または総販売会社の裁量において、当該受益証券の売却による買戻代金とともに支払われることがある。分配金および買戻代金は、通常、買戻の実行される取引日の翌営業日に、各ポートフォリオの基準通貨で、受益者の費用負担において、受益者の銀行口座への電信送金により支払われる。しかし、状況によっては、分配金および買戻代金は、正当に締結された買戻契約書の受領から3営業日目までに支払われることがある。ファンドまたはその代理人により電信送金が行われた後は、管理事務代行会社、販売会社、登録・名義書換事務代行会社または受託会社のいずれも、送金プロセスにおける仲介機関または受益者の銀行の業務遂行についてそれ以上に責任を負うものではない。こうした業務遂行に関する問題が生じた場合、受益者は当該仲介機関または銀行と直接に処理しなければならない。

受益者は、管理会社から事前に書面で同意を得なければ、自己の買戻請求を撤回することはできない。例外的に、当該ポートフォリオの資産の評価が一時的に停止されている場合に、停止期間の終了前に管理会社が書面による届出を受領している場合は、撤回が有効となる。請求が上記のように撤回されない場合、買戻しは、停止終了直後の取引日に実行される。

管理会社は、一取引日に買戻されるポートフォリオの受益証券の口数を、発行済の当該ポートフォリオの受益証券の総口数の10%に限定することができる。このような場合、当該取引日に自己の受益証券の買戻しを希望するすべての関係受益者が当該受益証券について同様の比率の買戻しを受けよう、上記の制限は按分して適用され、また買い戻されなかったが、比率が限定されなければ買い戻されていたはずの受益証券は、翌取引日の買戻しのため繰り越される。繰り越された買戻請求は、それより後の請求に優先して処理される。買戻請求が上記のように繰り越される場合、登録・名義書換事務代行会社は影響を受ける受益者にその旨を通知する。

(ロ) 日本における買戻し

日本において、受益者は、各取引日に、販売取扱会社を通じて、管理会社に対しファンド証券の買戻しを請求することができる。原則として、買戻請求の受付時間は、午後3時または日本における販売会社が別に定める時間までとする。かかる買戻請求は、販売取扱会社により、各ポートフォリオの取引日に管理会社に取次がれる。

買戻価格は、当該取引日に決定される当該ポートフォリオの1口当たりの純資産価格相当額である。

取引日に買戻しを請求した受益者は、発生済未払いの分配金をファンド証券の買戻代金とともに、またはファンド証券の買戻代金受領後に受領する。買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款および累積投資約款に従い、販売取扱会社を通じて、円貨、または販売取扱会社が応じる場合には、関連ポートフォリオの基準通貨で行われる。買戻代金の支払いは原則として買戻しを請求した取引日の翌取引日に行われる(ただし、販売取扱会社が承認する通貨に限る。)。買戻しは1口を単位とする。買戻手数料は請求されない。ただし、販売会社はこれと異なる最低買戻単位を定めることがある。日本における販売会社の買戻しの単位については、有価証券届出書、「第一部 証券情報、(8)申込取扱場所」の記載より、日本における販売会社に予め照会されたい。

(2) ファンド証券の転換

(イ) 海外における転換

受益者は、あるポートフォリオ(「旧ポートフォリオ」)の自己の受益証券の一部または全部を、他のポートフォリオ(「新ポートフォリオ」)の受益証券に転換するよう請求することができる。所定様式の転換申込書が、登録・名義書換事務代行会社へ送付されなければならない。販売会社によっては、転換は、買戻しとこれに引続く買付けとして取扱われ、こうした売買の通常の決済事務に従って行われる。

転換申込書は、新ポートフォリオと旧ポートフォリオの両方の取引日である取引日の正午(ダブリン時間)までに、登録・名義書換事務代行会社により受領されなければならない。正午(ダブリン時間)までに受領された転換指示書は、通常、新ポートフォリオについてのものとして当該取引日に処理される。取引日の正午(ダブリン時間)以後に受領された指示書は、管理会社の裁量により、翌取引日に受領されたものとして取り扱うことができ、関係する両ポートフォリオの取引日である翌取引日に処理される。

ただし、買付けまたは買戻しの通知が旧ポートフォリオもしくは適宜、新ポートフォリオに関し必要である場合、またはいずれかのポートフォリオの純資産価格の決定が停止されている場合、必要な通知期間または当該停止期間が満了するまで、転換処理は行われない。

転換される旧ポートフォリオの受益証券の口数は、10口の整数倍とし、100口を最小口数とする。

ファンドへの当初投資として受益証券の転換を請求する場合、受益者は、転換される受益証券の純資産価格が当該ポートフォリオの最低保有金額(もしあれば)に相当するかまたはこれを超えるようにしなければならない。保有額の一部のみの転換の場合、残りの保有額もまた、少なくとも当該ポートフォリオの最低保有金額に相当するものでなければならない。

転換日までに旧ポートフォリオの受益証券について発生している分配金は、新旧ポートフォリオの基準通貨の間の有効な交換レートで換算され、転換のための取引日の受益証券1口当たり純資産価格で、新ポートフォリオの受益証券に投資される。

(ロ) 日本における転換

日本におけるポートフォリオ証券の転換は、両ポートフォリオを扱う販売会社において、保有するポートフォリオ証券の買戻しおよび他のポートフォリオ証券の新規買付として処理される。

(3) ファンド証券の発行、買戻しおよび純資産価格の計算の一時停止

管理会社は、受託会社の同意をもって、下記の全期間またはその一部期間について、各ポートフォリオの1口当たり純資産価格の決定および受益証券の買戻しを一時的に停止することができる。

- () 各ポートフォリオの資産の一部(最終評価において当該ポートフォリオの純資産総額の5%を超える価値を有するもの。)が上場、値付、取引または売買される公認取引所が停止されている期間(通常の週末および休日の停止を除く。)、またはこのような公認取引所の取引が制限されている期間。
- () 管理会社の判断により、当該ポートフォリオにとってその所有する資産の処分を適正に実行することが不可能となるか、またはこのような処分が受益者にとって大きく不利となるような事態が存在する期間。
- () 資産額の確定に通常使用される手段の故障が発生している期間、または他の何らかの理由により、資産額が合理的に確定できない期間。
- () 受益証券の買戻しを理由とする支払いを行う目的のために要求される資金を当該ポートフォリオから本国送金できない期間、または投資対象の換金もしくは取得または受益証券の買戻しを理由とする支払いにおける資金の振替えが、管理会社の判断によれば、通常の為替レートで実施できない期間。
- () あるポートフォリオが投資対象とする投資信託がその純資産総額の算定を停止するかまたはその受益証券の買戻しを停止する場合。

停止期間中には、受益証券は発行されず(当該ポートフォリオによりまたはこれを代理して申込が既に受領され、容認されている場合を除く。)また買戻されない。管理会社はその終了を宣言する時点で、いずれにせよ、当該停止の要因が解消し、かつ停止が認められるような他の条件が存在していない最初の営業日に、こうした停止は解消するものとする。管理会社の判断により、当該停止期間が14日を

上回る可能性が高い場合は、こうした停止は、管理会社が決定する方法により公表される。こうした停止は、アイルランド中央銀行に対し直ちに通知される。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

各ポートフォリオの純資産総額は、当該ポートフォリオの基準通貨で表示され、各評価日のダブリン時間午後9時(または管理会社が決定する他の時点)(「評価時点」)に、管理会社が、各ポートフォリオの負債(管理会社が必要または適切とみなす引当金を含む。)を差し引いた後のその資産を算定することにより決定される。実現可能な範囲で、当該クラスまたはシリーズの投資収益、支払利息、手数料およびその他の負債(管理報酬、運用実績報酬(存在する場合)およびその他の報酬を含む。)が各日に発生する。1口当たり純資産価格は、当該ポートフォリオの純資産総額を発行済受益証券数で除し、算出額を当該ポートフォリオの基準通貨の最小単位に四捨五入して各評価日に算定される。

資産には以下が含まれるものとする。

- (a) あらゆる有価証券、手元資金、貸付資金または預金(その経過利息を含む。)
 - (b) あらゆる手形、一覧払い約束手形、約束手形および売掛債権
 - (c) 利付証券(相場価格に含まれる利息を除く。)に係るすべての経過利息
 - (d) 管理会社が随時確定する前払い費用を含む、あらゆる種類および性質のその他一切の資産
- 特別の場合または一般的に管理会社が別に定める場合以外、証券の時価が配当落ち、利落ちまたは他の支払金落ちの相場であり、当該配当、利息または他の支払いがファンドに支払われるべきであって、受領されていない場合は、当該配当、利息または他の支払いの金額も資産の決定上計算に入れられる。

各ポートフォリオの純資産総額の算定においては、

- () 資産の買付または売却が合意済みであるが、当該買付または売却が終了していない場合、当該資産は算入され、または売却資産は除外されるものとし、場合に依り除外された総買付対価または算入された純売却対価については、当該買付または売却が適切に終結されたものとみなすものとされる。
- () 発行または割当が合意済みであるが評価時点に当該ポートフォリオにより発行されていない各受益証券は、発行済みとみなされ、当該ポートフォリオの資産には、当該受益証券につき受領される現金または他の資産が含まれるものとされる。
- () 受益証券の消却により、受益証券数が削減されることが管理会社から受託会社に対し通知されているが、当該消却が終了していない場合、当該ポートフォリオの資産については、当該消却をもって受益者に支払われる金額分が減額される。
- () 当該ポートフォリオにより回収可能な元本に対する実際または推定の税額が当該ポートフォリオの資産に加算される。
- () 発生済みで受領されていない利息または配当、またはその他の収益が当該ポートフォリオの資産に加算される。
- () 収益に対し課税された税金の払戻請求および二重課税免除請求にかかる総額(実際額であるか、管理会社による推定額であるかは問わない)が当該ポートフォリオの資産に加算される。
- () 当該ポートフォリオの実現・未実現の収益の総額(実際額であるか、管理会社による推定額であるかは問わない)が当該ポートフォリオの資産に加算される。
- () 当該ポートフォリオの実現・未実現の損失の総額(実際額であるか、管理会社による推定額であるかは問わない)が当該ポートフォリオの負債に加算される。

発行済受益証券数の算定においては、

- (a) 発行または割当が合意済みであるが評価時点に当該ポートフォリオにより発行されていない各受益証券は、発行済みとみなされる。

- (b) 受益証券の消却により、受益証券数が削減されることが管理会社により受託会社に対し通知されているが、当該消却が評価時点以前に終了していない場合、消却される当該受益証券は発行済みとはみなされない。

管理会社は、均等償却法により各ポートフォリオの受益証券を評価するかまたは評価されるようにすることができ、この方法によれば、当該クラスで表示される当該ポートフォリオの資産は、当該資産に対するプレミアムの償却または割引の増加につき調整済みの取得原価で評価される。各資産は買付日のその原価で評価され、また均等償却の調整においては、管理会社またはその代理人は、受領済みのプレミアムまたは割引に係る満期までの一定の償却を想定し、当該資産の公正な市場価格に影響を及ぼし得る金利、為替レート、市場性またはその他の勘案事項の変動の影響を考慮した調整は含まれないものとする。

各ポートフォリオまたは各ポートフォリオ中のあるクラスの受益証券の純資産総額の算定に必要な管理報酬、運用実績報酬(存在する場合)およびその他の報酬を含む報酬ならびに負債に関するその他の情報は、当該ポートフォリオに適用されるサプリメント「6.経費および費用」に記載される。

誤りに関する修正の方針および受益者への通知

管理会社は、受託会社と協議の上、投資目的、投資方針または投資制限への違反ならびにファンドの純資産総額の計算ならびに申込みおよび買戻しの処理における誤りにつき、修正措置が必要であるかどうか、またはファンドもしくは受益者に対して補償が支払われるべきであるかどうかを判断するために検討を行う。

管理会社は、その単独の裁量により、誤りの修正を許可することができ、これは受益証券の申込みおよび買戻しの処理に影響を及ぼすことがある。管理会社は、誤りを解決するにあたり、修正措置を行う時期、またはファンドもしくは受益者に補償を支払う時期を限定または制限することのある重要性に関する方針に従うことができる。さらに、取締役会により承認された適用法に準拠する方針に従い、必ずしもすべての誤りが補償を受けられる誤りとなるわけではない。したがって、補償を受けられる誤りまたはその他の誤りが生じた期間に受益証券を購入しまたは受益証券の買戻しを受けた受益者は、補償を受けられる誤りまたはその他の誤りの解決に関して、補償されないことがある。

受益者は、その誤りの修正により当該受益者が保有する受益証券の口数もしくは当該受益証券の発行時の純資産総額または当該受益者に支払われた買戻金の修正が必要になる場合を除き、誤りの発生またはその解決について通知を受けない可能性がある。

(2) 【保管】

ファンド証券が販売される海外市場においては、ファンド証券の確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売されるファンド証券の確認書は、日本における販売会社の名義で保管される。日本の受益者に対しては、販売取扱会社からファンド証券の取引報告書および取引残高報告書等が交付される。ただし、日本の受益者が自己の名義でファンド証券を登録する場合は、この限りでない。

管理会社は登録済受益者以外の者について、受益者であることを承認する義務を負わない。

(3) 【信託期間】

信託証書に定められる方法に従い解散されない限り、ファンドは無期限で存続する。

ただし、ファンドまたはポートフォリオは以下の場合、以下の事情の発生についての通知をもって解散されることがある。

(イ) 管理会社による場合

- () 受益者またはかかるポートフォリオの受益者により、受益証券の買戻しを承認する特別決議が可決され、4週間以上6週間以内に通知がなされた場合
- () 各ポートフォリオのサプリメントに別段の規定がある場合を除き、受益証券の当初募集後いずれかの時点で、かかるポートフォリオの純資産総額が3,000万米ドルまたは外貨建ての相当額を下回った場合(ただし、受益者に対し4週間以上6週間以内の事前通知が当該期間

の4週間以内になされることを条件とする。)

- () ファンドまたはかかるポートフォリオに対するアイルランド中央銀行の認可後1年を経過したいずれかの時点における場合(ただし、受益者に対し4週間以上6週間以内の事前通知がなされることを条件とする。)
- () ファンドが認可投資信託としての資格を喪失した場合または管理会社がこの点についての法律意見を求めた上で、かかる資格を喪失する可能性が高いと判断した場合
- () ファンドの存続を不適法、または管理会社の合理的な意見により非現実的または不適切にする法律が制定された場合
- () 管理会社が辞任の申し出をした後3ヶ月以内に、受託会社が信託証書の規定に基づき新任の管理会社を任命しなかった場合
- (ロ) 受託会社による場合
 - () 管理会社が清算手続(組織変更または合併を目的として行われる、受託会社により事前に書面をもって承認される条件に従った任意清算を除く。)に入り、営業を中止し、または(受託会社の合理的判断により)受託会社が合理的な理由により承認しない法人または個人の支配に事実上服することになった場合
 - () ファンドの存続を不適法、または受託会社の合理的な意見により非現実的または不適切にする法律が制定された場合
 - () 受託会社が管理会社に対して書面により辞任の申し出をした後6ヶ月以内に、管理会社が信託証書の規定に基づき新任の受託会社を任命しなかった場合
- (ハ) このような受益証券の買戻しは、ファンドが解散されるまで、またはファンドが買戻しの実行を確実にするために十分な受益証券を発行するまで、延期される。ファンドは、公正かつ合理的と認められ、受託者により承認される方法で、買戻しが延期される受益証券を選択することができるものとする。

解散の場合、またはポートフォリオの全受益証券が買戻される場合、(債権者に対する弁済後の)分配可能な資産は、ポートフォリオの保有受益証券の価格に応じ、受益者へ分配される。他のポートフォリオのいずれにも関係しないファンドの残余資産は、受益者への分配の直前の各ポートフォリオの純資産総額に応じてポートフォリオの間で分配され、また受益者の保有するポートフォリオ受益証券の価格に応じ、各ポートフォリオの受益者の間で分配される。ファンド受益者の一般決議による認可をもって、ファンドは受益者に対し現金で分配を行うことができる。全受益証券が買戻され、ファンド資産のすべてまたは一部が他社に譲渡されることが予定される場合、ファンドは、受益者の特別決議による許可をもって、受益者間の分配のために、こうしたファンド資産を譲受人である会社の持分または同等の価値を有する権益と交換することができる。

(4) 【計算期間】

ファンドの会計年度は毎年12月31日をもって終了する。

(5) 【その他】

(1) ファンド証券発行限度額

ファンド証券の発行額には制限がなく、随時発行することができる。

(2) 信託証書の変更

管理会社および受託会社は、補足証書の形式によりアイルランド中央銀行の事前の承認を得て、ファンドが認可投資信託としての資格を喪失させる目的以外の目的に資すると考える方法・範囲で、いつでも信託証書の条項を変更することができる。ただし、受託会社が、当該変更が受益者の利益を害さず、かつ管理会社および受託会社の受益者に対する責任を免除することにならない旨を書面で証明する場合、こうした訂正、変更、追加がアイルランド中央銀行の規則により要求されるものである場合、またはこうした訂正、変更、追加が公認の取引所のリストの増加のために行われる場合を除き、受益者集会の特別決議による承認を必要とする。いかなる変更も、受益者に対しその受益証券に関してさらに支払いを行いまたはそれに関する債務を負う義務を課するものではない。

(3) 関係法人との契約の更改等に関する手続

投資顧問契約

本契約は、管理会社と投資顧問会社との間で締結され、以下の規定により終了されるまで効力を有するものとする。本契約は、管理会社または投資顧問会社が、90日以上前に書面により相手方当事者に通知することで、違約金の支払いを要することなく、解約することができる。

本契約は、当事者の書面による合意により、アイルランド中央銀行の同意を条件として、いつでも変更することができる。

本契約は、アイルランド法に準拠し、同法に従って解釈される。

管理事務代行契約

本契約の当事者は、相手方に対する書面による90日前の通知により、本契約をいつでも解除することができる。

本契約は、あらゆる事項に関し、アイルランド法に準拠し、解釈される。

代行協会員契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が、3ヶ月前に他の当事者に対し書面により通知することにより終了する。

本契約は日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。

受益証券販売・買戻契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が3ヶ月前に他の当事者に対し書面により通知することで解約することができる。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとする。

受益者サービス代行契約

受益者サービス代行契約は、いずれかの当事者が90日前に書面で通知することにより解除することができる。さらに、いずれの当事者も、一方の当事者が本契約の重要な規定への違反を犯し、または違反が犯されるのを容認し、当該違反の是正を要求する書面での通知が一方の当事者から他方の当事者に付与されてから30日以内に当該違反を是正しなかった場合、本契約を直ちに解除することができる。一方の当事者が支払不能に陥り、履行期の到来した債務を支払うことができず、清算手続に入り、財産保全管理人の任命を受け、もしくは解散のための(現実のもしくは提案された)手続の通知を受領した場合、トラストが1990年ユニット・トラスト法上の認可ユニット・トラストでなくなった場合、または受益者サービス代行会社が受益者サービス代行契約に基づく自己の任務および義務を遂行する権限を失った場合、受益者サービス契約は自動的に解除されるものとする。

改正済再録登録・名義書換事務代行契約

本契約は無期限に効力を有するものとする。

本契約は、本契約のいずれかの当事者が、90日前に他の当事者に対し書面による通知をすることにより、いつでも解約することができる。このような解約通知は配達証明付き書留郵便によるものとし、解約の正確な日付を明記するものとする。この日付はいかなる場合も上述の通知期間の終了後とする。

ただし、いずれかの当事者が本契約の重要な規定に違反した場合は、他方当事者は30日前に書面による通知をすることにより、本契約を解約することができるものとする。ただし、30日以内に当該違反が是正される場合にはこの限りではない。

本契約は、アイルランド法に準拠し、解釈されるものとする。

総販売契約

総販売会社は、以下に該当する場合、締切日あるいは取引日前いつでも、電話、テレックス、ファックスにより迅速に管理会社に通知し書面による確認(クーリエ、書留のエアメールにより送付される)をすることにより、本契約を解約する権利を有するものとする。

- (1) 英文目論見書に情報が記載された日付以降、管理会社の業務、事業において重大な悪影響を及ぼす変更(総販売会社から管理会社に対してその変更に関し通知された後、迅速に、総販売会社の納得のいく程度に、是正がなされないもの)があった場合。
- (2) 国内外の財政、政治もしくは経済状況または為替レートもしくは為替管理に関して、総販売会社の判断によると、その影響が本契約もしくは英文目論見書に意図された条件もしくは方

法での受益証券の販売、引渡の取手続をとることが実務上できなくなるかもしくは奨めることができなくなるような変更があった場合、

総販売会社が重要な点においてその義務を履行せず、管理会社からの通知の後30日以内にその不履行が是正されない場合、管理会社は本契約を解約する権利を有するものとする。

本契約は、アイルランド法に準拠し、解釈されるものとする。

(4) 解散

「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(3) 信託期間」を参照のこと。

4【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として登録されていないなければならない。

従って、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。こうした日本の受益者は販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき、受益権を販売会社に代理行使させることができる。ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。

（イ）分配請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、持分に応じて請求する権利を有する。

（ロ）買戻請求権

受益者は、そのファンド証券の買戻しを信託証書および目論見書の規定に従って請求することができる。

（ハ）残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有するポートフォリオ受益証券の持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（二）受益者集会に関する権利

受託会社または管理会社はいつでも受益者集会を招集することができる（米国外で開催される。）。受託会社または管理会社は、発行済ファンド証券総口数の50%以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を開催しなければならない。受益者集会の少なくとも14日前には受益者に通知が行われる。すべての受益者集会における出席者数、定足数および議決権数は信託証書に記載されている。挙手においては、出席した受益者または代理人により出席した受益者は、各自一議決権を有する。投票においては、出席した受益者または代理人により出席した受益者は、その保有する各受益証券につき一議決権を有する。

各受益者は、各受益証券1口につき一議決権が付与されている。

（注）受益者の管理会社または受託会社に対する上記（イ）および（ハ）に関する請求権の時効期間は、一般的には、請求権の発生事由発生日から（イ）に関しては6年間、（ハ）に関しては12ヶ月間である。ただし、受託会社に対する詐欺または欺罔による契約違反に基づく請求については時効は適用されない。

異なるポートフォリオ受益証券の受益者の個々の権利と利益を考慮し、（a）管理会社が、一つのポートフォリオにのみ影響すると判断する決議は、当該ポートフォリオの受益証券にかかる個別の受益者集会で可決された場合に、有効に可決されたものとみなされる。（b）管理会社が、複数のポートフォリオに影響するが、各々のポートフォリオの受益証券にかかる受益者間に利益相反を生じないと判断する決議は、これらのポートフォリオにかかる単一受益者集会で可決された場合に、有効に可決されたものとみなされる。（c）管理会社が、複数のポートフォリオに影響し、各々のポートフォリオにかかる受益者間に利益相反を生じまたは生じうると判断する決議は、これらのポートフォリオにかかる受益者による単一の受益者集会における可決に代えて、当該ポートフォリオにかかる受益者による個別の受益者集会において可決された場合に、有効に可決されたものとみなされる。（d）上記の受益者集会については、信託証書の添付書類のすべての条項は、そこに規定されている受益証券および受益者が、議題となっているクラスまたは名称の受益証券およびそうした受益証券のその時の受益者を示すものとなるように、必要な変更を加えて適用される。受益者集会においては、信託証書の重要な事項の変更の承認、方針変更の承認、ファンドの終了の承認等が審議される。

受益者との個別の契約

管理会社、投資顧問会社またはその関係会社は、その単独の裁量により、かつ、適用のある法およびゴールドマン・サックスの方針に従い、ファンド、投資顧問会社またはその関係会社に関し、個別の受益者の権利を設定しまたは変更する契約（以下「付帯契約書」という。）を締結

することができる。このような付帯契約書は、一般に(a) 管理会社との間で合意された、同じ状況にある投資者が同様かつ公正に扱われることを確保するように努める方針に従い作成され、(b) このような付帯契約書の作成においては該当ポートフォリオおよびその受益者の最善の利益が考慮されなければならない。管理会社の方針の概要は、請求に応じて管理会社からすべての受益者に提供される。付帯契約書の内容には、() リベート契約等の仕組みを通じて実行されうる受益者との間の別途の報酬取決め(ただし、管理会社または関係ポートフォリオ自体はいかなる場合もこのような取決めの費用を負担しないものとする。)、() 請求により入手可能であるが、受益者全体には通常は提供されない情報を一部の受益者が受領すること、() 投資顧問会社もしくはその関係法人に支払われるべき補償支払いを受領する権利を放棄すること、または受益者がファンドへの支払義務を負う可能性のある補償支払いにつき、受益者に補填することに関する投資顧問会社またはその関係法人の同意、() 関係ポートフォリオまたは投資顧問会社に係る一定の事象に関して請求により提供されるが、受益者全体には通常は提供されない情報を提供する契約、() 関係ポートフォリオの持分の一定の譲渡を認める契約、() ファンドまたは関係ポートフォリオの申込書の変更、() 管理会社もしくは投資顧問会社またはその関係法人による表明および保証等が含まれうる。

(2) 【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、アイルランドにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

(イ) 管理会社またはファンドに対するアイルランドおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

(ロ) 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 一木 剛太郎

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

管理会社は、日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを承認している。

東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京地方裁判所

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項但書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパース アイルランド(PricewaterhouseCoopers, Ireland)から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は米ドルおよびユーロで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2012年4月27日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=81.19円、1ユーロ=107.24円)が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

ゴールドマン・サックス・MMF

財政状態計算書

2011年12月31日現在

	注記	ゴールドマン・サックス・ 米ドル・MMF 2011年12月31日		ゴールドマン・サックス・ ユーロ・MMF 2011年12月31日		結合値 2011年12月31日	
		米ドル	千円	ユーロ	千円	米ドル	千円
資産							
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	3(c), 6	700,265,697	56,854,572	81,027,198	8,689,357	805,451,154	65,394,579
現金	3(d), 12	-	-	278	30	361	29
未収収益	3(b)	183,448	14,894	58,413	6,264	259,277	21,051
投資顧問報酬払戻額	7	-	-	-	-	-	-
その他の資産		-	-	-	-	-	-
資産合計		<u>700,449,145</u>	<u>56,869,466</u>	<u>81,085,889</u>	<u>8,695,651</u>	<u>805,710,792</u>	<u>65,415,659</u>
負債							
当座借越	3(d), 13	173	14	-	-	173	14
未払分配金	10	272	22	500	54	921	75
未払管理会社報酬	7	-	-	10	1	13	1
未払投資顧問報酬	7	140,248	11,387	40,786	4,374	193,194	15,685
未払管理事務代行報酬および未払受託報酬	7	11,444	929	7,898	847	21,697	1,762
未払販売報酬および未払代行協会員報酬	7	148,097	12,024	20,518	2,200	174,732	14,186
未払名義書換事務代行報酬	7	2,233	181	830	89	3,311	269
未払監査報酬		10,596	860	7,894	847	20,844	1,692
未払受益者サービス代行報酬	7	15,611	1,267	-	-	15,611	1,267
未払弁護士報酬		14,980	1,216	13,033	1,398	31,899	2,590
未払印刷費		35,213	2,859	11,548	1,238	50,204	4,076
その他の負債		2,745	223	29,821	3,198	41,457	3,366
負債合計(買戻可能参加 受益証券保有者に帰属する 純資産を除く)		<u>381,612</u>	<u>30,983</u>	<u>132,838</u>	<u>14,246</u>	<u>554,056</u>	<u>44,984</u>
買戻可能参加受益証券保 有者に帰属する純資産	9	<u>700,067,533</u>	<u>56,838,483</u>	<u>80,953,051</u>	<u>8,681,405</u>	<u>805,156,736</u>	<u>65,370,675</u>

管理会社の取締役会を代表して

取締役

取締役

日付：2012年4月19日

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・MMF

財政状態計算書

2010年12月31日現在

	注記	ゴールドマン・サックス・ 米ドル・MMF 2010年12月31日		ゴールドマン・サックス・ ユーロ・MMF 2010年12月31日		結合値 2010年12月31日	
		米ドル	千円	ユーロ	千円	米ドル	千円
資産							
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	3(c), 6	709,095,524	57,571,466	87,941,264	9,430,821	827,073,215	67,150,074
現金	3(d), 12	-	-	738	79	990	80
未収収益	3(b)	172,470	14,003	51,523	5,525	241,591	19,615
投資顧問報酬払戻額	7	-	-	-	-	-	-
その他の資産		2,717	221	-	-	2,717	221
資産合計		<u>709,270,711</u>	<u>57,585,689</u>	<u>87,993,525</u>	<u>9,436,426</u>	<u>827,318,513</u>	<u>67,169,990</u>
負債							
当座借越	3(d), 13	86	7	-	-	86	7
未払分配金	10	415	34	-	-	415	34
未払管理会社報酬	7	5,039	409	3,833	411	10,181	827
未払投資顧問報酬	7	144,946	11,768	42,053	4,510	201,362	16,349
未払管理事務代行報酬お よび未払受託報酬	7	7,496	609	4,111	441	13,011	1,056
未払販売報酬および未払 代行協会員報酬	7	105,777	8,588	18,384	1,972	130,440	10,590
未払名義書換事務代行報 酬	7	7,214	586	4,919	528	13,813	1,121
未払監査報酬		10,585	859	7,634	819	20,827	1,691
未払受益者サービス代行 報酬	7	698,787	56,735	649	70	699,658	56,805
未払弁護士報酬		28,367	2,303	14,019	1,503	47,174	3,830
未払印刷費		26,699	2,168	9,447	1,013	39,373	3,197
その他の負債		17,024	1,382	1,148	123	18,564	1,507
負債合計(買戻可能参加 受益証券保有者に帰属す る純資産を除く)		<u>1,052,435</u>	<u>85,447</u>	<u>106,197</u>	<u>11,389</u>	<u>1,194,904</u>	<u>97,014</u>
買戻可能参加受益証券保 有者に帰属する純資産	9	<u>708,218,276</u>	<u>57,500,242</u>	<u>87,887,328</u>	<u>9,425,037</u>	<u>826,123,609</u>	<u>67,072,976</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2)【損益計算書】

ゴールドマン・サックス・MMF

包括利益計算書

2011年12月31日終了年度

	注記	ゴールドマン・サックス・ 米ドル・MMF 2011年12月31日		ゴールドマン・サックス・ ユーロ・MMF 2011年12月31日		結合値 2011年12月31日	
		米ドル	千円	ユーロ	千円	米ドル	千円
収益							
受取配当金および受取利息	3 (b)	1,807,198	146,726	889,071	95,344	3,043,551	247,106
投資純収益		1,807,198	146,726	889,071	95,344	3,043,551	247,106
費用							
管理会社報酬	7	4,948	402	3,571	383	9,914	805
投資顧問報酬	7	1,363,110	110,671	216,544	23,222	1,664,239	135,120
管理事務代行報酬および受託報酬	7	51,355	4,170	50,593	5,426	121,710	9,882
販売報酬および代行協会員報酬	7	1,581,532	128,405	224,482	24,073	1,893,699	153,749
名義書換事務代行報酬	7	10,309	837	5,581	599	18,070	1,467
監査報酬		12,966	1,053	9,286	996	25,879	2,101
受益者サービス代行報酬	7	34,959	2,838	-	-	34,959	2,838
弁護士報酬		49,547	4,023	44,918	4,817	112,011	9,094
印刷費		45,508	3,695	28,957	3,105	85,776	6,964
その他の費用		(3,324)	(270)	31,795	3,410	40,891	3,320
費用合計		3,150,910	255,822	615,727	66,031	4,007,148	325,340
投資顧問報酬/販売報酬放棄額	7	(1,405,499)	(114,112)	(11,533)	(1,237)	(1,421,537)	(115,415)
運用費用合計		1,745,411	141,710	604,194	64,794	2,585,611	209,926
運用利益		61,787	5,016	284,877	30,550	457,940	37,180
財務費用							
買戻可能参加受益証券保有者への分配金	10	(61,787)	(5,016)	(284,877)	(30,550)	(457,940)	(37,180)
財務費用合計		(61,787)	(5,016)	(284,877)	(30,550)	(457,940)	(37,180)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動		-	-	-	-	-	-

利益および損失は、継続的投資活動からのみ発生している。本包括利益計算書に表示されているもの以外に、利益または損失はなかった。

管理会社の取締役会を代表して

取締役

取締役

日付：2012年4月19日

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・MMF

包括利益計算書

2010年12月31日終了年度

	注記	ゴールドマン・サックス・ 米ドル・MMF 2010年12月31日		ゴールドマン・サックス・ ユーロ・MMF 2010年12月31日		結合値 2010年12月31日	
		米ドル	千円	ユーロ	千円	米ドル	千円
収益							
受取配当金および受取利息	3 (b)	2,056,152	166,939	462,844	49,635	2,668,953	216,692
投資純収益		2,056,152	166,939	462,844	49,635	2,668,953	216,692
費用							
管理会社報酬	7	5,038	409	3,614	388	9,823	798
投資顧問報酬	7	1,295,907	105,215	200,873	21,542	1,561,861	126,807
管理事務代行報酬および受託報酬	7	45,243	3,673	49,990	5,361	111,429	9,047
販売報酬および代行協会員報酬	7	1,537,396	124,821	180,746	19,383	1,776,702	144,250
名義書換事務代行報酬	7	19,859	1,612	10,845	1,163	34,218	2,778
監査報酬		10,295	836	6,874	737	19,396	1,575
受益者サービス代行報酬	7	176,235	14,309	14,626	1,568	195,599	15,881
弁護士報酬		71,833	5,832	30,972	3,321	112,840	9,161
印刷費		110,796	8,996	60,602	6,499	191,032	15,510
その他の費用		30,625	2,486	6,743	723	39,553	3,211
費用合計		3,303,227	268,189	565,885	60,686	4,052,453	329,019
投資顧問報酬/販売報酬放棄額	7	(1,323,701)	(107,471)	(118,744)	(12,734)	(1,480,917)	(120,236)
運用費用合計		1,979,526	160,718	447,141	47,951	2,571,536	208,783
運用利益		76,626	6,221	15,703	1,684	97,417	7,909
財務費用							
買戻可能参加受益証券保有者への分配金	10	(76,626)	(6,221)	(15,703)	(1,684)	(97,417)	(7,909)
財務費用合計		(76,626)	(6,221)	(15,703)	(1,684)	(97,417)	(7,909)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動		-	-	-	-	-	-

利益および損失は、継続的投資活動からのみ発生している。本包括利益計算書に表示されているもの以外に、利益または損失はなかった。

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・MMF

買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書

2011年12月31日終了年度

	注記	ゴールドマン・サックス・ 米ドル・MMF 2011年12月31日		ゴールドマン・サックス・ ユーロ・MMF 2011年12月31日		結合値 2011年12月31日	
		米ドル	千円	ユーロ	千円	米ドル	千円
期首現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		708,218,276	57,500,242	87,887,328	9,425,037	826,123,609	67,072,976
買戻可能参加受益証券発行受取額	8	230,104,735	18,682,203	97,946,256	10,503,756	366,309,974	29,740,707
買戻可能参加受益証券買戻支払額	8	(238,255,478)	(19,343,962)	(104,880,533)	(11,247,388)	(384,103,606)	(31,185,372)
為替換算調整額	19	-	-	-	-	(3,173,241)	(257,635)
期末現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		700,067,533	56,838,483	80,953,051	8,681,405	805,156,736	65,370,675

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・MMF

買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書

2010年12月31日終了年度

	注記	ゴールドマン・サックス・ 米ドル・MMF 2010年12月31日		ゴールドマン・サックス・ ユーロ・MMF 2010年12月31日		結合値 2010年12月31日	
		米ドル	千円	ユーロ	千円	米ドル	千円
期首現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		704,957,067	57,235,464	87,263,597	9,358,148	830,158,426	67,400,563
買戻可能参加受益証券発行受取額	8	197,767,910	16,056,777	100,344,765	10,760,973	330,623,476	26,843,320
買戻可能参加受益証券買戻支払額	8	(194,506,701)	(15,791,999)	(99,721,034)	(10,694,084)	(326,536,453)	(26,511,495)
為替換算調整額	19	-	-	-	-	(8,121,840)	(659,412)
期末現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		708,218,276	57,500,242	87,887,328	9,425,037	826,123,609	67,072,976

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[次へ](#)

ゴールドマン・サックス・MMF

財務書類に対する注記

2011年12月31日終了年度

1. 組織

ゴールドマン・サックス・MMF(以下「ファンド」という。)は、アンブレラ型ファンドとして組成された投資信託であり、1990年ユニット・トラスト法の規定およびこれに基づいて制定された規則に基づき、アイルランド中央銀行により認可され、規制を受けている。ファンドは、1999年4月22日に設定された。2011年12月31日現在、ファンドは2つのサブ・ファンド(以下「ポートフォリオ」という。)を保有しており、それぞれがその資産のすべてまたは実質的にすべてを以下の表に詳述されているマスター・ファンドに投資している。

ポートフォリオ	通貨	マスター・ファンド	運用開始日
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF(以下「米ドル・ポートフォリオ」という。)	米ドル	ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド(以下「US\$マスター・ファンド」という。)-Xディストリビューション・クラス	1999年4月30日
ゴールドマン・サックス・ユーロ・MMF(以下「ユーロ・ポートフォリオ」という。)	ユーロ	ゴールドマン・サックス・ユーロ・リキッド・リザーブズ・ファンド(以下「ユーロ・マスター・ファンド」という。)-Xディストリビューション・クラス	2001年7月31日

US\$マスター・ファンドおよびユーロ・マスター・ファンドは、両方ともゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーのサブ・ファンドである。

2. 投資目的

米ドル・ポートフォリオは、信用度の高い金融市場証券に分散投資するUS\$マスター・ファンドに実質的にその資産の全部を投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の当期利益を得ることを目的とする。米ドル・ポートフォリオの資産のうち、少額は随時、現金で保持されるかまたは現金等価物に投資されるが、いずれの段階においてもこれらへの投資は米ドル・ポートフォリオの純資産総額の10%を超えないとの理解である。

ユーロ・ポートフォリオは、信用度の高い金融市場証券に分散投資するユーロ・マスター・ファンドに実質的にその資産の全部を投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の当期利益を得ることを目的とする。ユーロ・ポートフォリオの資産のうち、少額は随時、現金で保持されるかまたは現金等価物に投資されるが、いずれの段階においてもこれらへの投資はユーロ・ポートフォリオの純資産総額の10%を超えないとの理解である。

各ポートフォリオの目的は、米ドル・ポートフォリオについては1口当たり0.01米ドル、ユーロ・ポートフォリオについては1口当たり0.01ユーロの安定した純資産価額を達成することである。

3. 重要な会計方針

(a) 財務書類作成の基礎

本財務書類は、ファンドの機能通貨である米ドルで表示されている。各ポートフォリオの機能通貨および財務書類表示通貨は、米ドル・ポートフォリオが米ドル、ユーロ・ポートフォリオがユーロである。金融資産、金融負債およびデリバティブ金融投資は、FRS第26号「金融商品：測定」で規定されるように、「損益を通じて公正価値で」保有されている。その他の金融資産および金融負債は取得原価で、買戻可能参加受益証券の場合は買戻価額で計上される。

本財務書類は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計基準および1990年ユニット・トラスト法を構成するアイルランド法に従い作成されている。

本財務書類の作成にあたり、経営陣は、本財務書類および添付の注記の報告額に影響を与えうる一定の見積りおよび仮定を行うことが要求される。実際の結果は、かかる見積りと異なることがある。真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成についてアイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計基

準は、アイルランド勅許会計士協会が公表し、会計基準審議会により発行されたものである。

本財務書類は取得原価主義に基づいて作成されているが、損益を通じて公正価値で保有する金融資産及び金融負債の再評価による修正が加えられている。

本財務書類中の書式および一定の文言は、FRS第3号「財務実績の報告」を適用しているため、管理会社は、これらの財務書類が投資信託としてのファンドの性質をより適正に反映していると考えている。管理会社の意見では、本財務書類は、記載されている変更も含め、1990年ユニット・トラスト法によって要求される情報を提供している。

(b) 投資取引および関連投資収益

ファンドは投資取引を取引日基準で計上している。実現損益は加重平均法に基づいている。受取配当金および支払配当金は配当落ち日に計上され、受取利息および支払利息は投資の年数にわたり実効利回りベースで計上される。受取利息は市場割引および当初発行割引の償却、ならびにプレミアム償却を含み、投資の年数にわたり収益に計上される。受取利息および受取配当金は、源泉徴収税(もしあれば)控除前の総額で認識される。

運用費用は発生主義で認識される。

取引費用は発生時に包括利益計算書に認識される。

(c) 有価証券に対する金融投資および評価

(1) 分類

損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債は、売買目的保有に分類される、あるいは損益を通じて公正価値で測定することを指定された金融資産または金融負債である。売買目的保有に分類された金融資産には、集合投資スキームがある。

損益を通じて公正価値で測定されない金融資産には、未収金が含まれる。

損益を通じて公正価値で測定されない金融負債には、未払金および買戻可能参加受益証券から生じる金融負債が含まれる。

(2) 認識および認識の中止

ファンドは、金融資産および金融負債を、当該投資の契約条項の当事者となった日付で認識する。金融資産および金融負債の購入および売却は、取引日に認識される。取引日より、金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる損益はすべて包括利益計算書に計上される。

金融資産は、当該投資からのキャッシュ・フローを受領する権利が消滅した時点、あるいはファンドが所有に伴う実質的にすべてのリスクと経済価値を移転した時点で、認識が中止される。

(3) 公正価値測定の原則

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、FRS第26号に準拠して評価される。金融資産および金融負債は当初、取引価格で計上され、当初の認識以降、公正価値で測定される。「損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債」の公正価値の変動から生じる損益は、発生した期間に係る包括利益計算書において表示される。

受取勘定に分類される金融資産は、減損(もしあれば)控除後の取得原価で計上される。損益を通じて公正価値で測定される以外の金融負債は、取得原価で測定される。ファンドが発行した買戻可能参加受益証券から生じる金融負債は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属するファンドの純資産(以下「純資産」という。)の残存価額に対する受益者の権利を表す買戻価額で計上される。

取引値がない、または管理会社の取締役会が任命し、受託会社が承認する人物(以下「適格者」という。)が取引値が著しく不正確であると判断する有価証券を含む、すべての有価証券およびデリバティブの公正価値は、適格者が定めた手続に従って算定される。

適用される法律に従い、投資顧問会社自身、独立の値付機関またはその他がこうした適格者となる。

2011年12月31日終了年度および2010年12月31日終了年度における適格者は、ゴールドマン・サックス・バリュエーション・オーバーサイト・グループ(以下「VOG」という。)であった。

公正価値の算定に適格者が利用された有価証券については、注記4を参照のこと。

(3.1) 集合投資スキームへの投資

集合投資スキームを含むオープン・エンド型投資信託への投資の公正価値は、英文目論見書に要約されているとおり、適用されるマスター・ファンドの評価方針に従い、そのマスター・ファンドにより提供される1口当り純資産価格に基づいている。

(d) 現金

現金は取得原価で評価され、時価に近似する。

(e) 外貨の換算

外貨建て取引は、取引日現在の実効為替レートで換算される。外貨建ての資産および負債は、期末日現在における為替の実効クロージング・レートで、米ドル・ポートフォリオに関しては米ドルに、ユーロ・ポートフォリオに関してはユーロに換算される。外貨の換算、ならびに資産および負債の除却または清算に係る実現損益から生じる換算差額は、包括利益計算書に計上される。

(f) 財務費用

買戻可能参加受益証券の分配金は、包括利益計算書に財務費用として認識される。

(g) 買戻可能参加受益証券

ファンドによって発行されたすべての買戻可能参加受益証券は、投資家に対して、買戻日におけるファンドの純資産に対する当該投資家の持分投資割合に相当する現金に買戻す権利を提供する。

F R S 第25号「金融商品：開示および表示」に準拠して、かかる投資は、買戻価額で財政状態計算書に金融負債として分類される。ファンドは、英文目論見書に従い受益証券買戻しを行う契約責任を負っている。

4. 適格者の評価

2011年12月31日および2010年12月31日現在、公正価値を算定するために適格者が利用された資産はなかった。

5. 税金

アイルランドの現行法および慣行に基づき、ファンドは、1997年租税統合法(改正済)第739条Bに定義される投資信託としての資格を有している。したがって、ファンドは、収益またはキャピタル・ゲインにアイルランド税を課されない。

ファンドは、課金事象が発生した場合以外は、収益および利益にアイルランド税を課されない。課金事象には、受益者に対する分配金支払、もしくは受益証券の現金化、買戻しまたは譲渡、受益証券の処分または解約、あるいは当該受益証券の取得日から8年毎の受益証券のみなし売却が含まれるが、以下の者に対してはこの限りではない。

(a) 課金事象の時点で税務上、アイルランドの居住者でなく、アイルランドの通常の居住者でもない受益者で、ファンドにその旨の関連宣言書を提出した者、および

(b) 一定のアイルランド税の免除対象となっている居住者である受益者で、必要な署名の入った法定宣言書をファンドに提出した者

以下は、課金事象に含まれない。

() アイルランドの歳入委員会の命令で指定された認定済決済システムにおいて保有される受益証券に関する取引

() ファンドの受益者への支払が行われない通常取引での、受益者によるファンドの他の受益証券への交換

() ファンドの適格な統合または再構築によって生じる受益証券と他のファンドの交換、または

() 配偶者や前配偶者との間で一定の条件の下に行われた受益者による受益証券所有権の譲渡

ファンドは、適切な宣言書がない場合は、課金事象の発生によりアイルランドの税金が課せられ、ファンドは受益者から当該税金を源泉徴収する権利を留保する。ファンドが受け取ったキャピタル・ゲイン、配当金および利息には、投資の発行体が本拠地を置く国の源泉徴収税を含む税金が課せられ、ファンドの純資産価額(以下「NAV」という。)に影響を及ぼす可能性がある。こうした税金はファンドまたはその受益者に還付されない可能性がある。

6. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債

F R S 第29号「金融商品：開示」の改訂に基づく公正価値ヒエラルキーの3つのレベルは以下の通りである。

レベル1 - 同一の非制限の資産または負債について測定日において入手できる活発な市場における未調整の公表価格。

レベル2 - 直接的または間接的のいずれかに関わらず、活発でない市場における公表価格、または重要なインプット(類似証券の公表価格、金利、為替レート、ボラティリティおよび信用スプレッドを含むがこれらに限定されない)が観察可能な金融商品。

レベル3 - (公正価値測定の決定にあたり適格人の仮定も含めた)重要な観測不能なインプットが必要な価格または評価。

全体としての公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、全体としての公正価値測定に対して重要であるインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づき決定される。この目的のため、インプットの重要性は全体としての公正価値測定に対して評価される。公正価値測定が観測可能なインプットを使用する場合であっても、当該インプットが観測不能なインプットに基づく重要な調整を必要とする場合、当該測定はレベル3の測定である。全体としての公正価値測定に対する特定のインプットの重要性を評価するには、資産または負債に特有な要素を考慮し、判断が要求される。

以下の表は、2011年12月31日現在の公正価値で認識された金融資産を、上記の3つの異なるレベル別に示している。

2011年12月31日現在の公正価値で測定する金融資産				
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資 - 買建	700,265,697	-	-	700,265,697
合計	700,265,697	-	-	700,265,697

2011年12月31日現在の公正価値で測定する金融資産				
ゴールドマン・サックス・ユーロ・MMF				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資 - 買建	81,027,198	-	-	81,027,198
合計	81,027,198	-	-	81,027,198

2011年12月31日現在の公正価値で測定する金融資産				
結合値				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資 - 買建	805,451,154	-	-	805,451,154
合計	805,451,154	-	-	805,451,154

以下の表は、2010年12月31日現在の公正価値で認識された金融資産を、上記の3つの異なるレベル別に示している。

2010年12月31日現在の公正価値で測定する金融資産				
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資 - 買建	709,095,524	-	-	709,095,524
合計	709,095,524	-	-	709,095,524

2010年12月31日現在の公正価値で測定する金融資産				
ゴールドマン・サックス・ユーロ・MMF				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資 - 買建	87,941,264	-	-	87,941,264
合計	87,941,264	-	-	87,941,264

2010年12月31日現在の公正価値で測定する金融資産				
結合値				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資 - 買建	827,073,215	-	-	827,073,215
合計	827,073,215	-	-	827,073,215

2011年12月31日終了年度および2010年12月31日終了年度において、損益を通じて公正価値で測定する金融負債はなかった。

2011年12月31日終了年度および2010年12月31日終了年度において、公正価値で計上された金融資産および金融負債について、公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル2の間での重要な振替はなかった。

2011年12月31日終了年度および2010年12月31日終了年度においてファンドはレベル3の投資を保有していなかったため、報告年度の期首から期末の間におけるレベル3に分類される金融投資の公正価値の変動に対する調整は表示されていない。

7. 重要な契約および関連会社

管理会社

ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド(以下「管理会社」という。)は、ファンドの管理会社として従事し、ファンドの管理および運用の責任を負う。管理会社は、この業務に対し、1ポートフォリオにつき5,000米ドルの年間管理報酬を受領する資格を有する。

投資顧問会社および副投資顧問会社

管理会社は、ファンドに代わり、ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(以下「投資顧問会社」という。)をポートフォリオの投資顧問会社に任命している。投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社をポートフォリオの副投資顧問会社に任命している。投資顧問会社は、各マスター・ファンドについて稼得した報酬を含めた米ドル・ポートフォリオおよびユーロ・ポートフォリオ両方の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する日々の平均純資産価額に対して、一定の年率で毎日計算される報酬を受領する権利を有する。当期中の実効年率は、米ドル・ポートフォリオが0.19%(2010年12月31日:0.19%)、ユーロ・ポートフォリオが0.23%(2010年12月31日:0.20%)であった。

2011年12月31日終了年度において、米ドル・ポートフォリオに関して計上された投資顧問報酬は、1,363,110米ドル(2010年12月31日:1,295,907米ドル)であり、うち676,295米ドル(2010年12月31日:557,747米ドル)が放棄された。2011年12月31日終了年度において、ユーロ・ポートフォリオに関して計上された投資顧問報酬は、216,544ユーロ(2010年12月31日:200,873ユーロ)であり、うち5,989ユーロ(2010年

12月31日：65,549ユーロ)が放棄された。

投資顧問会社および受託会社の報酬および費用ならびに各マスター・ファンドの通常の運用および管理費用の各ポートフォリオの負担分を含む経常費用の総額の範囲は、現在、自主的に限度が設けられている。米ドル・ポートフォリオについては買戻可能参加受益証券保有者に帰属する日々の純資産価額の年率0.85%、ユーロ・ポートフォリオについては買戻可能参加受益証券保有者に帰属する日々の純資産価額の0.70%を上限としている。

投資顧問会社は、米ドル・ポートフォリオおよびユーロ・ポートフォリオに関してプラスの正味利回りの維持を図るために、自主的な方針に従っている。これは報酬の放棄および費用の払戻し等のさまざまな形式を通じて達成される。プラスの利回り目標は、投資顧問会社の裁量によりその時々で異なる可能性があり、かかる情報はポートフォリオの実質的あるいはおおよその利回りを反映する手法でファンドの受益者または一般に報告される可能性がある。利回り目標は、保証、実績の保証あるいは資本の保護と解釈されない。ファンドの英文目論見書は、ファンドの主要な投資リスク等の詳細を提供している。

包括利益計算書における投資顧問報酬/販売報酬放棄額は、費用の上限の結果として放棄した金額、および/あるいは最低利回りの要求を満たすための結果として放棄した金額により構成されている。

当該理由により放棄した投資顧問報酬および販売報酬は、包括利益計算書において総額ベースで表示される。

投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルと投資取引を行っている。ゴールドマン・サックス・インターナショナルとの取引を含むすべての取引は、規制要件に沿った最良執行基準に従い、ポートフォリオの最大の利益を求めて実施される。

取締役の報酬

ロバート・キーオー氏、ヒューゴ・マクニール氏、セオドア・ソティア氏は投資顧問会社の関連当事者であり、ファンドから報酬を受け取っていない。

管理事務代行会社および受託会社

管理会社は、管理事務代行契約に従い、BNYメロン・ファンド・サービス(アイルランド)リミテッドにポートフォリオの管理事務代行会社としての権限を委任している。管理事務代行会社は、純資産価額の計算および財務書類の作成を含むポートフォリオ業務の管理事務に責任を負う。管理事務代行会社は、その業務に対して、報酬をポートフォリオの資産から毎月後払いで受領する。

BNYメロン・トラスト・カンパニー(アイルランド)リミテッドは、信託証書に従い、ポートフォリオの受託会社として従事する。受託会社は、信託証書に従い、当該受託会社の保管組織において当該受託会社の管理のもとにポートフォリオの全資産の保護預りを行う。受託会社は、業務に対してポートフォリオの資産から報酬を毎月後払いで受領する。

2011年12月31日終了年度において、米ドル・ポートフォリオに関する管理事務代行報酬および受託報酬は、51,355米ドル(2010年12月31日：45,243米ドル)であった。2011年12月31日終了年度において、ユーロ・ポートフォリオに関する管理事務代行報酬および受託報酬は、50,593ユーロ(2010年12月31日：49,990ユーロ)であった。

販売会社および代行協会員

管理会社は、ポートフォリオに代わり、ゴールドマン・サックス・インターナショナル(以下「G S I」という。)を受益証券の販売会社に任命している。G S Iは、ゴールドマン・サックス証券株式会社を日本における販売会社に、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を日本におけるポートフォリオの代行協会員に任命している。

米ドル・ポートフォリオおよびユーロ・ポートフォリオは、日本における販売会社および代行協会員に対し、両任務の報酬として合わせて、各ポートフォリオの買戻可能参加受益証券保有者に帰属する日々の純資産価額に対する一定の年率を四半期毎の後払いで支払う。当期中の実効年率は、米ドル・ポートフォリオが0.22%(2010年12月31日：0.22%)、ユーロ・ポートフォリオが0.25%(2010年12月31日：0.20%)であった。

2011年12月31日終了年度において、米ドル・ポートフォリオに関する販売会社報酬および代行協会員報酬は、1,581,532米ドル(2010年12月31日:1,537,396米ドル)であり、うち729,204米ドル(2010年12月31日:765,954米ドル)が放棄された。2011年12月31日終了年度において、ユーロ・ポートフォリオに関する販売会社報酬および代行協会員報酬は、224,482ユーロ(2010年12月31日:180,746ユーロ)であり、うち5,544ユーロ(2010年12月31日:53,195ユーロ)が放棄された。

名義書換事務代行会社

ポートフォリオは、ポートフォリオと名義書換事務代行会社との間で締結された登録・名義書換事務代行契約に基づき、RBCデクシア・インベスター・サービスズ(アイルランド)リミテッドをポートフォリオの登録・名義書換事務代行会社(以下「名義書換事務代行会社」という。)に任命している。

名義書換事務代行会社がポートフォリオに提供する日々の業務には、買付申込および買戻請求の受付および処理、受益証券の割当および発行、ならびに受益証券の受益者登録の保持が含まれる。名義書換事務代行会社には、ポートフォリオの買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産から四半期毎の後払いで報酬が支払われる。

2011年12月31日終了年度において、米ドル・ポートフォリオに関する名義書換事務代行報酬は10,309米ドル(2010年12月31日:19,859米ドル)であった。2011年12月31日終了年度において、ユーロ・ポートフォリオに関する名義書換事務代行報酬は5,581ユーロ(2010年12月31日:10,845ユーロ)であった。

受益者サービス代行会社

G S Iはまた、ヨーロッパ・シェアホルダー・サービスズ・グループを介して、ポートフォリオの受益者に提供された投資家サービスに関する報酬も四半期毎の後払いで受領する。2011年12月31日終了年度において、米ドル・ポートフォリオに関する受益者サービス代行会社報酬は、34,959米ドル(2010年12月31日:176,235米ドル)であった。2011年12月31日終了年度において、ユーロ・ポートフォリオに関する受益者サービス代行会社報酬は、ゼロユーロ(2010年12月31日:14,626ユーロ)であった。

名義書換事務代行会社および受益者サービス代行会社に対する報酬の合計額は、ポートフォリオの買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産価額の年率0.04%を超えないものとする。

適格者

2011年12月31日および2010年12月31日終了年度において、管理会社の取締役は、ゴールドマン・サックスV O Gを適格者として任命した。

8. 資本

最低当初申込額は、米ドル・ポートフォリオが10.00米ドル、ユーロ・ポートフォリオが10.00ユーロである。最低継続投資額は、米ドル・ポートフォリオが0.01米ドル、ユーロ・ポートフォリオが0.01ユーロである。日本におけるすべての販売会社は、その裁量により、これらの額を上回る最低当初申込額および最低継続投資額を設定することができる。

資本の変動は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書において示されている。ファンドは必要に応じて買戻しを行うための十分な流動性を維持しつつ、受益証券の発行収入を適切な投資有価証券に投資している。

以下は、2011年12月31日終了年度におけるファンドの受益証券の変動を要約したものである。

	2010年12月31日 現在残高	申込口数	買戻口数	2011年12月31日 現在残高
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF				
米ドル受益証券(分配型)	70,821,827,593	23,010,473,517	(23,825,547,784)	70,006,753,326
ゴールドマン・サックス・ユーロ・MMF				

ユーロ受益証券(分配型)	8,788,732,786	9,794,625,610	(10,488,053,303)	8,095,305,093
--------------	---------------	---------------	------------------	---------------

以下は、2010年12月31日終了年度におけるファンドの受益証券の変動を要約したものである。

	2009年12月31日 現在残高	申込口数	買戻口数	2010年12月31日 現在残高
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF				
米ドル受益証券(分配型)	70,495,706,675	19,776,791,008	(19,450,670,090)	70,821,827,593
ゴールドマン・サックス・ユーロ・MMF				
ユーロ受益証券(分配型)	8,726,359,689	10,034,476,503	(9,972,103,406)	8,788,732,786

9. 純資産価額(NAV)

2011年12月31日、2010年12月31日および2009年12月31日終了年度における純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の内訳は、以下のとおりである。

	2011年12月31日現在		2010年12月31日現在	
	純資産価額	受益証券1口当たり 純資産価格	純資産価額	受益証券1口当たり 純資産価格
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF				
米ドル受益証券(分配型)	700,067,533米ドル	0.01米ドル	708,218,276米ドル	0.01米ドル
ゴールドマン・サックス・ユーロ・MMF				
ユーロ受益証券(分配型)	80,953,051ユーロ	0.01ユーロ	87,887,328ユーロ	0.01ユーロ

	2009年12月31日現在	
	純資産価額	受益証券1口当り 純資産価格
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF		
米ドル受益証券(分配型)	704,957,067米ドル	0.01米ドル
ゴールドマン・サックス・ユーロ・MMF		
ユーロ受益証券(分配型)	87,263,597ユーロ	0.01ユーロ

10. 分配金

ファンドは、買戻可能参加受益証券保有者に対して、ファンドの受益証券に関する分配金を毎日宣言し、分配することができる。ファンドが宣言した分配金は、各受益者の選択により、現金で支払われるか、または受益証券に再投資される。分配金の宣言に際して、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産は、かかる分配金の金額分減少する。

以下の表は、2011年12月31日終了年度および2010年12月31日終了年度において支払われた分配金を要約したものである。

	2011年12月31日	2010年12月31日
ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF	61,787米ドル	76,626米ドル
ゴールドマン・サックス・ユーロ・MMF	284,877ユーロ	15,703ユーロ

11. 金融投資および関連リスク

注記1に要約されているとおり、ファンドはマスター・ファンドにのみ投資している。

ファンドの投資ポートフォリオは、期末日現在、集合投資スキームから構成されている。管理会社の取締役は、ファンドの投資リスク管理をするために投資顧問会社を任命している。ファンドがさらされる金融リスクのうちで重要なものは、市場リスク、流動性リスクおよび信用リスクである。英文目論見書には、これらのリスクやその他のリスクの詳細が記載されており、その一部は本財務書類に記載の内容に対する追加情報である。

資産配分はファンドの投資顧問会社によって決定され、同社は注記2に詳述されている投資目的を達成するために資産配分を管理する。当該投資目的の達成は、リスクを伴うものである。投資顧問会社は、投資決定に際し、分析、調査およびリスク管理手法に基づき判断を行う。ベンチマークおよび/または資産配分目標からの乖離ならびにポートフォリオの構成は、ファンドの投資顧問会社によってモニターされる。

ファンドが採用しているリスク管理方針の詳細は以下の通りである。

・市場リスク

ファンドの基礎となるマスター・ファンドの投資ポートフォリオの公正価値が変動する可能性を市場リスクという。一般に用いられる市場リスクのカテゴリーには、通貨リスク、金利リスクおよびその他の価格リスクが含まれる。

- ・ 通貨リスクは、スポット価格、先渡価格および為替レートの変動に対するエクスポージャーによって生じる可能性がある。
- ・ 金利リスクは、利回り曲線の水準、勾配および曲率の変化、金利の変動、モーゲージの期限前償還率ならびに信用スプレッドに対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。
- ・ その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる以外の市場価格の変動の結果、投資の公正価値が変動するリスクであり、個別銘柄株式、株式バスケット、株価指数およびコモディティの価格の変動およびボラティリティに対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。

ファンドの市場リスク戦略はファンドの投資目的によって決定される。

投資顧問会社は、リスク予算編成方針の適用によって市場リスクを管理する。投資顧問会社は、リスク予算編成フレームワークを用いて、予想または推定(すなわち見通し)トラッキング・エラーと一般に称される適切なリスク・ターゲットを決定する。

ゴールドマン・サックスの市場リスク分析グループ(以下「IMD MRA」という。)は、投資顧問会社を選出した市場リスクを独立してモニタリング、分析および報告する責任を負う。IMD MRAは、感応度、ボラティリティおよびバリュー・アット・リスクのモニタリングを含む市場リスクをモニターするために、さまざまなリスク指標を使用する。IMD MRAは、年2回以上の頻度で取締役会に市場リスクについての報告を行う。

報告日現在のファンドの投資ポートフォリオの詳細については、投資有価証券明細表において開示されている。

・通貨リスク

各ポートフォリオの金融資産および金融負債はすべて、当該ポートフォリオの機能通貨建てであり、通貨リスクにはさらされていない。

・金利リスク

ファンドが投資するマスター・ファンドは、固定利付証券に投資することができる。特定の有価証券に関連する金利の変動により、投資顧問会社は契約終了時または有価証券売却時に類似の水準のリターンを確保することができなくなる可能性がある。また、金利の変動または将来の予測レートの変動により、保有する有価証券の価値の増減が生じる可能性がある。一般に、金利が上昇すれば固定利付証券の価値は下落する。金利の下落により一般にそれとは逆の効果が生じる。すべての固定利付証券および変動利付証券は、それぞれのクーポン・レートおよび満期日とあわせてマスター・ファンドの投資有価証券明細表に開示されている。

期末日現在、ファンドの唯一の投資は、米ドル・ポートフォリオについてはUS\$マスター・ファンド、ユーロ・ポートフォリオについてはユーロ・マスター・ファンドであった。US\$マスター・ファンドおよびユーロ・マスター・ファンドの両ファンドは、加重平均の最長満期日が60日間のマネー・マーケット・ファンドである。基礎となるマスター・ファンドに対する投資の性質上、管理会社の取締役は、ポートフォリオのNAVには金利リスクに対する重要なエクスポージャーはないと予想している。しかし、基礎となるマスター・ファンドの利回りは、オーバーナイトレートおよび他の現行のマネー・マーケットのベンチマークの変動と一致して変動すると予想している。

・その他の価格リスク

その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる以外の市場価格の変動の結果、金融投資の価値が変動するリスクであり、個々の投資有価証券またはその発行体に固有の要因、あるいは市場における金融投資に影響を及ぼす他の何らかの要因により発生する。

ファンドの金融投資は公正価値で計上され、公正価値の変動を包括利益計算書に認識しているため、すべての市況の変動は買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産に直接影響を及ぼす。

ファンドの集合投資スキームへの投資は、その英文目論見書に要約されているとおり、適用されるファンドの評価方針に従い、マスター・ファンドより提供される純資産価額に基づいている。

基礎となるマスター・ファンドにおける投資の性質上、ポートフォリオのNAVは金利およびその他の市況の変動に対して非常に感応度が低いと予想されている。しかし、基礎となるマスター・ファンドの利回りは、オーバーナイトレートおよび他の現行のマネー・マーケットのベンチマークの変動と一致して変動すると予想している。

・流動性リスク

流動性リスクとは、ファンドが現金またはその他の金融資産の受渡しにより決済される金融負債に関する債務の履行において困難に直面するリスクである。特に流動性が低下する恐れがあるのは、担保付およ

び/または無担保の資金調達源を確保できない場合、資産が売却できない場合、予測できない現金または担保の流出が起きた場合である。このような状況は、一般市場の混乱、あるいはファンドまたは第三者に影響を与えるオペレーション上の問題など、ファンドの管理の及ばない状況により発生することがある。さらに、資産売却能力は、他の市場参加者が同時期に類似の資産を売却しようとする場合に低下する可能性がある。

ファンドの投資は集合投資スキームが含まれており、ファンドにより課される買戻し制限よりもさらに厳しい制限を受ける可能性がある。これにより受益者に対して、ファンドにより提供される買戻日より買戻しの頻度が低くなる。

ファンドは、受益証券の発行および買戻しを規定しており、そのため、英文目論見書の条件に従った受益者の買戻しに関連する流動性リスクを負っている。ポートフォリオは、通常の流動性のニーズを満たすのに十分であると投資顧問会社が判断した流動性の高い投資を含めるよう管理されているが、ファンドの受益証券の大規模な買戻しによって、ポートフォリオは通常の見積り資金の調達として望ましいレベルよりさらに迅速に投資を流動化することが要求される可能性があり、その関係でポートフォリオが取得した投資の流動性が変動してポジションにマイナスの影響を与える可能性がある。買戻しに対応するために流動性の高い資産をさらに売却する必要が生じた場合、これらの要因により、買戻される受益証券および残存する受益証券の価値ならびにポートフォリオの残存資産の流動性にマイナスの影響を与える可能性がある。

ファンドの英文目論見書は、受益証券を毎日発行し、毎日買戻しを行うことを規定している。ファンドは、そのため、受益者の買戻しに対応する流動性リスクを負っている。

以下の表は、ファンドの純資産の10%超を保有する受益者の内訳である。

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF

2011年12月31日現在	
受益者 1 ^{1, 2}	28.8%
受益者 2 ²	20.1%
受益者 3 ²	19.2%
受益者 4 ²	12.3%
その他の受益者	19.6%
合計	100.00%

2010年12月31日現在	
受益者 1 ^{1, 2}	31.1%
受益者 2 ²	22.2%
受益者 3 ²	15.3%
受益者 4 ²	13.0%
その他の受益者	18.4%
合計	100.00%

ゴールドマン・サックス・ユーロ・MMF

2011年12月31日現在	
受益者 1 ²	36.3%
受益者 2 ²	21.0%
受益者 3 ^{1, 2}	20.8%
受益者 4 ²	15.8%
その他の受益者	6.1%
合計	100.00%

2010年12月31日現在	
受益者 1 ²	31.9%
受益者 2 ²	22.0%
受益者 3 ²	21.5%
受益者 4 ^{1, 2}	15.5%
その他の受益者	9.1%
合計	100.00%

¹ 受益者はファンドの関連当事者である。

² 受益者は販売会社である。

注：受益者は特定の期末日における保有高の順に示されている。したがって、2011年12月31日の受益者 1 は 2010年12月31日の受益者 1 と同一ではない可能性がある。

以下の表は、2011年12月31日および2010年12月31日現在のファンドの流動性リスクを示したものである。負債は最短の決済期日に基づく期日別に分類されている。1年以内に期日が到来する金額は、割引の影響に金額的な重要性がないため、帳簿価額で表示されている。

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF 2011年12月31日現在	1年以内	1年超
金融負債	米ドル	米ドル
当座借越	173	-
未払分配金	272	-
未払管理会社報酬	-	-
未払投資顧問報酬	140,248	-
未払管理事務代行報酬および未払受託報酬	11,444	-
未払販売会社報酬および未払代行協会員報酬	148,097	-
未払名義書換事務代行報酬	2,233	-
未払監査報酬	10,596	-
未払受益者サービス代行会社報酬	15,611	-
未払弁護士報酬	14,980	-
未払印刷費	35,213	-
その他の負債	2,745	-
買戻可能参加受益証券	700,067,533	-
金融負債合計	700,449,145	-

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF 2010年12月31日現在	1年以内	1年超
金融負債	米ドル	米ドル
当座借越	86	-
未払分配金	415	-
未払管理会社報酬	5,039	-
未払投資顧問報酬	144,946	-
未払管理事務代行報酬および未払受託報酬	7,496	-
未払販売会社報酬および未払代行協会員報酬	105,777	-
未払名義書換事務代行報酬	7,214	-
未払監査報酬	10,585	-
未払受益者サービス代行会社報酬	698,787	-
未払弁護士報酬	28,367	-
未払印刷費	26,699	-
その他の負債	17,024	-
買戻可能参加受益証券	708,218,276	-
金融負債合計	709,270,711	-

ゴールドマン・サックス・ユーロ・MMF 2011年12月31日現在	1年以内	1年超
金融負債	ユーロ	ユーロ
当座借越	-	-
未払分配金	500	-
未払管理会社報酬	10	-
未払投資顧問報酬	40,786	-
未払管理事務代行報酬および未払受託報酬	7,898	-
未払販売会社報酬および未払代行協会員報酬	20,518	-
未払名義書換事務代行報酬	830	-
未払監査報酬	7,894	-
未払受益者サービス代行会社報酬	-	-
未払弁護士報酬	13,033	-
未払印刷費	11,548	-
その他の負債	29,821	-
買戻可能参加受益証券	80,953,051	-
金融負債合計	81,085,889	-

ゴールドマン・サックス・ユーロ・MMF 2010年12月31日現在	1年以内	1年超
金融負債	ユーロ	ユーロ
当座借越	-	-
未払分配金	-	-
未払管理会社報酬	3,833	-
未払投資顧問報酬	42,053	-
未払管理事務代行報酬および未払受託報酬	4,111	-
未払販売会社報酬および未払代行協会員報酬	18,384	-
未払名義書換事務代行報酬	4,919	-
未払監査報酬	7,634	-
未払受益者サービス代行会社報酬	649	-
未払弁護士報酬	14,019	-
未払印刷費	9,447	-
その他の負債	1,148	-
買戻可能参加受益証券	87,887,328	-
金融負債合計	87,993,525	-

結合値 2011年12月31日現在	1年以内	1年超
金融負債	米ドル	米ドル
当座借越	173	-
未払分配金	921	-
未払管理会社報酬	13	-
未払投資顧問報酬	193,194	-
未払管理事務代行報酬および未払受託報酬	21,697	-
未払販売会社報酬および未払代行協会員報酬	174,732	-
未払名義書換事務代行報酬	3,311	-
未払監査報酬	20,844	-
未払受益者サービス代行会社報酬	15,611	-
未払弁護士報酬	31,899	-
未払印刷費	50,204	-
その他の負債	41,457	-
買戻可能参加受益証券	805,156,736	-
金融負債合計	805,710,792	-

結合値 2010年12月31日現在	1年以内	1年超
金融負債	米ドル	米ドル
当座借越	86	-
未払分配金	415	-
未払管理会社報酬	10,181	-
未払投資顧問報酬	201,362	-
未払管理事務代行報酬および未払受託報酬	13,011	-
未払販売会社報酬および未払代行協会員報酬	130,440	-
未払名義書換事務代行報酬	13,813	-
未払監査報酬	20,827	-
未払受益者サービス代行会社報酬	699,658	-
未払弁護士報酬	47,174	-
未払印刷費	39,373	-
その他の負債	18,564	-
買戻可能参加受益証券	826,123,609	-
金融負債合計	827,318,513	-

買戻可能受益証券は、保有者の選択による要求に基づいて買戻される。

・信用リスク

信用リスクとは、金融投資の一方の当事者が債務を履行しないために、もう一方の当事者に金融損失が生じるリスクである。

投資顧問会社は、相手方との取引に関連した信用リスクを軽減するための対策をとっている。相手方と取引を行う前に、投資顧問会社またはその関連当事者は、相手方、その事業および風評の信用分析を行い、信用度と風評の双方を評価する。承認された相手方の信用リスクは以後継続的にモニターされ、必要に応じて財務書類および期中財務報告のレビューが定期的に行われる。

ファンドは、受託会社の破綻、管理、清算あるいは債権者からのその他の法的保護（以下、「インソルベンシー（支払不能）」という。）に関連するさまざまなリスクを負っている。当該リスクには以下の損失が無制限に含まれる。

1. 受託会社が保管する資金のうち、受託会社側で顧客資金として取り扱われていないすべての資金の損失
2. 受託会社が（もしあれば）ファンドと同意している手続きに従って顧客資金として取り扱うことができなかったすべての資金の損失
3. 受託会社側で適切な分離および識別がなされていないファンドが保有するいずれかの有価証券（以下、「信託資産」という。）の一部あるいはすべて、もしくは受託会社により、もしくは受託会社において保管されている顧客資金の損失
4. 受託会社による不適切な口座管理に起因する、もしくは関連する信託資産の識別および譲渡の過程に起因する一部あるいはすべての資産、および/もしくは、インソルベンシーの管理費用に該当する控除を含む顧客資金の損失
5. 残高譲渡の受領および関連資産に対する支配権の回復における長期遅延に起因する損失

インソルベンシーは、ファンドの投資活動に対して深刻な中断を招く原因となりうる。状況次第では、これにより、管理会社の取締役が受益証券1口当たり純資産価格の計算および受益証券の取引を一時的に停止

させる可能性がある。

2011年12月31日現在、信用リスクにさらされていた金融資産は、集合投資スキームへの投資、現金およびその他の債権であった。金融資産の帳簿価額は、報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく反映している。

2011年12月31日終了年度および2010年12月31日終了年度において、報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーの内訳は以下の通りである。

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF	2011年12月31日現在	2010年12月31日現在
資産	米ドル	米ドル
集合投資スキーム	700,265,697	709,095,524
未収収益	183,448	172,470
その他の資産	-	2,717
資産合計	700,449,145	709,270,711

ゴールドマン・サックス・ユーロ・MMF	2011年12月31日現在	2010年12月31日現在
資産	ユーロ	ユーロ
集合投資スキーム	81,027,198	87,941,264
現金	278	738
未収収益	58,413	51,523
資産合計	81,085,889	87,993,525

下記の他に、2011年12月31日および2010年12月31日現在、信用リスクが買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の5%を超えて集中している相手方または発行体はなかった。

ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF		2011年12月31日	2010年12月31日
名称	関係	公正価値に占める割合 (%)	公正価値に占める割合 (%)
ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド-Xディストリビューション・クラス	集合投資スキームの相手方	100.03	100.12

ゴールドマン・サックス・ユーロ・MMF		2011年12月31日	2010年12月31日
名称	関係	公正価値に占める割合 (%)	公正価値に占める割合 (%)
ゴールドマン・サックス・ユーロ・リキッド・リザーブズ・ファンド-Xディストリビューション・クラス	集合投資スキームの相手方	100.09	100.06

. 追加的リスク

() 集中リスク

ファンドは限られた数の投資および投資テーマに投資を行うことがある。投資先の数が制限されることにより、それぞれの投資のパフォーマンスが全体のパフォーマンスに与えるプラスまたはマイナスの影響を大きくすることがある。

() オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、情報、通信、取引の処理手続および決済、ならびに会計処理システムの欠陥によって生じる潜在的損失である。2 ページ（訳者注：原文のページ）に記載されているファンドのサービス提供会社（副保管会社を含む）は、オペレーショナル・リスクを管理するための統制および手続を維持している。サービス提供会社のサービスレベルの見直しは、投資顧問会社により定期的に行われる。これらの措置が100パーセント有効であるという保証はない。

() 法律、税制および規制リスク

法律、税制および規制の変更により、ファンドは、ファンドの継続期間中にマイナスの影響を受ける可能性がある。

税金について、各ポートフォリオは、ポートフォリオが投資する一定の税務管轄地においてキャピタル・ゲイン、利息および配当金に係る税金を課されることがある。

税務当局による税法の解釈および適用は、明確性や一貫性に欠けることがある。課税される可能性が高く、かつ見積可能な税金は、負債として計上されている。しかし、一部の税金は不確実であるため、当年度および過年度の税ポジションを担当している税務当局が将来行う措置、解釈または判断によっては、税金負債の追加、利息および罰金が生じる可能性がある。会計基準が変わり、それに伴い、潜在的な税金負債に対してファンドの債務が発生または消滅する可能性もある。したがって、現在は発生する可能性が低い一定の潜在的な課税によって、将来ポートフォリオに追加の税金負債が生じる可能性があり、こうした追加負債は重大なものとなる可能性がある。前述の不確実性により、純資産価額はファンドの申込時、買戻時又は持分交換時を含め、ファンドが最終的に負担するべき税金負債を反映していない可能性があり、これはその時点において投資家に悪影響を及ぼす場合がある。

英文目論見書には、本財務書類中に開示されていないリスクの詳細が記載されている。

12. 金融機関

2011年12月31日および2010年12月31日現在、現金は以下の金融機関に保管されている。

相手先	用途	ポートフォリオ	2011年12月31日現在		2010年12月31日現在	
			ユーロ	純資産比率 (%)	ユーロ	純資産比率 (%)
ニューヨークメロン銀行	a)	ゴールドマン・サックス・ユーロ・MMF	278	0.00%	738	0.00%

a) 非制限 - 保管会社現金口座

13. 当座借越

2011年12月31日および2010年12月31日現在、当座借越は以下の金融機関に発生している。

相手先	用途	ポートフォリオ	2011年12月31日現在		2010年12月31日現在	
			米ドル	純資産比率(%)	米ドル	純資産比率(%)
ニューヨークメロン銀行	a)	ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF	173	0.00%	86	0.00%

a) 非制限 - 保管会社現金口座

14. キャッシュ・フロー計算書

ファンドは、FRS第1号(1996年改訂)「キャッシュ・フロー計算書」に従って、オープン・エンド型投資信託に適用される免除規定を選択し、キャッシュ・フロー計算書を作成していない。

15. ポートフォリオ変動計算書

ポートフォリオ変動計算書は、請求に基づき管理事務代行会社から無料で入手することができる。

16. 為替レート

以下の(米ドルに対する)為替レートは、米ドル以外の通貨建ての投資有価証券、その他の資産および負債の換算に使用されたものである。

	2011年12月31日現在 米ドル	2010年12月31日現在 米ドル
ユーロ(EUR)	0.7703	0.7454

17. ソフト・コミッション

ファンドは、調査および/または取引に関するコミッションを支払うことがあるが、2011年12月31日終了年度および2010年12月31日終了年度において、第三者との間にいかなるソフト・コミッション契約も締結しなかった。

18. クロス負債

信託証券の条件に従い、ファンドは、各ポートフォリオに代わり、受託会社が各ポートフォリオの資産および負債を個別に保管する「アンブレラ型ファンド」である。しかし、別の管轄地の裁判所においてファンドに対する訴訟が提起された場合、ポートフォリオが分離されたものであるという特性が必ずしも認められる保証はない。

19. 為替換算調整

ファンドの期首現在の評価額は、2011年12月31日現在の実勢為替レートで再表示されている。その結果生じた3,173,241米ドルの損失(2010年12月31日: 8,121,840米ドルの損失)は、2010年12月31日から2011年12月31日までの間の為替レートの変動を表している。これは想定上の利益/(損失)であり、個々のポートフォリオの純資産価額に対する影響はない。

20. 英文目論見書

ファンドの直近の英文目論見書は2011年6月30日付で発行された。

21. 偶発債務

2011年12月31日および2010年12月31日現在、偶発債務はなかった。

22. 後発事象

2011年12月31日以降、ファンドに影響を与える重要な事象は発生していない。

23. 補償

ファンドは、さまざまな補償を含む契約を締結する場合がある。当該契約に基づくファンドの最大エクスポージャーは不明である。しかし、ファンドは過去において、当該契約に従った請求または損失がなく、損失リスクはほとんどないと予想している。

24. 監査済財務書類の承認

管理会社の取締役会は、2012年4月19日に本監査済年次財務書類を承認した。

(3) 【投資有価証券明細表等】

ゴールドマン・サックス・MMF
 ゴールドマン・サックス・米ドル・MMF
 投資有価証券明細表
 2011年12月31日現在

保有高	銘柄	利回り(a)	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
	集合投資スキーム			
700,265,697	ゴールドマン・サックスUS \$リキッド・リザーブズ・ファンド - Xディストリビューション・クラス(b)	0.44%	700,265,697	100.03
	集合投資スキーム合計		700,265,697	100.03
	投資合計 - 買建		700,265,697	100.03
	投資合計			
	集合投資スキーム		700,265,697	100.03
	その他の資産および負債		(198,164)	(0.03)
	買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		700,067,533	100.00

(a) ゴールドマン・サックスUS \$リキッド・リザーブズ・ファンドの金利は、2011年12月31日現在の実効利回りを表している。

(b) ゴールドマン・サックス・MMFの関係ファンド。

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・MMF
 ゴールドマン・サックス・ユーロ・MMF
 投資有価証券明細表
 2011年12月31日現在

保有高	銘柄	利回り(a)	公正価値 (ユーロ)	純資産比率 (%)
	集合投資スキーム			
81,027,198	ゴールドマン・サックス・ユーロ・リ キッド・リザーブズ・ファンド - Xディ ストリビューション・クラス(b)	0.99%	81,027,198	100.09
	集合投資スキーム合計		81,027,198	100.09
	投資合計 - 買建		81,027,198	100.09
	投資合計			
	集合投資スキーム		81,027,198	100.09
	その他の資産および負債		(74,147)	(0.09)
	買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産		80,953,051	100.00

(a) ゴールドマン・サックス・ユーロ・リキッド・リザーブズ・ファンドの金利は、2011年12月31日現在の実効利回りを表している。

(b) ゴールドマン・サックス・MMFの関係ファンド。

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

Goldman Sachs Money Market Funds

Statement of Financial Position

As at 31 December 2011

	Notes	Goldman Sachs US\$ Money Market Fund 31 December 2011 US\$	Goldman Sachs Euro Money Market Fund 31 December 2011 EUR	Total Combined 31 December 2011 US\$
Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss	3(c), 6	700,265,697	81,027,198	805,451,154
Cash	3(d), 12	-	278	361
Income receivable	3(b)	183,448	58,413	259,277
Investment Advisor fees receivable	7	-	-	-
Other assets		-	-	-
Total Assets		700,449,145	81,085,889	805,710,792
Liabilities				
Bank overdraft	3(d), 13	173	-	173
Distribution payable	10	272	500	921
Management Company fees payable	7	-	10	13
Investment Advisor fees payable	7	140,248	40,786	193,194
Administration and Trustee fees payable	7	11,444	7,898	21,697
Distributor and Agent Member Company fees payable	7	148,097	20,518	174,732
Transfer Agent fees payable	7	2,233	830	3,311
Audit fees payable		10,596	7,894	20,844
Unitholder Services Agent fees payable	7	15,611	-	15,611
Legal fees payable		14,980	13,033	31,899
Printing fees payable		35,213	11,548	50,204
Other liabilities		2,745	29,821	41,457
Total Liabilities (Excluding Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units)		381,612	132,838	554,056
Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units	9	700,067,533	80,953,051	805,156,736

On behalf of the Board of Directors of the Manager

Director_____
Director

Date: 19 April 2012

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

Goldman Sachs Money Market Funds

Statement of Financial Position

As at 31 December 2010

	Notes	Goldman Sachs US\$ Money Market Fund 31 December 2010 US\$	Goldman Sachs Euro Money Market Fund 31 December 2010 EUR	Total Combined 31 December 2010 US\$
Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss	3(c), 6	709,095,524	87,941,264	827,073,215
Cash	3(d), 12	-	738	990
Income receivable	3(b)	172,470	51,523	241,591
Investment Advisor fees receivable	7	-	-	-
Other assets		2,717	-	2,717
Total Assets		709,270,711	87,993,525	827,318,513
Liabilities				
Bank overdraft	3(d), 13	86	-	86
Distribution payable	10	415	-	415
Management Company fees payable	7	5,039	3,833	10,181
Investment Advisor fees payable	7	144,946	42,053	201,362
Administration and Trustee fees payable	7	7,496	4,111	13,011
Distributor and Agent Member Company fees payable	7	105,777	18,384	130,440
Transfer Agent fees payable	7	7,214	4,919	13,813
Audit fees payable		10,585	7,634	20,827
Unitholder Services Agent fees payable	7	698,787	649	699,658
Legal fees payable		28,367	14,019	47,174
Printing fees payable		26,699	9,447	39,373
Other liabilities		17,024	1,148	18,564
Total Liabilities (Excluding Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units)		1,052,435	106,197	1,194,904
Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units	9	708,218,276	87,887,328	826,123,609

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

Goldman Sachs Money Market Funds
Statement of Comprehensive Income
For the Year Ended 31 December 2011

	Notes	Goldman Sachs US\$ Money Market Fund 31 December 2011 US\$	Goldman Sachs Euro Money Market Fund 31 December 2011 EUR	Total Combined 31 December 2011 US\$
Income				
Dividend and Interest Income	3(b)	1,807,198	889,071	3,043,551
Net Investment Income		<u>1,807,198</u>	<u>889,071</u>	<u>3,043,551</u>
Expenses				
Management Company fees	7	4,948	3,571	9,914
Investment Advisor fees	7	1,363,110	216,544	1,664,239
Administration and Trustee fees	7	51,355	50,593	121,710
Distributor and Agent Member Company fees	7	1,581,532	224,482	1,893,699
Transfer Agency fees	7	10,309	5,581	18,070
Audit fees		12,966	9,286	25,879
Unitholder Services Agent fees	7	34,959	-	34,959
Legal fees		49,547	44,918	112,011
Printing fees		45,508	28,957	85,776
Other expenses		(3,324)	31,795	40,891
Total Expenses		<u>3,150,910</u>	<u>615,727</u>	<u>4,007,148</u>
Investment Advisor/Distributor fees waived	7	(1,405,499)	(11,533)	(1,421,537)
Total Operating Expenses		<u>1,745,411</u>	<u>604,194</u>	<u>2,585,611</u>
Operating profit		<u>61,787</u>	<u>284,877</u>	<u>457,940</u>
Finance Costs				
Distributions to holders of redeemable participating units	10	(61,787)	(284,877)	(457,940)
Total Finance Costs		<u>(61,787)</u>	<u>(284,877)</u>	<u>(457,940)</u>
Changes in Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units from Operations		-	-	-

Gains and losses arose solely from continuing investment activities. There were no gains or losses other than those dealt with in the Statement of Comprehensive Income.

On behalf of the Board of Directors of the Manager

Director

Director

Date: 19 April 2012

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

Goldman Sachs Money Market Funds
Statement of Comprehensive Income
For the Year Ended 31 December 2010

	Notes	Goldman Sachs US\$ Money Market Fund 31 December 2010 US\$	Goldman Sachs Euro Money Market Fund 31 December 2010 EUR	Total Combined 31 December 2010 US\$
Income				
Dividend and Interest Income	3(b)	2,056,152	462,844	2,668,953
Net Investment Income		2,056,152	462,844	2,668,953
Expenses				
Management Company fees	7	5,038	3,614	9,823
Investment Advisor fees	7	1,295,907	200,873	1,561,861
Administration and Trustee fees	7	45,243	49,990	111,429
Distributor and Agent Member Company fees	7	1,537,396	180,746	1,776,702
Transfer Agency fees	7	19,859	10,845	34,218
Audit fees		10,295	6,874	19,396
Unitholder Services Agent fees	7	176,235	14,626	195,599
Legal fees		71,833	30,972	112,840
Printing fees		110,796	60,602	191,032
Other expenses		30,625	6,743	39,553
Total Expenses		3,303,227	565,885	4,052,453
Investment Advisor/Distributor fees waived	7	(1,323,701)	(118,744)	(1,480,917)
Total Operating Expenses		1,979,526	447,141	2,571,536
Operating profit		76,626	15,703	97,417
Finance Costs				
Distributions to holders of redeemable participating units	10	(76,626)	(15,703)	(97,417)
Total Finance Costs		(76,626)	(15,703)	(97,417)
Changes in Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units from Operations		-	-	-

Gains and losses arose solely from continuing investment activities. There were no gains or losses other than those dealt with in the Statement of Comprehensive Income.

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

Goldman Sachs Money Market Funds
Statement of Changes in Net Assets Attributable to Holders
of Redeemable Participating Units
For the Year Ended 31 December 2011

	Notes	Goldman Sachs US\$ Money Market Fund 31 December 2011 US\$	Goldman Sachs Euro Money Market Fund 31 December 2011 EUR	Total Combined 31 December 2011 US\$
Net assets attributable to holders of redeemable participating units at start of year		708,218,276	87,887,328	826,123,609
Proceeds from redeemable participating units issued	8	230,104,735	97,946,256	366,309,974
Payments for redeemable participating units redeemed	8	(238,255,478)	(104,880,533)	(384,103,606)
Currency adjustment	19	-	-	(3,173,241)
Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units at Year end		700,067,533	80,953,051	805,156,736

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

Goldman Sachs Money Market Funds
Statement of Changes in Net Assets Attributable to Holders
of Redeemable Participating Units
For the Year Ended 31 December 2010

	Notes	Goldman Sachs US\$ Money Market Fund 31 December 2010 US\$	Goldman Sachs Euro Money Market Fund 31 December 2010 EUR	Total Combined 31 December 2010 US\$
Net assets attributable to holders of redeemable participating units at start of year		704,957,067	87,263,597	830,158,426
Proceeds from redeemable participating units issued	8	197,767,910	100,344,765	330,623,476
Payments for redeemable participating units redeemed	8	(194,506,701)	(99,721,034)	(326,536,453)
Currency adjustment	19	-	-	(8,121,840)
Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units at Year end		708,218,276	87,887,328	826,123,609

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements
For the Year Ended 31 December 2011

1. Organisation

Goldman Sachs Money Market Funds (" the Trust ") is a Unit Trust established as an umbrella Trust and is authorised and regulated by the Central Bank of Ireland under the Unit Trusts Act, 1990 and any regulations made there under, and was constituted on 22 April 1999. As at 31 December 2011 the Trust had two sub-funds (" The Sub Funds "), each of which invests, all or substantially all, of its assets in a master fund as detailed in the following table:

Fund	Currency	Master Fund	Launch Date
Goldman Sachs US\$ Money Market Fund (" the US\$ Fund ")	USD	Goldman Sachs US\$ Liquid Reserves Fund (" the US\$ Master Fund ") - X Distribution Class	30-Apr-1999
Goldman Sachs Euro Money Market Fund (" the Euro Fund ")	EUR	Goldman Sachs Euro Liquid Reserves Fund (" the Euro Master Fund ") - X Distribution Class	31-Jul-2001

The US\$ Master Fund and the Euro Master Fund are both sub-funds of Goldman Sachs Funds plc.

2. Investment Objective

The investment objective of the US\$ Fund is to maximise current income to the extent consistent with the preservation of capital and the maintenance of liquidity by investing all or substantially all of its assets in the US\$ Master Fund which, in turn, invests in a diversified portfolio of high quality money market securities. From time to time a small portion of the US\$ Fund's assets may be retained in cash or invested in cash equivalents, it being understood that at no stage will such investments exceed 10% of the Net Asset Value of the US\$ Fund.

The investment objective of the Euro Fund is to maximise current income to the extent consistent with the preservation of capital and the maintenance of liquidity by investing all or substantially all of its assets in the Euro Master Fund which, in turn, invests in a diversified portfolio of high quality money market securities. From time to time a small portion of the Euro Fund's assets may be retained in cash or invested in cash equivalents, it being understood that at no stage will such investments exceed 10% of the Net Asset Value of the Euro Fund.

The objective of the Funds is to achieve a stable net asset value of US\$0.01 per Unit in respect of the US\$ Fund and EUR0.01 per Unit in respect of the Euro Fund.

Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements (continued)
For the Year Ended 31 December 2011

3. Significant Accounting Policies

(a) Basis of Preparation of Financial Statements

The financial statements are presented in United States Dollars, the Trust's functional currency. The functional currency and financial presentation currency of the sub-funds are as follows: US\$ Fund - United States Dollar and Euro Fund - Euro. Financial assets, financial liabilities, and derivative financial investments are held "at fair value through profit or loss" as defined by FRS 26 "Financial Instruments: Measurement". Other financial assets and financial liabilities are stated at cost or redemption amount in the case of redeemable participating units.

The preparation of the financial statements is in accordance with accounting standards generally accepted in Ireland and Irish Statute comprising the Unit Trusts Act, 1990.

The preparation of the financial statements requires management to make certain estimates and assumptions that may affect the amounts reported in the financial statements and accompanying notes. Actual results may differ from those estimates. Accounting standards generally accepted in Ireland in preparing financial statements giving a true and fair view are those published by the Institute of Chartered Accountants in Ireland and issued by the Accounting Standards Board.

The financial statements have been prepared under the historical cost convention as modified by the revaluation of financial assets and financial liabilities held at fair value through profit or loss.

The format and certain wording of the financial statements has been adapted from those contained in FRS 3 "Reporting Financial Performance" so that, in the opinion of the Manager, they more appropriately reflect the nature of the Trust's business as an investment trust. In the opinion of the Manager, the financial statements with the noted changes provide the information required by the Unit Trusts Act, 1990.

(b) Investments Transactions and Related Investment Income

The Trust records its investment transactions on a trade date basis. Realised gains and losses are based on the Weighted Average Cost Method. Dividend income and dividend expense are recorded on the ex-dividend date and interest income and interest expense are accrued over the life of the investment on an effective yield basis. Interest income includes accretion of market discount, original issue discounts and amortisation of premiums and is recorded into income over the life of the underlying investment. Interest income and dividend income are recognised on a gross basis before withholding tax, if any.

Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements (continued)
For the Year Ended 31 December 2011

3. Significant Accounting Policies (continued)

(b) Investments Transactions and Related Investment Income (continued)

Operating expenses are recognised on an accruals basis.

Transactions costs, when incurred, are recognised in the Statement of Comprehensive Income.

(c) Financial Investment in Securities and Valuation

(1) Classification

A financial asset or financial liability at fair value through profit or loss is a financial asset or financial liability that is classified as held-for-trading or designated at fair value through profit or loss. The following financial assets are classified as held-for-trading: Collective Investment Schemes.

Financial assets that are not at fair value through profit or loss include accounts receivable.

Financial liabilities that are not at fair value through profit or loss include accounts payable and financial liabilities arising on redeemable participating units.

(2) Recognition and Derecognition

The Trust recognises financial assets and financial liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the investment. Purchases and sales of financial assets and financial liabilities are recognised using trade date accounting. From trade date, any gains and losses arising from changes in fair value of the financial assets or financial liabilities are recorded in the Statement of Comprehensive Income.

Financial assets are derecognised when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Trust has transferred substantially all risks and rewards of ownership.

(3) Fair Value Measurement Principles

Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are valued in accordance with FRS 26. Financial assets and financial liabilities are initially recorded at their transaction price and then measured at fair value subsequent to initial recognition. Gains and losses arising from changes in the fair value of the 'financial assets or financial liabilities at fair value through profit or loss' category are presented in the Statement of Comprehensive Income in the period in which they arise.

Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements (continued)
For the Year Ended 31 December 2011

3. Significant Accounting Policies (continued)

(c) Financial Investment in Securities and Valuation (continued)

(3) Fair Value Measurement Principles (continued)

Financial assets classified as receivables are carried at cost less impairment losses, if any. Financial liabilities, other than those at fair value through profit or loss, are measured at cost. Financial liabilities arising from redeemable participating units issued by the trust are carried at the redemption amount representing the unitholders' right to a residual amount of the Trust's Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units ("Net Assets").

The fair value of all securities and derivatives is determined according to procedures developed by a person appointed by the Directors of the Manager and approved by the Trustee (the "Competent Person"), including securities where there is either no quotation or a quotation that is believed by the Competent Person to be materially inaccurate.

Such a Competent Person may be the Investment Advisor itself, independent pricing agents or others, subject to applicable law. The Competent Person during the year ended 31 December 2011 and the year ended 31 December 2010 was Goldman Sachs Valuation Oversight Group ("VOG").

Refer to note 4 for securities where the Competent Person was used to determine fair value.

(3.1) Shares in Collective Investment Schemes

The fair value of investments in open-ended investment funds, including collective investment schemes, is based upon the net asset value per share as supplied by the Master Funds in accordance with the valuation policy of the applicable Master Funds as outlined in its prospectus.

(d) Cash

Cash is valued at cost, which approximates fair value.

Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements (continued)
For the Year Ended 31 December 2011

3. Significant Accounting Policies (continued)

(e) Foreign Currency Translation

Transactions in foreign currencies are translated at the foreign currency exchange rate in effect at the date of the transaction. Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into US Dollars in respect of the US\$ Fund and Euro in respect of the Euro Fund at the foreign currency closing exchange rate in effect at the year end date. Foreign currency exchange differences arising on translation and realised gains and losses on disposals or settlements of assets and liabilities are recognised in the Statement of Comprehensive Income.

(f) Finance Costs

Distributions payable on the redeemable participating units are recognised in the Statement of Comprehensive Income as finance costs.

(g) Redeemable Participating Units

All redeemable participating units issued by the Trust provide the investors with the right to redeem for cash at the value proportionate to the investor's share in the Trust's Net Assets on the redemption date.

In accordance with FRS 25 "Financial Instruments: Disclosure and Presentation", such investments have been classified as a financial liability at the value of the redemption amount on the Statement of Financial Position. The Trust is contractually obliged to redeem units in accordance with the Prospectus.

4. Competent Person Valuation

As at 31 December 2011 and 31 December 2010, there were no assets where the Competent Person was used to determine fair value.

5. Taxation

Under current Irish law and practice, the Trust qualifies as an investment undertaking as defined in Section 739B of the Taxes Consolidation Act, 1997, as amended. On that basis Irish tax is not chargeable to the Trust on its income or capital gains.

The Trust will not be liable to Irish tax in respect of its income and gains, other than on the occurrence of a chargeable event. A chargeable event includes any distribution to Unitholders or any encashment, redemption or transfer of Units or appropriation or cancellation of Units, or a deemed disposal of Units every 8 years beginning from the date of the acquisition of those Units, but does not occur in respect of:

Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements (continued)
For the Year Ended 31 December 2011

5. Taxation (continued)

- (a) Unitholders who are neither Irish Resident nor Irish Ordinary Resident for tax purposes at the time of the chargeable event and who have provided the Trust with a relevant declaration to that effect; and
- (b) certain exempted Irish tax resident Unitholders who have provided the Trust with the necessary signed statutory declarations.

A chargeable event does not include:

- (i) any transaction in relation to Units held in a recognised clearing system as designated by order of the Revenue Commissioners of Ireland;
- (ii) an exchange by Unitholders, effected by way of an arm's length bargain where no payment is made to the Unitholders of Units in the Trust for other Units in the Trust;
- (iii) an exchange of Units arising on a qualified amalgamation or reconstruction of a fund with another fund; or:
- (iv) a transfer by a Unitholder of the entitlement to a Unit where the transfer is between spouses and former spouses, subject to certain conditions.

In the absence of an appropriate declaration, the Trust will be liable for Irish tax on the occurrence of a chargeable event and the Trust reserves its right to withhold such taxes from Unitholders. Capital gains, dividends and interest received by the Trust may be subject to taxes, including withholding taxes in the countries in which the issuers of investments are located, which may be reflected in the Net Asset Value ("NAV") of the Trust. Such taxes may not be recoverable by the Trust or its Unitholders.

6. Financial Assets at Fair Value Through Profit or Loss

The three levels of the fair value hierarchy under the Amendment to FRS 29 "Financial Instruments: Disclosures" are described below:

Level 1 - Unadjusted quoted prices in active markets that are accessible at the measurement date for identical unrestricted assets or liabilities;

Level 2 - Quoted prices in markets that are not active or financial instruments for which significant inputs are observable (including but not limited to quoted prices for similar securities, interest rates, foreign exchange rates, volatility and credit spreads), either directly or indirectly;

Level 3 - Prices or valuations that require significant unobservable inputs (including the Competent Persons' assumptions in determining fair value measurement).

Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements (continued)
For the Year Ended 31 December 2011

6. Financial Assets at Fair Value Through Profit or Loss (continued)

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorised in its entirety shall be determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety. If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, that measurement is a Level 3 measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgement, considering factors specific to the asset or liability.

The following tables show financial assets recognised at fair value, analysed between the three different levels described above at 31 December 2011:

Financial Assets measured at fair value at 31 December 2011				
Goldman Sachs US\$ Money Market Fund				
	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	US\$	US\$	US\$	US\$
Financial assets at fair value through profit or loss				
Investments - Long	700,265,697	-	-	700,265,697
Total	700,265,697	-	-	700,265,697

Financial Assets measured at fair value at 31 December 2011				
Goldman Sachs Euro Money Market Fund				
	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	EUR	EUR	EUR	EUR
Financial assets at fair value through profit or loss				
Investments - Long	81,027,198	-	-	81,027,198
Total	81,027,198	-	-	81,027,198

Financial Assets measured at fair value at 31 December 2011				
Total Combined				
	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	US\$	US\$	US\$	US\$
Financial assets at fair value through profit or loss				
Investments - Long	805,451,154	-	-	805,451,154
Total	805,451,154	-	-	805,451,154

Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements (continued)
For the Year Ended 31 December 2011

6. Financial Assets at Fair Value Through Profit or Loss (continued)

The following tables show financial assets recognised at fair value, analysed between the three different levels described above at 31 December 2010.

Financial Assets measured at fair value at 31 December 2010				
Goldman Sachs US\$ Money Market Fund				
	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	US\$	US\$	US\$	US\$
Financial assets at fair value through profit or loss				
Investments - Long	709,095,524	-	-	709,095,524
Total	709,095,524	-	-	709,095,524

Financial Assets measured at fair value at 31 December 2010				
Goldman Sachs Euro Money Market Fund				
	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	EUR	EUR	EUR	EUR
Financial assets at fair value through profit or loss				
Investments - Long	87,941,264	-	-	87,941,264
Total	87,941,264	-	-	87,941,264

Financial Assets measured at fair value at 31 December 2010				
Total Combined				
	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	US\$	US\$	US\$	US\$
Financial assets at fair value through profit or loss				
Investments - Long	827,073,215	-	-	827,073,215
Total	827,073,215	-	-	827,073,215

There were no financial liabilities at fair value through profit or loss for the year ended 31 December 2011 and year ended 31 December 2010.

During the year ended 31 December 2011 and the year ended 31 December 2010 there were no significant transfers between level 1 and level 2 of the fair value hierarchy for financial assets and financial liabilities which were recorded at fair value.

No reconciliation of movements in the fair value of financial investments categorised within level 3 between the beginning and the end of the reporting year is presented as the Funds held no level 3 investments during the year ended 31 December 2011 and the year ended 31 December 2010.

Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements (continued)
For the Year Ended 31 December 2011

7. Significant Agreements and Related Parties

Manager

Goldman Sachs Management (Ireland) Limited (" the Manager "), a related party to the Trust, acts as Manager to the Trust and is responsible for the management and operation of the Trust. The Manager is entitled to receive an annual management company fee of US\$5,000 per Fund for these services.

Investment Advisor and Sub-Investment Advisor

The Manager on behalf of the Trust has appointed Goldman Sachs Asset Management International (" the Investment Advisor "), a related party to the Trust, as Investment Advisor to the Funds. The Investment Advisor has appointed Goldman Sachs Asset Management Co., Limited as Sub-Investment Advisor to the Funds. The Investment Advisor is entitled to receive an annual fee, computed daily at an annual rate of the average daily net asset value attributable to redeemable participating unitholders of both the US\$ Fund and Euro Fund inclusive of fees earned on the respective Master Fund. The annualised rates in effect during the period were 0.19% for the US\$ Fund (31 December 2010: 0.19%) and 0.23% for the Euro Fund (31 December 2010: 0.20%).

For the year ended 31 December 2011, the Investment Advisor fees charged for the US\$ Fund were US\$1,363,110 (31 December 2010: US\$1,295,907) of which US\$676,295 (31 December 2010: US\$557,747) were waived. For the year ended 31 December 2011, the Investment Advisor fees charged for the Euro Fund were EUR216,544 (31 December 2010: EUR200,873) of which EUR5,989 (31 December 2010: EUR65,549) were waived.

Total ordinary expenses, including fees and expenses of the Investment Advisor and Trustee together with each of the Funds' proportionate share of the ordinary operational and administrative expenses of the respective Master Funds are currently voluntarily limited. For the US\$ Fund they are limited to 0.85% per annum of the daily net asset value attributable to redeemable participating unitholders, and for the Euro Fund they are limited to 0.70% of the daily net asset value attributable to redeemable participating unitholders.

Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements (continued)
For the Year Ended 31 December 2011

7. Significant Agreements and Related Parties (continued)

Investment Advisor and Sub-Investment Advisor (continued)

The Investment Advisor has followed a voluntary policy of seeking to maintain a positive net yield in respect of the US\$ Fund and the Euro Fund. This is achieved through various forms of fee waivers and expense reimbursements. The positive yield target may vary from time to time at the discretion of the Investment Advisor, and such information may be reported to Trust's unitholders or the public in a manner that reflects the actual or rounded yield of the Funds. Yield targets are not to be construed as guarantees or assurances of performance or preservation of capital. The Trust's prospectus provides more information, including the key risks of investing in the funds.

Investment Advisor/Distributor fees waived in the Statement of Comprehensive Income may comprise of amounts waived as a result of the expense cap and/or amounts waived as a result of the minimum yield requirement.

Investment Advisor fees and Distributor fees waived in this respect are presented on a gross basis in the Statement of Comprehensive Income.

The Investment Advisor undertakes investment transactions with Goldman Sachs International. All trades, including those with Goldman Sachs International are made on a best execution basis in line with regulatory requirements and in the best interests of the Funds.

Directors' Remuneration

Mr. Robert Keogh, Mr. Hugo MacNeill and Mr. Theodore Sotir are related parties to the Investment Advisor and receive no compensation from the Trust.

Administrator and Trustee

The Manager has delegated its responsibilities as administrator of the Funds to BNY Mellon Fund Services (Ireland) Limited, in accordance with the Administration Agreement. The Administrator is responsible for the administration of the Funds' affairs including the calculation of the net asset value and the preparation of financial statements. The Administrator receives a fee for its services payable out of the assets of the Funds payable monthly in arrears.

Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements (continued)
For the Year Ended 31 December 2011

7. Significant Agreements and Related Parties (continued)

Administrator and Trustee (continued)

BNY Mellon Trust Company (Ireland) Limited acts as Trustee of the Funds pursuant to the Trust Deed. In accordance with and subject to the Trust Deed, the Trustee provides safe custody for all assets of the Funds which are held under the control of the Trustee in the Trustee's custodial network. The Trustee receives a fee for its services payable out of the assets of the Funds payable monthly in arrears.

For the year ended 31 December 2011, the Administration and Trustee fees for the US\$ Fund were US\$51,355 (31 December 2010: US\$45,243). For the year ended 31 December 2011, the Administration and Trustee fees for the Euro Fund were EUR50,593 (31 December 2010: EUR49,990).

Distributors and Agent Member Company

The Manager, on behalf of the Funds has appointed Goldman Sachs International ("GSI") as distributor of the Units. GSI has appointed Goldman Sachs Japan Co., Limited, as distributor in Japan and Goldman Sachs Asset Management Co., Limited as agent member company for the Funds in Japan.

The US\$ Fund and the Euro Fund will pay the Distributor and Agent Member Company in Japan a quarterly fee in arrears at an annual rate based on the daily net asset value attributable to redeemable participating unitholders of each Fund in aggregate for fulfilling both roles. The annualised rates in effect during the period were 0.22% for the US\$ Fund (31 December 2010: 0.22%) and 0.25% for the Euro Fund (31 December 2010: 0.20%).

For the year ended 31 December 2011, the Distributor and Agent Member Company fees for the US\$ Fund were US\$1,581,532 (31 December 2010: US\$1,537,396) of which US\$729,204 (31 December 2010: US\$765,954) were waived. For the year ended 31 December 2011, the Distributor and Agent Member Company fees for the Euro Fund were EUR224,482 (31 December 2010: EUR180,746) of which EUR5,544 (31 December 2010: EUR 53,195) were waived.

Transfer Agent

The Funds have appointed RBC Dexia Investor Services (Ireland) Limited as registrar and transfer agent ("the Transfer Agent") for the Funds pursuant to the Registrar and Transfer Agent Agreement between the Funds and the Transfer Agent.

Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements (continued)
For the Year Ended 31 December 2011

7. Significant Agreements and Related Parties (continued)

Transfer Agent (continued)

The day-to-day services provided to the Funds by the Transfer Agent include receiving and processing subscription and redemption orders, allotting and issuing units and maintaining the unitholder register for the units. The Transfer Agent is paid a fee quarterly in arrears out of the net assets attributable to redeemable participating unitholders of the Funds.

For the year ended 31 December 2011, the Transfer Agent fees for the US\$ Fund were US\$10,309 (31 December 2010: US\$19,859). For the year ended 31 December 2011, the Transfer Agent fees for the Euro Fund were EUR5,581 (31 December 2010: EUR10,845).

Unitholder Services Agent

GSI, through its European Shareholders Services Group, also receives a fee, payable quarterly in arrears, in respect of investor services provided to unitholders in the Funds. For the year ended 31 December 2011, the Unitholder Services Agent fees for the US\$ Fund were US\$34,959 (31 December 2010: US\$176,235). For the year ended 31 December 2011, the Unitholder Services Agent fees for the Euro Fund were EURNil (31 December 2010: EUR14,626).

In total, the combined fee payable to the Transfer Agent and the Unitholder Services Agent will not exceed 0.04% of the Net Asset Value attributable to redeemable participating unitholders of the Funds per annum.

Competent Person

The Directors of the Manager have appointed Goldman Sachs VOG to act as the Competent Person during the year ended 31 December 2011 and year ended 31 December 2010.

8. Unit Capital

The minimum initial investment amount is US\$10.00 for the US\$ Fund and EUR10.00 for the Euro Fund. The minimum subsequent investment amount is US\$0.01 for the US\$ Fund and EUR0.01 for the Euro Fund. All of the Japanese distributors can, at their discretion, set higher minimum initial and subsequent investment amounts.

The relevant movements on unit capital are shown on the Statement of Changes in Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units. The Trust invests the proceeds from the issue of units in appropriate investments while maintaining sufficient liquidity to meet redemptions when necessary.

Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements (continued)
For the Year Ended 31 December 2011

8. Unit Capital (continued)

The following summarises the activity in the Trust's Units for the year ended 31 December 2011:

	Balance at 31-Dec-2010	Subscriptions	Redemptions	Balance at 31-Dec-2011
Goldman Sachs US\$ Money Market Fund				
US\$ Base Distribution	70,821,827,593	23,010,473,517	(23,825,547,784)	70,006,753,326
Goldman Sachs Euro Money Market Fund				
EUR Base Distribution	8,788,732,786	9,794,625,610	(10,488,053,303)	8,095,305,093

The following summarises the activity in the Trust's Units for the year ended 31 December 2010:

	Balance at 31-Dec-2009	Subscriptions	Redemptions	Balance at 31-Dec-2010
Goldman Sachs US\$ Money Market Fund				
US\$ Base Distribution	70,495,706,675	19,776,791,008	(19,450,670,090)	70,821,827,593
Goldman Sachs Euro Money Market Fund				
EUR Base Distribution	8,726,359,689	10,034,476,503	(9,972,103,406)	8,788,732,786

9. Net Asset Value ("NAV")

The following table summarises the Net Asset Value and the NAV per Unit for the year ended 31 December 2011, year ended 31 December 2010 and the year ended 31 December 2009:

	31-Dec-2011		31-Dec-2010	
	Net Asset Value	NAV Per Unit	Net Asset Value	NAV Per Unit
Goldman Sachs US\$ Money Market Fund				
US\$ Base Distribution	US\$700,067,533	US\$0.01	US\$708,218,276	US\$0.01
Goldman Sachs Euro Money Market Fund				
EUR Base Distribution	EUR80,953,051	EUR0.01	EUR87,887,328	EUR0.01

Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements (continued)
For the Year Ended 31 December 2011

9. Net Asset Value ("NAV") (continued)

	31-Dec-2009	
	Net Asset Value	NAV Per Unit
Goldman Sachs US\$ Money Market Fund		
US\$ Base Distribution	US\$704,957,067	US\$0.01
Goldman Sachs Euro Money Market Fund		
EUR Base Distribution	EUR87,263,597	EUR0.01

10. Dividends

The Trust may declare and distribute dividends in respect of the Trust's Units on a daily basis to holders of redeemable participating units. Dividends declared by the Trust are, at the election of each Unitholder, paid in cash or reinvested in additional Units. Upon declaration of any dividend, Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units is reduced by the amount of such dividend.

The following table summarises dividends paid during the year ended 31 December 2011 and the year ended 31 December 2010.

	31-Dec-2011	31-Dec-2010
Goldman Sachs US\$ Money Market Fund	US\$61,787	US\$76,626
Goldman Sachs Euro Money Market Fund	EUR284,877	EUR15,703

11. Financial Investments and Associated Risks

The Trust invests only in the Master Funds, as outlined in Note 1.

The Trust's investment portfolio is comprised of collective investment schemes at year end. The Directors of the Manager have appointed the Investment Advisor to manage the investment risks of the Trust. The significant types of financial risks which the Trust is exposed to are market risk, liquidity risk and credit risk. The prospectus provides details of these and other types of risk, some of which are additional to that information provided in these financial statements.

Asset allocation is determined by the Trust's Investment Advisor who manages the allocation of assets to achieve the investment objectives as detailed in Note 2. Achievement of the investment objectives involves taking risks. The Investment Advisor exercises judgement based on analysis, research and risk management techniques when making investment decisions. Divergence from the benchmark and/or the target asset allocation and the composition of the portfolio is monitored by the Trust's Investment Advisor.

Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements (continued)
For the Year Ended 31 December 2011

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

The risk management policies employed by the Trust are detailed below:

I. Market Risk

The potential for changes in the fair value of the Trust's underlying Master Funds' investment portfolios is referred to as market risk. Commonly used categories of market risk include currency risk, interest rate risk and other price risk.

- Currency risks may result from exposures to changes in spot prices, forward prices and volatilities of currency rates.
- Interest rate risks may result from exposures to changes in the level, slope and curvature of the yield curve, the volatility of interest rates, mortgage prepayment speeds and credit spreads.
- Other price risks are the risk that the fair value of an investment will fluctuate as a result of changes in market prices other than those arising from currency risk or interest rate risk and may result from exposures to changes in the prices and volatilities of individual equities, equity baskets, equity indices, and commodities.

The Trust's market risk strategy is driven by the Trust's investment objective.

The Investment Advisor manages market risk through the application of risk budgeting principles. The Investment Advisor determines an appropriate risk target, commonly referred to as expected or predicted (i.e. forward-looking) Tracking Error, employing a risk budgeting framework.

A Market Risk Analysis Group at Goldman Sachs ("IMD MRA") is responsible for independently monitoring, analysing and reporting the market risks taken by the Investment Advisor. IMD MRA uses a number of risk metrics to monitor the market risks including monitoring sensitivities, volatility and VaR. IMD MRA presents on the market risks to the Board no less frequently than semi-annually.

Details of the Trust's investment portfolio at the reporting date are disclosed in the Schedule of Investments.

i. Currency Risk

All of the financial assets and financial liabilities of each Fund are denominated in the functional currency of the relevant Fund and so have no exposure to currency risk.

Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements (continued)
For the Year Ended 31 December 2011

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

I. Market Risk (continued)

ii. Interest Rate Risk

The Master Funds, in which the Trust invests, may invest in fixed income securities. Any change to the relevant interest rates for particular securities may result in the Investment Advisor being unable to secure similar returns upon the expiry of contracts or the sale of securities. In addition, changes to prevailing interest rates or changes in expectations of future rates may result in an increase or decrease in the value of the securities held. In general, if interest rates rise, the value of the fixed income securities will decline. A decline in interest rates will, in general, have the opposite effect. All fixed income securities and floating rate securities, together with their coupon rate and maturity date, are disclosed on the Schedule of Investments of the Master Funds.

At the year end the only investments of the Trust were in the US\$ Master Fund for US\$ Fund and Euro Master Fund for the Euro Fund. Both the US\$ Master Fund and the Euro Master Fund are money market funds with a maximum weighted average maturity of 60 days. Given the nature of the investments in the underlying Master Funds the Board of the Manager expect the NAV of the Funds not to have a significant exposure to interest rate risk. However, it is expected that the yields on the underlying Master Funds will move consistently with changes in the overnight rates and prevailing money market benchmarks.

iii. Other Price Risk

Other price risk is the risk that the value of a financial investment will fluctuate as a result of changes in market prices, other than those arising from currency risk or interest rate risk whether caused by factors specific to an individual investment, its issuer or any other factor affecting financial investments in the market.

As the Trust's financial investments are carried at fair value with fair value changes recognised in the Statement of Comprehensive Income, all changes in market conditions will directly affect net assets attributable to holders of redeemable participating units.

The Trust's investments in collective investment schemes are based upon the net asset value as supplied by the Master Funds, in accordance with the valuation policy of the applicable fund as outlined in its prospectus.

Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements (continued)
For the Year Ended 31 December 2011

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

I. Market Risk (continued)

iii. Other Price Risk (continued)

Given the nature of the investments in the underlying Master Funds it is expected that the NAV of the Funds would have a very low sensitivity to changing interest rates and other market conditions. However, it would be expected that the yields on the underlying Master Funds will move consistently with changes in the overnight rates and other prevailing money market benchmarks.

II. Liquidity Risk

Liquidity risk is the risk that the Trust will encounter difficulty in meeting obligations associated with financial liabilities that are settled by delivering cash or another financial asset. Among other things liquidity could be impaired by an inability to access secured and /or unsecured sources of financing, an inability to sell assets or unforeseen outflows of cash or collateral. This situation may arise due to circumstances outside of the Trust's control, such as a general market disruption or an operational problem affecting the Trust or third parties. Also, the ability to sell assets may be impaired if other market participants are seeking to sell similar assets at the same time.

The Trust's investments include Collective Investment Schemes, which may impose greater restrictions on redemptions than those imposed by the Trust. This includes offering less frequent redemption dates than are offered by the Trust to its unitholders.

The Trust provides for the subscription and redemption of units and it is therefore exposed to the liquidity risk associated with unitholder redemptions in accordance with the terms in the prospectus. The Funds are managed to include liquid investments which the Investment Advisor believes are sufficient to meet normal liquidity needs although substantial redemptions of units in the Trust could require the Funds to liquidate their investments more rapidly than otherwise desirable in order to raise cash for the redemptions and changes in the liquidity of the Funds' underlying investments once acquired can adversely impact its position in this respect. These factors could adversely affect the value of the units redeemed, the valuation of the units that remain outstanding and the liquidity of the Funds' remaining assets if more liquid assets have been sold to meet redemptions.

The Trust's prospectus provides for the daily subscription of units and the daily redemption of units. The Trust is therefore exposed to the liquidity risk of meeting unitholder redemptions.

Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements (continued)
For the Year Ended 31 December 2011

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

II. Liquidity Risk (continued)

The following tables set forth details of unitholders with holdings greater than 10% of the Trust's net assets:

Goldman Sachs US\$ Money Market Fund

31-Dec-2011	
Unitholder 1 ^{1, 2}	28.8%
Unitholder 2 ²	20.1%
Unitholder 3 ²	19.2%
Unitholder 4 ²	12.3%
Other Unitholders	19.6%
Total	100.0%

31-Dec-2010	
Unitholder 1 ^{1, 2}	31.1%
Unitholder 2 ²	22.2%
Unitholder 3 ²	15.3%
Unitholder 4 ²	13.0%
Other Unitholders	18.4%
Total	100.0%

Goldman Sachs Euro Money Market Fund

31-Dec-2011	
Unitholder 1 ²	36.3%
Unitholder 2 ²	21.0%
Unitholder 3 ^{1,2}	20.8%
Unitholder 4 ²	15.8%
Other Unitholders	6.1%
Total	100.0%

31-Dec-2010	
Unitholder 1 ²	31.9%
Unitholder 2 ²	22.0%
Unitholder 3 ²	21.5%
Unitholder 4 ^{1,2}	15.5%
Other Unitholders	9.1%
Total	100.0%

¹Unitholder is a related party to the Trust.

²Unitholder is a Distributor.

Note: Unitholders are shown in order of holding at the specific year end so Unitholder 1 on 31 December 2011 may not be the same as Unitholder 1 on 31 December 2010.

Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements (continued)
For the Year Ended 31 December 2011

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

II. Liquidity Risk (continued)

The tables below set forth the liquidity risk of the Trust as at 31 December 2011 and 31 December 2010. Liabilities are bucketed into maturity groupings based on the earliest potential settlement. Amounts due within 1 year are shown at their carrying amounts as the impact of discounting is not significant.

Goldman Sachs US\$ Money Market Fund 31-Dec-2011	Less than 1 year	Greater than 1 year
Financial Liabilities	US\$	US\$
Bank overdraft	173	-
Distribution payable	272	-
Management Company fees payable	-	-
Investment Advisor fees payable	140,248	-
Administration and Trustee fees payable	11,444	-
Distributor and Agent Member Company fees payable	148,097	-
Transfer Agent fees payable	2,233	-
Audit fees payable	10,596	-
Unitholder Services Agent fees payable	15,611	-
Legal fees payable	14,980	-
Printing fees payable	35,213	-
Other liabilities	2,745	-
Redeemable Participating Units	700,067,533	-
Total financial liabilities	700,449,145	-

Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements (continued)
For the Year Ended 31 December 2011

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

II. Liquidity Risk (continued)

Goldman Sachs US\$ Money Market Fund 31-Dec-2010	Less than 1 year	Greater than 1 year
Financial Liabilities	US\$	US\$
Bank overdraft	86	-
Distribution payable	415	-
Management Company fees payable	5,039	-
Investment Advisor fees payable	144,946	-
Administration and Trustee fees payable	7,496	-
Distributor and Agent Member Company fees payable	105,777	-
Transfer Agent fees payable	7,214	-
Audit fees payable	10,585	-
Unitholder Services Agent fees payable	698,787	-
Legal fees payable	28,367	-
Printing fees payable	26,699	-
Other liabilities	17,024	-
Redeemable Participating Units	708,218,276	-
Total financial liabilities	709,270,711	-

Goldman Sachs Euro Money Market Fund 31-Dec-2011	Less than 1 year	Greater than 1 year
Financial Liabilities	EUR	EUR
Bank overdraft	-	-
Distribution payable	500	-
Management Company fees payable	10	-
Investment Advisor fees payable	40,786	-
Administration and Trustee fees payable	7,898	-
Distributor and Agent Member Company fees payable	20,518	-
Transfer Agent fees payable	830	-
Audit fees payable	7,894	-
Unitholder Services Agent fees payable	-	-
Legal fees payable	13,033	-
Printing fees payable	11,548	-
Other liabilities	29,821	-
Redeemable Participating Units	80,953,051	-
Total financial liabilities	81,085,889	-

Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements (continued)
For the Year Ended 31 December 2011

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

II. Liquidity Risk (continued)

Goldman Sachs Euro Money Market Fund 31-Dec-2010	Less than 1 year	Greater than 1 year
Financial Liabilities	EUR	EUR
Bank overdraft	-	-
Distribution payable	-	-
Management Company fees payable	3,833	-
Investment Advisor fees payable	42,053	-
Administration and Trustee fees payable	4,111	-
Distributor and Agent Member Company fees payable	18,384	-
Transfer Agent fees payable	4,919	-
Audit fees payable	7,634	-
Unitholder Services Agent fees payable	649	-
Legal fees payable	14,019	-
Printing fees payable	9,447	-
Other liabilities	1,148	-
Redeemable Participating Units	87,887,328	-
Total financial liabilities	87,993,525	-

Total Combined 31-Dec-2011	Less than 1 year	Greater than 1 year
Financial Liabilities	US\$	US\$
Bank overdraft	173	-
Distribution payable	921	-
Management Company fees payable	13	-
Investment Advisor fees payable	193,194	-
Administration and Trustee fees payable	21,697	-
Distributor and Agent Member Company fees payable	174,732	-
Transfer Agent fees payable	3,311	-
Audit fees payable	20,844	-
Unitholder Services Agent fees payable	15,611	-
Legal fees payable	31,899	-
Printing fees payable	50,204	-
Other liabilities	41,457	-
Redeemable Participating Units	805,156,736	-
Total financial liabilities	805,710,792	-

Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements (continued)
For the Year Ended 31 December 2011

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

II. Liquidity Risk (continued)

Total Combined 31-Dec-2010	Less than 1 year	Greater than 1 year
Financial Liabilities	US\$	US\$
Bank overdraft	86	-
Distribution payable	415	-
Management Company fees payable	10,181	-
Investment Advisor fees payable	201,362	-
Administration and Trustee fees payable	13,011	-
Distributor and Agent Member Company fees payable	130,440	-
Transfer Agent fees payable	13,813	-
Audit fees payable	20,827	-
Unitholder Services Agent fees payable	699,658	-
Legal fees payable	47,174	-
Printing fees payable	39,373	-
Other liabilities	18,564	-
Redeemable Participating Units	826,123,609	-
Total financial liabilities	827,318,513	-

Redeemable units are redeemable on demand at the holder's option.

III. Credit Risk

Credit risk is the risk that one party to a financial investment will cause a financial loss for the other party by failing to discharge an obligation.

The Investment Advisor has adopted procedures to reduce credit risk related to its dealings with counterparties. Before transacting with any counterparty, the Investment Advisor or its related parties evaluate both credit-worthiness and reputation by conducting a credit analysis of the party, their business and reputation. The credit risk of approved counterparties is then monitored on an ongoing basis, including periodic reviews of financial statements and interim financial reports as needed.

The Trust is subject to a number of risks relating to the insolvency, administration, liquidation or other formal protection from creditors ("Insolvency") of the Trustee. These risks include without limitation:

Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements (continued)
For the Year Ended 31 December 2011

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

III. Credit Risk (continued)

1. The loss of all cash held with the Trustee which is not being treated as client money at the level of the Trustee (" client money ").
2. The loss of all cash which the Trustee has failed to treat as client money in accordance with procedures (if any) agreed with the Trust.
3. The loss of some or all of any securities held on trust which have not been properly segregated and so identified at the level of the Trustee (" trust assets ") or client money held by or with the Trustee.
4. The loss of some or all assets due to the incorrect operation of accounts by the Trustee or due to the process of identifying and transferring the relevant Trust Assets and/or client money including any deduction to meet the administrative costs of an insolvency.
5. Losses caused by prolonged delays in receiving transfers of balances and regaining control over the relevant assets.

An insolvency could cause severe disruption to the Trust's investment activity. In some circumstances, this could cause the Directors of the Manager to temporarily suspend the calculation of the Net Asset Value and dealings in Units.

At 31 December 2011, the following financial assets were exposed to credit risk: investments in collective investment schemes, cash and other receivables. The carrying amount of financial assets best reflect the maximum credit risk exposure at the reporting date.

The maximum exposure to credit risk as at the reporting date can be analysed as follows for the period ended 31 December 2011 and the year ended 31 December 2010:

Goldman Sachs US\$ Money Market Fund	31-Dec-2011	31-Dec-2010
Assets	US\$	US\$
Collective investment schemes	700,265,697	709,095,524
Income receivable	183,448	172,470
Other assets	-	2,717
Total Assets	700,449,145	709,270,711

Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements (continued)
For the Year Ended 31 December 2011

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

III. Credit Risk (continued)

Goldman Sachs Euro Money Market Fund	31-Dec-2011	31-Dec-2010
Assets	EUR	EUR
Collective investment schemes	81,027,198	87,941,264
Cash	278	738
Income receivable	58,413	51,523
Total Assets	81,085,889	87,993,525

Other than the below, there were no concentrations of counterparty or issuer credit risk greater than 5% of the net assets attributable to holders of redeemable participating units at 31 December 2011 and 31 December 2010.

Goldman Sachs US\$ Money Market Fund		31-Dec-2011	31-Dec-2010
Institution	Capacity	% of fair value	% of fair value
Goldman Sachs US\$ Liquid Reserves Fund - X Distribution Class	Collective Investment Scheme	100.03	100.12

Goldman Sachs Euro Money Market Fund		31-Dec-2011	31-Dec-2010
Institution	Capacity	% of fair value	% of fair value
Goldman Sachs Euro Liquid Reserves Fund - X Distribution Class	Collective Investment Scheme	100.09	100.06

IV. Additional Risks

(i) Concentration Risk

The Trust may invest in a limited number of investments and investment themes. A consequence of a limited number of investments is that performance may be more favourably or unfavourably affected by the performance of an individual investment.

(ii) Operational Risk

Operational risk is the potential for loss caused by a deficiency in information, communications, transaction processing and settlement, and accounting systems. The Trust's service providers, including sub-custodians as shown on page 2, maintain controls and procedures for the purpose of managing operational risk. Reviews of the service levels of service providers are performed on a regular basis by the Investment Advisor. No assurance is given that these measures will be 100% effective.

(iii) Legal, Tax and Regulatory Risks

Legal, tax and regulatory changes could occur during the duration of the Trust which may adversely affect the Trust.

Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements (continued)
For the Year Ended 31 December 2011

11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

IV. Additional Risks (continued)

(iii) Legal, Tax and Regulatory Risks (continued)

With respect to tax, each Fund may be subject to taxation on capital gains, interest and dividends in certain jurisdictions where the Fund invests.

The interpretation and applicability of the tax law and regulations by tax authorities at times may not be clear or consistent. Tax obligations where probable and estimable are recorded as liabilities. However, some tax obligations are subject to uncertainty and may result in additional tax liabilities, interest and penalties based on future actions, interpretations or judgements of these authorities covering current and past tax positions. Accounting standards may also change, creating or removing an obligation for the Trust to accrue for a potential tax liability. Consequently, it is possible that certain potential tax obligations which currently are not probable may become so which may result in additional tax liabilities for a Fund in the future and these additional liabilities may be material. Because of the foregoing uncertainties, the NAV may not reflect the tax liabilities ultimately borne by the Trust, including at the time of any subscriptions, redemptions or exchanges of interests in the Trust, which could have an adverse impact on investors at that time.

Additional details of risks not disclosed in these Financial Statements can be found in the Prospectus.

12. Credit Institutions

Cash is held at the following institutions at the year ended 31 December 2011 and year ended 31 December 2010:

Counterparty	Use	Fund	31-Dec-2011		31-Dec-2010	
			EUR	% of Net Assets	EUR	% of Net Assets
Bank of New York Mellon	a)	Goldman Sachs Euro Money Market Fund	278	0.00%	738	0.00%

a) Unrestricted - Custodian Cash account

Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements (continued)
For the Year Ended 31 December 2011

13. Bank Overdraft

Bank overdrafts are held at the following institutions at the year ended 31 December 2011 and year ended 31 December 2010:

Counterparty	Use	Fund	31-Dec-2011		31-Dec-2010	
			US\$	% of Net Assets	US\$	% of Net Assets
Bank of New York Mellon	a)	Goldman Sachs US\$ Money Market Fund	173	0.00%	86	0.00%

a) Unrestricted - Custodian Cash account

14. Cash Flow Statement

The Trust has elected to apply the exemption available to open-ended investment funds under FRS 1 (revised 1996) "Cash Flow Statements not to prepare a cash flow statement."

15. Statement of Changes in the Portfolio

A Statement of Changes in the Portfolio is available from the Administrator, free of charge, upon request.

16. Exchange Rates

The following exchange rates (against the US\$) were used to convert the investments and other assets and liabilities denominated in currencies other than US\$:

	31-Dec-2011	31-Dec-2010
	US\$	US\$
Euro (EUR)	0.7703	0.7454

17. Soft Commissions

The Trust may pay commissions for research and/or execution, but did not enter into any third party soft commission arrangements for the year ended 31 December 2011 and the year ended 31 December 2010.

18. Cross Liabilities

Pursuant to the terms of the trust deed, the Trust is an "umbrella fund" with the assets and liabilities of each Fund being held by the Trustee on behalf of each Fund separately. However, there can be no assurance that, should an action be brought against the Trust in the courts of another jurisdiction, the segregated nature of the Funds will necessarily be upheld.

Goldman Sachs Money Market Funds
Notes to the Financial Statements (continued)
For the Year Ended 31 December 2011

19. Currency Adjustment

The opening value of the Trust has been restated at the exchange rates ruling at 31 December 2011. The resulting loss of US\$3,173,241 (31 December 2010: loss of US\$8,121,840) represents the movement in exchange rates between 31 December 2011 and 31 December 2010. This is a notional gain/(loss), which has no impact on the Net Asset Value of the individual Funds.

20. Prospectus

The latest Prospectus of the Trust was issued on 30 June 2011.

21. Contingent Liabilities

There were no contingent liabilities as at 31 December 2011 and 31 December 2010.

22. Subsequent Events

There have been no significant events affecting the Trust since 31 December 2011.

23. Indemnifications

The Trust may enter into contracts that contain a variety of indemnifications. The Trust's maximum exposure under these arrangements is unknown. However, the Trust has not had prior claims or losses pursuant to these contracts and expects the risk of loss to be remote.

24. Approval of the Audited Financial Statements

The Directors of the Board of the Manager approved the audited annual financial statements on 19 April 2012.

Goldman Sachs Money Market Funds
Goldman Sachs US\$ Money Market Fund
Schedule of Investments
As at 31 December 2011

Holdings	Description	Yield ^(a)	Fair Value US\$	% of Net Assets
	COLLECTIVE INVESTMENT SCHEMES			
700,265,697	Goldman Sachs US\$ Liquid Reserves Fund - X Distribution Class ^(b)	0.44%	700,265,697	100.03
	TOTAL COLLECTIVE INVESTMENT SCHEMES		700,265,697	100.03
	TOTAL INVESTMENTS - LONG		700,265,697	100.03
	Total Investments			
	Collective Investment Schemes		700,265,697	100.03
	Other assets and liabilities		(198,164)	(0.03)
	Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units		700,067,533	100.00

(a) The interest rate shown for the Goldman Sachs US\$ Liquid Reserves Fund represents the yield effective as at 31 December 2011.

(b) Related party to Goldman Sachs Money Market Funds.

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

Goldman Sachs Money Market Funds
 Goldman Sachs Euro Money Market Fund
 Schedule of Investments
 As at 31 December 2011

Holdings	Description	Yield ^(a)	Fair Value EUR	% of Net Assets
	COLLECTIVE INVESTMENT SCHEMES			
81,027,198	Goldman Sachs Euro Liquid Reserves Fund - X Distribution Class ^(b)	0.99%	81,027,198	100.09
	TOTAL COLLECTIVE INVESTMENT SCHEMES		81,027,198	100.09
	TOTAL INVESTMENTS - LONG		81,027,198	100.09
	Total Investments			
	Collective Investment Schemes		81,027,198	100.09
	Other assets and liabilities		(74,147)	(0.09)
	Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units		80,953,051	100.00

(a) The interest rate shown for the Goldman Sachs Euro Liquid Reserves Fund represents the yield effective as at 31 December 2011.

(b) Related party to Goldman Sachs Money Market Funds.

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

(参考情報：以下はファンドのマスター・ファンドであるゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーUS\$リキッド・リザーブズ・ファンドおよびユーロ・リキッド・リザーブズ・ファンドの財務書類の抜粋である。)

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

財政状態計算書

2011年12月31日現在

	ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ ファンド 2011年12月31日		ゴールドマン・サックス・ ユーロ・リキッド・リザーブズ・ ファンド 2011年12月31日	
	米ドル	千円	ユーロ	千円
資産				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	26,014,088,968	2,112,083,883	10,088,953,950	1,081,939,422
現金	92,945	7,546	76,862	8,243
有価証券売却未収金	-	-	-	-
受益証券売却未収金	-	-	-	-
未収収益	8,439,343	685,190	4,601,154	493,428
その他の資産	4,564	371	16,675	1,788
資産合計	26,022,625,820	2,112,776,990	10,093,648,641	1,082,442,880
負債				
未払分配金	2,446,272	198,613	5,093,920	546,272
投資購入未払金	57,400,000	4,660,306	-	-
受益証券買戻未払金	-	-	-	-
未払投資運用報酬	11,482,026	932,226	2,862,671	306,993
未払管理事務代行報酬および未払保管報酬	674,703	54,779	418,997	44,933
未払販売報酬	371,197	30,137	86,226	9,247
未払名義書換事務代行報酬	54,211	4,401	39,044	4,187
未払監査報酬	18,413	1,495	13,431	1,440
未払受益者サービス代行報酬	457,908	37,178	172,380	18,486
未払取締役報酬	14,342	1,164	4,233	454
未払弁護士報酬	749	61	495	53
その他の負債	246,369	20,003	278,181	29,832
負債合計(買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産を除く)	73,166,190	5,940,363	8,969,578	961,898
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	25,949,459,630	2,106,836,627	10,084,679,063	1,081,480,983

取締役

取締役

日付：2012年4月19日

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

財政状態計算書

2010年12月31日現在

	ゴールドマン・サックス US \$ リキッド・リザーブズ・ ファンド 2010年12月31日		ゴールドマン・サックス・ ユーロ・リキッド・リザーブズ・ ファンド 2010年12月31日	
	米ドル	千円	ユーロ	千円
資産				
損益を通じて公正価値で測定する金融 資産	33,271,266,586	2,701,294,134	14,393,662,994	1,543,576,419
現金	4,435	360	948	102
未収収益	8,486,850	689,047	2,255,402	241,869
その他の資産	799	65	301	32
資産合計	33,279,758,670	2,701,983,606	14,395,919,645	1,543,818,423
負債				
未払分配金	2,337,002	189,741	5,650,561	605,966
未払投資運用報酬	9,062,244	735,764	4,045,075	433,794
未払管理事務代行報酬および未払保管 報酬	410,103	33,296	256,048	27,459
未払販売報酬	239,973	19,483	62,406	6,692
未払名義書換事務代行報酬	29,229	2,373	32,968	3,535
未払監査報酬	19,508	1,584	14,589	1,565
未払受益者サービス代行報酬	538,318	43,706	220,204	23,615
未払取締役報酬	120,890	9,815	55,760	5,980
未払弁護士報酬	12,584	1,022	45,616	4,892
その他の負債	200,045	16,242	455,467	48,844
負債合計(買戻可能参加受益証券保有 者に帰属する純資産を除く)	12,969,896	1,053,026	10,838,694	1,162,342
買戻可能参加受益証券保有者に帰属す る純資産	33,266,788,774	2,700,930,581	14,385,080,951	1,542,656,081

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

包括利益計算書

2011年12月31日終了年度

	ゴールドマン・サックス US \$ リキッド・リザーブズ・ ファンド 2011年12月31日		ゴールドマン・サックス・ ユーロ・リキッド・リザーブズ・ ファンド 2011年12月31日	
	米ドル	千円	ユーロ	千円
収益				
受取利息	84,051,577	6,824,148	127,956,770	13,722,084
投資純収益	84,051,577	6,824,148	127,956,770	13,722,084
費用				
投資運用報酬	56,239,107	4,566,053	22,591,540	2,422,717
管理事務代行報酬および保管報酬	4,274,266	347,028	1,997,355	214,196
販売報酬	7,147,998	580,346	750,205	80,452
名義書換事務代行報酬	250,967	20,376	158,536	17,001
監査報酬	18,303	1,486	12,409	1,331
受益者サービス代行報酬	2,982,832	242,176	1,248,062	133,842
取締役報酬	39,018	3,168	13,123	1,407
弁護士報酬	59,528	4,833	1,108	119
その他の費用	696,150	56,520	72,484	7,773
費用合計	71,708,169	5,821,986	26,844,822	2,878,839
控除：投資運用 / 販売報酬放棄額および費用払戻額	(12,648,796)	(1,026,956)	(3,451,442)	(370,133)
運用費用合計	59,059,373	4,795,030	23,393,380	2,508,706
運用による純利益	24,992,204	2,029,117	104,563,390	11,213,378
財務費用				
買戻可能参加受益証券保有者への分配金	(21,034,821)	(1,707,817)	(99,679,445)	(10,689,624)
財務費用合計	(21,034,821)	(1,707,817)	(99,679,445)	(10,689,624)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動	3,957,383	321,300	4,883,945	523,754

損益は継続的投資活動からのみ生じている。本包括利益計算書に計上されているもの以外に損益はなかった。

取締役

取締役

日付：2012年4月19日

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー

包括利益計算書

2010年12月31日終了年度

	ゴールドマン・サックス US \$ リキッド・リザーブズ・ ファンド 2010年12月31日		ゴールドマン・サックス・ ユーロ・リキッド・リザーブズ・ ファンド 2010年12月31日	
	米ドル	千円	ユーロ	千円
収益				
受取利息	87,260,746	7,084,700	65,394,464	7,012,902
投資純収益	87,260,746	7,084,700	65,394,464	7,012,902
費用				
投資運用報酬	52,849,500	4,290,851	21,355,205	2,290,132
管理事務代行報酬および保管報酬	4,544,932	369,003	2,172,224	232,949
販売報酬	8,132,078	660,243	992,797	106,468
名義書換事務代行報酬	39,576	3,213	117,756	12,628
監査報酬	15,862	1,288	13,608	1,459
受益者サービス代行報酬	2,823,339	229,227	1,192,257	127,858
取締役報酬	179,483	14,572	87,627	9,397
弁護士報酬	(100,110)	(8,128)	(34,773)	(3,729)
その他の費用	702,065	57,001	542,669	58,196
費用合計	69,186,725	5,617,270	26,439,370	2,835,358
控除：投資運用/販売報酬放棄額および費用払戻額	(12,496,965)	(1,014,629)	(4,112,446)	(441,019)
運用費用合計	56,689,760	4,602,642	22,326,924	2,394,339
運用利益	30,570,986	2,482,058	43,067,540	4,618,563
財務費用				
買戻可能参加受益証券保有者への分配金	(27,003,570)	(2,192,420)	(40,450,354)	(4,337,896)
財務費用合計	(27,003,570)	(2,192,420)	(40,450,354)	(4,337,896)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動	3,567,416	289,639	2,617,186	280,667

利益および損失はすべて、継続的投資活動から発生している。本包括利益計算書に表示されているもの以外に利益または損失はなかった。

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書
2011年12月31日終了年度

	ゴールドマン・サックス U S \$ リキッド・リザーブズ・ ファンド 2011年12月31日		ゴールドマン・サックス・ ユーロ・リキッド・リザーブズ・ ファンド 2011年12月31日	
	米ドル	千円	ユーロ	千円
期首現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	33,266,788,774	2,700,930,581	14,385,080,951	1,542,656,081
買戻可能参加受益証券発行受取額	179,532,093,747	14,576,210,691	61,256,243,754	6,569,119,580
買戻可能参加受益証券買戻支払額	(186,853,380,274)	(15,170,625,944)	(65,561,529,587)	(7,030,818,433)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動	3,957,383	321,300	4,883,945	523,754
	(7,317,329,144)	(594,093,953)	(4,300,401,888)	(461,175,098)
期末現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	25,949,459,630	2,106,836,627	10,084,679,063	1,081,480,983

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書
2010年12月31日終了年度

	ゴールドマン・サックス U S \$ リキッド・リザーブズ・ ファンド 2010年12月31日		ゴールドマン・サックス・ ユーロ・リキッド・リザーブズ・ ファンド 2010年12月31日	
	米ドル	千円	ユーロ	千円
期首現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	27,777,445,981	2,255,250,839	11,700,873,171	1,254,801,639
買戻可能参加受益証券発行受取額	186,055,320,532	15,105,831,474	61,391,608,620	6,583,636,108
買戻可能参加受益証券買戻支払額	(180,569,545,155)	(14,660,441,371)	(58,710,018,026)	(6,296,062,333)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動	3,567,416	289,639	2,617,186	280,667
	5,489,342,793	445,679,741	2,684,207,780	287,854,442
期末現在の買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	33,266,788,774	2,700,930,581	14,385,080,951	1,542,656,081

[次へ](#)

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
- ゴールドマン・サックスUS \$ リキッド・リザーブズ・ファンド
投資有価証券明細表
2011年12月31日現在

名目元本	銘柄	クーポン・ レート ^(a)	満期日 ^(b)	公正価値 米ドル	純資産比率 %
公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
政府機関証券					
53,100,000	Federal Farm Credit Bank	0.500%	01/11/2012	53,100,000	0.20
85,500,000	Federal Farm Credit Bank	0.640%	14/12/2012	85,500,000	0.33
196,000,000	Federal Home Loan Banks	0.200%	28/08/2012	195,963,712	0.75
79,000,000	Federal Home Loan Banks	0.200%	06/09/2012	78,981,882	0.30
98,000,000	Federal Home Loan Banks	0.240%	28/09/2012	97,997,203	0.38
250,000,000	Federal Home Loan Banks	0.230%	15/10/2012	249,952,886	0.96
125,000,000	Federal Home Loan Banks	0.220%	17/10/2012	124,966,325	0.48
179,000,000	Federal Home Loan Banks	0.230%	24/10/2012	178,935,767	0.69
19,500,000	Federal Home Loan Banks	0.200%	06/12/2012	19,490,236	0.07
19,500,000	Federal Home Loan Banks	0.300%	06/12/2012	19,500,000	0.08
48,500,000	Federal Home Loan Banks	0.300%	07/12/2012	48,500,000	0.19
19,500,000	Federal Home Loan Banks	0.320%	07/12/2012	19,500,000	0.08
77,600,000	Federal Home Loan Banks	0.210%	10/12/2012	77,567,973	0.30
16,500,000	Federal Home Loan Banks	0.320%	10/12/2012	16,500,000	0.06
22,000,000	Federal Home Loan Banks	0.320%	10/12/2012	22,000,000	0.08
6,800,000	Federal Home Loan Banks	0.320%	11/12/2012	6,800,000	0.03
29,000,000	Federal Home Loan Banks	0.320%	11/12/2012	29,000,000	0.11
142,000,000	Federal Home Loan Banks	0.210%	13/12/2012	141,940,868	0.55
9,700,000	Federal Home Loan Banks	0.300%	14/12/2012	9,700,000	0.04
9,700,000	Federal Home Loan Banks	0.300%	14/12/2012	9,700,000	0.04
9,700,000	Federal Home Loan Banks	0.300%	14/12/2012	9,700,000	0.04
9,700,000	Federal Home Loan Banks	0.300%	14/12/2012	9,700,000	0.04
9,700,000	Federal Home Loan Banks	0.300%	14/12/2012	9,700,000	0.04
9,700,000	Federal Home Loan Banks	0.300%	14/12/2012	9,700,000	0.04
19,400,000	Federal Home Loan Banks	0.300%	14/12/2012	19,400,000	0.07
9,700,000	Federal Home Loan Banks	0.300%	17/12/2012	9,700,000	0.04
9,700,000	Federal Home Loan Banks	0.300%	17/12/2012	9,700,000	0.04
14,600,000	Federal Home Loan Banks	0.310%	17/12/2012	14,600,000	0.06
126,200,000	Federal Home Loan Banks	0.210%	19/12/2012	126,143,457	0.49
25,200,000	Federal Home Loan Banks	0.210%	21/12/2012	25,189,265	0.10
37,800,000	Federal Home Loan Banks	0.210%	21/12/2012	37,783,896	0.14
63,100,000	Federal Home Loan Banks	0.210%	21/12/2012	63,073,118	0.24
12,600,000	Federal Home Loan Banks	0.320%	21/12/2012	12,600,000	0.05
91,700,000	Federal Home Loan Banks	0.200%	28/12/2012	91,651,112	0.35
166,900,000	Federal Home Loan Banks	0.210%	28/12/2012	166,827,495	0.64
28,700,000	Federal Home Loan Banks	0.300%	11/01/2013	28,700,000	0.11
28,700,000	Federal Home Loan Banks	0.300%	11/01/2013	28,700,000	0.11
389,500,000	Federal Home Loan Mortgage Corp	0.196%	11/01/2012	389,494,675	1.50
300,000,000	Federal National Mortgage Association	0.312%	23/08/2012	299,941,363	1.15
500,000,000	Federal National Mortgage Association	0.523%	20/12/2012	499,902,226	1.93
319,000,000	Federal National Mortgage Association	0.324%	28/12/2012	318,935,958	1.23
政府機関証券合計				3,666,739,417	14.13

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
- ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2011年12月31日現在

名目元本	銘柄	クーポン・ レート ^(a)	満期日 ^(b)	公正価値 米ドル	純資産比率 %
地方債					
50,000,000	Los Angeles Unified School District	2.000%	01/08/2012	50,511,200	0.19
113,000,000	State of New Jersey	2.000%	21/06/2012	113,928,609	0.44
421,000,000	State of Texas	2.500%	30/08/2012	427,258,284	1.65
地方債合計				591,698,093	2.28
変動利付債					
400,000,000	BNP Paribas	0.715%	06/02/2012	400,000,000	1.54
175,000,000	Commonwealth Bank of Australia	0.547%	25/05/2012	174,992,771	0.67
445,000,000	Commonwealth Bank of Australia	0.638%	10/09/2012	444,983,492	1.71
100,000,000	Cooperatieve Centrale Raiffeisen-Boerenleenbank	0.601%	14/09/2012	100,000,000	0.39
299,000,000	JP Morgan Chase & Co	0.435%	18/12/2012	299,000,000	1.15
300,000,000	JP Morgan Chase & Co	0.327%	21/12/2012	300,000,000	1.16
251,000,000	National Australia Bank Ltd	0.435%	18/04/2012	251,000,000	0.97
435,000,000	Royal Bank of Canada	0.410%	20/09/2012	435,000,000	1.68
325,000,000	Westpac Banking Corp	0.424%	06/11/2012	325,000,000	1.25
変動利付債合計				2,729,976,263	10.52
公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計				6,988,413,773	26.93
公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている以外の譲渡性のある有価証券					
譲渡性預金証書					
300,000,000	Standard Chartered Bank	0.680%	20/01/2012	299,892,396	1.16
299,000,000	The Bank of Nova Scotia	0.493%	09/11/2012	299,000,000	1.15
譲渡性預金証書合計				598,892,396	2.31
コマーシャル・ペーパー					
100,000,000	Abel Tasman Holdings Ltd	0.390%	06/01/2012	99,994,583	0.39
199,000,000	Abel Tasman Holdings Ltd	0.395%	10/01/2012	198,980,347	0.77
350,000,000	ABN AMRO Funding	0.600%	03/02/2012	349,807,500	1.35
200,000,000	Argento Variable Funding Company LLC	0.310%	13/01/2012	199,979,333	0.77
95,500,000	Argento Variable Funding Company LLC	0.320%	17/01/2012	95,486,418	0.37
224,000,000	Aspen Funding Corp	0.380%	09/01/2012	223,981,084	0.86
100,041,000	Aspen Funding Corp	0.410%	23/01/2012	100,015,934	0.39
600,000,000	Atlantic Asset Securitization LLC	1.150%	03/01/2012	599,961,667	2.31
280,500,000	Atlantis Funding Corp	0.515%	13/03/2012	280,211,085	1.08
270,500,000	Atlantis Funding Corp	0.520%	16/03/2012	270,206,958	1.04
500,000,000	Barclays Bank Plc	0.330%	17/01/2012	499,926,667	1.93
115,000,000	Barton Capital LLC	1.100%	03/01/2012	114,992,972	0.44
50,038,000	Gemini Securitization Corp	0.380%	09/01/2012	50,033,886	0.19
190,000,000	Gemini Securitization Corp	0.380%	18/01/2012	189,965,906	0.73
200,000,000	Gemini Securitization Corp	0.410%	20/01/2012	199,956,722	0.77
500,000,000	Grampian Funding Ltd	0.320%	17/01/2012	499,928,889	1.93
75,000,000	Hannover Funding Company	0.550%	03/01/2012	74,997,708	0.29

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
- ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2011年12月31日現在

名目元本	銘柄	クーポン・ レート ^(a)	満期日 ^(b)	公正価値 米ドル	純資産比率 %
コマーシャル・ペーパー(続き)					
100,000,000	Hannover Funding Company	0.550%	10/01/2012	99,986,250	0.39
100,000,000	Hannover Funding Company	0.550%	13/01/2012	99,981,667	0.39
100,000,000	Hannover Funding Company	0.570%	23/01/2012	99,965,167	0.38
100,000,000	Kells Funding LLC	0.385%	22/02/2012	99,922,000	0.38
450,000,000	LMA Americas LLC	1.183%	03/01/2012	449,970,417	1.73
470,000,000	Matchpoint Master Trust	1.128%	03/01/2012	469,970,556	1.81
250,000,000	Mizuho Corporate Bank Ltd	0.300%	17/01/2012	250,000,000	0.96
500,000,000	Mizuho Funding LLC	0.300%	18/01/2012	499,929,167	1.93
200,000,000	Newport Funding Corp	0.400%	19/01/2012	199,960,000	0.77
100,041,000	Newport Funding Corp	0.410%	23/01/2012	100,015,934	0.39
50,000,000	Nieuw Amsterdam Receivables Corp	0.290%	18/01/2012	49,993,153	0.19
50,000,000	Nieuw Amsterdam Receivables Corp	0.300%	24/01/2012	49,990,417	0.19
91,713,000	Nieuw Amsterdam Receivables Corp	0.300%	26/01/2012	91,693,893	0.35
75,000,000	Nieuw Amsterdam Receivables Corp	0.320%	01/02/2012	74,979,333	0.29
60,000,000	Nordea North America Inc	0.510%	15/03/2012	59,937,100	0.23
700,000,000	Northern Pines Funding LLC	0.450%	07/02/2012	699,676,250	2.70
100,000,000	Royal Park Investments	1.110%	03/01/2012	99,993,889	0.39
147,000,000	Royal Park Investments	1.110%	04/01/2012	146,986,525	0.57
232,000,000	Royal Park Investments	1.150%	05/01/2012	231,970,356	0.89
50,000,000	Salisbury Receivables Company LLC	0.330%	31/01/2012	49,986,250	0.19
49,500,000	Sheffield Receivables Corporation	0.330%	10/02/2012	49,481,850	0.19
211,411,000	Thames Asset Global Securitisation	0.310%	17/01/2012	211,381,872	0.81
300,000,000	Versailles Commercial Paper LLC	1.150%	03/01/2012	299,980,833	1.16
コマーシャル・ペーパー合計				8,534,180,538	32.89
三者間レポ取引					
355,000,000	BNP Paribas Repo ^(c)	0.060%	03/01/2012	355,000,000	1.37
250,000,000	Credit Suisse Securities (USA) LLC Repo ^(d)	0.200%	05/01/2012	250,000,000	0.96
250,000,000	Deutsche Bank Repo ^(c)	0.200%	13/01/2012	250,000,000	0.96
200,000,000	HSBC Securities (USA) Inc Repo ^(d)	0.050%	03/01/2012	200,000,000	0.77
200,000,000	Morgan Stanley & Co International Repo ^(c)	0.745%	13/02/2012	200,000,000	0.77
400,000,000	Morgan Stanley & Co International Repo ^(c)	0.745%	21/02/2012	400,000,000	1.54
378,000,000	UBS Securities LLC ^(c)	0.060%	03/01/2012	378,000,000	1.46
1,000,000,000	Wells Fargo Bank National Association Repo ^(c)	0.050%	03/01/2012	1,000,000,000	3.86
350,000,000	Wells Fargo Securities LLC Repo ^(c)	0.050%	03/01/2012	350,000,000	1.35
三者間レポ取引合計				3,383,000,000	13.04
ヤンキー預金証書					
600,000,000	Credit Suisse AG	0.400%	07/02/2012	600,000,000	2.31
600,000,000	DZ Bank AG Deutsche Zentral-Genossenschaftsbank	0.370%	03/01/2012	600,000,166	2.31
500,000,000	Lloyds TSB Bank Plc	0.250%	13/01/2012	500,000,000	1.93
398,000,000	Mitsubishi UFJ Trust and Bank Corp	0.380%	17/02/2012	398,000,000	1.53
211,500,000	Nordea Bank Finland Plc	0.510%	19/03/2012	211,497,715	0.82

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
- ゴールドマン・サックスUS \$ リキッド・リザーブズ・ファンド

投資有価証券明細表（続き）

2011年12月31日現在

名目元本	銘柄	クーポン・ レート ^(a)	満期日 ^(b)	公正価値 米ドル	純資産比率 %
ヤンキー預金証書（続き）					
600,000,000	Sumitomo Mitsui Banking Corporation	0.300%	24/01/2012	600,000,000	2.31
90,000,000	Sumitomo Trust & Banking	0.420%	14/02/2012	90,004,380	0.35
750,000,000	The Norinchukin Bank	0.340%	17/01/2012	750,000,000	2.89
ヤンキー預金証書合計				3,749,502,261	14.45
公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている以外の譲渡性のある有価証券合計				16,265,575,195	62.69
預金					
定期預金					
660,100,000	Credit Industriel Et Commercial	0.160%	03/01/2012	660,100,000	2.55
400,000,000	Deutsche Bank AG	0.060%	03/01/2012	400,000,000	1.54
300,000,000	National Bank of Kuwait SAK	0.170%	03/01/2012	300,000,000	1.16
800,000,000	Natixis	0.750%	03/01/2012	800,000,000	3.08
600,000,000	Nordea Bank AB	0.020%	03/01/2012	600,000,000	2.31
定期預金合計				2,760,100,000	10.64
預金合計				2,760,100,000	10.64
投資有価証券合計				26,014,088,968	100.26
投資合計				公正価値 米ドル	純資産比率 %
政府機関証券合計				3,666,739,417	14.13
地方債合計				591,698,093	2.28
変動利付債合計				2,729,976,263	10.52
譲渡性預金証書合計				598,892,396	2.31
コマーシャル・ペーパー合計				8,534,180,538	32.89
三者間レボ取引合計				3,383,000,000	13.04
ヤンキー預金証書合計				3,749,502,261	14.45
定期預金合計				2,760,100,000	10.64
その他の資産および負債				(64,629,338)	(0.26)
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産				25,949,459,630	100.00

(a) 金利は、記載されたクーポン・レート、割引有価証券については購入日の割引年利回り、または変動利付債については金利指数に基づく現行の再設定利率のいずれかを表している。

(b) 満期日は、有価証券に記載された日、もしくは変動利付有価証券については次の金利再設定日、または修正日のある有価証券については当該日のいずれかを表している。

(c) 三者間担保代理人はバンク・オブ・ニューヨーク・メロンである。

(d) 三者間担保代理人はJPモルガン・チェース・バンクである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
 - ゴールドマン・サックスUS \$ リキッド・リザーブズ・ファンド
 投資有価証券明細表(続き)
 2011年12月31日現在

投資有価証券明細表の配分	純資産比率 %	純資産比率 %
	2011年12月31日現在	2010年12月31日現在
政府機関証券	14.13	13.41
国債	-	0.26
地方債	2.28	-
変動利付債	10.52	4.05
譲渡性預金証書	2.31	6.89
コマーシャル・ペーパー	32.89	30.31
マスター要求払約束手形	-	1.50
三者間レボ取引	13.04	18.85
ヤンキー預金証書	14.45	8.06
定期預金	10.64	16.68
その他の資産および負債	(0.26)	(0.01)
合計	100.00	100.00

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
- ゴールドマン・サックス・ユーロ・リキッド・リザーブズ・ファンド
投資有価証券明細表
2011年12月31日現在

名目元本	銘柄	クーポン・ レート ^(a)	満期日 ^(b)	公正価値 ユーロ	純資産比率 %
公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
国債					
170,000,000	France Treasury Bill BTF	0.400%	05/01/2012	169,992,448	1.68
20,000,000	France Treasury Bill BTF	0.412%	22/03/2012	19,981,475	0.20
100,000,000	France Treasury Bill BTF	0.720%	16/05/2012	99,729,051	0.99
国債合計				289,702,974	2.87
変動利付債					
20,160,000	Alliander NV	4.000%	20/04/2012	20,317,122	0.20
125,000,000	Cooperative Centrale Riaffeisen-Boerenleenbank	1.674%	18/01/2012	125,000,000	1.24
100,000,000	Cooperative Centrale Riaffeisen-Boerenleenbank	1.620%	19/03/2012	100,000,000	0.99
2,000,000	Credit Suisse AG	5.125%	30/03/2012	2,016,229	0.02
4,800,000	Deutsche Bahn Finance BV	5.375%	31/07/2012	4,898,743	0.05
150,000,000	HSBC Bank Plc	1.680%	05/05/2012	150,000,000	1.49
25,650,000	Philip Morris International Inc	4.250%	23/03/2012	25,802,783	0.26
100,000,000	Rabobank International	1.573%	11/05/2012	100,017,040	0.99
708,000	Shell International Finance BV	3.375%	09/02/2012	709,878	0.01
30,417,000	Societe Financement de l'Economie Francaise	2.375%	10/03/2012	30,485,113	0.30
23,500,000	Societe Financement de l'Economie Francaise	2.125%	20/05/2012	23,610,242	0.23
53,472,000	Societe Financement de l'Economie Francaise	1.622%	16/07/2012	53,549,836	0.53
2,122,000	Total Capital SA	3.250%	26/01/2012	2,125,106	0.02
3,400,000	Toyota Motor Credit Corp	5.250%	03/02/2012	3,413,335	0.03
7,700,000	Westpac Banking Corporation	4.250%	25/01/2012	7,715,615	0.08
変動利付債合計				649,661,042	6.44
公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計				939,364,016	9.31
公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている以外の譲渡性のある有価証券					
譲渡性預金証書					
150,000,000	ING Bank NV	1.460%	09/02/2012	149,763,632	1.49
200,000,000	Standard Chartered Bank	0.760%	19/01/2012	199,924,050	1.98
譲渡性預金証書合計				349,687,682	3.47
コマーシャル・ペーパー					
125,000,000	ABN AMRO Bank	1.494%	11/01/2012	124,948,116	1.24
180,000,000	ABN AMRO Bank	0.899%	16/01/2012	179,932,552	1.78
60,000,000	ABN AMRO Bank	1.534%	01/02/2012	59,920,745	0.59
180,000,000	Argento Variable Funding Company LLC	1.119%	17/01/2012	179,910,489	1.78
50,000,000	Argento Variable Funding Company LLC	1.099%	19/01/2012	49,972,526	0.50
110,000,000	Barclays Bank Plc	1.395%	01/02/2012	109,867,862	1.09
150,000,000	Caisse D'Amortissement De La Dette Sociale	1.012%	02/02/2012	149,865,017	1.49
110,000,000	Caisse D'Amortissement De La Dette Sociale	1.094%	09/05/2012	109,568,815	1.09
110,000,000	Cooperative Centrale Riaffeisen-Boerenleenbank	0.898%	15/02/2012	109,876,534	1.09
100,000,000	DZ Bank AG Deutsche Zentral-Genossenschaftsbank	0.948%	17/01/2012	99,957,848	0.99

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
- ゴールドマン・サックス・ユーロ・リキッド・リザーブズ・ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2011年12月31日現在

名目元本	銘柄	クーポン・ レート ^(a)	満期日 ^(b)	公正価値 ユーロ	純資産比率 %
	コマーシャル・ペーパー(続き)				
75,000,000	DZ Bank AG Deutsche Zentral-Genossenschaftsbank	1.097%	15/02/2012	74,897,164	0.74
150,000,000	Erste Abwicklungsanstalt	0.749%	08/02/2012	149,881,477	1.49
84,000,000	FMS Wertmanagement	0.888%	04/01/2012	83,993,784	0.83
150,000,000	FMS Wertmanagement	0.550%	19/01/2012	149,958,770	1.49
150,000,000	FMS Wertmanagement	0.805%	08/08/2012	149,262,049	1.48
100,000,000	GE Capital European Funding	1.196%	02/02/2012	99,893,659	0.99
150,000,000	GE Capital European Funding	0.997%	08/02/2012	149,842,070	1.49
100,000,000	GE Capital European Funding	1.459%	30/04/2012	99,513,615	0.99
150,000,000	Grampian Funding Ltd	1.099%	19/01/2012	149,917,578	1.49
80,000,000	Hannover Funding Company	1.498%	09/01/2012	79,973,368	0.79
100,000,000	ING Bank NV	1.544%	16/01/2012	99,935,677	0.99
85,000,000	ING Bank NV	1.079%	19/01/2012	84,954,143	0.84
42,048,000	Jupiter Securitization Company	1.149%	19/01/2012	42,023,849	0.42
187,000,000	Lloyds TSB Bank Plc	0.849%	17/01/2012	186,929,411	1.85
400,000,000	LMA SA	0.740%	03/01/2012	399,983,557	3.97
100,000,000	Matchpoint Finance Plc	0.720%	03/01/2012	99,996,000	0.99
291,600,000	Matchpoint Finance Plc	1.000%	05/01/2012	291,567,606	2.89
110,000,000	Nordea Bank AB	1.316%	04/01/2012	109,987,941	1.09
120,000,000	Nordea Bank AB	1.189%	09/02/2012	119,841,893	1.19
110,000,000	Nordea Bank AB	1.206%	13/02/2012	109,841,520	1.09
38,570,000	Regency Assets Ltd	1.029%	05/01/2012	38,565,589	0.38
10,000,000	Regency Assets Ltd	1.099%	09/01/2012	9,997,558	0.10
31,220,000	Regency Assets Ltd	0.820%	11/01/2012	31,212,892	0.31
53,000,000	Regency Assets Ltd	0.820%	11/01/2012	52,987,933	0.53
19,828,000	Regency Assets Ltd	0.999%	11/01/2012	19,822,497	0.20
35,000,000	Regency Assets Ltd	1.029%	12/01/2012	34,988,994	0.35
71,725,000	Regency Assets Ltd	1.029%	12/01/2012	71,702,447	0.71
45,599,000	Regency Assets Ltd	0.989%	18/01/2012	45,577,702	0.45
50,956,000	Regency Assets Ltd	0.989%	20/01/2012	50,929,398	0.50
55,000,000	Regency Assets Ltd	0.919%	25/01/2012	54,966,291	0.54
187,000,000	Royal Bank of Scotland	0.959%	16/01/2012	186,925,262	1.85
75,000,000	Stadshypotek AB	1.246%	09/01/2012	74,979,234	0.74
125,000,000	Stadshypotek AB	1.246%	31/01/2012	124,870,206	1.24
60,000,000	Stadshypotek AB	1.294%	31/01/2012	59,935,278	0.59
152,000,000	Svenska Handelsbanken AB	1.137%	16/02/2012	151,779,230	1.50
33,125,000	Thames Asset Global Securitisation	0.969%	09/01/2012	33,117,863	0.33
80,285,000	Thames Asset Global Securitisation	1.109%	12/01/2012	80,257,794	0.80
27,785,000	Thames Asset Global Securitisation	1.109%	18/01/2012	27,770,449	0.28
コマーシャル・ペーパー合計				5,056,402,252	50.14

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
- ゴールドマン・サックス・ユーロ・リキッド・リザーブズ・ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2011年12月31日現在

名目元本	銘柄	クーポン・ レート ^(a)	満期日 ^(b)	公正価値 ユーロ	純資産比率 %
	三者間レポ取引				
50,000,000	Societe Generale Repo ^(c)	0.000%	03/01/2012	50,000,000	0.50
175,000,000	Societe Generale Repo ^(c)	0.150%	03/01/2012	175,000,000	1.73
三者間レポ取引合計				225,000,000	2.23
公認の取引所への上場が認められているまたは規制市場で取引されている以外の譲渡性のある有価証券合計				5,631,089,934	55.84
預金					
定期預金					
388,500,000	Barclays Bank Plc	0.050%	03/01/2012	388,500,000	3.85
480,000,000	BNP Paribas	0.630%	03/01/2012	480,000,000	4.76
480,000,000	Bred Banque Populaire	0.450%	03/01/2012	480,000,000	4.76
480,000,000	Calyon	0.600%	03/01/2012	480,000,000	4.76
495,000,000	Citibank	0.220%	03/01/2012	495,000,000	4.91
60,000,000	Cooperative Centrale Riaffeisen-Boerenleenbank	0.200%	03/01/2012	60,000,000	0.59
495,000,000	Deutsche BankAktiengesellschaft	0.100%	03/01/2012	495,000,000	4.91
160,000,000	ING Bank NV	0.150%	03/01/2012	160,000,000	1.59
480,000,000	Societe Generale	1.000%	03/01/2012	480,000,000	4.76
定期預金合計				3,518,500,000	34.89
預金合計				3,518,500,000	34.89
投資有価証券合計				10,088,953,950	100.04
投資合計				公正価値 ユーロ	純資産比率 %
国債合計				289,702,974	2.87
変動利付債合計				649,661,042	6.44
譲渡性預金証書合計				349,687,682	3.47
コマーシャル・ペーパー合計				5,056,402,252	50.14
三者間レポ取引合計				225,000,000	2.23
定期預金合計				3,518,500,000	34.89
その他の資産および負債				(4,274,887)	(0.04)
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産				10,084,679,063	100.00

(a) 金利は、記載されたクーポン・レート、割引有価証券については購入日の割引年利回り、または変動利付債については金利指数に基づく現行の再設定利率のいずれかを表している。

(b) 満期日は、有価証券に記載された日、もしくは変動利付有価証券については次の金利再設定日、または修正日のある有価証券については当該日のいずれかを表している。

(c) 三者間担保代理人はユーロクリアである。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー
- ゴールドマン・サックス・ユーロ・リキッド・リザーブズ・ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2011年12月31日現在

投資有価証券明細表の配分	純資産比率	純資産比率
	% 2011年12月31日現在	% 2010年12月31日現在
国債	2.87	7.09
変動利付債	6.44	3.51
譲渡性預金証書	3.47	11.48
コマーシャル・ペーパー	50.14	42.23
三者間レボ取引	2.23	24.86
定期預金	34.89	10.89
その他の資産および負債	(0.04)	(0.06)
合計	100.00	100.00

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(米ドル・ポートフォリオ)

(2012年4月末日現在)

	米ドル(dを除く)	百万円(d、eを除く)
a 資産総額	735,197,624	59,691
b 負債総額	485,919	39
c 純資産総額(a - b)	734,711,705	59,651
d 発行済口数	73,471,170,475口	
e 1口当たり純資産価格(c / d)	0.01米ドル	0.8119円

(ユーロ・ポートフォリオ)

(2012年4月末日現在)

	ユーロ(dを除く)	百万円(d、eを除く)
a 資産総額	79,534,428	8,529
b 負債総額	144,430	15
c 純資産総額(a - b)	79,389,998	8,514
d 発行済口数	7,938,999,786口	
e 1口当たり純資産価格(c / d)	0.01ユーロ	1.0724円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) ファンド受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 RBCデクシア・インベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッド

取扱場所 アイルランド共和国、ダブリン2、

タウンゼンド・ストリート 43、ジョージズ・キー・ハウス

日本の受益者については、ファンド受益証券の保管を販売会社に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

(ロ) 受益者集会

信託証書の規定に従い受益者集会が開催されることがある。

受託会社または管理会社は受益者集会を招集することができる。受託会社は、発行済ファンド受益証券総口数の50%以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を開催しなければならない。受益者集会の少なくとも14日前には受益者に通知が行われる。受益者集会においては、信託証書の重要な事項の変更の承認、政策変更の承認、ファンドの終了の承認等が審議される。

(ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、米国人、アイルランド居住者をはじめその他いかなる者によるファンド受益証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 株式資本の額

2012年4月末日現在、授權資本金は100万米ドル(約8,119万円)であり、1株当たり1米ドルの普通株式100万株に分割されている。そのうち50万株が発行済かつ全額払込済である。

(2) 会社の機構

取締役会は、管理方針、管理会社の経営および事業を行う方法を決定する権限を有する。

管理会社の取締役は、管理会社が他のファンドを管理することにより生じる利害対立は実際上も潜在的にもないと考えている。しかし、何らかの利害対立が発生した場合には、取締役はその公正な解決の確保に努力する。

2名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役に、特別な資格は不要である。取締役は年次株主総会において株主の決議によって選任されるか、または取締役会の決議により互選される。取締役に特定の任期はない。

個々の取締役は、取締役会の過半数の承認を得て代行取締役を指名し、自己の不在時に取締役会に代理出席させることができる。取締役会の議事の定足数は、取締役が随時決定する2名以上の数である。代理出席している代行取締役も、かかる定足数に算入される。取締役であり、かつ他の取締役に指名された代行取締役でもある者は、取締役会において2票の投票権を有するが、議事の定足数に2名として算入されない。決議は取締役会に出席または代理出席している代行取締役の議決権の多数決による。

(3) 役員及び従業員の状況

(2012年4月末日現在)

氏名	管理会社役職	所属・役職名
ロバート・キーオー (Robert Keogh)	取締役	ゴールドマン・サックス・バンク(ヨーロッパ)ピーエルシーのチーフ・エグゼクティブ・オフィサー、ゴールドマン・サックス・アドミニストレーション・サービス(GSAS)ヨーロッパおよびアジア業務の管理も行う。2001年GSASダブリンを設立、ゴールドマン・サックスのマネジング・ディレクター、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの多くのファンドの役員
ヒューゴー・マクニール (Hugo MacNeill)	取締役	ゴールドマン・サックスのマネジング・ディレクターならびにアイルランドにおけるゴールドマン・サックスの投資および銀行業務の責任者
セオドア・T・ソティア (Theodore T. Sotir)	取締役	ゴールドマン・サックスのマネジング・ディレクターおよびパートナー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの国際業務のチーフ・アドミニストラティブ・オフィサー、多くのグローバル・イニシアティブ(例えば、グローバル・プロダクツ・グループおよびグローバル・クライアント・サービス)の責任者、オフショア・ファンド業務のチェアマンおよびディストリビューションの最高業務責任者

(注) 管理会社の会社秘書役はマツアック・トラスト・リミテッドである。その他に管理会社の従業員はいない。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の管理を行うことを主たる目的とする。ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにファンド資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理運用業務を行う。

管理会社は、ポートフォリオ資産の投資顧問業務をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルに委託している。過失、故意による懈怠または詐欺行為が存在しない場合、管理会社は、受益者、受託会社、投資顧問会社または管理会社もしくはファンドの受任者に対して、信託証書上の義務の適切な遂行から生じる損失に責任を負わない。特に管理会社は、投資顧問会社の助言に基づいて善意で行った行為に対して責任を負わない。ファンドは、管理会社(およびその取締役、役員および従業員)に対して、管理会社が義務の遂行にあたり、管理会社(およびその取締役、役員および従業員)が蒙ったすべての責任、損害、コスト、請求および費用を補償することに同意している。ただし、信託証書上の義務遂行にあたり管理会社に過失、故意による懈怠または詐欺行為がある場合は除く。

管理会社の取締役は、本書中の情報に対して責任を負う。取締役の知りまたは信じる限りにおいて、本書中の情報は事実に基づくものであり、このような情報の意味に影響を与えるような事項は省略されていない(取締役はこれらの点が確保されるよう、あらゆる合理的な注意を払う。)。取締役はこれに従った責任を負う。

信託証書は、アイルランド中央銀行の承認に基づき、管理会社が、管理会社の職務を他の当事者に委託することを許容している。管理会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を代行協会員として、ゴールドマン・サックス・インターナショナルを総販売会社および受益者サービス代行会社として、RBCデクシア・インベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッドを登録・名義書換事務代行会社として、BNYメロン・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドを管理事務代行会社として任命している。また、総販売会社および受益者サービス代行会社は、日本における販売会社を任命している。

2012年4月末日現在、管理会社は、以下のファンドの管理を行っている。

なお、すべてのファンドは、契約型(アイルランド籍)である。また、純資産総額は、別段の記載がない限り、2012年4月末日現在の数値である。

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	本数	純資産総額の合計(通貨別)
アイルランド	MMF	1	734,711,705米ドル
		1	79,389,998ユーロ
アイルランド	その他	4	487,687,453米ドル
		3	24,821,976,014円

3【管理会社の経理状況】

a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書きの規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)

上記原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパース アイルランド(PricewaterhouseCoopers, Ireland)から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。

b. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には円換算額が併記されている。日本円への換算には2012年4月27日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=81.19円)が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(1)【貸借対照表】

ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド

損益計算書

12月31日終了年度

	注	2011年12月31日 終了年度		2010年12月31日 終了年度	
		米ドル	千円	米ドル	千円
売上	3	172,995	14,045	147,834	12,003
営業費用		(64,859)	(5,266)	(66,324)	(5,385)
営業利益		108,136	8,780	81,510	6,618
受取利息および類似収益	4	5,052	410	7,093	576
税引前経常利益	5	113,188	9,190	88,603	7,194
経常利益にかかる税額	8	(18,545)	(1,506)	(13,278)	(1,078)
当期税引後経常利益		94,643	7,684	75,325	6,116

当社の経営成績は、当年度および前年度のいずれも継続事業によるものである。

上記の会計期間における税引前および税引後の経常利益とそれらの取得原価相当額の間には差異はない。

当社は、当期または前期において上記に開示されているもの以外に利益および損失を認識していない。したがって、別個の総認識利得および損失計算書は作成されない。

2012年4月19日付取締役会承認済

ロバート・キーオー セオドア・ソティア

取締役 取締役

注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド

貸借対照表

12月31日現在

	注	2011年12月31日現在		2010年12月31日現在	
		米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産					
現金預金		222,491	18,064	393,437	31,943
債権	10	820,387	66,607	591,030	47,986
		1,042,878	84,671	984,467	79,929
債務：1年以内に期限が到来する金額	11	(72,278)	(5,868)	(113,357)	(9,203)
		(72,278)	(5,868)	(113,357)	(9,203)
負債に係る引当金	9	(4,847)	(394)	-	-
		(4,847)	(394)	-	-
資産合計(流動負債控除後)		(77,125)	(6,262)	(113,357)	(9,203)
純資産		965,753	78,409	871,110	70,725
資本金および準備金					
払込資本金	12	500,000	40,595	500,000	40,595
留保利益	13	465,753	37,814	371,110	30,130
株主持分合計		965,753	78,409	871,110	70,725

2012年4月19日付取締役会承認済

ロバート・キーオー

セオドア・ソティア

取締役

取締役

注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド

財務書類に対する注記 - 2011年12月31日

1. 会計方針

当社が採用している重要な会計方針は以下のとおりである。

- (a) 作成の基礎：財務書類は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計基準および1963年から2009年の会社法を構成するアイルランド法に従って作成されている。真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成についてアイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計基準は、アイルランド勅許会計士協会により公表され、会計基準審議会により発行されたものである。
- (b) 取得原価主義：財務書類は、取得原価主義で作成されている。
- (c) 表示通貨：財務書類は、当社の表示・機能通貨である米ドルで表示されている。
- (d) 外貨：外貨建の貨幣性資産および負債は、貸借対照表日現在の実勢為替レートで米ドルに換算されている。米ドル以外の通貨建の取引は、取引が生じた日の実勢為替レートで換算されている。外貨取引ならびに外貨建の未収金および未払金の決済から生じる損益は、損益計算書に認識されている。
- (e) 収益および費用：収益および費用は、発生主義に基づき損益計算書に含まれている。
- (f) 税金：税金費用は、当期利益に基づくものであり、当期税額および繰延税金を考慮に入れている。
- (g) 配当金：最終配当金は、株主が承認する期間に認識される。中間配当金は、当該配当金が支払われる期間に認識される。配当金は、株主持分から直接分配される。

2. キャッシュ・フロー計算書

当社は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの100%子会社であり、最終の親会社の連結財務諸表が公に入手可能なため、FRS第1号「キャッシュ・フロー計算書」で要求されるキャッシュ・フロー計算書の作成を免除されている。

3. 売上

売上は、集合投資スキームに提供したファンドの運用業務に関して得た報酬である。

4. 受取利息および類似収益

	2011年12月31日 終了年度 米ドル	2010年12月31日 終了年度 米ドル
銀行および顧客向け貸付金に係る受取利息	286	8
グループ会社向け貸付金に係る受取利息	4,766	7,085
	5,052	7,093

5. 税引前経常利益

	2011年12月31日 終了年度 米ドル	2010年12月31日 終了年度 米ドル

税引前経常利益は、以下の費用(利益)計上後で表示されている：

監査報酬 - 監査業務	14,216	13,359
為替差損益	(681)	10,044
弁護士報酬	13,398	20,510
監査報酬		
- 個別財務書類の監査	14,216	13,359
- その他の保証業務	-	-
- 税務アドバイザリー業務	-	-
- その他の非監査業務	-	-
監査報酬合計	14,216	13,359

6. 取締役報酬

	2011年12月31日 終了年度 米ドル	2010年12月31日 終了年度 米ドル
報酬総額		
取締役報酬	3,635	6,710
年金	138	52
	3,773	6,762

当年度および前年度の取締役報酬は、グループ会社が負担している。

7. 人件費

当社は従業員を雇用していない(2010年：なし)。当社の業務に携わる者は、すべてグループ会社によって雇用されている。

8. 経常利益にかかる税額

(a) 当期税金費用の内訳:

税金費用の内訳:	2011年12月31日 終了年度 米ドル	2010年12月31日 終了年度 米ドル
当期税額:		
法人税率12.5%:	13,698	13,278
経常利益に係る税額(注記8(b)参照)	13,698	13,278
繰延税金:		
その他の一時差異:		
繰延税金合計(注記9参照)	4,847	-
経常利益に係る税額	18,545	13,278

(b) 当期税金費用に影響を与えた要素:

内訳:	2011年12月31日 終了年度 米ドル	2010年12月31日 終了年度 米ドル
税引前経常利益	113,188	88,603
経常利益にアイルランド法人税の標準税率 (12.5%)を乗じた額	14,149	11,075
営業外利益に係る高税率の影響	236	887
過年度の引当過大	(194)	-
為替差額	(493)	1,316
当期税金費用	13,698	13,278

(c) 将来の税金費用に影響を及ぼす可能性のある要素

アイルランド法人税の標準税率は税引前利益の12.5%である。

9. 繰延税金: 一時差異の発生および取崩

	2011年12月31日 終了年度 米ドル	2010年12月31日 終了年度 米ドル
繰延税金残高の構成:	4,847	-
その他の一時差異	4,847	-
繰延税金残高における変動は以下のとおり:		
2010年12月31日現在	-	-
当期損益勘定への / 当期損益勘定からの振替額	4,847	-
2011年12月31日現在	4,847	-

10. 債権

	2011年12月31日現在米 ドル	2010年12月31日現在 米ドル
顧客に対する債権	122,661	74,322
グループ会社に対する債権	675,963	501,765
未収法人税還付	3	3
その他の資産	21,760	14,940
	<u>820,387</u>	<u>591,030</u>

上記のすべての債権は、1年以内に支払期限が到来する債権とみなされている。

11. 債務：1年以内に期限が到来する金額

	2011年12月31日現在 米ドル	2010年12月31日現在 米ドル
未払金および繰延収益	34,002	38,702
グループ会社に対する債務	21,095	7,156
その他の債務	15,483	62,829
未払法人税	1,698	4,670
	<u>72,278</u>	<u>113,357</u>

12. 株式資本金

	2011年12月31日現在		2010年12月31日現在	
	株式数	米ドル	株式数	米ドル
授権済				
1株当たり1米ドルの普通株式	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
割当済、請求済および全額払込済				
1株当たり1米ドルの普通株式	500,000	500,000	500,000	500,000
		<u>500,000</u>		<u>500,000</u>

当社の定款に基づき、当社はすべての株主に対し、株主が保有する株式のすべてまたは一部について、当該株式の額面価額と同額、もしくは当社と株主が合意した場合にはそれよりも高い金額での買戻しを求める、書面による通知を任意によりいつでも行うことができる。

13. 株主持分の変動および準備金の変動の調整

	払込資本金 米ドル	損益勘定 米ドル	合計 米ドル
2010年1月1日現在	500,000	295,785	795,785
留保利益	-	75,325	75,325
株式発行	-	-	-
2010年12月31日現在	500,000	371,110	871,110
留保利益	-	94,643	94,643
株式発行	-	-	-
2011年12月31日現在	500,000	465,753	965,753

14. 契約債務および偶発債務

2011年12月31日および2010年12月31日現在、契約債務および偶発債務はない。

15. 取締役の株式持分

2011年12月31日現在で在職しているゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッドの取締役が、期首及び期末現在で保有している当社およびザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの株式数は以下の通りである。

		2011年12月31日 現在	2010年12月31日 現在
ロバート・キーオー	議決権付普通株式	445株	140株
ヒューゴ・マクニール	議決権付普通株式	4,543株	3,730株
セオドア・ソティア	議決権付普通株式	6,078株	11,864株

2011年12月31日におけるゴールドマン・サックス・グループ・インク株式の終値は90.43米ドル(2010年12月31日:168.16米ドル)であった。

16. 関連当事者

当社の最終および直接の親会社は、デラウェア州の株式会社であるザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクであり、アメリカ合衆国、10282 - 2198ニューヨーク州ニューヨーク、ウエスト・ストリート200番地に所在する。グループの財務書類は、親会社の登記上の事務所で入手することができる。

グループ内の他の事業体との取引は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの連結財務報告書が公に入手可能であることからFRS第8号「関連当事者の開示」の下で開示が免除されているため、開示されていない。すべての関連当事者取引は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの100%子会社間で行われている。

報告期間中および報告期間後に当社が取締役に対して供与した貸付金はなかった。

開示が要求される他の関連当事者取引はなかった。

17. 金融リスク管理

当社は、当社の金融資産および負債を通じて財務リスクにさらされている。当社の事業や当社の貸借対照表上の資産および負債の性質により、取締役は、当社に関わる金融リスクの中で最も重要な要素は信用リスクおよびオペレーショナル・リスクであると考えている。

当社は、互いに独立しているが相互の機能を補完し合う、財務、信用、業務、コンプライアンスおよび法的報告といったさまざまなシステムを通じて、リスク・エクスポージャーの監視および管理に努めている。また、リスク・エクスポージャーの監視や、当社のリスク管理手続の総合管理については、数多くの委員会がその責を担っている。

当社にとって流動性は極めて重要である。したがって、当社は流動性および資金調達について包括的な方針を定め、当社及びグループ全体に固有の事象ならびにより幅広い業界または市場の流動性に関する事象に対応すべく、高い柔軟性を維持していく所存である。

18. 財務書類の承認

財務書類は、2012年4月19日に取締役会によって承認された。

GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED**PROFIT AND LOSS ACCOUNT**
For the year ended 31 December

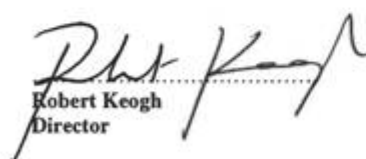
	Note	Year ended 31 December 2011 US\$	Year ended 31 December 2010 US\$
Turnover	3	172,995	147,834
Operating expenses		(64,859)	(66,324)
OPERATING PROFIT		108,136	81,510
Interest receivable and similar income	4	5,052	7,093
PROFIT ON ORDINARY ACTIVITIES BEFORE TAXATION	5	113,188	88,603
Tax on profit on ordinary activities	8	(18,545)	(13,278)
PROFIT ON ORDINARY ACTIVITIES AFTER TAXATION FOR THE FINANCIAL PERIOD		94,643	75,325

The results of the Company are derived from continuing operations in both the current and prior year.

There is no difference between the profit on ordinary activities before and after taxation and the profit for the financial period as stated above and their historical cost equivalents.

The Company has no recognised gains and losses during the current or prior period other than those disclosed above, and therefore, no separate statement of total recognised gains and losses has been presented.

Approved by the Board of Directors on 19 April 2012.


Robert Keogh
Director


Theodore Sotir
Director


The notes on pages 9 to 13 form an integral part of these financial statements.

GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

BALANCE SHEET
As at 31 December

	Note	31 December 2011 US\$	31 December 2010 US\$
CURRENT ASSETS			
Cash at bank		222,491	393,437
Debtors	10	<u>820,387</u>	<u>591,030</u>
		1,042,878	984,467
CREDITORS: AMOUNTS FALLING DUE WITHIN ONE YEAR			
	11	<u>(72,278)</u>	<u>(113,357)</u>
		(72,278)	(113,357)
PROVISION FOR LIABILITIES			
	9	<u>(4,847)</u>	-
		(4,847)	-
TOTAL ASSETS LESS CURRENT LIABILITIES			
		(77,125)	(113,357)
NET ASSETS			
		<u>965,753</u>	<u>871,110</u>
CAPITAL AND RESERVES			
Called up share capital	12	500,000	500,000
Retained profit	13	465,753	371,110
TOTAL SHAREHOLDERS' FUNDS			
		<u>965,753</u>	<u>871,110</u>

Approved by the Board of Directors on 19 April 2012.


Robert Keogh
Director


Theodore Sotir
Director

The notes on pages 9 to 13 form an integral part of these financial statements.

GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2011****1. ACCOUNTING POLICIES**

The significant accounting policies adopted by the Company are as follows:

- (a) **Basis of preparation:** The financial statements have been prepared in accordance with accounting standards generally accepted in Ireland and Irish Statute comprising the Companies Acts, 1963 to 2009. Accounting standards generally accepted in Ireland in preparing financial statements giving a true and fair view are those published by the Institute of Chartered Accountants in Ireland and issued by the Accounting Standards Board.
- (b) **Historical cost convention:** The financial statements are prepared under the historical cost convention.
- (c) **Presentation currency:** The financial statements are presented in US Dollars, denoted by the symbol US\$, which is the Company's presentation and functional currency.
- (d) **Foreign currencies:** Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into US dollars at the rates of exchange ruling at the Balance Sheet date. Transactions in currencies other than US dollars are converted at the rates of exchange prevailing at the dates the transactions occurred. Gains and losses arising from foreign currency transactions and on settlement of amounts receivable and payable in foreign currency are recognised in the Profit and Loss Account.
- (e) **Income and expenditure:** Income and expenditure are included in the Profit and Loss Account on an accruals basis.
- (f) **Taxation:** The charge for taxation is based on the profit for the period and takes into account current and deferred taxation.
- (g) **Dividends:** Final equity dividends are recognised in the period that they are approved by the shareholders. Interim equity dividends are recognised in the period that they are paid. Equity dividends are distributed directly from equity.

2. CASH FLOW STATEMENT

The Company is a wholly owned subsidiary of The Goldman Sachs Group, Inc., and is therefore exempt from preparing a cash flow statement as required by FRS1 'Cash Flow Statements' as the ultimate parent undertaking's consolidated accounts are publicly available.

3. TURNOVER

Turnover represents fees earned for the provision of fund management services to collective investment schemes.

4. INTEREST RECEIVABLE AND SIMILAR INCOME

	Year ended 31 December 2011 US\$	Year ended 31 December 2010 US\$
Interest on loans to banks and customers	286	8
Interest on loans to group undertakings	4,766	7,085
	<u>5,052</u>	<u>7,093</u>

GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2011****5. PROFIT ON ORDINARY ACTIVITIES BEFORE TAXATION**

	Year ended 31 December 2011 US\$	Year ended 31 December 2010 US\$
Profit on ordinary activities before taxation is stated after charging/(crediting):		
Auditors' remuneration - audit services	14,216	13,359
Foreign exchange (gain)/loss on revaluation	(681)	10,044
Legal fees	13,398	20,510
Auditors' remuneration		
- the audit of individual accounts	14,216	13,359
- other assurance services	-	-
- tax advisory services	-	-
- other non-audit services	-	-
Total auditors' remuneration	<u>14,216</u>	<u>13,359</u>

6. DIRECTORS' EMOLUMENTS

	Year ended 31 December 2011 US\$	Year ended 31 December 2010 US\$
Aggregate Emoluments		
For services as director	3,635	6,710
Pension	138	52
	<u>3,773</u>	<u>6,762</u>

The Directors Emoluments are borne by group undertakings in the current and prior year.

7. STAFF COSTS

The Company has no employees (2010: nil). All persons involved in the Company's operations are employed by group undertakings.

GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2011****8. TAX CHARGE ON PROFIT ON ORDINARY ACTIVITIES****(a) Analysis of charge for the period:**

	Year ended 31 December 2011 US\$	Year ended 31 December 2010 US\$
The charge for the taxation comprises:		
Current Tax:		
Corporation tax at 12.5%:	13,698	13,278
Tax charge on profit on ordinary activities (see note 8(b))	13,698	13,278
Deferred Tax:		
Other timing differences:	4,847	-
Total deferred tax (see note 9)		
Tax charge on profit on ordinary activities	18,545	13,278

(b) Factors affecting the tax charge for the current period:

The breakdown is explained below:

	Year ended 31 December 2011 US\$	Year ended 31 December 2010 US\$
Profit on ordinary activities before tax	113,188	88,603
Profit on ordinary activities multiplied by standard rate in Ireland (12.5%)	14,149	11,075
Effect of higher tax rate on non trading income	236	887
Over provision in prior year	(194)	-
Exchange differences	(493)	1,316
Current tax charge for the period	13,698	13,278

(c) Factors that may affect future tax charges:

The standard rate of Irish corporation tax is 12.5% of profit before tax.

9. DEFERRED TAX: ORIGINATION & REVERSAL OF TIMING DIFFERENCES

	Year ended 31 December 2011 US\$	Year ended 31 December 2010 US\$
Deferred tax balance comprises:		
Other timing differences	4,847	-
	4,847	-
The movements in the deferred tax balance were as follows:		
As 31 December 2010	-	-
Transfer to/from the profit and loss account for the period	4,847	-
As 31 December 2011	4,847	-

GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2011****10. DEBTORS**

	31 December 2011	31 December 2010
	US\$	US\$
Amounts due from customers	122,661	74,322
Amounts due from group undertakings	675,963	501,765
Corporation tax receivable	3	3
Other assets	21,760	14,940
	<u>820,387</u>	<u>591,030</u>

All assets included in the above table are considered due within one year.

11. CREDITORS: AMOUNTS FALLING DUE WITHIN ONE YEAR

	31 December 2011	31 December 2010
	US\$	US\$
Accruals and deferred income	34,002	38,702
Amounts due to group undertakings	21,095	7,156
Other liabilities	15,483	62,829
Corporation tax payable	1,698	4,670
	<u>72,278</u>	<u>113,357</u>

12. SHARE CAPITAL

	31 December 2011		31 December 2010	
	No.	US\$	No.	US\$
<u>Authorised</u>				
Ordinary shares of US\$ 1 each	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
<u>Allotted, called up and fully paid</u>				
Ordinary shares of US\$ 1 each	500,000	500,000	500,000	500,000
		<u>500,000</u>		<u>500,000</u>

Under the terms of the Company's Articles of Association the Company shall be at liberty at any time to give notice in writing to any holder of any shares of its desire to redeem the same or any of them for a consideration equivalent in value to the par value of the shares or such greater value as may be agreed between the Company and such holders.

13. RECONCILIATION OF MOVEMENTS IN SHAREHOLDERS' FUNDS AND MOVEMENT ON RESERVES

	Called up share capital US\$	Profit and loss account US\$	Total US\$
At 1 January 2010	<u>500,000</u>	<u>295,785</u>	<u>795,785</u>
Retained profit for the period	-	75,325	75,325
Shares issued	-	-	-
At 31 December 2010	<u>500,000</u>	<u>371,110</u>	<u>871,110</u>
Retained profit for the period	-	94,643	94,643
Shares issued	-	-	-
At 31 December 2011	<u>500,000</u>	<u>465,753</u>	<u>965,753</u>

GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2011****14. FINANCIAL COMMITMENTS AND CONTINGENCIES**

There were no financial commitments and contingencies at the year ended 31 December 2011 or 31 December 2010.

15. DIRECTORS' SHARE INTERESTS

The number of shares held beneficially by Directors of Goldman Sachs Management (Ireland) Limited, in office at 31 December 2011, in the share capital of the Company and The Goldman Sachs Group, Inc. companies at the start and at the end of the period was as follows:

		At 31 December 2011	At 31 December 2010
Robert Keogh	Voting Common Stock	445	140
Hugo MacNeill	Voting Common Stock	4,543	3,730
Theodore Sotir	Voting Common Stock	6,078	11,864

Shares of Goldman Sachs Group, Inc. closed at US\$90.43 on 31 December 2011 (31 December 2010: US\$168.16).

16. RELATED PARTIES

The Company's ultimate and immediate parent undertaking is The Goldman Sachs Group, Inc., of 200 West Street, New York, NY 10282-2198, United States of America, a Delaware corporation. Group financial statements are available at the registered office of the parent company.

Transactions with other companies within the group are not disclosed as the Company has taken advantage of the exemption available under FRS 8 "Related Party Disclosures" on the basis that the consolidated financial statements of The Goldman Sachs Group, Inc. are publicly available. All related party transactions are conducted with wholly owned subsidiaries of The Goldman Sachs Group, Inc..

There were no loans made to directors during, or subsequent to, the reporting period by the Company.

There were no other related party transactions requiring disclosure.

17. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The Company is exposed to financial risk through its financial assets and liabilities. Due to the nature of the Company's business and the assets and liabilities contained within the Company's balance sheet the most important components of financial risk the directors consider relevant to the entity are credit risk and operational risk.

We seek to monitor and control our risk exposure through a variety of separate, but complementary, financial, credit, operational, compliance and legal reporting systems. In addition, a number of committees are responsible for monitoring risk exposures and for general oversight of our risk management process.

Liquidity is of critical importance to the Company. Accordingly, the Company has in place a comprehensive set of liquidity and funding policies that are intended to maintain significant flexibility to address Company and firmwide-specific as well as broader industry or market liquidity events.

18. APPROVAL OF FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved by the Board of Directors on 19 April 2012.

(2) 【損益計算書】

損益計算書については、「(1) 貸借対照表」の項目に記載した損益計算書を参照のこと。

4【利害関係人との取引制限】

利益相反

管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、販売会社、管理事務代行会社、受託会社、登録・名義書換事務代行会社およびこれらの各関連会社は、随時、ファンドの投資目的と類似した投資目的を有する他の投資信託に関連する取締役、投資顧問会社、副投資顧問会社、販売会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社または受託会社として行なうこと、もしくは他の方法により他の投資信託に投資することができる。従って、事業の過程において、こうした者のいずれかとファンドとの間に潜在的利益相反が生じる可能性がある。それぞれは、常に、このような場合において、ファンドに対する自身の義務に配慮するものとする。投資顧問会社、販売会社、管理事務代行会社、受託会社、登録・名義書換事務代行会社およびこれらの各関連会社は、随時、当事者としてまたは代理人として、ファンドと取引を行うことができる。ただし、かかる取引は、独立当事者間で交渉される通常の商業上の条件で実行されるかのように行われるものとする。取引は、() 受託会社(受託会社または受託会社の関連会社が関係する取引の場合は、管理会社)によって、独立しており、かつ資格を有すると認められた者によって認証されたこのような取引の評価が得られた場合、または()このような取引が組織化された投資取引所の規則に従ってこのような取引所において最良の条件で実行される場合、または() () または() が実行不可能な場合は、かかる取引が、受託会社(受託会社または受託会社の関連会社が関係する取引の場合は、管理会社)が独立当事者間で交渉される通常の商業上の条件であると確信し、かつ取引日において受益者の最良の利益となる条件で実行される場合、独立当事者間で交渉される通常の商業上の条件で実行されたとみなされる。

管理会社は、あらゆる利益相反が公正に、かつ受益者の最良の利益となるように解決されるよう努める。

ゴールドマン・サックス・グループ・インク(その関連会社および社員を含む。)は、銀行持ち株会社であり、世界的なフル・サービス投資銀行、ブローカー・ディーラー、資産運用および金融サービス機関であり、また、会社、金融機関、政府および個人の資産家を含む様々な多くの顧客に対し多様な金融サービスを提供する世界的な大手金融市場参加者である。ゴールドマン・サックス・グループ・インクは、上記のような大手金融サービス機関として、投資者、投資銀行、リサーチ・プロバイダー、投資運用会社、投資顧問会社、金融業者、アドバイザー、マーケット・メーカー、プロップ・トレーダー、プライム・ブローカー、貸し手、代理人および当事者としての業務を行っている。上記の地位およびその他の地位において、ゴールドマン・サックス・グループ・インク、ゴールドマン・サックスの資産運用部門、投資顧問会社およびこれらの関連会社、取締役、パートナー、受託者、運用者、メンバー、役員および従業員(本「利益相反」セクションの趣旨上、「ゴールドマン・サックス」と総称する。)は、自己勘定または顧客の勘定で、幅広い投資対象の購入、売却および保有を行っており、また、有価証券、デリバティブ(金融派生商品)、ローン、商品、為替、クレジット・デフォルト・スワップ、指数、バスケットおよびその他の金融商品の活発な取引を行っており、また、ポートフォリオが直接的または間接的に投資を行っている国際債券、為替、商品、株式、バンク・ローン、およびその他の市場において、他にも直接的および間接的に利益を得ている。

上記の通り、ゴールドマン・サックス(経営、販売、投資活動、事業の運営、またはポートフォリオの販売に関与している社員を含む。)は、様々な事業を行っており、ポートフォリオの運用による利益以外の利益を得ている。ファンドは、かかる事業に関する対価を受け取ることはできない。かかる事業および利益には、ポートフォリオまたはそのサービス・プロバイダーによって直接的または間接的に購入または売却された有価証券、金融商品および会社に関する将来の複数の助言、取引、財務およびその他に関して得る利益が含まれる。これらは、受益者が認識しておくべき留意点であり、これらはファンドに不利益を与えうる利益相反を招く可能性がある。

- ・ 投資顧問会社は、適切にポートフォリオを運用するという自身の義務に従ってポートフォリオに関する決定を行うものの、かかる決定により発生するゴールドマン・サックスに対する手数料、割当、対

価、報酬およびその他の支払い(ゴールドマン・サックスの投資および事業上の関係に関する支払いを含む。)が投資顧問会社が行った特定のポートフォリオ、投資、サービス・プロバイダーまたはその他に関する決定によって、ポートフォリオに関し適切であったかもしれない他の決定を行った場合に比べ、多くなる可能性もある。

- ・ ゴールドマン・サックスおよびその社員は、非関連投資顧問会社によって助言された取引に比べ、ファンドに関し、より多くの報酬またはより多くの利益を受け取る可能性がある。
- ・ ゴールドマン・サックス、その販売員およびその他の金融サービス・プロバイダーは、ポートフォリオの販売のインセンティブとなり得るポートフォリオの販売またはポートフォリオと他の取引に関する利益相反を経験する可能性がある。
- ・ ゴールドマン・サックスまたはファンドの代理としての管理会社は、ファンド、およびゴールドマン・サックスがスポンサーとなるか、運用もしくは助言したその他の取引、およびその他の金融商品に関する販売促進のため、随時承認されたディーラー、その他の金融仲介機関および販売員に対し支払いを行う可能性がある。販売報酬、販売手数料または類似の手数料に加えて、かかる支払いは、常に、適用可能な法律および規則に従って、ファンドに対する個別に識別された手数料としてではなく、ゴールドマン・サックスの資産から、またはゴールドマン・サックスに対し支払われる金額から支払われる可能性がある。
- ・ ゴールドマン・サックス、ポートフォリオならびにゴールドマン・サックスが運用するその他のポートフォリオおよび口座の間で投資機会を配分することで、ゴールドマン・サックスまたはその社員の金銭上またはその他の利害関係のために、潜在的利益相反が生じる可能性があるものの、投資顧問会社は、このような要因のみに基づき配分の決定を行わないものとする。
- ・ 投資顧問会社は、信託に基づくポートフォリオの利益であると信じてポートフォリオに対する助言を行い、また、ポートフォリオのための投資決定を行う。ポートフォリオに関して行われた助言またはポートフォリオのために行われた投資決定は、ゴールドマン・サックスまたはその他のポートフォリオもしくは口座のために行われた助言または投資決定とは異なり、また、衝突する可能性もある。例えば、投資顧問会社によって運用されている他のポートフォリオまたは口座は、ポートフォリオがロング・ポジションを取った有価証券と同一の有価証券を空売りする可能性もある。ゴールドマン・サックスまたはその他のポートフォリオもしくは口座に関し行われた行為がポートフォリオに悪影響を及ぼす可能性があり、また、ポートフォリオによって行われた行為がゴールドマン・サックスまたはその他のポートフォリオもしくは口座に利益を与える可能性もある。
- ・ 投資顧問会社は、ゴールドマン・サックスまたはその他のポートフォリオもしくは口座が投資を行った、または投資を行っている証券または債券(ポートフォリオの証券に劣後または優先される)の発行体と同一の発行体の証券または債券をポートフォリオのために購入する可能性がある。例えば、ポートフォリオは、ゴールドマン・サックスまたはその他のポートフォリオもしくは口座が投資を行っている、または現在投資対象として保有しているエクイティ証券の発行体と同一の発行体の債務証券に同時に投資する可能性がある。発行体が、その証券の価格およびその債務を履行する能力に影響を及ぼす可能性のある財務上または事業上の課題に挑戦する限り、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)がいかなる行動をとるかということに関する決定は、利益相反を生じさせる可能性がある。また、ゴールドマン・サックスは、特定の口座について、他の投資顧問口座に対しマイナスの影響を及ぼす行動をとる可能性がある。
- ・ ゴールドマン・サックスの社員は、自身が販売促進、スポンサー、運用または助言する他の取引または金融商品と比べて自身が販売促進、スポンサー、運用または助言する取引または金融商品に様々な水

準の経済上およびその他の利益を有する可能性がある。

- ・ ゴールドマン・サックスは、市場またはその他の情報に従って、自身の分析、テクニカル・モデルまたはリサーチをポートフォリオに提供する義務はなく、また、ポートフォリオに代わって取引を行う義務もない。ゴールドマン・サックスは、ポートフォリオの運用に関する重要な情報を有する可能性があり、また、かかる情報を投資顧問会社の該当する担当者と共有しない可能性もある。ゴールドマン・サックスと投資顧問会社は、ポートフォリオの組入れ証券に関する決定と相反するまたは対立するリサーチ結果を発表する可能性がある。
- ・ 適用のある法律によって許可されている範囲内で、ポートフォリオは、ゴールドマン・サックスが当事者として行為する、またはゴールドマン・サックスがポートフォリオもしくはこうした取引の他の当事者に代わって行為する取引を行うことができる。ゴールドマン・サックスは、こうした取引に関連し潜在的に相反する利益を有することになる。利益相反が生じている状況において行動する場合、投資顧問会社は、ファンドの該当するポートフォリオが公正に取り扱われるよう合理的な注意を払うものとする。この点に関し、投資顧問会社は、利益相反に関する方針を書面によって作成および実施し、また、維持している。さらに、投資顧問会社は、随時、取引がファンドのポートフォリオの最良の利益に合致し、また、独立当事者間で交渉される通常の商業上の条件で実行されることを条件として、当事者または代理人として、ファンドのポートフォリオの取引を行っている。
- ・ ゴールドマン・サックスは、ポートフォリオのために、ブローカー、ディーラー、代理人、貸し手またはその他として行為することができ、また、これらに関連してあらゆる手数料、報酬およびその他の対価を得るものとする。ゴールドマン・サックスは、取引ネットワーク、証券またはデリバティブ指数、取引ツール、決済システムおよびその他の資産に関する所有権を保有することができる。また、ゴールドマン・サックスは、投資顧問会社(およびその代理人)がファンドに関しこれらを使用する場合に利益を得ることができる。ゴールドマン・サックスは、投資顧問会社が受け取った報酬の分配、証券代行手数料、返金および現金手数料、または中央銀行が随時発行するあらゆる通知もしくはガイダンスに明記されるその他の報酬もしくは金額を受け取る権利を保有しないものとする。
- ・ ポートフォリオのために取引された有価証券は、ゴールドマン・サックスによって運用されている他のポートフォリオまたは口座のための取引と合算されることがあるが、それは必須ではないものとする。取引が合算されたものの、購入もしくは売却された有価証券の総額について、同一の価格または実行価格を入手することができない場合、様々な価格の平均が算出され、ポートフォリオは平均価格で借記または貸記されるものとする。従って、合算は、場合によってはポートフォリオに不利な影響を及ぼす可能性がある。
- ・ 投資顧問会社またはその関連会社が、ポートフォリオ、およびゴールドマン・サックスがスポンサーとなるか、運用もしくは助言した他のポートフォリオまたは口座に関し、ブローカーにより提供された売買委託業務についてブローカーから受け取った金融商品およびサービスは、ポートフォリオおよびそのような他のポートフォリオおよび口座について提供された売買委託業務の分量に基づき、このように扱われていないポートフォリオおよび口座に不均衡な利益を与える可能性がある。
- ・ 投資顧問会社が適切であると信じる通り、また、利益相反を回避すべく策定された投資顧問会社の方針に従って、委任状による議決権の決定を行う場合、ポートフォリオの組入れ証券に関し投資顧問会社が行った委任状による議決権の決定は、ゴールドマン・サックスの他の顧客または他の部課の事業の利益に有利になる可能性がある。
- ・ 規制上の制限(異なるポートフォリオおよび口座の間のポジションの合算に関する制限を含む。)およびゴールドマン・サックスの社内方針は、ポートフォリオの投資活動を制限する可能性がある。

ゴールドマン・サックスが保有する情報がポートフォリオの投資活動を制限する可能性もある。

投資に先立ち、ゴールドマン・サックスの他の事業および利益によってもたらされるこれらのおよび他の潜在的利益相反について、より詳細に記載している本書の以下のセクションを慎重に精査されたい。

投資顧問法に基づく登録投資顧問会社として、投資顧問会社は、米国証券取引委員会にフォームADVを提出することが義務付けられている。フォームADVは、投資顧問会社に関する運用資産、報酬に関する取決め、投資対象の種類、潜在的利益相反に関する情報およびその他の該当する情報を含むものである。投資顧問会社フォームADVのパート1のコピーは、米国証券取引委員会のウェブサイト(www.adviserinfo.sec.gov)上で入手可能である。

ゴールドマン・サックスの他の事業、付随的利益、ポートフォリオの決定、受益証券の販売および投資機会の配分に関する潜在的利益相反

ゴールドマン・サックスの他の事業はポートフォリオに影響を及ぼす可能性がある

投資顧問会社は、ポートフォリオの投資顧問会社としての義務に従ってポートフォリオに関する決定を行う。しかしながら、ゴールドマン・サックスの他の事業(個別にまたは全体として)は、ポートフォリオにマイナスの影響を及ぼす可能性がある。上記のゴールドマン・サックスの様々な事業および利益により、ポートフォリオは、ゴールドマン・サックスが投資銀行業務またはその他の業務を行うまたは行うよう努める企業と、複数の事業関係を有したり、こうした企業に投資したり、こうした企業と取引を行ったり、こうした企業に関する議決権の行使につき決定したり、またはこうした企業から業務の提供を受けたりする可能性がある。また、ポートフォリオは、ゴールドマン・サックスが値付けを行う、または他の直接的もしくは間接的利益を有するまたはリサーチを行う証券の取引を行う可能性がある。ゴールドマン・サックス(ゴールドマン・サックスの投資管理部門内のセクションを含む。)は、ポートフォリオのために投資顧問会社が行った決定に相反するまたは対立するリサーチまたは分析を発表する可能性がある。その結果、ゴールドマン・サックスは、ポートフォリオの投資目的と一致しないまたは相反するポジションをとる可能性がある。

ゴールドマン・サックスは、ファンドとの関係により付随的利益を得る可能性がある

ゴールドマン・サックスは、ファンドに対し投資顧問業務、販売業務、名義書換代行業務、管理事務代行業務およびその他の業務を提供することによって付随的利益を得る可能性があり、また、こうした業務をファンドに提供することによってゴールドマン・サックスの様々な当事者との関係が強化され、さらなる事業の開発が進み、また、ゴールドマン・サックスは、追加の事業を獲得し、追加の収益を上げることができる。

さらに、ゴールドマン・サックスは、投資顧問会社によって下された決定によって付随的利益を得る可能性がある。投資顧問会社は、適切にポートフォリオを運用するという義務に従ってポートフォリオに関する決定を行うものの、こうした決定により発生するゴールドマン・サックスに対する手数料、割当、対価、およびその他の利益(ゴールドマン・サックスの事業上の関係に関する利益を含む。)が投資顧問会社が行った特定のポートフォリオ、投資、サービス・プロバイダーまたはその他に関する決定によって、ポートフォリオに関し適切でありえた他の決定を行った場合に比べ、多くなる可能性もある。

ゴールドマン・サックスは、世界中で広範囲にわたるブローカー・ディーラー、銀行およびその他の業務を行っており、ポートフォリオおよびポートフォリオが投資を行っている市場および有価証券も関係するプライム・ブローカレッジ、管理事務代行業務およびその他の業務を顧客に提供するゴールドマン・サックス

クス・セキュリティ・サービス(以下「GSS」という。)として周知されている事業を行っている。こうした業務によって、GSSおよびゴールドマン・サックスの他の多くの部門は、ある市場、投資対象およびポートフォリオの現在の状況およびファンド管理者に関する詳細な知識を入手することができる。さらに、ポートフォリオに投資している投資顧問口座に関しては、ゴールドマン・サックスのプライム・ブローカレッジ市場における業務の規模から見て、ゴールドマン・サックスは、こうした投資顧問口座が投資する可能性のある一または複数のポートフォリオのプライム・ブローカーとして行為する可能性が高く、このような場合、ゴールドマン・サックスは、このようなポートフォリオの投資対象および取引に関する直接的な知識を得ることができることになる。本パラグラフに記載されている業務およびこのような業務によるアクセスおよび知識により、ゴールドマン・サックスの部門は、ある市場、投資対象およびポートフォリオに関する情報を保有することとなり、これが投資顧問会社に知られた場合、投資顧問会社がポートフォリオによって保有されている投資対象の持ち分を処分、保有または買い増しするか、またはポートフォリオに代わって特定のポジションを取得することになる可能性がある。ゴールドマン・サックスは、ポートフォリオまたはポートフォリオのために投資決定を行っている投資顧問会社の社員にかかる情報を知らせる義務はない。通常、投資決定を行っている投資顧問会社の社員は、ゴールドマン・サックスの他の社員が保有している情報ではなく、かかる投資決定者が保有している情報のみに基づき決定を行う。

ゴールドマン・サックスによる受益証券の販売促進にインセンティブを与える可能性のあるゴールドマン・サックスの金銭的およびその他の利益および関係

ゴールドマン・サックス、その従業員およびその他の金融サービス・プロバイダーは、受益証券の販売促進に関する利益を有する。ゴールドマン・サックスおよびその従業員の両者について、ポートフォリオおよびその他の金融商品に関するサービスおよび販売についての報酬および収益性は、提供または募集される可能性のある特定のポートフォリオまたはその他の金融商品に関するサービスおよび販売に関する報酬および収益性よりも高い可能性がある。

販売に関するインセンティブについて、利益相反が発生する可能性がある。ゴールドマン・サックスおよびその販売員は、ポートフォリオまたはその受益者に対して請求される報酬および手数料の一部を直接的または間接的に受け取る。ゴールドマン・サックスおよびそのアドバイザー・担当者またはその他の従業員は、また、運用資産の増額から利益を得る可能性もある。例えば、投資顧問会社およびゴールドマン・サックスが得た特定の報酬は、ポートフォリオの運用資産に基づく可能性もある。これらの報酬は、受益者に対する支払いに充当される前に各ポートフォリオ資産から支払われる。こうした報酬は通常、資産水準に基づくものであるが、各ファンドのパフォーマンスに直接依存するものではなく、ゴールドマン・サックスは、受益者が損失を被った場合においてもかなりの報酬を受け取る可能性がある。

ゴールドマン・サックスおよびその社員は、ゴールドマン・サックスが投資顧問を務める口座に関し、非関連投資顧問会社が助言を行う口座に関してよりも、より多くの報酬またはより多くの利益を受け取る可能性がある。ゴールドマン・サックスがその投資顧問報酬の一部を非関連投資顧問会社またはポートフォリオ管理、売買委託取引または会計業務を含むその他の報酬取決め相手方に支払う可能性があるという事実に関連して、報酬が異なる可能性がある。報酬が異なることにより、ゴールドマン・サックスおよびその社員は、非関連投資顧問会社の代わりにゴールドマン・サックスを推奨する、または他の口座と比較してある口座について異なる取引を行うといった金銭的インセンティブが生じる可能性がある。

ゴールドマン・サックスの仲介機関との金銭上およびその他の関係から生じる販売インセンティブおよび関連する利益相反

ゴールドマン・サックスは、ポートフォリオを推奨する、またはポートフォリオと取引を行っているか、もしくはポートフォリオのために取引を行っている販売会社、コンサルタント、およびその他の者と関係を有する可能性があり、また、こうした者から得たサービスもしくは金融商品を購入もしくは販売する可能性がある。例えば、ゴールドマン・サックスは、定期的に業界およびコンサルタントがスポンサーとなっている会議に出席し、従業員および事業にとって価値があると考えられる教育的、データ関連またはその他のサービスをコンサルタントまたはその他の第三者から購入する可能性がある。コンサルタントから購入する金融商品およびサービスには、ゴールドマン・サックスがコンサルタントの運用プロセスに関する見解を理解する助けとなる金融商品およびサービス等があるが、これらに限定されない。ポートフォリオへの投資を予定している者に対しコンサルティングまたはその他のサービスを提供するコンサルタントおよびその他の当事者は、受益証券またはゴールドマン・サックスのその他の金融商品の販売に関連し、ゴールドマン・サックスまたはポートフォリオから手数料を受け取る可能性がある。

例えば、ゴールドマン・サックスは、投資顧問会社によって募集または運用されるミューチュアル・ポートフォリオ、合同運用型投資信託またはその他の金融商品もしくはサービスへの投資に関し、コンサルタント、サービス・プロバイダーおよびその他の仲介機関と収益または報酬に関する配分取決めを締結する可能性がある。また、ゴールドマン・サックスは、業界団体または州および地方公共団体のメンバーシップのために会費を支払う可能性があり、また、投資業界参加者(受託会社、受託者、コンサルタント、管理事務代行会社、州および地方自治体の職員およびその他の顧客を含むがこれらに限定されない。)のための会議および教育的フォーラムのスポンサーとなる可能性がある。ゴールドマン・サックスは、こうした団体

のメンバーとなることによって、こうした会議および教育的フォーラムに参加することができ、また、会議参加者と交流し、会議参加者の見解および問題に関する理解を深めることができる。さらに、ゴールドマン・サックスの社員（ゴールドマン・サックスの従業員を含む。）は、ポートフォリオに投資しているまたはポートフォリオへの投資を推奨する可能性のある発行体、販売会社、コンサルタントおよびその他の者と取締役会、投資助言、売買委託またはその他の関係を有する可能性がある。さらに、ゴールドマン・サックス（投資顧問会社を含む。）は、顧客または顧客の社員と関係のある機関を含む機関に対し、慈善寄付を行う可能性がある。また、ゴールドマン・サックスの社員は、政治的寄付を行う可能性もある。本パラグラフに記載されている関係および取決めによって、コンサルタント、販売会社およびその他の当事者には、ポートフォリオの販売促進またはポートフォリオの販売促進にインセンティブを与えるポートフォリオと他の取引、または特定のポートフォリオ取引に関連して、利益相反が発生する可能性がある。

適用のある法律により許可されている範囲内で、ゴールドマン・サックスは、ポートフォリオ、顧客 / GS アカウント（以下に定義される。）およびその他の金融商品の販売促進のために随時、公認ディーラーおよびその他の金融仲介機関（以下「仲介機関」という。）に対し支払いを行う可能性がある。販売報酬、販売手数料または類似の手数料に加えて、これらが、ポートフォリオ、顧客 / GS アカウントまたはその他の金融商品に対する、識別された個別の請求ではなく、ゴールドマン・サックスの資産またはゴールドマン・サックスに対し支払われる金額から支払われる可能性がある。こうした支払いは、中でもポートフォリオ、顧客 / GS アカウントまたはその他の金融商品の販売（ポートフォリオ、顧客 / GS アカウントまたはその他の金融商品が注目または推奨ファンドリスト、または仲介機関が随時スポンサーになる特定の販売プログラムに含まれていたことから生じる支払い、またはこれに関連する支払いからなる可能性がある。）；仲介機関の登録上の代表者または販売員へのアクセス（会議およびその他の会合を含む。）；人材の訓練および教育の支援；投資家にポートフォリオ、顧客 / GS アカウントまたはその他の金融商品を勧める仲介料または紹介料；ポートフォリオ、顧客 / GS アカウントまたはその他の金融商品の販売促進を援助したこと（仲介機関の顧客、登録上の代表者および販売員間のコミュニケーションを深めることを含む。）による販売支援；および / またはポートフォリオ、顧客 / GS アカウントまたはその他の金融商品の販売を支援することを意図するその他の規定のサービスに関する仲介機関に対する報酬として支払われる。かかる支払いは、ドル建ての固定金額となるか、仲介機関によって維持される顧客口座の数に基づくか、仲介機関の顧客に対し販売されるまたはかかる顧客によって保有される持ち分の価額のパーセンテージに基づくか、またはその他の基準により計算される可能性がある。また、かかる支払いは、適用のある規則により許可されている範囲内で、特定の金融商品の販売促進のための様々な非現金および現金によるインセンティブ契約に出資されるか、また、様々な教育的プログラム、販売コンテストおよび / または販売促進のスポンサーになるために用いられる可能性がある。さらに、かかる支払いは、適用のある法律に従って、仲介機関およびその販売員ならびに教育的および販売促進のためのプログラムに関連するゲストのための旅費、食事代、宿泊費および娯楽費に充てられる可能性もある。ゴールドマン・サックスによる追加の支払いは、また、かかる金融商品によるかかるサービスのために支払われた報酬に加えて、サブ・アカウント、管理事務代行業務および / または受益者手続業務またはその他の投資家業務に関する仲介機関の報酬に充てられる可能性がある。

ゴールドマン・サックスによって行われる支払いは、仲介機関によって異なる可能性がある。こうした支払いが行われること、また、仲介機関がその登録上の代表者または販売員に報酬を支払う基準により、特定の仲介機関、登録上の代表者または販売員に対し、支払われる報酬の水準に基づいて、少なくとも部分的にはそのために、特定の商品を強調する、呼び物にする、または推奨するインセンティブを与える可能性がある。

ゴールドマン・サックスには、ポートフォリオの投資対象の配分または取引の決定に関し潜在的利益相反が生じる（ゴールドマン・サックスまたはその社員（投資顧問会社の社員を含む。）が利益を有する状況を含む。）。例えば、ポートフォリオは、ゴールドマン・サックス（投資顧問会社を含む。）によって運用もしくは助言される、またはゴールドマン・サックス（投資顧問会社を含む。）もしくはその社員が利益

を有する現在もしくは将来のアカウントまたは投資信託(以下「顧客/GSアカウント」と総称する。)に関する投資機会について競合する可能性がある。顧客/GSアカウントは、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)に対し、より多くの手数料またはその他の報酬(パフォーマンスに基づく報酬、エクイティまたはその他の利益を含む。)を支払う可能性がある。

ゴールドマン・サックスは、ポートフォリオの投資目的と類似の投資目的を有する顧客/GSアカウントの運用または助言を行う可能性があり、また、ポートフォリオが投資する可能性のある有価証券またはその他の金融商品、セクターまたは戦略に投資するよう努める可能性がある。これにより、ポートフォリオおよびその他の顧客/GSアカウントの間には、(特に、かかる投資対象のアベイラビリティが限定されているかまたは流動性が限定されている場合)潜在的利益相反および潜在的差異が生じる可能性がある(なお、各ポートフォリオはアベイラビリティまたは流動性が限定される有価証券には投資しない。)。現地市場および新興市場、規制された業界、研究開発取引、相対価値または一対取引、新規株式公開/新規発行および限定発行においてアベイラビリティが限定されている状態がみられることがあるが、これらに限定されない。

投資顧問会社は、単独の裁量により、また、各顧客/GSアカウントに対する信託上の義務により合理的であると考える方法で、ポートフォリオおよびその他の顧客/GSアカウントの間で投資機会を配分し、また購入および売却に関する決定を行うための方針および手続を構築した。多くの場合、かかる方針により、限定された投資機会は、顧客/GSアカウント間で比例配分されるが、配分が、各顧客/GSアカウントの目的、制限および要件に対し、投資顧問会社が、こうした限定された投資機会の最良の利用だとして誠実に行う評価に基づき、他の多くの要素を反映する場合も多い。投資顧問会社は、口座の運用に関するあらゆる要素に照らして、すべての顧客を合理的に扱うよう努めるものとするが、場合によっては、以下に記載された要素を適用した場合に、特定の口座には配分がなされ、他の口座には配分がなされないことになる可能性もある。非比例配分は、他の口座よりも債券ポートフォリオ運用部門において、より頻繁に起こる可能性がある。多くの場合、債券に関する戦略においては、複数の適切なまたは類似の投資対象が入手可能であるためであり、また、ベンチマーク・ファクター、ヘッジ戦略の相違またはその他の理由に起因することもある。非比例配分は、他の部門においても起こりうる。以下に記載されている要素の適用により、ゴールドマン・サックスおよびその従業員は、他の顧客/GSアカウント(ファンドを含む。)に配分されていない配分または機会を得る可能性もある。配分は、多くの要素に基づく可能性があり、運用資産に対し常に比例配分されるわけではない。

投資顧問会社は、多くの要素を参考に、配分に関する決定を行う。かかる要素には、()口座の投資ホライズン、投資目的および投資ガイドライン、()異なる戦略による異なるレベルの投資、()顧客に特有の投資ガイドラインおよび投資制限(空売りまたはその他の手法によるヘッジができるかを含む。)、()適用可能な顧客/GSアカウントの将来の能力、()十分に指示されたブローカレッジ・アカウント、()口座の税に関する感応度、()投資機会の適正要件および性質、()口座の取引高に関するガイドライン、()投資のための現金の利用可能性、()適用可能な口座の相対的規模および将来の規模(x)その他の適切な投資機会の利用可能性、および/または(x)最低券面単位、最低増額、最低限度額、および取引単位条件が含まれるがこれらに限定されない。適正に関する考慮事項には、()異なる口座への投資機会の相対的魅力、()一口座へのポジションの集中、()口座のベンチマークおよびベンチマーク感応度に対する投資機会の妥当性、()口座のリスク許容度、リスク要因および戦略の配分、()ゴールドマン・サックスが口座について魅力的であると考えたものの何らかの理由により口座に保有しておくことができない有価証券または金融商品の入れ替えとしての投資機会の利用、()ペアー・トレードにおけるポジションのヘッジに関連する考慮事項、および/または()ある業界へのアカウント・エクスポージャーを与えることに関する考慮事項を含むがこれらに限定されない。投資顧問会社は、アベイラビリティが限定されている投資対象の配分に加えて、随時、新たな投資機会および/または取引戦略を構築および実行する可能性があり、また、かかる戦略は、その戦略がすべての口座の目的と一致したとしてもすべての口座(ファンドを含む。)間に、または比例して配分されない可能性がある。投資顧問会

社は、戦略的に適した要素およびポートフォリオ運営上の他の考慮事項に基づき、決定を行うことがある。そこには、口座がこうした戦略をとることができるか、戦略およびその裏付証券の流動性、口座の流動性、口座のポートフォリオの全体構成に関し戦略が有するビジネスリスク、口座の戦略の効率性の欠如または口座の戦略による収益予想、および投資顧問会社とその単独の裁量により適切とみなすその他の要素が含まれるが、これらに限定はされない。例えば、こうした決定において、口座全体の規模、戦略における投資機会の利用可能性の限定、口座に関するその他の戦略の利用可能性を考慮すると、ある戦略が口座に重要な影響を及ぼすことがないとみられる事実などが考慮される可能性があるが、そうした考慮が必ずなされるわけではない。結果として、かかる戦略は、投資顧問会社によって運用される一部の口座には配分され、他の口座には配分されない可能性がある。ゴールドマン・サックスは、評判に関する事項およびその他の事項も考慮する可能性がある。

ポートフォリオおよびその他の顧客/GSアカウント間で投資機会を配分することは、ゴールドマン・サックスまたはその社員が顧客/GSアカウントに利益を有するため、またはゴールドマン・サックスが他に比べある顧客/GSアカウントの配分からより多くの手数料または報酬を受け取る可能性があるため潜在的利益相反を生じさせる可能性があるものの、投資顧問会社は、かかる利益またはより多くの手数料もしくは報酬に基づき配分に関する決定を行うことはない。

口座間の配分決定は、ある一口座または口座グループにとって、より有利である可能性またはそれ程有利でない可能性がある。投資顧問会社は、ある投資機会または特定の購入もしくは売却が一もしくは複数の顧客/GSアカウントまたは投資顧問会社自身または関連会社にとっては適切であるが、ポートフォリオにとっては適切でない、あるいは、他の顧客/GSアカウントとは異なる規模、条件もしくはタイミングで行うならばポートフォリオにとって適切であるかまたは利用可能であると決定する可能性があり、また、顧客/GSアカウントが適しているあらゆる投資取引を顧客/GSアカウントに対し配分しない、または購入もしくは売却しないことを決定する可能性もある。従って、ポートフォリオによる投資の金額、タイミング、構成または条件は、他の顧客/GSアカウントのこれらとは異なる可能性があり、また、パフォーマンスも他の顧客/GSアカウントのパフォーマンスよりも低い可能性がある。

投資顧問会社および/またはその関連会社は、ゴールドマン・サックス・プライベート・ウェルス・マネジメント(以下「PWM」という。)の顧客の口座を運用している。PWMのかかる顧客は、分離口座(以下「PWM分離口座」という。)によってゴールドマン・サックスから助言を受ける。投資顧問会社は、ポートフォリオに関し、PWM分離口座によって表明される戦略と当分の間は類似する予定の戦略に従う可能性がある。ポートフォリオおよびPWM分離口座の顧客については、それぞれ、独立した運用が行われ、かかる口座に対する助言は独立して実行されることとなっているため、こうした投資助言が同時に実行されるという保証はない。投資顧問会社(ポートフォリオの場合)またはその関連会社(PWM分離口座の場合)のいずれも、助言の内容がいつ執行されたか(執行された場合)、または執行された場合はどの程度執行されたかを知らされることはない。投資顧問会社またはその関連会社は、それぞれ、遅滞なく執行されるよう合理的な努力を払うものとするが、PWM分離口座のための事前の執行が、ポートフォリオが投資する有価証券、通貨および金融商品の価格およびアベイラビリティに悪影響を及ぼす可能性もある。

投資顧問会社によるポートフォリオの運用に関するその他の潜在的利益相反

ゴールドマン・サックスによって保有されている情報に関する潜在的制限および問題

ゴールドマン・サックスの異なる部門の間に情報の障壁が築かれていることで、投資顧問会社は、通常、ゴールドマン・サックスの他の部門の情報を入手することはなく、また、かかる部門の社員に相談することもできない。従って、投資顧問会社は通常、ゴールドマン・サックスの他の部門によって保有されている情報の恩恵を受けてポートフォリオを運用することはできない。投資顧問会社は、投資顧問会社の情報障

壁に関する方針および手続に従って、随時、ゴールドマン・サックスの他の部門の社員またはゴールドマン・サックスと関連のない者に相談する可能性があり、また、こうした者によって構成されている投資方針委員会を設立する可能性がある。投資顧問会社の社員との協議に関し、こうした者が義務を果たすと、ゴールドマン・サックス内またはその他の場所でのこうした者の第一次的な責任と相反する可能性がある。投資顧問会社とのこうした者の活動に関連し、こうした者は、通常一般に公開されることのない、投資顧問会社がポートフォリオのために提案した投資活動に関する情報を受け取る可能性もある。かかる者は、自身の顧客、独占的活動またはその他の活動に関連してかかる者が知り得た情報または構築した戦略を、ポートフォリオが利用できるようにする義務はない。さらに、ゴールドマン・サックスは、公開前にリサーチまたは分析を利用できるようにする義務はない。

投資顧問会社は、ポートフォリオの投資プログラムに基づき、ポートフォリオに関する決定を行う。投資顧問会社は、随時、ゴールドマン・サックスおよびその社員が開発した特定のファンダメンタル分析および独占的テクニカル・モデルを入手する可能性がある。しかしながら、ゴールドマン・サックスは、こうした分析およびモデルに従ってポートフォリオのために取引を行う義務はない。

さらに、投資顧問会社は、様々な状況において、ゴールドマン・サックスまたは投資顧問会社によるリサーチまたは分析とは異なるポートフォリオのための取引を行う可能性がある。ゴールドマン・サックス(ゴールドマン・サックスの投資管理部門内のセクションを含む。)は、情報を探す、または他の顧客または業務に関し、ゴールドマン・サックスの社員が知り、開発し、または使用した一切の情報、リサーチ、投資戦略、投資機会またはアイデアをポートフォリオが利用できるようにする、またはポートフォリオと共有する義務はない。ゴールドマン・サックスおよびその特定の社員(投資顧問会社の社員、またはポートフォリオに対し助言を行っているもしくは別途サービスを提供しているゴールドマン・サックスの他の社員を含む。)は、ゴールドマン・サックスのすべての社員が入手することができるわけではない情報を保有している可能性があり、また、かかる社員は、ポートフォリオに悪影響を及ぼすような方法でかかる情報に基づく行為を行う可能性もある。

ゴールドマン・サックスは、随時、投資対象を購入および売却するポートフォリオの能力を制限する可能性のある重大な非公開情報またはその他の情報を保有する可能性がある。その結果、ポートフォリオの投資に関する柔軟性が制限される可能性がある。投資顧問会社は、通常、ポートフォリオのために公募証券取引における購入および売却を行う際、重大な非公開情報を取得または使用することを許可されていない。

ゴールドマン・サックスは、世界中で広範囲にわたるブローカー・ディーラー、銀行およびその他の業務を行っており、ポートフォリオが投資を行っている市場および有価証券も関係するプライム・ブローカレッジ、管理事務代行業務およびその他の業務を顧客に提供するGSSとして周知されている事業を行っている。こうした業務によって、GSSおよびゴールドマン・サックスの他の多くの部門は、ある市場、投資対象およびポートフォリオの現在の状況およびファンド管理者に関する詳細な知識を入手することができる。本パラグラフに記載されている業務およびかかる業務によるアクセスおよび知識により、ゴールドマン・サックスの部門は、ある市場、投資対象およびポートフォリオに関する情報を保有することになり、これが投資顧問会社に知られた場合、投資顧問会社がポートフォリオによって保有されている投資対象の持ち分を処分、保有または買い増しするか、またはポートフォリオに代わって特定のポジションを取得することになる可能性がある。ゴールドマン・サックスは、投資顧問会社、または特に、ポートフォリオのために投資決定を行っている投資顧問会社の社員にかかる情報を知らせる義務はない。

ゴールドマン・サックス内の複数の部門またはユニットによる資産の評価に関する問題

ポートフォリオが投資を行う有価証券およびその他の資産には容易に確認できる市場価格がない場合があり、本書に記載されている評価ガイドラインに従って、投資顧問会社によって評価される場合がある。かかる有価証券およびその他の資産が各ポートフォリオの投資対象のかなりの部分を占める可能性もある。

投資顧問会社は、容易に確認できる市場価格のない各ポートフォリオの組入れ証券に含まれる有価証券または資産を評価する際、利益相反に直面する可能性がある。こうした評価は投資顧問会社の報酬に影響を及ぼす。投資顧問会社は、本目論見書に記載されている評価方針に従ってこのような有価証券およびその他の資産を評価する。しかしながら、投資顧問会社が評価の決定に関する自身の裁量を行使する際の方法が、ポートフォリオの有価証券の評価に影響を及ぼす可能性があり、その結果、ポートフォリオのある投資家に悪影響を及ぼす可能性がある。また、逆に、投資顧問会社またはその関連会社にプラスの影響を及ぼす可能性もある。さらに、投資顧問会社は、特定の業務を行うために第三者ベンダーを利用する可能性があり、このようなベンダーは、ポートフォリオの投資家の利益およびインセンティブとは異なる利益およびインセンティブを有する可能性がある。

ゴールドマン・サックス内の様々な部門およびユニットは、資産の評価(顧客/GSアカウントに関する運用または助言に関連するもの、およびブローカー・ディーラーとしての能力を利用するものを含む。)を行うことを要求されている。かかる様々な部門およびユニットは、特定の資産または資産カテゴリーに関する評価手法およびモデルに関する情報またはその他の情報を共有する可能性がある。しかしな

から、ゴールドマン・サックスは、このような情報を共有する義務はない。従って、ゴールドマン・サックスのある部門またはユニットは、ある同一の資産について、ゴールドマン・サックスの他の部課とは異なる評価をする可能性がある。これは、特に、ある資産が容易に確認できる市場価格を有していない場合、および/または、評価の対象となっている資産について、ゴールドマン・サックスのある部課がより近い日付の情報および/またはより正確な情報を有している場合に該当する。

ゴールドマン・サックスおよび投資顧問会社自身の業務および他の口座のための業務に関する潜在的利益相反

ポートフォリオの投資活動による業績は、ゴールドマン・サックスが自己勘定のために達成した業績、およびゴールドマン・サックスが他の顧客/GSアカウントのために達成した業績とは大きく異なる可能性がある。投資顧問会社は、ポートフォリオおよび他の顧客/GSアカウントをそれぞれの投資目的および投資ガイドラインに従って運用する。しかしながら、ゴールドマン・サックスは、現在または将来の顧客/GSアカウントに関し、投資顧問会社がポートフォリオに対し行う助言と対立する助言および措置を行う可能性があり、また、異なるポートフォリオに影響を及ぼす可能性もある(投資リターン、投資のタイミングまたは性質、または投資対象の売却方法に関するものを含む)。

ゴールドマン・サックスまたは顧客/GSアカウントによって行われる取引は、ポートフォリオに悪影響を及ぼす可能性がある。ポートフォリオが同一または異なる(潜在的に反対なものを含む)戦略をとっているにもかかわらず、ゴールドマン・サックスおよび一または複数の顧客/GSアカウントは、ポジションの購入または売却を行う可能性があり、これによりポートフォリオは不利益を被る可能性がある。例えば、ポートフォリオがある有価証券を購入し、また、ゴールドマン・サックスまたは顧客/GSアカウントが同一の有価証券もしくは類似の有価証券のショート・ポジションをとる場合がある。事後に空売りがなされることで、ポートフォリオが保有する有価証券の価格が下落する可能性がある。逆に、ポートフォリオが、その投資方針および投資ガイドラインに従って、ある有価証券のショート・ポジションをとり、ゴールドマン・サックスまたは他の顧客/GSアカウントが同一有価証券を購入する可能性もある。事後に購入がなされることで、ポートフォリオの空売りエクスポージャーの裏付ポジションの価格が上昇する可能性があり、かかる価格の上昇はポートフォリオにとってはマイナスになる。

ポートフォリオの組入れ証券の決定は、ゴールドマン・サックスまたは他の顧客/GSアカウントに利益を与える可能性があるため、利益相反を生じさせる可能性がある。

さらに、一または複数の顧客/GSアカウントおよびゴールドマン・サックスによる投資対象の取引により、ポートフォリオの価値、価格または投資戦略(特に、小型株市場、エマージング・マーケットまたは流動性の低い戦略においてであるが、これらに限定されない)が希薄化するまたはこれらに不利益が生じる可能性がある。例えば、ポートフォリオに関する組入れ証券の決定が、他の顧客/GSアカウントに関する組入れ証券の決定のために使用されるリサーチまたはその他の情報に基づく場合、こうした希薄化または不利益が発生する可能性がある。ゴールドマン・サックスまたは顧客/GSアカウントが、ポートフォリオの組入れ証券の決定または戦略よりも前に、またはこれらと同時期に類似の組入れ証券の決定または戦略を実行する場合(組入れ証券の決定が同一のリサーチ、分析またはその他の情報によるものであるか否かにかかわらず)、市場の反応、流動性の制約またはその他の要因により、ポートフォリオの取引成績が悪化する可能性、また、かかる組入れ証券の決定または戦略を実行するための費用が増加する可能性、またはポートフォリオが他の点で不利益を被る可能性もある。ゴールドマン・サックスは、特定の場合、かかる影響が顧客/GSアカウントのみに限定されるような社内の方針および手順を適用することを選択する可能性があり、かかる場合、ポートフォリオは、実行することが望ましい時期に特定の取引(有価証券の購入または売却を含む)を行うことができなくなる可能性がある。

上記の通り、投資顧問会社は、ポートフォリオのための買いまたは売り注文をゴールドマン・サックスによって運用されている他のポートフォリオまたは口座(顧客/GSアカウントを含む。)の取引と合算することができるが、その義務はない。注文が執行される際に合算される場合、ゴールドマン・サックスおよびゴールドマン・サックスの従業員の持ち分が、能力が限定されていても、こうした取引から利益を受けられる可能性はある。投資顧問会社は、ポートフォリオの買いまたは売り注文が実行される際に、顧客/GSアカウントのための注文と合算される状況において生じうる利益相反に対応するために合理的に考案されたと考えられる方針および手続を維持するものの、投資顧問会社が、ゴールドマン・サックスおよび/またはゴールドマン・サックスの従業員が利益を有する口座に配分するような場合には、投資顧問会社は、請求に応じ、より詳細な情報を提供することができる。

ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)の取締役、役員および従業員は、自身の口座のために有価証券またはその他の投資対象を購入および売却する可能性がある(ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)によって運用される投資ポートフォリオを通じて行う場合を含む。)。取引および投資に関する戦略または制約が異なるため、取締役、役員および従業員は、ポートフォリオのためにとられるポジションと同一のまたは異なるまたは異なる時期に行われるポジションをとる可能性がある。ポートフォリオが上記の個人取引による重大な悪影響を受ける可能性を軽減するため、投資顧問会社およびゴールドマン・サックスは、それぞれ、投資の専門家およびファンドの組入れ証券の取引に関する情報を通常取得するその他の者の個人口座における有価証券の取引を制限する方針および手続を定めた。投資顧問会社およびゴールドマン・サックスは、それぞれ、投資顧問会社が自身が運用するかかる個人口座、顧客/GSアカウントおよびポートフォリオに関係する潜在的利益相反を生じさせるとみなす社員または投資顧問会社による特定の個人的有価証券取引に関する倫理規程(以下「倫理規程」と総称する。)および監視手続を採用した。倫理規程は、投資顧問会社の社員が、投資顧問会社が適用を受けているあらゆる連邦証券法および受託者としての義務および不正防止規則に従うことを要求している。倫理規程は、証券取引委員会のワシントンD.C.のパブリック・レファレンス・ルームにおいて閲覧でき、また、コピーもできる。パブリック・レファレンス・ルームの営業に関する情報は、証券取引委員会(1-202-942-8090)に電話で問い合わせることによって入手できる。また、倫理規程は、証券取引委員会のインターネット・サイト(<http://www.sec.gov>)のEDGARデータベースでも入手できる。コピーは、証券取引委員会のパブリック・レファレンス・セクション(ワシントンD.C. 20549-0102)宛てに書面で請求し、コピー代を支払うか、またはeメールでpublicinfo@sec.govに請求することによっても、入手できる。

ゴールドマン・サックス(顧客/GSアカウントを含む。)の顧客は、顧客への報告書を受け取ることまたはその他の方法により、投資顧問会社の社員によって管理されている口座以外の口座において、こうした顧客の取引に影響を及ぼす可能性のある投資顧問会社の取引または見解に関する情報を得る可能性がある。また、こうした取引は、ポートフォリオのパフォーマンスにマイナスの影響を及ぼす可能性がある。また、ポートフォリオは、売買取引によるキャッシュフローおよび市場動向、ならびに他の顧客/GSアカウントの増資およびかかる口座からの資本の撤退により悪影響を受ける可能性もある。こうした影響は、取引の少ない市場および流動性の低い市場において、より顕著に表れうる可能性が高い。

投資顧問会社によるポートフォリオの運用は、ゴールドマン・サックスに利益を与える可能性がある。例えば、ポートフォリオは、適用のある法律に従って、ゴールドマン・サックスの関連会社またはゴールドマン・サックスが株式、債券またはその他の持ち分を有する会社の有価証券に直接的または間接的に投資する可能性がある。さらに、ポートフォリオは、適用のある法律に従って、他の顧客/GSアカウントの債務を免除する、または他の顧客/GSアカウントに投資対象を売却させる、またはポートフォリオに特定の投資対象を売却させる可能性のある取引を行うことがある。ポートフォリオによる投資対象の購入、保有および売却は、こうした会社に関するゴールドマン・サックスまたは他の顧客/GSアカウント自身の投資および活動の収益性を高める可能性がある。

また、ゴールドマン・サックスおよび一または複数の顧客/GSアカウント(ポートフォリオを含む。)は、同一発行体の異なるクラスの証券に投資する可能性もある。その結果、ゴールドマン・サックスおよび/または一または複数の顧客/GSアカウントは、ポートフォリオが投資を行った特定の発行体に関して、権利を追求または行使する可能性があり、かかる行為は、ファンドに悪影響を及ぼす可能性もある。例えば、ゴールドマン・サックスおよび/または顧客/GSアカウントがある発行体の債務証券を保有し、ポートフォリオが同一発行体のエクイティ証券を保有する場合において、かかる発行体に財務上または事業上の問題が生じた場合、エクイティ証券を所有しているファンドが、発行体の再編を求めるのに対して、債務証券を保有しているゴールドマン・サックスおよび/または顧客/GSアカウントは、このような発行体の清算を求める可能性がある。さらに、投資顧問会社は、特定の状況において、ゴールドマン・サックスおよび/または一または複数の顧客/GSアカウント(ファンドを含む。)のために、共同で、特定の発行体に関する権利を追求または行使する可能性があり、また、ゴールドマン・サックスの従業員は共にこのような権利を追求または行使するよう努める可能性がある。ポートフォリオは、ゴールドマン・サックスおよび他の顧客/GSアカウントの活動により悪影響を受ける可能性がある。また、ポートフォリオのための取引が悪影響を受け、もしくはゴールドマン・サックスおよび他の顧客/GSアカウントが有価証券の発行体に関し特定の行為を行わなかった場合の価格または条件に比べて不利な価格または条件で行われる可能性がある。さらに、場合によっては、投資顧問会社の社員は、他の顧客/GSアカウントの運用に重要な発行体に関する情報を取得する可能性があり、これによって、ポートフォリオのためにかかる発行体の有価証券を購入または売却する投資顧問会社の社員の能力が制限される可能性がある。

ゴールドマン・サックス(その社員または顧客/GSアカウントを含む。)は、いつでも、また、受益者に通知することなく、ポートフォリオによって保有されている受益証券または有価証券を購入または売却することができる。ゴールドマン・サックスまたは顧客/GSアカウントがポートフォリオの投資対象である発行体の有価証券または受益証券の保有者となった場合、ゴールドマン・サックスまたは顧客/GSアカウントが証券保有者の地位で行う一切の行為(議決権の行使および承認を含む。)は、必ずしも、ポートフォリオまたはポートフォリオの他の受益者の利益と一致するわけではない。

デリバティブ(金融派生商品)関連取引および投資関連取引は、様々な目的を達成するために行われる可能性がある。その目的には、以下が含まれる。

- ・ 受益者のそれに反する権利、目的または方向性を持った見通しを有する他の顧客/GSアカウントまたはカウンターパーティーのための取引を促進すること
- ・ ファンドによって保有される有価証券、またはファンドに関連する有価証券または受益証券に対するゴールドマン・サックスまたは他の顧客/GSアカウントのエクスポージャーをヘッジすること
- ・ また、ゴールドマン・サックスまたは他の顧客/GSアカウントが企業全体、事業部門、金融商品に関するリスクまたはその他のリスクを管理することができるように取り計らうこと

ゴールドマン・サックスは、業務を社内で行うことも外部委託することもできること

適用のある法律に従って、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)は、随時、また投資家に通知することなく、自身の管理事務代行能力またはその他の能力においてポートフォリオに提供する様々なサービスに関連する特定のプロセスまたは業務を社内で行うか、または外部委託することができる。こうした社内処理または外部委託は、さらなる利益相反を生じさせる可能性がある。

ゴールドマン・サックスがポートフォリオの投資顧問会社以外の地位において行為する場合に発生する可能性のある潜在的利益相反

自己取引およびクロス取引に関連する潜在的利益相反

適用のある法律によって許可されている範囲内で、ポートフォリオは、ゴールドマン・サックスが当事者として行為する、または顧客のために独占的ベースで、カウンターパーティーとして行為する先物、証券、為替、スワップ、オプション、先渡し契約またはその他の金融商品に関する取引および投資を行うことができる。また、ポートフォリオは、ゴールドマン・サックスがファンドに代わって、または取引の他方当事者のために行為するクロス取引を行うこともができる。ゴールドマン・サックスは、クロス取引の両方の当事者に対し潜在的に相反する分割された責務を有する可能性がある。例えば、ゴールドマン・サックスは、ポートフォリオによる有価証券の購入に関連して、ポートフォリオおよび他の顧客/GSアカウントまたは取引の他方のアカウントの両方の代理を務めることができ、また、ゴールドマン・サックスは、いずれかの当事者または両方の当事者から報酬またはその他の支払いを受けることができる。これによりゴールドマン・サックスが影響を受け、ポートフォリオにかかる有価証券を購入させるといった決定を行う可能性もある。ポートフォリオのために行為する投資顧問会社は、法律によって許可されている範囲内においてのみ、ゴールドマン・サックスまたは顧客/GSアカウントに代わる自身の関連会社と自己取引またはクロス取引を行うことを検討する。

ゴールドマン・サックスがポートフォリオのために商業上の地位において行為する場合に発生する可能性のある潜在的利益相反

適用のある法律によって許可されている範囲内で、ゴールドマン・サックスは、ポートフォリオまたはポートフォリオによって保有されている有価証券の発行体のために、ブローカー、ディーラー、代理人、貸し手、アドバイザーとして、または他の商業上の地位で行為することができる。ゴールドマン・サックス(その販売員を含む。)は、ゴールドマン・サックスおよびこうした販売員に有利な手数料およびその他の金額を取得する権利を有するが、ゴールドマン・サックスによって設定される手数料、マーク・アップ、マーク・ダウン、財務顧問報酬、引受けおよび募集手数料、販売手数料、融資手数料、コミットメント・フィー、売買委託手数料、その他の手数料、報酬または利益、レート、条件は、ゴールドマン・サックスが商業上、合理的であると考えられるものになると予想される。ポートフォリオは、適用のある法律によって許可されている範囲内で、ゴールドマン・サックスと取り決めたレートおよびその他の条件でゴールドマン・サックスから組入れ証券を借り入れることができる。ゴールドマン・サックスは、投資顧問会社以外の地位で行為した場合、報酬を受け取る権利を有するが、ポートフォリオは、このような報酬を受け取る権利はない。例えば、ゴールドマン・サックス(およびその社員およびその他の販売会社)は、適用のある法律に従って、ブローカー、ディーラー、代理人、貸し手、アドバイザーとして、または他の商業上の地位でポートフォリオに提供した業務に関し、報酬およびその他の金額を受け取る権利を有し、また、ポートフォリオおよびその受益権者に対する説明義務はなく、また、ポートフォリオまたはその受益権者によって支払われる手数料またはその他の報酬は、ゴールドマン・サックスがこのような報酬またはその他の金額を受け取ったことを理由に減額されることはないものとする。

ゴールドマン・サックスがポートフォリオに関し、ブローカー、ディーラー、代理人、貸し手、アドバイザーとして、または他の商業上の地位で行為する場合、ゴールドマン・サックスは、自身の権利で商業上の処置をとることができるものとするが、これによってポートフォリオが悪影響を受ける可能性もある。例えば、ポートフォリオに関する貸付契約に関し、ゴールドマン・サックスは、いつでも、または随時、貸付の全部または一部の返済を要求することができる。

ゴールドマン・サックスの様々な金融市場における取引(リサーチ・プロバイダー、投資顧問会社、マーケット・メーカー、または主たる投資家としての行為を含む。)の結果、ゴールドマン・サックスで様々な業務を行う社員は、受益証券の投資家の目的とは一致しない、またはこれに反するリサーチまたは投資に関する見解を有し、表明する可能性があり、また、受益証券の投資家の目的とは一致しない、またはこれに反する推奨を行う可能性もある。

ポートフォリオは、それ自身の信用状態に基づき、カウンターパーティーとの事業関係を築く必要がある。ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)は、ポートフォリオの事業関係に自身の信用力が使用されることを許可する義務はなく、また、ポートフォリオのカウンターパーティーは、ポートフォリオの信用力を評価する場合に、ゴールドマン・サックスの信用力に依拠することはないと予想される。

売買委託取引および委任状による議決権行使に関する潜在的利益相反

適用のある法律によって許可されている範囲内で、ポートフォリオのための有価証券の購入および売却は、他の顧客/GSアカウントの注文と合算され得る。しかしながら、投資顧問会社およびその関連会社は、異なる口座について、組入れ証券の運用に関する決定が個別に行われる場合、または合算が実行可能でない、必要でない、または顧客に指示された口座に関するものであると決定した場合には注文を合算する義務はない。

現行の取引活動においては、購入または売却された有価証券の総量について、同一の実行価格を得ることは不可能であることが多い。このような場合、様々な価格の平均が算出され、ポートフォリオは、平均価格

で借方または貸方に計上される。従って、場合によっては、合算することにより、ポートフォリオに不利な影響を及ぼす可能性がある。さらに、場合により、ポートフォリオは、合算された注文に関し、同一の手数料または手数料相当額を請求されない。他の要因の中でも、世界的な組織における時差、個別のトレーディング・デスク、またはポートフォリオ運用プロセス等の要因(これらに限定されない。)によって、個別に、合算されずに実行される可能性がある。

投資顧問会社は、投資顧問会社、他の顧客/GSアカウントまたはこれらの関連会社または社員に対し、直接または通信により、投資決定プロセス(ポートフォリオの個別の投資目的および投資ガイドラインに従う先物、固定価格による募集、および店頭取引に関するものを含む。)において投資顧問会社に適切な支援を行う(投資顧問会社の見解による。)独占的リサーチまたはその他の適切なサービスを提供するブローカー(投資顧問会社の関連会社を含むがこれらに限定されない。)を選定することができる。このようリサーチまたはその他のサービスには、法律によって許可される範囲内で、会社、業界および有価証券に関するリサーチ報告書、経済および財務データ、財務に関する発表、委任状に関する分析、取引業界セミナー、コンピューター・データ・ベース、相場表示機およびサービス、リサーチのためのコンピューター・ハードウェア、ソフトウェアおよびその他のサービスおよび金融商品が含まれる可能性がある。この方法で得られたリサーチまたはその他のサービスは、いずれかのまたはすべてのポートフォリオまたは他の顧客/GSアカウント(適用のある法律によって許可されている範囲内で、顧客/GSアカウントに関連するものを含む。)(リサーチまたはその他のサービスに関する取決めに関し、ブローカーに対し手数料を支払うものを除く。)に対するサービスの提供において使用され得る。適用のある法律によって許可されている範囲内で、こうした金融商品およびサービスは、ポートフォリオおよびこうした他の顧客/GSアカウントによって支払われた売買委託手数料の金額に基づき、ポートフォリオに比べ他の顧客/GSアカウントに過大な利益を与える可能性もある。例えば、一顧客の手数料により支払いが行われたリサーチまたはその他のサービスが、この顧客の口座の運用に使用されない可能性もある。さらに、他の顧客/GSアカウントは、ポートフォリオまたはこうした他の顧客/GSアカウントに提供される可能性のある金融商品およびサービスに関連し、規模の経済性または価格の割引等の恩恵(過大な恩恵を含む。)を受ける可能性がある。投資顧問会社がソフト・コミッション・ダラーを使用する限り、上記顧客/GSアカウントは、金融商品およびサービスに関する支払いを行う必要がなくなる。投資顧問会社は、特定のブローカー・ディーラーによって提供される取引の実行、清算および/または決済に関するサービスと共に行われるリサーチ・サービスの提供を受けることができる。投資顧問会社がこのようにリサーチ・サービスの提供を受ける限り、従来のソフト・コミッション・ダラーに関する利益相反と同じ多くの利益相反が生じる可能性がある。例えば、リサーチ・サービスに対する支払いは、ブローカー・ディーラーによって提供される取引の実行、清算および決済に関するサービスに対する支払いのためにも使用される顧客の支払う手数料によって効果的に行われる。ソフト・コミッションに関する取決めに基づき提供される利益は、ファンドに対する投資業務の提供の支援のために使用されなければならない。また、かかるソフト・コミッションに関する取決めは、ファンドに対する定期報告書において開示される。

投資顧問会社は、その投資決定プロセスにおいて有益であると考えるリサーチまたはその他のサービスを継続的に受けられることを確保するために、そうした取決めに従い、リサーチまたはその他のサービスを提供するブローカーを通して取引を実行するよう努力することができる。投資顧問会社は、随時、上記の取決めを行わないことを選択することもできる。

投資顧問会社は、利益相反が顧客(ポートフォリオを含む。)のために行う委任状による議決権の行使に関する決定に影響を及ぼすことを防止するよう、また、こうした決定が自身の顧客に対する信託上の義務に従い行われるよう策定された方針および手続を採用した。しかしながら、こうした委任状による議決権行使に関する方針および手続にかかわらず、投資顧問会社による実際の委任状による議決権の行使に関する決定は、投資顧問会社がこうした議決権行使の決定は信託上の義務に従って行われると信ずるならば、他の顧客またはゴールドマン・サックスおよびまたはその関連会社の他の部門またはユニットの利益に有利な影響を及ぼす可能性がある。

投資顧問会社の業務に関する潜在的規制上の制限

ポートフォリオの業務は、ゴールドマン・サックスに適用され得る規制上の規定および/またはこうした規定に準拠した、適用可能性を制限した、または別途かかる規定に関連するよう策定された社内方針によって、随時、制限される可能性がある。ゴールドマン・サックスの助言を受けていない顧客には、かかる考慮事項は適用されないものとする。投資顧問会社が特定の種類の取引を開始しないまたは推奨しない期間、またはゴールドマン・サックスが投資銀行業務、マーケット・メイキング業務またはその他の業務を提供する、または独占的ポジションを有する会社により、またはこうした会社に関連して発行された特定の有価証券または金融商品に関し、投資顧問会社が助言を制限することのある期間がある。例えば、ゴールドマン・サックスが、あるファンドのための引受け業務、有価証券の販売、助言業務を行う場合、ポートフォリオは、そうしたファンドの有価証券の購入または売却を行うことを禁止または制限される可能性がある。同様の状況は、ゴールドマン・サックスの社員がポートフォリオがその有価証券を購入または売却することを希望している会社の取締役を務めている場合にも発生する可能性がある。投資顧問会社の投資助言業務およびゴールドマン・サックスの業務の規模が大きければ大きいほど、こうした制限リスト方針が投資取引に影響を与える可能性も大きくなる。しかしながら、適用のある法律によって許可されている場合は、ポートフォリオは、かかる会社によって発行されている有価証券もしくは金融商品、またはゴールドマン・サックスによる引受け、販売もしくは助言の対象となる有価証券もしくは金融商品を購入することができ、また、ゴールドマン・サックスの社員が取締役もしくは役員を務めている会社の有価証券もしくは金融商品を購入することもできる。

ゴールドマン・サックスによる自己勘定および顧客 / G S アカун トのための投資活動も、ポートフォリオの投資戦略および権利を制限する可能性がある。例えば、規制された業界、特定のエマージング・マーケットまたは国際市場、会社および規制機関の所有権の定義、ならびに特定の先物取引およびデリバティブ（金融派生商品）取引においては、許可またはその他の規制機関または会社の同意がなければ超えることができない関連会社による投資の総額に関する制限がある可能性があり、かかる制限が超過された場合、ゴールドマン・サックス、ポートフォリオ、または他の顧客 / G S アカун トは不利益を被る可能性があり、また、営業制限を受ける可能性もある。一定の所有限度額に達した場合、または特定の取引が行われた場合、顧客（ポートフォリオを含む。）のために投資対象を購入または処分する、または権利を行使する、または事業取引を行うといった投資顧問会社の能力が、規定により制限されるか、または損なわれる可能性がある。さらに、特定の投資対象は、評判リスクまたは不利益を被ることになるとみなされる可能性がある。結果として、投資顧問会社は、顧客（ポートフォリオを含む。）のために、投資顧問会社が自身の単独の裁量によって適切であるとみなした場合、既存の投資対象の購入および売却を制限することができ、また、権利（議決権を含む。）の行使を制限することができる。

本セクションに記載された業務に追加されるゴールドマン・サックスの現在および将来の業務によって、さらなる利益相反が生じる可能性もある。

5【その他】

(1) 取締役の変更

取締役は年次株主総会において株主によって選任されるか、または取締役会の決議により互選される。取締役には特定の任期はない。

管理会社の取締役の選任についてはアイルランド中央銀行の承認が必要である。

(2) 定款の変更等

管理会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要である。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社およびファンドに重要な影響を与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無制限である。ただし、()アイルランド高等法院の命令により、または()株主総会の特別決議によって解散される。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
(Goldman Sachs Asset Management International) (「投資顧問会社」)

(イ) 資本金の額

2012年4月末日現在、払込資本額は169万5,000米ドル(約1億3,762万円)

(ロ) 事業の内容

ファンドの投資顧問会社は、英国EC4A 2BBロンドン市フリート・ストリート133、ピーターボロー・コートに所在するゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルである。投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーおよびゴールドマン・サックス・グループ・インクの関連企業である。投資顧問会社およびその関連会社は現在、投資信託、公的年金・企業年金、各種公益基金、銀行、保険会社、事業法人、個人投資家および家族グループを含む広範囲の顧客にサービスを提供している。ゴールドマン・サックス・グループは、1869年(明治2年)に創立された世界有数の金融グループの一つである。ゴールドマン・サックスの資産運用グループは、ゴールドマン・サックス・グループの投資運用部門に属し、1988年の創立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供している。2011年12月末日現在、投資顧問会社およびその関連会社は、約8,280億米ドル(約67兆2,253億円)を超える資金の投資顧問、管理者または販売会社として事業を行っている。

- (2) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(「副投資顧問会社」および「代行協会会員」)

(イ) 資本金の額

2012年4月末日現在、490百万円

(ロ) 事業の内容

副投資顧問会社は、1996年2月6日に日本法上の株式会社として設立され、同年2月23日に証券投資信託法上の委託会社としての免許を取得している。また、2002年1月18日に投資顧問会社として財務省関東財務局に登録され、同年3月29日に投資一任業務の認可を受けている。2007年9月30日に証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録を行い、2008年1月28日には金融商品取引法上の第一種金融商品取引業者として登録された。2012年4月末日現在の副投資顧問会社の国内投信運用資産総額は、約1兆880億円である。

- (3) BNYメロン・トラスト・カンパニー(アイルランド)リミテッド(BNY Mellon Trust Company (Ireland) Limited) (「受託会社」)

(イ) 資本金の額

2012年4月末日現在、授權資本金は1,270万ユーロ(約13億6,195万円)

(ロ) 事業の内容

受託会社は、アイルランドで設立された公開の有限責任会社で、投資信託スキームの受託者サービスの提供を含む銀行業務を行っている。

- (4) RBC デクシア・インベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッド(RBC Dexia Investor Services Ireland Limited) (「登録・名義書換事務代行会社」)

(イ) 資本金の額

2012年4月末日現在、授權資本金は1,200万ユーロ(約12億8,688万円)

(ロ) 事業の内容

登録・名義書換事務代行会社は、アイルランドにおいて1997年1月31日に設立された。同社は、RBC デクシア・インベスター・サービスズ・バンク・エス・エイの完全子会社であり、アイルランド

内外の投資信託に対し会計、純資産価格計算、名義書換事務、株主登録等の事務サービスを提供している。

(5) BNYメロン・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド

(BNY Mellon Fund Services (Ireland) Limited) (「管理事務代行会社」)

(イ) 資本金の額

2012年4月末日現在、授権資本金は127万ユーロ(約1億3,619万円)

(ロ) 事業の内容

管理会社はBNYメロン・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドを、各ファンドの純資産価額および受益証券1口当たりの純資産価格の毎日の計算を含む日々の管理業務に責任を負う、管理事務を行う会社として任命した。管理事務代行会社は1994年5月31日にアイルランドにおいて設立された未公開の有限責任会社であり、投資信託スキームならびに投資信託の管理事務、会計、登録、名義書換代行業務および関連受益者業務を提供している。管理事務代行会社は1995年投資仲介業者法に基づきアイルランド中央銀行により認可されている。

(6) ゴールドマン・サックス・インターナショナル(Goldman Sachs International) (「総販売会社」および「受益者サービス代行会社」)

(イ) 資本金の額

2012年4月末日現在、授権資本金は約9億7,000万米ドル(788億円)

(ロ) 事業の内容

ゴールドマン・サックス・インターナショナル(「G S I」)は、英国法に基づき設立された会社で、国際的に有力な投資銀行である。

G S Iは、1999年に設立されたデラウェア州の株式会社であるザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの間接子会社である。

(7) 株式会社SBI証券(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2012年3月末日現在、47,937百万円

(ロ) 事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

(8) カブドットコム証券株式会社(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2012年5月末日現在、7,196百万円

(ロ) 事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

(9) クレディ・スイス証券株式会社(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2012年1月末日現在、78,100百万円

(ロ) 事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

(10) ゴールドマン・サックス証券株式会社(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2012年4月末日現在、83,616百万円

(ロ) 事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

- (11) 株式会社埼玉りそな銀行(「日本における販売会社」)
(イ) 資本金の額
2011年3月末日現在、70,000百万円
(ロ) 事業の内容
銀行業を中心としたサービスを提供している。
- (12) 楽天証券株式会社(「日本における販売会社」)
(イ) 資本金の額
2012年3月末日現在、7,495百万円
(ロ) 事業の内容
第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。
- (13) ふくおか証券株式会社(「日本における販売会社」)
(イ) 資本金の額
2012年3月末日現在、2,198百万円
(ロ) 事業の内容
第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。
- (14) 松井証券株式会社(「日本における販売会社」)
(イ) 資本金の額
2012年3月末日現在、11,944百万円
(ロ) 事業の内容
金融商品取引法に基づいて第一種金融商品取引業を行っている。
- (15) マネックス証券株式会社(「日本における販売会社」)
(イ) 資本金の額
2012年3月末日現在、7,425百万円
(ロ) 事業の内容
第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。
- (16) 株式会社三井住友銀行(「日本における販売会社」)
(イ) 資本金の額
2012年3月末日現在、1,770,997百万円
(ロ) 事業の内容
銀行業務を中心に金融サービスを提供している。
- (17) みずほ証券株式会社(「日本における販売会社」)
(イ) 資本金の額
2012年3月末日現在、125,167百万円
(ロ) 事業の内容
金融商品取引法に基づいて第一種金融商品取引業を行っている。
- (18) みずほ信託銀行株式会社(「日本における販売会社」)
(イ) 資本金の額
2012年3月末日現在、247,369百万円
(ロ) 事業の内容
日本における信託銀行業務を行っている。

(19) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2012年4月1日現在、40,500百万円

(ロ) 事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

(20) 三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2012年3月末日現在、8,000百万円

(ロ) 事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

(21) 株式会社りそな銀行(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2011年3月末日現在、279,928百万円

(ロ) 事業の内容

銀行業を中心としたサービスを提供している。

2【関係業務の概要】

(1) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル

投資顧問会社と管理会社の間で締結された投資顧問契約に従い、投資顧問会社は、ファンドの投資対象と投資方針に従ってファンドの運用を行い、随時本書に記載される制限に従う。

投資顧問会社は、その投資顧問契約上の職務の履行または不履行における投資顧問会社の過失、詐欺、不誠実、故意の不履行または不注意の結果として、管理会社はその請求を受ける訴訟、支出、請求、損害賠償、費用または要求について、そうした訴訟、支出、請求損害賠償、費用または要求が、管理会社の過失、詐欺、不誠実、故意の不履行または不注意を原因として生じたものでない限り、管理会社を補償する。

投資顧問契約は、信託証書の条項に従い、管理会社または投資顧問会社が90日以上前に書面により他方当事者に通知することにより、違約金の支払いを要することなく、解約することができる。

投資顧問会社は、一定のポートフォリオに関し、投資決定および運用について関係会社に依拠することができ、またその他の関係会社の調査および意見を求めることができる。ゴールドマン・サックスおよびその関係会社は、1940年投資顧問法（改正済）（以下「顧問法」という。）に基づいて登録されているが、ファンドが米国籍投資信託ではないため、ファンドの投資家は投資顧問法含め米国の法律上の一定の規定についてはその恩恵を受けない。

(2) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

投資顧問会社に対して、ファンドの副投資顧問業務および代行協会員としての業務を行う。詳しくは前記「第三部 特別情報、第2 その他の関係法人の概況、1 名称、資本金の額及び事業の内容、(2)」を参照のこと。

(3) BNYメロン・トラスト・カンパニー（アイルランド）リミテッド

受託会社は、ファンドのために、特に受益証券の発行および買戻しが関連法規および信託証書に従って行われることを確保する義務を負う。受託会社は、規則または信託証書の規定に反しない限り、管理会社の指示を遂行する。さらに受託会社は、管理会社の行動を会計年度毎に監査し、受益者に報告する義務を負う。

信託証書によれば、受託会社の責任は、資産の全部または一部の保管を第三者に委託したという事実により影響を受けるものではない。この場合において免責されるためには、受託会社は、責任を履行するために適切な専門性、能力および存続状態を有する第三者を保管代行会社または副保管会社として選択し任命することにつき注意を払わなければならない。受託会社は、保管代行会社および副保管会社に対する適切な水準の監督を維持し、随時、かかる会社の義務が引き続いて適切に履行されていることを確認するために適切な照会を行わなければならない。

信託証書は、受託会社の責任についての規定を有しており、それによれば、受託会社に詐欺、過失、不誠実または故意の不履行がない場合には、受託会社は補償を受けられる。

受託会社は、アイルランド中央銀行の承認がない限り解任されない。信託証書は、受託会社を他の受託会社と交替させるにあたって遵守されるべき条件について規定しており、このような交替の場合に、受益者の保護を図るための規定を有している。

信託証書は、新しい受託会社の選任の場合を除いて、受託会社が自ら退任する権利がないことを規定している。信託証書はさらに受託会社が退任することを希望する場合および規則に基づいてアイルランド中央銀行から承認されなくなった場合、管理会社は法人である新しい受託会社を確保するために合理的な努力をするものとし、その上で、新受託会社が規則に基づきアイルランド中央銀行に承認されることを条件に、信託証書の補完文書によってこうした新受託会社を退任受託会社に代わって受託会社として選任する。受託会社が退任の希望を表明した後6ヶ月以内に新しい受託会社を管理会社が見つけられない場合、ファンドは解散される。

(4) RBC デクシア・インベスター・サービシズ・アイルランド・リミテッド

RBC デクシア・インベスター・サービシズ・アイルランド・リミテッドは、ファンドの受益者名簿

の維持、買付申込および買戻指示の受領および処理、受益証券の割当および発行等の日常業務をファン
ドに提供する。

(5) BNYメロン・ファンド・サービス(アイルランド)リミテッド

管理事務代行会社は、ファンドの帳簿および記録の維持、ならびにファンドの年次および半期報告書の作成援助を含む日常管理業務をファンドに提供する。管理事務代行会社の責任には、各ファンドの純資産価額および受益証券1口当たりの純資産価格の日々の計算を含むファンドの会計事務業務の提供も含まれる。

(6) ゴールドマン・サックス・インターナショナル

受益証券の総販売会社および受益者サービス代行会社としての業務を行う。

(7) 株式会社SBI証券

日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。

(8) カブドットコム証券株式会社

日本における米ドル受益証券の買戻業務を行う。(注1)

(9) クレディ・スイス証券株式会社

米ドル受益証券およびユーロ受益証券の販売・買戻業務を行う。

(10) ゴールドマン・サックス証券株式会社

米ドル受益証券およびユーロ受益証券の販売・買戻業務を行う。

(11) 株式会社埼玉りそな銀行

日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。(注2)

(12) 楽天証券株式会社

日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。

(13) ふくおか証券株式会社

日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。

(14) 松井証券株式会社

日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。

(15) マネックス証券株式会社

日本における米ドル受益証券およびユーロ受益証券の販売・買戻業務を行う。

(16) 株式会社三井住友銀行

日本における米ドル受益証券およびユーロ受益証券の販売・買戻業務を行う。

(17) みずほ証券株式会社

日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。

(18) みずほ信託銀行株式会社

日本における米ドル受益証券およびユーロ受益証券の販売・買戻業務を行う。

(19) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

日本におけるユーロ受益証券の販売・買戻業務を行う。

(20) 三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社

日本におけるユーロ受益証券の販売・買戻業務を行う。

(21) 株式会社りそな銀行

日本における米ドル受益証券の販売・買戻業務を行う。(注2)

(注1) カブドットコム証券株式会社は、米ドル受益証券の新規の販売は行わず、買戻請求の受付および分配金再投資の取扱いのみ行う予定である。

(注2) 株式会社埼玉りそな銀行および株式会社りそな銀行は、2013年6月末日まで、米ドル受益証券の新規の販売は行わず、買戻請求の受付および分配金再投資の取扱いのみ行う予定である。

3【資本関係】

管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社および代行協会員、総販売会社および受益者サービス代行会社ならびにゴールドマン・サックス証券株式会社の最終的親会社は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクである。

第3【投資信託制度の概要】

1. アイルランド共和国における投資信託制度の概要

1989年までは、アイルランドのユニット型の投資商品の市場は、生命保険会社によってまたは生命保険会社と共同して管理されるユニット連動ファンドが支配的であった。ユニット連動投資信託は、生命保険会社が管理するスキームであり、受益者は投資信託の投資証券の実質的所有者ではなく、通常、生命保険商品の一部をなす投資信託がもつ投資実績に連動する利益を享受する権利を有する。

UCITS規則（下記に定義する。）および1989年金融法（同法は、UCITS規則に基づき設立されたアイルランドの登録契約型投資信託およびファンドの税法上の取扱いを変更した。）の施行後、UCITS規則に基づき、UCITS型の投資信託の設定、固定資本および変動資本を有する会社型ファンドおよび一般契約型ファンドの設立が認められている。

2. アイルランドの投資信託の形態

1989年6月1日までは、アイルランドの投資信託の法的枠組は、1893年受託会社法および1972年ユニット・トラスト法（1990年ユニット・トラスト法により代替された。）に定められていた。1989年6月1日に、1989年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（法令1989年第78号）（以下「1989年規則」という。）が、ヨーロッパ共同体理事会（以下「EC」という。）の1985年12月20日付通達（85/611 EEC）（「1985年通達」）を履行するため、施行された。1985年通達の改正は、2002年2月13日に発効した。同日、欧州通達（2001/107/EC）（「管理会社通達」）および（2001/108/EC）（「商品通達」）（以下「UCITS通達」と総称する。）が発効した。2003年5月29日に、2003年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（法令2003年第211号）（以下「UCITS規則」という。）が、1989年規則と差し替えられた。2011年7月1日、2011年ヨーロッパ共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）規則（法令2011年第352号）が、現行のアイルランドUCITS規則を1つの第二次法に統合することにより発効した（以下「UCITS規則」と総称する。）。

アイルランドにおける以下の種類の投資信託は、アイルランド規則および/またはその設立準拠法規によって分類される。

- 1) 固定資本を有する会社型投資信託、変動資本を有する会社型投資信託および一般契約型投資信託としての構造を持つ、UCITS規則の下に認可される譲渡性のある証券を投資対象とする契約型投資信託（以下「UCITS」という。）
- 2) 1990年ユニット・トラスト法の下に登録されるユニット・トラスト（以下「non-UCITSの契約型投資信託」という。）
- 3) 1994年有限責任組合理型投資信託法の下に認可される有限責任組合理型投資信託
- 4) 1990年会社法パート（改正済）により認可される会社型投資信託

2005年投資信託、投資会社およびその他規定法（以下「2005年法」という。）により設定されるnon-UCITSの一般契約型投資信託

UCITSとしての適格性を有し、ヨーロッパ連合（「EU」）のいずれか一つの加盟国（「EU加盟国」）内に所在するすべてのファンドは、他のEU加盟国において、UCITS規則が立法化されている範囲内で、かつ同国での販売に関する諸規則に従い、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

UCITS規則第4条(3)は、UCITSを以下のように定義しているが、同条(9)に列挙するものは例外としている。

(a) 公衆から調達した投資元本を（ ）譲渡性のある証券および（ ）規則第68条に記載される、その他の流動性のある金融資産の一方または両方に集合的に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運用することを唯一の目的とする投資信託、ならびに(b) 受益証券が、保有者の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買戻されるかまたは償還される投資信託

UCITS規則第3条(1)はさらに、以下のとおり定める。

「譲渡性のある証券」とは、規則第69条(2)(a)に記載される技法および手段を除き以下をいう。

- 企業の株式および企業の株式に相当するその他の証券(「株式」)
 - 債券およびその他の形態の証券化債務(「債務証券」)
 - 買付けまたは交換により当該譲渡性のある証券を取得する権利を伴うその他の流通証券
- 「短期金融市場証券」とは、通常短期金融市場で取引されるもので、流動性がありいつでもその価格が正確に決定され得る証券をいう。

(B) (1) UCITS 規則第4条(9)は、同条(3)の定義に該当するが、UCITS 規則の下でUCITSたる適格性を有しない以下の投資信託を列挙している。

(a) 子会社である媒体を通じて、資産の全部または大部分が譲渡性のある証券以外に投資される会社型投資信託

(b) クローズド・エンド型の投資信託

(c) ヨーロッパ共同体またはその一部において、受益証券の公募を行わずに投資元本を調達する投資信託

(d) ファンド規則または当該会社型投資信託の設立書類に基づき第三国の公衆に対してのみ受益証券を販売しうる投資信託

アイルランドにおける投資信託には以下の形態がある。

() 契約型投資信託(Unit Trusts)

() 変動資本型会社として登録されている固定資本を有する会社型投資信託

() 変動資本型会社として登録され、定款で以下の事項を定めている変動資本を有する会社型投資信託

- ・ 当該会社型投資信託の払込済資本金の金額は、いかなる場合においても当該会社型投資信託の純資産価額に等しいこと。

- ・ 当該会社型投資信託の株式には額面金額がないこと。

() 一般契約型投資信託(Common contractual funds)

UCITSは契約型投資信託、会社型投資信託または一般契約型投資信託として設定しうる。UCITSの契約型投資信託およびUCITSの一般契約型投資信託は、アイルランド規則に従い、UCITSの会社型投資信託は、アイルランド規則および1963 - 2009年アイルランド会社法(以下「会社法」という。)に従う。

non-UCITSの契約型投資信託は、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づきアイルランド中央銀行が発行した通達に従って設定することができ、non-UCITSの一般契約型投資信託は、2005年法に従って設定することができる。UCITS以外の会社型投資信託は、1990年会社法パート (改正済) および同法に基づきアイルランド中央銀行が発行した通達に基づいてアイルランドで設定される。有限責任組合型投資信託は、1994年有限責任組合法および同法に基づきアイルランド中央銀行が発した通達に基づいてアイルランドで設定される。

(1) 税制度についての主な規定は1997年統合租税法(改正済)に定められている。

(2) UCITSおよびnon-UCITSの認可された契約型投資信託、UCITSおよびnon-UCITSの認可された一般契約型投資信託およびnon-UCITSの認可された有限責任組合型投資信託は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である持分権者/受益者がいない場合およびこれに関して各持分権者/受益者により適切な申告がなされている場合、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。2010年金融法にはアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではない持分権者/受益者が、ある一定の条件では非居住の宣言を行う必要なしに投資信託に投資することを可能にする規定が含まれる。そのために当該投資信託は、当該持分権者/受益者がアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではないことを確認し、この点についてアイルランド税務当局(歳入委員会)よりの承認を受けるようにする、「代替手続き」を行う義務がある。

(3) 認可されたUCITSの会社型投資信託および変動資本を有する会社型投資信託は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である株主/受益者がいない場合およびこれに関して各株主/受益者により適切な申告がなされている場合、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。2010年金融法の変更については

前項を参照のこと。

- (4) アイルランド中央銀行は、UCITS 規則第121条に従って認可されたUCITS 契約型投資信託、UCITS 会社型投資信託およびUCITS 一般契約型投資信託を監督する。1990年ユニット・トラスト法の下で登録された契約型投資信託、1990年会社法パート (改正済) に基づく変動資本を有する会社型投資信託、1994年有限責任組合法に基づき有限責任組合理型投資信託および2005年法に基づき non-UCITS の一般契約型投資信託についてはアイルランド中央銀行が規制している。

3. それぞれの型の投資信託の仕組みの概要

(A) ユニット・トラスト

契約型投資信託は、共有資産(「ファンド」)、管理会社および受託会社の3要素から成り立っている。

(1) ファンドの概要

ファンドは法人格を持たないが、その投資により利益および残余財産の分配に等しく参加する権利を有する引受人の混合的な投資を構成する投資信託として定義される。ファンドは会社として構成されていないので、各投資者は株主ではなく、その権利は、UCITS 型ユニット・トラストの場合はアイルランド規則に従い、また non-UCITS 型ユニット・トラストの場合は1990年ユニット・トラスト法に従い、受益者を代表する受託会社と管理会社との間の契約関係に基づく、契約上の権利としての性質を持つ。

投資者は、受益権を取得することによって、受益者としての相互の関係を承認する。受益者、管理会社および受託会社の関係は信託証書に基づいている。

(2) 受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益権は、信託証書に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、受託会社の監督のもとで、受益権を表象する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益権の買戻請求は、いつでも行うことができるが、信託証書に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、UCITS 型ユニット・トラストの場合にはUCITS 規則第104条の規定に従い、買戻請求が停止される。

信託証書に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。これは、信託証書の変更の提案に適用されることもある。

分配方針は信託証書の定めに従う。

(3) UCITS 型ユニット・トラストに関する諸規則

UCITS 規則第8条(1)により、一定の要件およびアイルランド中央銀行による要件の導入の可能性が規定されている。認可を得るための主な要件は以下のとおりである。

- (a) 管理会社は、ファンドの管理運用業務を信託証書に従って執行すること。
- (b) UCITS 型ユニット・トラストの受益証券の発行価格および買戻価格は、少なくとも1か月に2度は計算されること。
- (c) 信託証書には以下の事項が記載されること。
 - () ファンドの名称および存続期間、管理会社および受託会社の名称
 - () 提案されている特定の目的に従った投資方針
 - () 分配方針
 - () 管理報酬およびファンドに請求すべきその他の諸経費ならびにこれらの計算方法
 - () 公告に関する規定
 - () ファンドの会計年度
 - () 信託証書変更手続
 - () 受益証券発行手続
 - () 受益証券買戻しの手続、買戻しの条件および買戻しの停止条件

(4) 投資制限

ユニット・トラストに適用される投資制限に関しては、UCITS に適用される制限と non-UCITS のユニット・トラストに適用される制限に区別される。

許可されている投資

- (1) UCITSの投資対象は、以下の一または複数のみにより構成されるものとする。
- (a) MIFID規則第3条(1)に定められる意味の範囲内の規制された市場で認められまたは取引される譲渡性のある証券および短期金融市場証券
 - (b) EU加盟国の定期的に取引が行われ、公認かつ公開の他の規制された市場で取引される譲渡性のある証券および短期金融市場証券
 - (c) 第三国の証券取引所への公式の上場が認められているか、または第三国の定期的に取引が行われ、公認かつ公開の他の規制された市場で取引される譲渡性のある証券および短期金融市場証券。ただし、証券取引所または株式市場の選択は、管轄当局によって承認されているかまたは法律、ファンド規則または会社型投資信託の設立書類に規定されているものとする。
 - (d) 最近発行された譲渡性のある証券。ただし、
 - () 証券取引所への上場申請の約定または、定期的に取引が行なわれ、公認かつ公開の他の規定された市場での取引の申請の約定が発行要項の中に含まれているものとする(ただし、証券取引所または市場の選択は、管轄当局によって承認されているかまたは法律、ファンド規則または会社型投資信託の設立書類に規定されているものとする。)
 - () 発行から1年以内に確実に()に記載される許可を得るものとする。
 - (e) EU加盟国で設定されると否とに関わらず通達に従い認可されたUCITSまたは規則第4条(3)に該当するその他の投資信託の受益証券(ただし、()かかる他の投資信託は、共同体法により規定されたものに相当するとアイルランド中央銀行が認める監督に服すべき旨および当局間の協力が十分に確保されるべき旨を定める法律に基づき認可されているものとし、()他の投資信託の受益者の保護レベルがUCITSの受益者について規定されたものと同様であること、ならびに特に資産分離、借入れ、貸付ならびに譲渡性のある証券および短期金融市場証券の空売りに関する規則が通達の要件と等しいものとし、()他の投資信託の事業が、報告期間の資産および債務、収益および営業の評価を可能とするため半期報告書および年次報告書に報告されているものとし、()取得が想定されるUCITSまたはその他の投資信託の資産の合計で10%を超えて、その信託証書、設立証書または定款に基づき、当該UCITSまたはその他の投資信託の受益証券に投資してはならないものとする。)
 - (f) 要求に基づき払い戻され得るかまたは引き出す権利を付した、満期まで12か月以下の金融機関への預金(ただし、当該金融機関はEU加盟国に登録上の事務所を置いているものとし、または当該金融機関が第三国に登録上の事務所を置いている場合には当該金融機関は共同体法により規定されたものに相当するとアイルランド中央銀行が認める慎重な規則に服するものとする。)
 - (g) 上記(a)、(b)または(c)に記載された規制された市場で取引されている現金決済証券に相当するものを含む金融派生商品ならびに/またはOTC派生商品の形で取引される金融派生商品(ただし、()派生商品の裏付け商品は、本項に記載される商品、金融指数、金利、外国為替レートまたは通貨により構成され、UCITSはこれらに対し、UCITSの信託証書、設立証書または定款に記載される投資目的に従い投資することができるものとし、()OTC派生商品取引の相手方は慎重な監督に服する機関であり、アイルランド中央銀行の承認したカテゴリーに属するものとし、()OTC派生商品は毎日、确实かつ実証し得る評価が行われ、UCITSが自発的にいつでもその公正価額で相殺取引により売却、清算または終了することが可能なものとする。)
 - (h) 規制された市場で取引されるものを除く、短期金融市場証券(当該証券の発行または発行体自体が投資家保護および貯蓄を目的に規制されている場合。ただし、当該証券は()EU加盟国の中央政府、地方政府もしくは地方公共団体もしくは中央銀行、欧州中央銀行、ヨーロッパ共同体もしくは欧州投資銀行、第三国または連邦国家の場合には連邦を構成する一メンバー、または一もしくは複数のEU加盟国が属する公的国際機関により発行または保証されているものとし、()その証券が上記(a)、(b)または(c)に記載された規制された市場で取引されている企業により発行されているものとし、()共同体法の定めた基準に従い慎重な監督に服する機関または共同体法の定めたものと少なくとも同程度に厳重であるとアイルランド中央銀行の認める慎重な規則に従いこれを

遵守する機関により発行または保証されているものとし、または()アイルランド中央銀行の承認したカテゴリーに属するその他の団体により発行されているものとするが、当該証券への投資は、上記()、()または()に規定されたものに相当する投資家保護に従っており、かつ発行体は、その資本金および準備金が最低1,000万ユーロであるとともに特定の種類の会社の年次財務書類に関する条約第54条(3)(g)に基づく1978年7月25日付第4理事会通達(78/660/EEC)によりその年次決算書を提出および公開している会社であるか、またはグループ企業内に一もしくは複数の上場企業を含み、グループの金融業務に専念している法主体であるか、または銀行の流動性枠から利益を得る証券化手法の金融業務に専念している法主体であるものとする。))

- (2) UCITSは付随的に流動資産を保有することができるが、
- (a) (1)項に記載されるものを除き、その資産の10%超を譲渡性のある証券または短期金融市場証券に投資してはならない。
- (b) 貴金属または貴金属を表象する証書を取得してはならない。
- (3) 会社型投資信託は、その業務の直接的な遂行のために必須の動産または不動産を取得することができる。

リスク管理

- (1) (a) 管理会社または会社型投資信託は、いつでもUCITSのポジション・リスクおよび当該リスクがUCITSの資産ポートフォリオのリスク内容全体に寄与する要因を常に監視および測定することを可能とするリスク管理手法を用いるものとする。
- (b) 管理会社または会社型投資信託は、OTC派生商品の価格を正確かつ独自に査定する手法を用いるものとする。
- (c) 管理会社または会社型投資信託は、アイルランド中央銀行に対し定期的に、またアイルランド中央銀行が当該目的のために指定する特定要件に従い、派生商品の種類、潜在的风险、数量制限および各運用中のUCITSに関する派生商品取引に伴うリスクを予測するため選択される方法を通知しなければならない。
- (2) (a) UCITSは、(一般的にまたは特定のUCITSについて)UCITS規則の目的のにおいてアイルランド中央銀行が定める条件または要件に基づきかつこれらに従い、譲渡性のある証券および短期金融市場証券に関する技法および手段を用いることができる。ただし、かかる技法および手段はポートフォリオの効率的運用の目的で使用される場合に限る。かかる運用が派生商品の利用に関係する場合、本条件および要件はUCITS規則に準拠しなければならない。
- (b) かかる運用は、いかなる場合においても、UCITSをしてその信託証書、設立証書、基本定款および通常定款または目論見書に規定された投資目的から乖離させてはならない。
- (3) 譲渡性のある証券または短期金融市場証券に関連し、かつ、効率的なポートフォリオ運用のために用いられる技法および手段に関する(2)(a)における記載は、以下の基準を満たしている技法および手法に関する記載として解釈されるものとする。
- (a) 当該技法および手段は、費用対効果の高い方法で実現されるという点で経済的に適切であること。
- (b) 当該技法および手段は、以下の一または複数の特定の目的のために実行されること。
- () リスクの軽減
- () 経費の削減
- () UCITSのリスク内容および規則第70条および第71条に定められるリスク分散規則と一致するリスク・レベルでUCITSの追加の資本および収益を生み出すこと。
- (c) 当該技法および手段に伴うリスクは、UCITSのリスク管理プロセスによって適切に把握されること。
- (4) (a) UCITSは、派生商品に関する包括的リスク・エクスポージャーがそのポートフォリオの純資産総額を超えないよう確保しなければならない。
- (b) UCITSは、その投資方針の一環として、また規則第70条(6)に規定される制限の範囲内で、金融派生商品に対象資産のエクスポージャーが、総額で規則第70条に規定される投資制限を超え

ないことを条件として投資することができる。UCITSが指数を基礎とした金融派生商品に投資する場合、かかる投資は規則第70条に規定される制限と合算する必要はない。

- (c) 譲渡性のある証券または短期金融市場証券に組込派生商品が含まれる場合、UCITS規則の要件を遵守する際に当該派生商品を考慮するものとする。
- (5) (a) 派生商品を組み込んでいる譲渡性のある証券または短期金融市場証券は、付属書類3に定められる譲渡性のある証券または短期金融市場証券の基準を満たし、かつ、以下の基準を満たす構成を含む金融商品に関する記載として解釈されるものとする。
- () 当該構成によって、主契約として機能する譲渡性のある証券または短期金融市場証券により別途必要とされるキャッシュ・フローの一部または全部が特定の金利、金融商品価格、外国為替相場、価格もしくはレートの指数、信用格付もしくは信用指数またはその他の変数に応じて変更でき、したがって、独立した派生商品と類似の方法で変動すること。
 - () 当該構成の経済特性およびリスクは、主契約の経済特性およびリスクと密接な関連はないこと。
 - () 当該構成は、譲渡性のある証券または短期金融市場証券のリスク内容および価格決定に重大な影響を及ぼすものであること。
- (b) 譲渡性のある証券または短期金融市場証券は、派生商品が当該譲渡性のある証券または短期金融市場証券とは別に契約上譲渡可能な構成を含む場合、当該派生商品を組み込んでいるとは見做されないものとする。
- (6) (2)項において、エクスポージャーは、裏付資産の時価、取引相手方リスク、将来の市場変動および持高清算の時期を考慮して計算される。
- (7) 付属書類9に規定される要件は、
- (a) UCITS規則上、効力を有するものとする。
 - (b) 管理会社への適用に加え、UCITS規則に従い管理会社を指名していない会社型投資信託にも適用されるものとする。
- (8) 付属書類9における管理会社に関する記載は、(7)(b)において、それぞれ会社型投資信託に関する記載を含むと解釈されるものとする。

一つの発行体の証券への投資

- (1) (a) UCITSは、その資産の10%を超えて同一発行体の譲渡性のある証券または短期金融市場証券に投資することができない。ただし、UCITSがその資産の5%を超えて投資し、保有する特定の発行体の譲渡性のある証券または短期金融市場証券の総額は、ファンドの純資産総額の40%を超過してはならない。
- 本制限は、金融機関への預金および金融機関を相手方とするOTC派生商品取引には適用されない。
- (b) UCITSは、その資産の20%を超えて同一機関における預金に投資してはならない。
- (c) OTC派生商品取引におけるUCITSの取引相手方のリスク・エクスポージャーは、以下を超えてはならない。
- () 取引相手方が規則(1)(f)に規定される金融機関の場合、その資産の10%
 - () その他の場合、その資産の5%
- (2) (1)項(a)、(b)および(c)に関わらず、UCITSは、その資産の20%を超えて、同一機関により発行されるかまたは同一機関を相手方とする以下の二つ以上を合算することはできない。
- (a) 譲渡性のある証券または短期金融市場証券への投資
 - (b) 預金
 - (c) OTC派生商品取引から発生するエクスポージャー
- (3) (a) (1)項(a)および(2)項に関わらず、UCITSはその資産の25%を限度に、EU加盟国に登記上の事務所を置き、法律に基づき債券の所持者を保護するための特別な公的監督に従っている金融機関の発行する債券に投資することができる。特に、かかる債券の発行から得た額は、法律に従い、債券の全有効期間を通じ、債券に付帯する請求権に応じることができる資産で、発行体の不履

行の場合に元本の払戻しおよび経過利息の支払いに優先的に用いられることになる資産に投資されなければならない。

- (b) U C I T S がその資産の 5 % 超を(a)に記載される同一の発行体の債券に投資する場合、かかる投資の総額はU C I T S の資産総額の80%を超えてはならない。
- (c) アイルランド中央銀行は、国で有効な(a)に定められる法律および監督上の取決めに従い、(a)の要件に応じて債券を発行することを授權された発行体のリストを委員会に送付する。提供される保証の地位を明記する通知が、かかるリストに添付される。
- (4) (1)項(a)および(2)項に関わらず、U C I T S は、その資産の35%を限度に、E U加盟国、E U加盟国の地方機関、第三国または1か国以上のE U加盟国が加盟している公的国際機関によって発行または保証されている譲渡性のある証券または短期金融市場証券に投資することができる。
- (5) (3)項および(4)項に記載される譲渡性のある証券および短期金融市場証券は、(1)項(a)に記載される40%制限の適用の際には考慮してはならない。
- (6) (1)項ないし(4)項の制限は合計してはならず、このため、以下すなわち、(1)項ないし(4)項に従い実行される(a)譲渡性のある証券、(b)短期金融市場証券、(c)預金または(d)派生商品取引の内の複数に対する投資から発生する同一発行体に対するエクスポージャーは、いかなる状況においてもU C I T S の資産の合計35%を超えてはならない。
- (7) 通達(83/349/EEC)に従い定義されるところによるかまたは公認国際会計規則に従った連結決算のため同一グループに含まれる企業は、U C I T S 規則に規定される制限の計算上、同一発行体と見做されるものとする。
- かかる場合、U C I T S は、その資産の20%を限度に、同一グループ内の譲渡性のある証券および短期金融市場証券への投資を組み合わせることがあるが、かかる投資はU C I T S 規則に明記されたその他の制限に従うものとする。

インデックス・ファンド

- (1) (a) 規則第74条に規定された制限を害することなく、信託証書、設立証書または定款に基づきU C I T S の投資方針が、下記を基準としてアイルランド中央銀行により認められる一定の株式または債務証券の指数の構成を複製することを目指す場合、規則第70条(1)(a)の制限は、同一発行体の株式もしくは債務証券またはこれらの両方への投資について20%まで引き上げられる。
- () 指数の構成が十分に分散されており、本項および(2)項に定められるリスク分散規則に準拠する指数に関する記載として理解されること。
- () 指数が、関係市場について適切なベンチマークを表わしており、一般的に関係市場の主要な発行体を排除することにはならないと認められた方法を提供会社が用いている指数の記載として理解されること。
- () 指数が適当な方法で公開され、以下の基準を満たす指数に関する記載として理解されること。
- () 指数が一般に公開されていること。
- () 指数の提供会社がU C I T S を模写する指数から独立していること。
- (b) (a)()()は、指数の提供会社およびU C I T S が同一の経済グループの一員を構成することを妨げるものではない。ただし、利益相反の管理について有効な取決めを行うことを条件とする。
- (2) アイルランド中央銀行は、特に一定の譲渡性のある証券または短期金融市場証券の構成比率が高い規制された市場における例外的な市況から正当であると証明される場合、規則第70条(1)(a)に規定された制限を最大35%まで引き上げることができる。かかる制限までの投資は、同一発行体についてのみ認められる。
- (3) (1)項における株価指数または債務証券指数の構成の複製に関する記載は、当該指数の対象資産の構成の複製として理解されるものとする(派生商品または規則第69条(2)に記載されるその他の技法および手法の利用を含む。)。

国等により発行または保証される証券

- (1) 受益者が規則第70条に規定された制限を遵守するUCITSの受益者の受けるものと同等の保護を受けていることをアイルランド中央銀行が納得している場合、アイルランド中央銀行は、リスク分散原則に従い、その資産の100%を限度に、EU加盟国、その地方公共団体、第三国または一もしくは複数のEU加盟国が加入する公的国際機関により発行されたかまたは保証されている異なる譲渡性のある証券および短期金融市場証券に投資することをUCITSに授権することができる。
- (2) かかる場合、UCITSは、(a) 少なくとも6種類の銘柄の証券を保有しなければならない、かつ同一銘柄の証券がその資産総額の30%を超えてはならず、また(b) ファンドの資産の35%を超える投資を予定する証券については、これを発行または保証する国、地方公共団体または公的国際機関の名称をUCITSの信託証書、設立証書または定款に明記しなければならない、また(c) アイルランド中央銀行の認可に注意を喚起し、当該UCITSがその資産の35%を超えて投資する予定であるかすでに投資した有価証券に係る国、地方公共団体または公的国際機関を表示する明白な記述を目論見書およびマーケティング・コミュニケーションに含まなければならない。

UCITSおよびその他の投資信託への投資

- (1) UCITSは、以下の一方またはその両方の受益証券を取得することができるが、その資産の20%を超えて、単一のUCITSまたは他の投資信託の受益証券に投資してはならない。
 - (a) その他のUCITS
 - (b) 規則第68条(1)(e)に規定されるその他の集会的投資。投資対象であるUCITSまたはその他の投資信託がアンブレラ・ファンドとして設定される場合、アンブレラ・ファンドの各サブ・ファンドは、アイルランド中央銀行により課せられる条件に従い、本制限を適用する目的のために、別個のUCITSまたは別個の投資信託であるものとして見做されることがある。
- (2) UCITSによるUCITS以外の投資信託の受益証券に対する投資は、総額で、UCITSの資産の30%を超えてはならない。
- (3) UCITSがUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方の受益証券を取得した場合、かかる裏付のUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方の資産は、規則第70条に規定された制限について、合計する必要はないものとする。
- (4) UCITSが他のUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方の受益証券に投資する場合で、かかるUCITSおよびその他のUCITSまたは投資信託が、直接または委任により、同一の管理会社によるかまたは管理会社が共通の管理・支配関係もしくは直接・間接に実質的な所有関係にある他の会社により管理されている場合、かかる管理会社または他の会社は、当該他のUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方(場合による。)の受益証券に対するUCITSの投資については申込手数料または買戻し手数料を請求しないものとする。
- (5) その資産の相当部分を他のUCITSもしくは投資信託またはこれらの両方に投資するUCITSは、その目論見書において、UCITSそれ自体に対し、および自ら投資を予定する他のUCITSもしくは投資信託またはこれらの両方(場合による。)に対し請求され得る運用報酬の最大限度額を開示しなければならない。UCITSの年次報告書では、UCITS自らに対し、および自ら投資するUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方に対し請求される運用報酬の最大比率を表示しなければならない。
- (6) アンブレラ・ファンドは、規則第67条およびアイルランド中央銀行により課せられる条件に従い、当該アンブレラ・ファンド内で、あるサブ・ファンドの受益証券を別のサブ・ファンドのために取得することができる。

UCITSによる金銭の借入れ

- (1) (2)項および(3)項に従い、(a) 会社型投資信託ならびに(b) 管理会社および契約型投資信託のために行う受託会社および一般契約型投資信託のために行う管理会社はいずれも金銭を借り入れることはできない。
- (2) UCITSは、「バック・ツー・バック」ローンにより外国通貨を取得することができる。
- (3) UCITSは、
- (a) 会社型投資信託の場合はUCITSの資産の10%を限度として、または契約型投資信託または一般契約型投資信託の場合はファンドの価額の10%を限度として借入れを行うことができる。ただし、借入れは一時的なものとする。
- (b) 会社型投資信託の場合、UCITSの資産の10%を限度として借入れを行うことができる。ただし、借入れはUCITSの事業のために必要な不動産の取得を可能にするためのものとする。かかる場合、借入れおよび(a)に定められる借入れは、合計で借主の資産の15%を超えないものとする。
- (4) 本規制において、UCITSに関する「資産」および「ファンドの価額」とは、UCITSの純資産をいう。

() non-UCITSの投資信託の投資制限

non-UCITSのユニット・トラストに適用される投資制限は、1990年ユニット・トラスト法によって以下のように定められている。

(a) non-UCITSの契約型投資信託は、信託証書に規定されている市場で売買または取引されていない証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資できない。市場に関する規制が、場合に依りてアイルランド中央銀行により課せられることがある。

(b) non-UCITSの契約型投資信託は、同一の発行体によって発行された証券にファンドの純資産の10%を超えて投資できない。non-UCITSの契約型投資信託の投資目的がアイルランドの株式への投資に限定されている場合、以下に記載するとおり上記制限を緩和することができる。

() ISEQ指標の10%を超える部分を表象する株式にファンドの純資産の15%まで投資できる。

() ISEQ指標の8%と10%の間の部分を表象する株式にファンドの純資産の12.5%まで投資できる。

() 一つの投資信託の純資産額の10%を超えて、いかなる機関にも預託できない。以下の機関による保管またはこれにより発行された保管を証明する証券または保証された証券の場合、上記制限は30%まで引上げられる。

(aa) EUの信用機関

(bb) 欧州経済地域(「EEA」)加盟国(ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)により認可された銀行

(cc) EU加盟国またはEEA加盟国以外の、1988年7月の「バーゼル自己資本比率規制合意」の調印国(スイス、カナダ、日本、米国)によって認可されている銀行

(dd) ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドで認可された銀行

(ee) 受託会社

(ff) 受託会社に随時関係する会社

() 関係会社および関係機関は、本(b)の目的においては同一の発行体と見做される。

(c) non-UCITSの契約型投資信託は、同一発行体によるいかなるクラスの証券についてもその10%を超えて保有できない。

(d) 管理会社は、その管理するすべての投資信託について業務を行うにつき、発行体の経営に重大な影響を及ぼし得る議決権付株式を取得することはできない。

(e) non-UCITSの契約型投資信託は、アイルランド中央銀行の認可を条件に国、その州もしくは地方公共団体、または一もしくは複数の国がメンバーである公的国際機関により発行または保証された複数の譲渡性のある証券にファンドの資産の100%まで投資できる。

- (f) non-UCITSの契約型投資信託は、下記の条件の下で、他の投資信託の受益証券を取得することができる。
- () ファンドの純資産の20%までの投資であること。
 - () non-UCITSの契約型投資信託が、同じ管理会社により管理される投資信託の受益証券に投資する場合、投資がなされるファンドの管理会社は、受益証券の取得に関して自らの勘定で請求する権利を有する当初手数料を放棄しなければならない。
 - () 他の投資信託の受益証券に投資したことによりnon-UCITSの契約型投資信託の管理会社が受領した手数料は、当該non-UCITSの契約型投資信託の資産に払い込まなければならない。

(5) 管理会社

UCITS 規則に従い、アイルランド中央銀行は、UCITS 規則に基づきアイルランド中央銀行に申請している管理会社に対し、管理会社として業務を行う認可を付与し、またはその付与を拒否することができる。認可の付与については、規則第17条および第18条に定められる条件および要件に従う。

管理会社の業務

- (1) (a) UCITS 規則に別段に規定される場合を除き、管理会社は、UCITS 規則または通達に従って認可されたUCITS、およびUCITS 規則に規定されておらず、管理会社が慎重な監督に服するものの、通達に基づきその他のEU加盟国では販売することのできないその他の投資信託の管理以外の業務に従事しないものとする。
- (b) 契約型投資信託、一般契約型投資信託および会社型投資信託を管理する業務には、付属書類1に規定される業務が含まれるが、それに限られない。
- (2) (a) (b)に従い、管理会社は、投資信託の管理のほか、以下の追加業務を提供することにつき認可を受けることができる。
- () 投資家により一任ベースおよび各顧客ベースで付与される委任に従い、年金基金が保有するものを含む投資ポートフォリオの運用(当該ポートフォリオがMIFIDの添付書類セクションCに挙げられた一または複数の投資証券を含む場合)
 - () 非中核業務として、
 - () 通達(2004/39/EC)セクションCの添付書類1に挙げられた一または複数の証券に関する投資助言
 - () 投資信託の受益証券に関する保管および管理
- (b) 管理会社は、
- () (a)()および()に規定される業務のみの提供を目的としては認可されないものとする。
 - () (a)()に規定される業務の提供の認可を受けることなく、(a)()に規定される非中核業務の提供を目的としては認可されないものとする。
- (3) 規則第3条(1)における「管理会社」の定義およびMIFID規則第32条、第33条、第76条および第99条ないし第102条は、必要なすべての修正をもって、管理会社による(2)項(a)()および()に規定される業務の提供に適用されるものとする。
- (4) 個々のポートフォリオ運用業務を提供する管理会社は、MIFID規則に基づきアイルランド中央銀行が公表する顧客資産要件を遵守するものとする。
- (5) 投資信託業務の提供の一環として、UCITS 規則に従い認可された管理会社は、申込金および販売会社に関する資金の処理のために顧客資産勘定を維持することができる。かかる場合、管理会社は、MIFID規則に基づきアイルランド中央銀行が公表する顧客資産要件を遵守し(場合に依りて)、規則第123条に従いアイルランド中央銀行によって課せられる条件に従うものとする。

管理会社の認可の条件および認可取消しの理由

- (1) 他の法律上の規定を害することなく、管理会社は、以下の場合を除き、アイルランド中央銀行により認可されないものとする。
- (a) 国内に、その登記上の事務所および本店を有する法人である場合

- (b) 最低125,000ユーロの当初資本額を有する場合
- (c) 管理会社の業務を有効に遂行する者は十分に優良な評判を有し、管理会社が運用するタイプのUCITSについて十分な経験を有する場合
- (2) (a) 管理会社と他の自然人もしくは法人との間に緊密な関係が存在している場合、アイルランド中央銀行は、かかる関係がアイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げない場合にのみ認可を行うものとする。
- (b) 管理会社が緊密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人を支配する第三国の法律、規則もしくは行政規定またはこれらの執行に伴う困難がアイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げる場合、アイルランド中央銀行は、認可を拒否するものとする。
- (c) アイルランド中央銀行は、本項に規定される条件の継続的な遵守を監視するためにアイルランド中央銀行が要求する情報の提供を管理会社に義務付けるものとする。
- (3) 管理会社の業務遂行は、(1)項(c)号に規定される条件を満たす最低二名の者が決定するものとする。
- (4) (5)項ないし(7)項に従い、管理会社のポートフォリオの純資産価額が250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、250,000,000ユーロを超える超過分の0.02%に相当する追加の自己資金を提供するものとする。
- (5) 当初資本金と(4)項に基づき管理会社が保持するべき追加額の合計は、10,000,000ユーロを上回る必要はないものとする。
- (6) 管理会社の自己資金は、通達(2006/49/EEC)の条項に従いアイルランド中央銀行が定めた額を下回らないものとする。
- (7) (a) 管理会社は、金融機関または保険会社が行う同額の保証から利益を得た場合、上記(4)項に記載された追加の自己資金額の50%を限度に提供する必要はない。
- (b) 当該金融機関または保険会社はEU加盟国に登記上の事務所を置くものとするが、第三国にその登記上の事務所を置くこともできる。ただし、当該機関または会社は、共同体の法律に定められたものと同様であるとアイルランド中央銀行が判断した慎重な規則に従わなければならない。
- (8) 上記(4)項において、以下のポートフォリオが管理会社のポートフォリオと見做されるものとする。
- (a) 管理会社が運用するユニット・トラストおよび契約型投資信託で、管理会社が運用機能を委任したポートフォリオを含むが、管理会社が委任に基づき運用しているポートフォリオを含まないもの。
- (b) 管理会社とその管理会社として指定された会社型投資信託
- (c) 管理会社が運用するその他の投資信託で、管理会社が管理機能を委任したポートフォリオを含むが、管理会社が委任に基づき運用しているポートフォリオを含まない。
- (9) 上記(1)(c)において、管理会社は、管理会社の業務を有効に遂行する者およびかかる者の役職を承継する各人の氏名を直ちにアイルランド中央銀行に通知するものとする。
- (10) 管理会社は、認可を取得次第速やかに業務を開始できるものとする。
- (11) アイルランド中央銀行は、認可が付与されているか否かに関わらず、記入済みの申請書を受領した日から6か月以内に、申請中の管理会社に通知するものとする。認可が拒否された場合にはその理由が通知されるものとする。
- (12) 認可を拒否された申請中の管理会社は、規則第135条に従い、裁判所に申請を行うことができる。
- (13) 申請中の管理会社は、アイルランド中央銀行が(11)項に定められる期間内に認可について決定を行わなかった場合、(12)項に定められる裁判所に申請を行う権利と同一の権利を有するものとする。
- (14) アイルランド中央銀行は、管理会社が以下に該当する場合にのみ、管理会社に対して発行した認可を取り消すことができる。
- (a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上前からUCITS規則に規定される業務を行っていない場合。ただし、アイルランド中央銀行がかかる場合に認可が自動的に失効することを規定している場合を除く。
- (b) 管理会社が虚偽の申告または他の不正な方法により認可を取得した場合
- (c) 管理会社が、認可が付与される根拠となる条件を満たさなくなった場合

- (d) 管理会社の認可が規則第16(2)(a)()に規定されるポートフォリオの一任運用業務も含む場合に、管理会社が通達(2006/49/EC)を遵守しない場合
- (e) 管理会社が、UCITS 規則に従って課されるアイルランド中央銀行の規則または要件に著しくまたは組織的に違反した場合

認可の申請

- (1) 申請中の管理会社の認可の申請には、アイルランド中央銀行が合理的に随時指定する様式により、同じく指定する詳細事項を記載し、また上記の一般性を害することなく、アイルランド中央銀行が以下に関連して要請する詳細事項または情報を記載するものとする。
 - (a) 申請中の管理会社が実行を予定しまたは実行しそうな業務の種類
 - (b) 申請中の管理会社について適格に株式を保有している者またはかかる管理会社を所有する者
 - (c) 申請中の管理会社の基本定款および通常定款
- (2) 申請中の管理会社は、アイルランド中央銀行に対し以下を充足しない限り、アイルランド中央銀行により認可されないものとする。
 - (a) 申請中の管理会社が、その業務がUCITS 規則の要件に従った方法で遂行されることを確保するための準備を行ったこと。
 - (b) 適用ある場合、申請中の管理会社の基本定款および通常定款には、UCITS 規則に従い、かつアイルランド中央銀行が課すことのある条件もしくは要件またはこれらの両方に従い、かかる管理会社の運営を可能にするに足りる条項が記載されること。
 - (c) 申請中の管理会社が、アイルランド中央銀行により指定された最低資本レベルを有すること。
 - (d) その取締役およびマネジャー各々の清廉性および能力
 - (e) その適格株主各々の適当性
 - (f) 申請中の管理会社の設立構造および運用技能ならびに申請中の業務を遂行するため適切な水準の専門技能を備えた人員を雇用していること。
 - (g) 申請中の管理会社が、アイルランド中央銀行がその監督機能を遂行するために必要な一切の情報を提供されることおよび公衆がアイルランド中央銀行が指定する情報を提供されることを可能とするための手順を確立しており、またこれに従う予定であること。
 - (h) 申請中の管理会社およびその関連するかまたは関係する企業が、適宜および実行可能である場合に、アイルランド中央銀行により適切に監督され得るような事業構造を有すること。
 - (i) その業務の遂行、財源および認可管理会社を適正かつ秩序だてて規制しかつ監督するため、および投資家保護のためアイルランド中央銀行が必要と見做すその他の事項
- (3) アイルランド中央銀行は、認可管理会社が維持する資本の水準について条件または要件を随時に課すことができ、UCITS 規則およびMIFID規則に定められる資本要件を考慮するものとする。
- (4) アイルランド中央銀行は、UCITS 規則に基づき認可が付与された時点またはそれ以後、認可管理会社または申請中の管理会社の取締役の任命または最高業務執行役員もしくはマネジャーもしくはこれらと同等の役職の任命が、アイルランド中央銀行から事前に書面で承認を得ることを条件とし、認可管理会社または申請中の管理会社が被任命者の清廉性および能力についてアイルランド中央銀行の満足を得ない限り、かかる承認が付与されないよう要求することができる。
- (5) アイルランド中央銀行は、認可管理会社に対し、管理会社の適正かつ秩序だった規制および監督のためもしくは投資家保護のためまたはこれらの両方のため、基本定款または通常定款の変更を指図することができる。
- (6) UCITS 規則に基づきアイルランド中央銀行により付与される認可は、認可管理会社が提供するべき業務の種類を特定するものとする。
- (7) (a) アイルランド中央銀行は、非常に多くの者を、UCITS 規則上の授権された役員として書面で認めることができ、また当該授権を取り消すことができる。
 - (b) アイルランド中央銀行は、認可を付与しまたは拒絶する前のいつでも、申請中の管理会社に追加の情報を請求するか、または授権された役員に対し、UCITS 規則に基づく申請を正当に

評価するために必要な照会を行うかもしくは調査を実行するよう指示することができ、当該照会または調査はUCITS 規則に従い実行されるものとする。

- (8) アイルランド中央銀行は、以下に該当する申請中の管理会社を認可する前に関係するその他のEU加盟国の管轄当局と協議するものとする。
- (a) 他のEU加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の子会社
 - (b) 他のEU加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の親会社の子会社
 - (c) 他のEU加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社を支配する自然人または法人により支配される管理会社
- (9) (a) 管理会社について、アイルランド中央銀行は、当該管理会社の母国であるEU加盟国と当該管理会社のホスト国であるEU加盟国の間の責任の分担を考慮しつつ、通達に定められるUCITS 規則を適用し、UCITS 規則の関係条項はこれに準じて解釈されるものとする。
- (b) UCITS 規則に従い、管理会社は、() 管理会社の適正かつ秩序だった規制および監督もしくは() 投資家もしくは顧客または両者の保護のためまたはこれらの両方のため、アイルランド中央銀行により課される条件もしくは要件またはこれらの両方を遵守するものとする。
- (10) アイルランド中央銀行は、UCITS 規則に基づき認可された管理会社および適切かつ実行可能である場合に、関連会社または関係会社の事業が、共同でまたは個別に、UCITS 規則に基づきアイルランド中央銀行が納得するように監督され得るように、アイルランド中央銀行により監督されない関連会社または関係会社の事業または会社の構造または管理を構築するという要件を申請中の管理会社または認可管理会社に課することができる。

管理会社が規則第16条および第17条を遵守することを確保するアイルランド中央銀行の義務

- (1) アイルランド中央銀行は、認可管理会社が常に規則第16条および第17条(1)ないし(9)に定められた条件を遵守することを要求するものとする。
- (2) (a) 管理会社の自己資金は規則第17条により義務付けられるレベルを下回ってはならない。
- (b) ただし下回った場合には、アイルランド中央銀行は、状況が許す場合には、当該管理会社に対し状態を改善するかまたは業務を停止するため一定の猶予を認めることができる。

適格保有

- (1) 管理会社の適格保有は、証券分野における投資に関するMIFID規則第10条で定められた規則に従うものとする。
- (2) 関係条項は、MIFID規則に定められる意味の範囲内の投資会社での取引の取得に適用されるため、必要なすべての修正をもって、管理会社の適格保有に適用されるものとする。
- (3) MIFID規則第15部は、(2)項に規定されるとおり適用される関係条項に関連する範囲内で、必要なすべての修正をもって、上記のとおり適用される関係条項に適用されるものとする。
- (4) MIFID規則第16部は、(2)項に規定されるとおり適用される関係条項に関連する範囲内で、必要なすべての修正をもって、上記のとおり適用される関係条項に適用されるものとする。
- (5) UCITS 規則において、
- (a) MIFID第10条、関係条項またはMIFID規則第15部もしくは第16部に記載された「投資会社」との表現は、それぞれ「管理会社」と解釈される。
 - (b) 「関係条項」とは、() MIFID規則第13条および第30条ならびに() MIFID規則第14部をいう。

慎重な規則

- (1) アイルランド中央銀行は、UCITS 規則に基づき授權されたUCITSの運用業務について、管理会社が常に遵守すべき慎重な規則を作成する。
- (2) 特に、アイルランド中央銀行は、管理会社が運用するUCITSの性質も考慮しつつ、各管理会社に対し以下を要請する。

- (a) 管理会社が、電子的データ処理および適切な社内管理機構について、堅実な運営・会計上の手順、統制および保護上の取決めを行っていること。これには、特に、従業員による個人取引に係る規則または自己資金での投資を目的とする金融商品の保有もしくは金融商品への投資の管理に係る規則を含み、とりわけ、ファンドに関わる各取引がその端緒、その当事者、性質ならびにその実行時期および場所により再構築され得ること、ならびに管理会社が運用する契約型投資信託または会社型投資信託の資産がファンド規則または設立書類および有効な法律条項に従って投資されることの確保を含む。
- (b) U C I T S または顧客の利益が、会社とその顧客の間、各顧客の間、顧客とU C I T S の間または2つのU C I T S の間の利益相反により害されるというリスクを最小化するような仕組みをもって管理会社が設立されること。
- (3) その認可が規則第16条(2)(a)()に規定されるポートフォリオの一任運用業務も含む各管理会社は、
- (a) 顧客から事前に全般的承諾を得ていない限り、投資家のポートフォリオの全部または一部を、かかる管理会社が運用する契約型投資信託、一般契約型投資信託または会社型投資信託の受益証券に投資してはならない。
- (b) 規則第16条(2)(a)()および()に規定される業務について、投資家補償制度に関する1997年3月3日付欧州議会および理事会通達(97/9/EC)に定められる規定に従い、1998年投資家補償法(1998年第37号)を遵守するものとする。
- (4) 付属書類4に規定される要件は、U C I T S 規則上、効力を有するものとする。

委任

- (1) アイルランド規則第17条Fに基づき、管理会社は、会社の業務をより効率的に遂行するため、その業務を第三者に委任することができる。ただし、
- (a) 管理会社が適切な方法でその旨をアイルランド中央銀行に通知していること(この場合、アイルランド中央銀行は、管理会社が運用するU C I T S の母国であるEU加盟国の管轄当局にその旨を遅滞なく伝達するものとする。)
- (b) 委任により、管理会社に対する監督の有効性が妨げられないこと、および特に、管理会社はその投資家の最善の利益のために行為することまたはU C I T S が投資家の最善の利益のために運用されることが妨げられてはならないこと。
- (c) 委任が投資運用に関わる場合、資産の運用を目的に認可されまたは登録されており、慎重な監督に服する企業に対してのみ委任が行われること。委任は、管理会社が定期的に定める投資配分基準に従うことを要すること。
- (d) 委任が投資運用に関わるもので、第三国の企業に対し行われた場合、アイルランド中央銀行と関係する第三国の監督官庁の間の協力が保証されること。
- (e) 投資運用の中核機能に関する委任は、その利益が管理会社または受益者の利益と相反する可能性がある受託会社またはその他の企業に対し行われないこと。
- (f) 管理会社の業務を遂行する者が、委任先の企業の業務を常に有効に監視できるような措置が実行されること。
- (g) 委任は、管理会社の業務を遂行する者が、職務の委任先企業に対しいつでも更なる指示を付与することまたは委任を撤回することを妨げるものではなく、またいずれの場合にも投資家の利益になる場合には速やかに効力を生じること。
- (h) 委任される職務の性質を考慮して、職務の委任先企業は適格であり、当該職務の実行が可能であること。
- (i) U C I T S により発行される目論見書には、管理会社がU C I T S 規則に従い委任を認められている職務のリストを記載すること。
- (2) 管理会社または受託会社のいずれの責任も、管理会社が機能を第三者に委任したという事実により影響を受けるものではなく、また管理会社は、自らが連絡機関のみになるような機能の委任を行ってはならないものとする。

業務遂行規約

- (1) アイルランド中央銀行は、認可管理会社が常に遵守する業務遂行規約を作成するものとする。かかる規約には、少なくとも本項に定められる原則を導入するものとする。かかる原則により、管理会社が以下を行うことを確保するものとする。
 - (a) 認可管理会社が運用するUCITSの最善の利益のために、かつ、市場の健全性のために、その業務活動を誠実かつ公正に行うこと
 - (b) 認可管理会社が運用するUCITSの最善の利益のために、かつ、市場の健全性のために、適切な手腕を発揮し、注意義務を尽くし、かつ、配慮を行って行為すること
 - (c) 認可管理会社の業務活動の適正な履行のために必要な財源および方策を有し、これらを効率的に活用すること
 - (d) 利益相反を回避するよう努め、回避できない場合には、認可管理会社が運用するUCITSが公正に取引されることを確保すること
 - (e) 認可管理会社の投資家の最善の利益を拡大し、市場の健全性を促進するために、認可管理会社の業務活動の遂行に適用されるすべての規制上の要件を遵守すること
- (2) 付属書類5に規定される要件は、UCITS 規則上、効力を有するものとする。

投資家の苦情

- (1) (a) 管理会社または会社型投資信託(該当する場合)は、投資家の苦情を適正かつ速やかに処理することを確保するため、透明性のある手続きおよび仕組みを構築、実施および維持するものとする。かかる方法により、投資家がEU加盟国である自国の公用語で苦情を申し立てることを可能にするものとする。
 - (b) 管理会社はまた、公衆またはアイルランド中央銀行の要請に応じて情報を公開するために適切な手続きおよび仕組みを構築するものとする。
- (2) 管理会社は、各苦情およびその解決のために講じられた措置が記録されるようにするものとする。
- (3) 管理会社は、投資家が無料で苦情を申し立てられるようにするものとする。(1)項に規定される手続きに関する情報は、無料で投資家に提供されるものとする。
- () 1990年ユニット・トラスト法およびnon-UCITSに関する通達の下で登録された、non-UCITSの契約型投資信託の管理会社は、以下の要件を満たすことを要する。
 - (a) アイルランド法または他のEU加盟国の法律に基づき設立された法人であること。
 - (b) 常に、125,000ユーロ(「財源要件」)または前年の固定諸経費の四分の一(「費用要件」)のいずれか多い方の額に相当する最低資本要件を維持しているとアイルランド中央銀行が判断すること。最低資本要件は、容易に利用可能な形態の適格資産として保持され、リーエン(留置権)または担保権を付されていないこと。

グループのメンバーである管理会社は、その最低資本要件をグループ外で維持すること。
管理会社は、本要件の継続的遵守を立証できる態勢にあること。
 - (c) 契約型投資信託の管理会社および受託会社の業務に対する有効なコントロールが互いに独立して行使されること。
 - (d) 管理会社の取締役は、契約型投資信託の受託会社の取締役を兼任しないこと。
 - (e) 管理会社の取締役のうち最低二名はアイルランドの居住者であること。

(6) 受託会社

受託会社に関する義務

資産の保管

- (1) 契約型投資信託の資産および一般契約型投資信託の資産は、UCITS 規則に従い、保管のために受託会社に委託されるものとする。
- (2) 規則第36号に規定される受託会社の責任は、保管中の資産の一部または全部を第三者に委託したことによって影響を受けないものとする。

受託会社の義務

- (1) 受託会社は、以下を行うものとする。
 - (a) 契約型投資信託もしくは一般契約型投資信託のために、または管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却がUCITS 規則および信託証書または設立証書(場合による。)に従って遂行されるようにすること。
 - (b) 受益証券の価格がUCITS 規則および信託証書(契約型投資信託の場合)または設立証書(一般契約型投資信託の場合)に従い計算されるようにすること。
 - (c) 管理会社の指示をUCITS 規則または信託証書(契約型投資信託の場合)もしくは設立証書(一般契約型投資信託の場合)に抵触しない限り実行すること。
 - (d) 契約型投資信託または一般契約型投資信託の資産の取引において、通常の制限時間内に対価が受領されるようにすること。
 - (e) 契約型投資信託または一般契約型投資信託の収益がUCITS 規則および信託証書または設立証書(場合による。)に従って充当されるようにすること。
- (2) 受託会社は、各年次計算期間における契約型投資信託または一般契約型投資信託(場合による。)の管理に関する管理会社の行為を調査し、かつ、その結果を受益者に報告するものとする。受託会社の報告書は、当該報告書の写しを規則に基づき義務付けられる年次報告書に盛り込むことができるよう、適時に管理会社に交付されるものとする。かかる報告書には、(a) 信託証書または設立証書(場合による。)およびUCITS 規則により、管理会社および受託会社の投資および借入権限に課せられた制限を遵守し、かつ(b) その他については信託証書または設立証書(場合による。)の条項およびUCITS 規則を遵守して、受託会社の意見において管理会社が当該期間に契約型投資信託または一般契約型投資信託(場合に応じて)を管理したか否かについて記載し、また遵守していない場合には、遵守していない点およびそれに対して受託会社がとった措置を内容とするものとする。

受託会社

- (1) 国内にその登記上の事務所を有するか、または他のEU加盟国にその登記上の事務所を有する場合は、国内に営業所を設立していること、かつ、
- (2) (a) 払込資本金がアイルランド中央銀行の認可要件に規定された額を下回らない、加盟国で認可された金融機関であること、または、
 - (b) 払込資本金がアイルランド中央銀行の認可要件に規定された額を下回らない金融機関の国に設置された支店であること、または、
 - (c) 国内の会社であり、かつ、
 - () 金融機関の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関はアイルランド中央銀行の認可要件に規定された制限を下回らない払込資本金を有していること。)
 - () アイルランド中央銀行によって、金融機関と同等であると見做される第三国の機関の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関はアイルランド中央銀行の認可要件に規定された制限を下回らない払込資本金を有していること。)
 - () (a)、(b)または(c)()もしくは(c)()に基づき受託会社によって提供される受益者保護と同等の保護を受益者に提供する機関または会社であるとアイルランド中央銀行によって見做されるEU加盟国または第三国の機関または会社の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は当該機関または会社によって保証され、かかる機関または会社はアイルランド中央銀行の認可要件に規定された額を下回らない払込資本金を有していること)。
- (3) 受託会社はUCITS 規則の下でその機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点で、アイルランド中央銀行の要求を満たすこと。
- (4) UCITS 規則において、アイルランド中央銀行の認可要件とは、アイルランド中央銀行が随時公表するアイルランド中央銀行の認可および監督要件ならびに信用機関の基準をいう。
- (5) 受託会社は、請求に応じて、受託会社はその職務を遂行する間に入手したすべての情報およびアイ

ルランド中央銀行がUCITSによるUCITS規則の遵守を監督するために必要なすべての情報をアイルランド中央銀行が入手できるようにするものとする。

- (6) 管理会社の母国であるEU加盟国が国ではない場合、受託会社は、管理会社との間で、規則および国において受託会社に適用されるその他の法律、規則または行政規定で定められる機能を受託会社が果たすことを可能にするために必要と見做される情報の流出を規制する書面による契約を締結するものとする。
- (7) 添付書類6に規定される要件は、UCITS規則上、効力を有するものとする。

受託会社の責任

- (1) 受託会社は管理会社および受益者に対し、正当化できないその義務の不履行または不適切な義務の履行の結果これらの者が受けた損害について責任を負う。
- (2) 受益者に対する責任は、直接もしくは管理会社を通じて間接的に訴求されるが、それは受託会社、管理会社および受益者間の関係の法的性質による。

単一の会社が管理会社および受託会社を兼任することの禁止

- (1) 管理会社および受託会社は、各々の役割において独立して受益者の利益のみのために行なわなければならないとの観点から、同一UCITSについて単一の会社が管理会社と受託会社を兼任してはならない。
- (2) 契約型投資信託または一般契約型投資信託として設定されたUCITSの資産は、UCITSに排他的に帰属するものとする。資産は、受託会社もしくはその代理人またはこれらの両方の資産から分離され、他の企業または法主体に対する負債または請求額の支払い(直接的か間接的かを問わない。)には使用されず、またかかる目的で使用することはできないものとする。
- (3) 契約型投資信託または一般契約型投資信託として設定されたUCITSがアンブレラ・ファンドとして設立される場合、資産は、関連するサブ・ファンドに排他的に帰属するものとし、他のサブ・ファンドの負債またはそれに対する請求額の支払い(直接的か間接的かを問わない。)には使用されず、またかかる目的で使用することはできないものとする。
- (4) 受益者の負債は、受益証券の申込みのために当該受益者が拠出することに同意した金額に制限されるものとする。信託証書または設立証書の条項は、受益者および信託証書または設立証書(場合に応じて)の当事者であるかのように受益者を通じて権利を主張するすべての者に対して拘束力を有するものとする。

管理会社等の置換えに関する条件を規定する信託証書等

信託証書(契約型投資信託に関して)および設立証書(一般契約型投資信託に関して)は、管理会社および受託会社の交替に関する条件およびかかる置換えの場合に受益者の保護を保證するための規則を規定するものとする。

- () 1990年ユニット・トラスト法の下に登録されたnon-UCITSの契約型投資信託の受託会社の要件は以下のとおりである。
- (a) アイルランド法または他のEU加盟国の法律に準拠して設立された法人であること。
- (b) () 6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の最低払込済資本金を有し、アイルランドで認可されている金融機関であること。
- () 6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の最低払込済資本金を有し、1977年12月12日付第一理事会通達が上記のように適用される金融機関の、アイルランドで設立された支店であること。
- () EU加盟国で設立された会社で、
- (aa) 1977年12月12日付第一理事会通達が適用される金融機関の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関は6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の払込済資本金を有していること)。

- (bb) アイルランド中央銀行によって、1977年12月12日付第一理事会通達が適用される金融機関と同等であると見做されるEU非加盟国の機関の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は親機関によって保証され、かかる親機関は6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の払込済資本金を有していること)。
- (cc) 上記()、()、() (aa)および() (bb)に基づき受託会社によって提供される受益者保護と同等の保護を受益者に提供する機関または会社であるとアイルランド中央銀行によって見做されるEU加盟国またはEU非加盟国の機関または会社の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は機関または会社によって保証され、かかる機関または会社は6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の払込済資本金を有していること)。
- (c) 受託会社は、その機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点でアイルランド中央銀行の要求を満たすこと。受託会社は、その業務を効率的に行うのに十分な運用財源を有するという点で、アイルランド中央銀行の要求を満たすこと。その上、その取締役および経営者は、高潔な人物であり、適切な水準の知識と経験を有していなくてはならない。受託会社は、その従業員が適性を有し、十分に訓練を受け、適切に監督される旨保証できるように、適切な記録と十分な手配をもって、その社内業務を合理的な方法で組織・監督しなければならない。法令を遵守するために適切に決められた手続きがなされなければならない。受託会社は、開放的かつ協力的な方法でアイルランド中央銀行に対応しなければならない。
- (d) 金融機関ではない受託会社は以下の条件を満たすこと。
- () 受託会社は、常に、125,000ユーロ(「財源要件」)または前年の固定諸経費の四分の一(「費用要件」)のいずれか多い方の額に相当する最低資本要件に従うこと。受託会社の最低資本要件は、容易に利用可能な形態の適格資産として保持され、リーエン(留置権)または担保権を付されていないこと。
- グループのメンバーである受託会社は、その最低資本要件をグループ外で維持すること。受託会社は、本要件の継続的遵守を立証できる態勢にあること。
- 財源(返済金を含む。)の計算の際に組み込まれる劣後ローンまたは資本出資の形態はアイルランド中央銀行の承認を得ること。
- 上記の要件に関する詳細および補足説明は「資本金遵守要件」に記載される。この書類は随時変更され、「最低資本要件遵守報告書」を含み、また「NUシリーズ通知」の一部を構成する。
- () 受託会社の取締役の任命はアイルランド中央銀行から事前に承認を得ること。取締役の退任は速やかにアイルランド中央銀行に通知すること。
- () 受託会社の取締役のうち最低2名はアイルランド居住者であること。
- () 所有権または多額の株式保有の変更案については、アイルランド中央銀行の承認を得ること。本条件における多額の株式保有は、受託会社の10%以上の株式の保有と定義される。
- () 受託会社の半期財務計算書および監査済年間財務計算書をアイルランド中央銀行に提出すること。半期計算書は、当該報告期間から2か月以内、また年次計算書は当該報告期間から4か月以内に提出すること。受託会社の株主の監査済年次計算書もまた提出すること。

(7) 関係法人

(a) 投資顧問会社

多くの場合、契約型投資信託の管理会社は他の会社と投資顧問契約を締結し、この契約に従って、投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針および信託証書中の投資制限に従い、組入証券の分散組入および証券の売買に関する継続的な助言および運用業務をファンドに提供する。

(b) 販売会社および販売代理人

管理会社は、ファンドの受益証券の公募または私募による販売のため、単独もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができるが、その義務はない。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法または募集計画について適切な記載がなければならぬ。

(B) 有限責任組合型の投資信託

有限責任型の投資信託は1994年の有限責任組合型投資信託法に基づいている。有限責任組合型の投資信託はアイルランド中央銀行の認可および監督に服し、アイルランド中央銀行はこれらに条件を付すことができる。

(C) 一般契約型投資信託

UCITSの一般契約型投資信託は、アイルランド規則に基づいており、non-UCITSの一般契約型投資信託は、2005年法に基づいており、両者はアイルランド中央銀行の認可および監督に服する。

(D) 会社型の投資信託

() 会社型の投資信託は、これまでアイルランド規則およびアイルランド会社法に基づき、公開有限責任会社として設立されてきた。

UCITSまたはnon-UCITSの形態を有する会社型投資信託のすべての株式は株主に対し、株主総会において1株につき1票の議決権を与える。ただし、一人の者が年次株主総会で本人または代理人として議決権を行使し得る株式数についてのアイルランド法の制限に従い、かつ、一定の範疇に属する者に関しまたは一人の者が保有し得る株式の割合に関して定款中に定められる議決権に関するその他の制限に従う。

変動資本を有する会社型投資信託の資本金は定額ではない。その株式は無額面である。変動資本を有するUCITSではない会社型投資信託の定款は、会社の発行済株式資本の最低額および上限額を記載しなければならない。ただし、定款は、株主の特別決議により変更することができる。

固定資本を有するUCITS型の会社型投資信託の資本金は、その定款により上限（授權資本）が定められる。授權資本は、株主総会により増額することができる。株式は額面またはプレミアム付で発行することができる。

() 変動資本を有する会社型投資信託（VCC）

VCCは公開有限責任会社であり、株主のためにその資産を各種組入証券に投資することを唯一の目的とする。その株式は公募または私募により販売され、その資本金の額は常に会社の純資産相当額である。

VCCは、有限責任会社の特殊な形態であり、アイルランド会社法の規定は、（UCITSとの関係で）アイルランド規則によって制限されない限度で適用される。

VCCは次の仕組みを有する。

VCCは、オープン・エンドまたは（1995年8月1日以降は）non-UCITSのVCC形態の場合はクローズ・エンドの会社として設立することができる。VCCがオープン・エンド型である場合、株式は、定款に規定された発行または買戻しの日のVCCの株式の純資産価格で継続的に発行され、また買戻される。発行株式は無額面で全額払込まなければならない。資本勘定は、株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

アイルランド規則は、UCITS VCCについて特定の要件を規定している。

- (a) VCCの資本金は常にVCCの純資産額に等しく、従って、法定準備金を設けない。
- (b) 取締役および監査人ならびにこれらの変更はアイルランド中央銀行に届出て、アイルランド中央銀行の承認を得ること。
- (c) 定款中にこれに反する規定がない場合、VCCはいつでも株式を発行することができること。
- (d) VCCは、株主の求めに応じて株式を買戻すこと。
- (e) VCCの株式は、VCCの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買戻されること。
- (f) 特定の期間内にVCCに純発行価格相当額が払込まれない限り、VCCは株式を発行しないこと。
- (g) VCCの定款中に株式の発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、資産評価の原則および方法を明記すること。
- (h) 定款中に、適用法規に従って、株式の発行および買戻しの停止条件を明記すること。
- (i) 定款中に発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定すること（UCITSについては1か月に最低2回とする。）。アイルランド中央銀行は、UCITSに評価日を減らすことが株主の利益を害さないという条件のもとで、かかる評価日を月に一度に減らすことを認めることがある。

(j) 定款中にVCCが負担する費用を規定すること。

(k) 株式は全額払込まれなくてはならず、かつ株式は無額面であること。

(l) 設立発起人に対する株式または類似証券の発行は法律により定める制限に従うこと。

上記の規則は、non-UCITS型のVCCと同様に適用される。ただし、アイルランド中央銀行が(d)の適用除外を認めて、VCCがクローズド・エンド型である場合、および(k)についてnon-UCITSのVCCが、一部払込済株式の発行が認められる財産またはベンチャー/開発キャピタル手段として設立されている場合については、この限りではない。

() 固定資本を有する会社型投資信託(FCC)

一般に、かかる会社の資本は、1株1ユーロの、100人の設立発起人株式と1株1ユーロ・セントの大量の種類のない優先株式との二種類に分けられる。発起人株式は会社の普通株式であり、これに対して種類のない優先株式が優先する。種類のない株式は、記名式株式または参加株式として発行される。参加株式は、ファンドの投資者に発行され、かつ多額のプレミアム付で発行される。額面金額が会社の固定資本を形成し、プレミアムは、株式プレミアム勘定に入れられる。株主が株式を会社に売却することを希望する場合、かかる株式のセント表示の額面は新しく発行された株式の手取金から償還され、一方、株式のプレミアム金額は、プレミアム勘定から償還される。会社が株式を償還するが引受人に新株を発行しない場合は、会社は、新株の手取金を提供する管理会社に対して、額面株式の形態の種類のない株式を1株1ユーロ・セントで発行することができる。償還に際して株主に償還されるプレミアムの額は、特定の時における会社の資産価値による。資本に関するこうした重要な点を除き、FCCはあらゆる点でVCCに類似している。ただし、アイルランドの会社法の一部の規定は、UCITSではないVCCに適用されない。

() 会社型投資信託の投資制限

上記3.(A)(4)()および()記載のユニット・トラストに適用される投資制限は、UCITS型およびnon-UCITS型それぞれの会社型投資信託に同様に適用される。

() 会社型投資信託

(A)(a)()アイルランド中央銀行は、ある会社型投資信託が実行する事業タイプについて、その各取締役の評判があまり芳しくないかまたは経験が十分ではない場合には、当該会社型投資信託を認可しないものとする。

(a) 会社型投資信託の取締役の氏名およびかかる者の役職を承継する各人の氏名は、アイルランド中央銀行に通知しなければならない。

(b) 会社型投資信託は、認可が付与され次第、速やかに事業を開始することができる。

(c) 会社型投資信託は、自らのポートフォリオの資産のみを運用することができ、いかなる状況においても、第三者を代理して資産を運用する委任を受けることはできない。

(B) 会社型投資信託が管理会社を任命していない場合、

(a) アイルランド中央銀行は、以下の場合に会社型投資信託を認可する。

() 会社型投資信託が最低300,000ユーロの当初資本を有する場合

() 会社型投資信託が、アイルランド中央銀行に、認可申請書にその組織構造を記載した業務プログラムを提出している場合

() 会社型投資信託の業務の遂行が、アイルランド規則第41条(1)に基づきアイルランド中央銀行が定める条件を充足する最低2名の者により決定される場合

(b) 会社型投資信託と他の自然人または法人との間に緊密な関係が存在している場合、アイルランド中央銀行は、かかる関係がアイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げない場合にのみ認可を行う。

(c) アイルランド中央銀行はまた、会社型投資信託が緊密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人を支配する非加盟国の法律、規則もしくは行政規定またはこれらの執行に伴う困難が、アイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げる場合、認可を拒否する。

(d) 会社型投資信託となる予定のものは、認可が付与されたか否かについて、完全な申請書の受領日から6か月以内に通知される。認可が拒否された場合には、その理由が通知される。

(e) UCITS 規則において、「緊密な関係」とは、アイルランド規則第134条(2)(b)で定められ

る意味を有する。

(C) 業務の委任

(a) 会社型投資信託は、会社の業務をより効率的に遂行するため、その業務を第三者に委任することができる。ただし、

- () アイルランド中央銀行は適切な方法でその旨の通知を受けていること。
- () 委任は、会社型投資信託に対する監督の有効性を妨げないこと、および特に、会社型投資信託がその投資家の最善の利益のために行なうことまたは会社型投資信託が投資家の最善の利益のために運用されることを妨げてはならないこと。
- () 委任が投資運用に関わる場合、資産の運用を目的に認可されまたは登録されており、慎重な監督に服する企業に対して委任が行われること。委任は、会社型投資信託が定期的に定める投資基準に従うことを要すること。
- () 委任が投資運用に関わるもので、非加盟国の企業に対し行われた場合、アイルランド中央銀行と関係する非加盟国の監督官庁の間の協力が保証されること。
- () 投資運用の中核機能に関する委任は、その利益が会社型投資信託または受益者の利益と相反する可能性がある受託会社またはその他の企業に対し行われないうこと。
- () 会社型投資信託の業務を遂行する者が、委任先の企業の業務を常に有効に監視できるような措置が実行されること。
- () 委任は、会社型投資信託の業務を遂行する者が、職務の委任先企業に対しいつでも更なる指示を付与することまたは委任を撤回することを妨げるものではなく、またいずれの場合にも投資家の利益になる場合には速やかに効力を生じること。
- () 委任される職務の性質を考慮して、職務の委任先企業は適格であり、当該職務の実行が可能であること。
- () 会社型投資信託により発行される目論見書は、会社型投資信託が委任を認められている職務のリストを記載すること。

(b) 会社型投資信託または受託会社のいずれの責任も、会社型投資信託が機能を第三者に委任したという事実により影響を受けるものではなく、また会社型投資信託は、自らが連絡機関のみになるような機能の委任を行ってはならないものとする。

(D) (a) アイルランド中央銀行は、本規定に基づき授権された管理会社を指定しなかった会社型投資信託が常に遵守するべき慎重な規則を作成する。

(b) 特に、アイルランド中央銀行は、会社型投資信託の性質も考慮しつつ、会社型投資信託が、電子的データ処理および適切な社内管理機構について、堅実な運営・会計上の手順、統制および保護上の取決めを行っていることを要請するが、これには、特に、従業員による個人取引に係る規則または当初資金の投資を目的とする金融商品の保有もしくは金融商品への投資の管理に係る規則を含み、とりわけ、会社型投資信託に関わる各取引がその端緒、その当事者、性質ならびにその実行時期および場所により再構築され得ること、ならびに会社型投資信託の資産が設立書類および有効な法律条項に従って投資されることの確保を含む。

() 関係法人

(a) 受託会社 / 保管銀行

UCITSである会社型投資信託資産の保管は、アイルランド規則第33条により、受託会社 / 保管銀行に委託されなければならない。ただし、同規則第48条および第49条により、以下のいずれかの場合は、アイルランド中央銀行の裁量により、受託会社を置く義務が免除される。

- () 認可された会社型投資信託で、その株式が上場されている一または複数の証券取引所を通じてのみ株式が販売される場合。
- () 認可された会社型投資信託で、その株式の80%以上がその定款で指定された一または複数の証券取引所を通じて販売される場合。ただし、かかる株式は、その販売地域内に存するEU加盟国の証券取引所に上場されており、かつ、かかる会社型投資信託がかかる証券取引所外で行う取引は、証券取引所の取引価格でのみなされる場合に限る。かかる会社型投資信託の定款は、株式の販売国において証券取引所外における取引価格を値付けする証券取引所を特定しなければならない。

また上記()または()の場合に該当する会社型投資信託は、(aa)株式の純資産価格の計算の方法を定款に記載し、(bb)株式の証券取引所価格がその純資産価格から5%を超えて離れないよう市場に介入し、かつ(cc)株式の純資産価格を確定し、少なくとも週に二度アイルランド中央銀行に伝達し、かつ少なくとも月に二度公表しなければいけない。

上記3.(A)(6)() (a)から(g)に記載のユニット・トラストの受託会社に適用される要件および義務は、会社型投資信託の保管銀行に適用される。ただし、(a)契約型投資信託に関する記載は、会社型投資信託に関する記載として、(b)受益証券の記載は、株式の記載、(c)1990年ユニット・トラスト法の記載は、1990年会社法のパート (改正済)またはアイルランド規則(いずれか適用あるもの)の記載および(d)信託証書の記載は、定款の記載として解釈される。

ただし、かかる規則は、会社の収益への公衆による直接または間接の参加の便宜を促進することによる資本金の調達を禁じられている会社型投資信託の保管銀行には適用されない。

(b) 投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記3.(A)(7)「関係法人」中の記載事項は、実質的に、会社型投資信託の投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

4. アイルランドにおける投資信託の準拠法

(A) 設立関係法令

() アイルランド会社法が、契約型投資信託における管理会社、およびV C CまたはF C Cの形態の会社型の投資信託に対し適用される。

以下の要件は、公開有限責任会社の場合に適用される。

() 会社設立の要件

最低2名の株主が存在すること。

() 定款の記載事項

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

(a) 引受株主の身元

(b) 会社の形態および名称

(c) 会社の目的

(d) 引受資本および授權資本(もしあれば)の額。さらに、UCITSではないV C Cの定款には、当該時の会社の発行済株式資本が定款記載の最低額を下回らずまた上限額を超過していない旨記載しなければならない。

(e) 申込時の払込額

(f) 引受資本および授權資本を構成する株式の種類に記載

(g) 記名式または無記名式の株式の形態および轉換権(もしあれば)に対する制限規定

(h) 現金払込以外の出資の内容、条件、出資者の氏名

(i) 発起人に認められている特権または特典の理由およびその内容

(j) 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)に関する記載

(k) 取締役および監査役の選任に関する規約ならびにかかる機関の権限の記載

(l) 存続期間(適用ある場合)

(m) 会社の設立に際しもしくは設立によって会社に請求されるかまたは会社が負担するすべての費用および報酬の見積

() アイルランド規則には契約型投資信託の設定および運用ならびに会社型投資信託の設立に関する規定がある。

設立要件

上記の株式の全額払込に関する特別要件が必要とされている。

() アイルランドにおける投資信託の認可

(a) アイルランド規則第8条はアイルランド内のUCITSの認可要件を規定している。

() 次の投資信託はアイルランド中央銀行から認可を受けることを要する。

(aa) アイルランド国内に所在するUCITS。本規定のUCITSは、会社型投資信託または管理

会社が、その本店および登記簿上の事務所をアイルランド国内に有するUCITSをいう。

- (bb) 他のEU加盟国に所在するUCITSではあるが当該加盟国の監督官庁の認可を受けていないもので、その受益証券または株式がアイルランド国内またはアイルランドから外国に向けて募集もしくは販売される場合。
- () アイルランド規則に従わないUCITSは認可を拒否、または取消されることがある。当該決定に対し不服がある場合には、第一審裁判所(高等法院)に訴えることができる。認可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、当該UCITSは解散および清算される。
- (b) アイルランド中央銀行の権限と義務は、アイルランド規則に定められ、同規則第121条によりUCITSの監督権がアイルランド中央銀行に付与されている。
- (c) アイルランド規則による目論見書等の要件

会社型投資信託または管理会社により公表される情報

- (1) 会社型投資信託および管理会社(会社型投資信託が運用する一般契約型投資信託および契約型投資信託それぞれについて)は、以下を公表するものとする。
- (a) 目論見書
- (b) 各会計年度の年次報告書
- (c) 会計年度の上半期を対象とする半期報告書
- (2) 年次報告書および半期報告書は、その該当期間の終了から以下の期限内に公表されるものとする。
- (a) 年次報告書の場合は4か月以内
- (b) 半期報告書の場合は2か月以内

目論見書および定期報告の記載情報

- (1) (a) 目論見書は、投資者が提案された投資および特にこれに伴うリスクについての的確な情報に基づいた判断を行えるようにするための必要情報を含まなければならない。
- (b) 目論見書は、投資証券とは別に、ファンドのリスク内容につき明確かつ容易に理解可能な説明を記載しなければならない。
- (2) 目論見書は少なくとも付属書類11に記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が規則第91条(1)に従い当該目論見書に添付された信託証書、設立証書または定款に既に記載されている場合はこの限りではない。
- (3) 年次報告書は、貸借対照表または損益計算書、会計年度に関する詳細な収支計算書、会計年度の活動に関する報告書および付属書類12に規定されたその他の情報ならびに投資家がUCITSの活動の進行およびその業績についての的確な情報に基づいた判断を行えるようにするための重要情報を含まなければならない。
- (4) (a) 1963年会社法第148条(2)にもかかわらず、個別の計算書に関してパート 第1章または第2章が適用される可能性のある会社型投資信託は、以下の事項に従いこれらの計算書を作成することを選択することができる：
- () 代替会計基準、および
- () 1963年会社法第149条における国債財務報告基準に関する言及が当該代替会計基準に関する言及であるかのように当該第149条A。
- (b) (a)に基づき代替会計基準に従いその計算書を作成することを選択した会社型投資信託に1963年会社法第148条(4)、(5)および(6)を適用する場合、
- () 当該(4)における国際財務報告基準に関する言及は、当該代替会計基準に関する言及であるものとして読まれるものとし、また、
- () 「IFRS」が当該(4)、(5)および(6)に記載されるたびに「ABAS」(当該代替会計基準に関する言及であるものとして読まれるものとする。)と置き換えられるものとする。
- (c) UCITS 規則の目的上、計算書は、関連する計算書が関連法域で登録された会社または投資信託により作成されなければならなかった場合に、代替会計基準に従い作成されたものとみなされない場合、当該代替会計基準に従い作成されたものとみなされないものとする。

(d) U C I T S 規則において、

「代替会計基準」とは、会社または投資信託の計算書が、以下の場所においてかかる種類の基準を定める権限を有する機関(複数の場合もある。)により定められた基準に従う基準をいう：

() アメリカ合衆国

() カナダ

() 日本、または

() 1990年会社法第260A条(4)の目的上1990年会社法に基づき定められるように、その他以下本項に記載される項目の目的上規定される州または地域。

「関連法域」とは、関連する代替会計基準が効力を有する州および地域をいう。

(5) 半期報告書は少なくとも付属書類12第1項ないし第4項に規定される情報を含まなければならない。U C I T S が中間配当を支払ったかまたは支払う提案を行った場合、数値は、関連する半期に関する税引後の実績および支払われたもしくは提案された中間配当を示すものとする。

規則第89条の補足規定

(1) 規則第89条に従いU C I T S により発行された目論見書は、U C I T S が投資する権限を与えられている資産のカテゴリーを明示的に開示するものとする。U C I T S が金融派生商品の取引を行う権限を与えられている場合、目論見書は、以下の事項を示す顕著な記述を含まなければならない：

(a) かかる業務がヘッジ目的でまたは投資目標を達成する目的で行われる可能性があること、また

(b) かかる取引がU C I T S のリスク内容に与える可能性のある影響

(2) U C I T S は、

(a) 主に、以下のものに投資するか、または

() 預金

() U C I T S もしくはその他集合的な投資を行う投資信託またはその両方、または

() 金融派生商品

(b) 規則第71条に従い株式または債務証券を反復することを目指す場合、

目論見書の投資方針に注意を向ける顕著な記述および、必要に応じて、その他マーケティング・コミュニケーションを含まなければならない。

(3) U C I T S の純資産価格について、用いられる可能性のあるポートフォリオ構成またはポートフォリオ運用手法によりボラティリティが高くなる可能性がある場合、目論見書は、かかる特徴に注意を向ける顕著な記述および、必要に応じて、その他マーケティング・コミュニケーションを含まなければならない。

(4) U C I T S の管理会社または会社型投資信託は、受益者に対して、請求に応じて、以下に関連する補足情報を提供するものとする：

(a) 適用される定量的リスク管理

(b) 用いられるリスク管理手法、および

(c) U C I T S が関与する主な商品カテゴリーのリスクおよびイールドの最新の変化

信託証書等の目論見書等への添付

(1) (2)に従い、会社型投資信託の信託証書、設立書類または定款は、目論見書の不可欠な部分を構成し、それに添付されるものとする。

(2) (1)に記載される書類は、目論見書に添付される必要はない。ただし、投資家が請求により当該書類を受領することまたは受益証券が売買される各国において参照することのできる場所を通知されるものとする。

(3) (a) 会社型投資信託の発行する予備目論見書または類似する文書は、以下の事項を目立つ場所に明示的に記載するものとする：

() 受益証券の申込または購入の提案または勧誘を構成するものではないこと。

() 書類がアイルランド中央銀行により承認または検討されていないこと。

() 全ての関連情報を記載していない可能性があり、また、記載される情報は変更される可能性

- がありかつ依拠されてはならないこと。また、
- () 言及される会社型投資信託は、アイルランド中央銀行により承認されていないこと。
- (b) アンブレラ型ファンドの場合、目論見書は、1つのサブファンドから他のサブファンドへの投資対象の切り替えに適用される手数料を明示的に記載するものとする。

更新される目論見書

目論見書の主要素は更新されるものとする。

財務情報の監査

年次報告書に記載される財務情報は会社法に従い監査を法的に授権された一もしくは複数の監査人による監査を受けるものとする。監査人の報告書は、いかなる修正を含め、年次報告書に完全に転載されるものとする。

アイルランド中央銀行等に提供される目論見書等

アイルランド中央銀行によって認可されたUCITSは、目論見書またはその変更ならびに年次報告書および半期報告書をアイルランド中央銀行に送付するものとする。UCITSは、請求に応じ、その管理会社の本部のある国の管轄当局に対して当該文書を提供するものとする。

投資家に対する目論見書等の提供

- (1) 目論見書ならびに直近の年次報告書および半期報告書は、請求に応じ無料で投資家に提供されるものとする。
- (2) 目論見書は、耐久性のある媒体またはウェブサイトにより提供されうる。書面による写しが請求に応じ無料で投資家に交付されるものとする。
- (3) 年次報告書および半期報告書は、目論見書および規則において言及される主要投資家情報に規定される方法で、投資家に提供されるものとする。

年次報告書および半期報告書の書面による写しが請求に応じ無料で投資家に交付されるものとする。

他の情報の公表

受益証券の価格の公表

- (1) (2)に従い、UCITSは、受益証券を発行、販売、買戻しおよび償還するたびに、かつ少なくとも月に二度、受益証券の発行、販売、買戻しおよび償還価格を適切に公表するものとする。
- (2) ただし、アイルランド中央銀行は、UCITSがその評価の回数を月に1回まで減らすことを認めることができるが、かかる回数の減少は受益者の権利を害さないものとする。

投資家に対するマーケティング・コミュニケーション

投資家に対するすべてのマーケティング・コミュニケーションは、その旨明示的に特定できるものとする。マーケティング・コミュニケーションは、公正であり、明確でありかつ誤解を生じないものとする。特に、UCITSに関する具体的な情報を記載し、かつUCITSの受益証券の購入を勧誘するマーケティング・コミュニケーションは、目論見書に記載される情報および規則第98条において言及される主要投資家情報の重要性に反するかまたはそれを退ける記述を行わないものとする。マーケティング・コミュニケーションは、目論見書が存在すること、また規則第98条において言及される主要投資家情報が入手可能であることを示すものとする。マーケティング・コミュニケーションは、投資家または潜在的投資家がかかる情報または書類を入手できる場所および文言または当該情報または書類へのアクセス権を入手できる方法を記載するものとする。

主要投資家情報

投資家向け主要情報の作成

- (1) 会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各一般契約型ファンドおよび投資信託については管理会社は、投資家向け主要情報を記載する簡単な書類を作成するものとする。かかる書類は、UCITS規則の主要投資家情報に言及するものとする。「主要投資家情報」という用語を、当該書類に明確に記載するものとする。
- (2) 主要投資家情報は、関連するUCITSの本質的特徴に関し適切な情報を記載するものとし、投資家が提供される投資商品の内容およびリスクを理解し、それ故に、情報に基づき投資決定を行うことができるよう、投資家に提供される。
- (3) (a) 主要投資家情報は、関連するUCITSに関し以下の主要素について情報を提供するものとする：
 - () UCITSの確認
 - () 投資目的および投資方針の簡単な説明
 - () 過去の実績の概要または関連する場合には実績の状況
 - () 経費および関連費用、ならびに
 - () 投資リスク/利益の内容(関連するUCITSへの投資に伴うリスクに関する適切なアドバイスおよび警告を含む。)(b) かかる主要素は、他の書類に言及することなく、投資家が理解できるものとする。
- (4) 主要投資家情報は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を要求に応じてかつ無償でいつでも入手できる場所および方法を含め投資提案に関する追加情報の取得場所および取得方法ならびに当該情報が投資家に提供される旨の文言を明示的に記載するものとする。
- (5) 主要投資家情報は、簡潔かつ専門用語を使わずに記載されるものとする。かかる情報は、比較を考慮して一般的な形式で作成され、一般投資家が理解しやすい方法で提示されるものとする。
- (6) 主要投資家情報は、変更または補足(翻訳を除く。)が行われることなく、規則第117条に従い受益証券を売り出すためにUCITSが通知されるすべてのEU加盟国において使用されるものとする。

契約前情報等

- (1) 主要投資家情報は、契約前情報を構成するものとする。当該情報は、公正であり、明確でありかつ誤解を生じないものとする。当該情報は、目論見書の関連部分と一致するものとする。
- (2) 主要投資家情報が誤解を生じるものではないか、正確であるかまたは目論見書の関連部分と一致する場合に限り、ある者は、主要投資家情報(当該情報の翻訳を含む。)にのみ基づいて民事責任を負わないものとする。主要投資家情報は、この点に関し、明示的な警告を記載するものとする。

主要投資家情報の提供時期

- (1) 会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各一般契約型ファンドおよび投資信託については管理会社は、直接的にまたは自らを代理してまた完全かつ無条件の責任を負って行為する他の自然人もしくは法人を通じてUCITSを販売する場合、UCITSの受益証券の申込を提案する前に、UCITSに関する主要投資家情報を投資家に対して適時に提供するものとする。
- (2) 会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各一般契約型ファンドおよび投資信託については管理会社は、直接的にまたは自らを代理してまた投資家に対して完全かつ無条件の責任を負って行為する他の自然人もしくは法人を通じてUCITSを販売しない場合、要求に応じて、かかるUCITSまたは当該UCITSのリスク・エクスポージャーを伴う製品を販売するかまたはかかるUCITSまたは製品への潜在的投資について助言を行う製品メーカーおよび仲介機関に対して主要投資家情報を提供するものとする。UCITSを販売するかまたはUCITSの投資家または潜在的投資家に助言を行う仲介機関は、顧客または潜在的顧客に対して主要投資家情報を提供し、また、MIFID規則第76条およびMIFID規則第77条(該当する場合)を遵守するものとする。
- (3) 主要投資家情報は無料で投資家に提供されるものとする。

主要投資家情報の提供手段

- (1) 会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各一般契約型ファンドおよび投資信託については管理会社は、耐久性のある媒体またはウェブサイトにより主要投資家情報を提供することができる。書面による写しが請求に応じ無料で投資家に交付されるものとする。
- (2) また、最新の主要投資家情報が、会社型投資信託または管理会社のウェブサイト上で提供されるものとする。

アイルランド中央銀行等に主要投資家情報を提供するUCITS

- (1) UCITSは、主要投資家情報およびその変更をアイルランド中央銀行に提供するものとする。
- (2) 主要投資家情報の主要素は、最新情報が維持されるものとする。

5. 清算

投資信託の清算については、投資信託の形態に応じ、信託証書、定款およびアイルランド会社法に規定されている。

契約型投資信託の清算の場合、信託証書の規定に従って、受託会社が清算し、ファンドの資産を分配する。会社型投資信託の清算の場合、会社型投資信託はアイルランド会社法に従って清算される。

会社型投資信託の清算の場合、以下の三つの形態をとりうる。

(A) 構成員による任意清算

清算人は、構成員の総会によって選任される。

(B) 会社債権者による任意清算

取締役会が会社債権者に対して、会社が会社債権者に対する債務を支払うことができないことを知らせた場合、会社債権者が清算人を選任する。

(C) 裁判所による清算

裁判所は、会社または会社債権者の申請に基づいて、裁判所の監督に服する清算人を選任する。

6. 税制

(A) ファンド株主または受益者等の税関係・証明

現在のアイルランド法のもとにおいては、1997年統合租税法第739B条に基づく投資信託を構成する契約型および会社型の投資信託(以下それぞれ「投資信託」という。)とともに、所得税、キャピタル・ゲイン税、財産税または相続税が投資信託に課せられることはない。ただし、その株主または受益者が税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者でない場合およびこれに関して各株主または受益者により適切な申告がなされている場合に限る。2010年金融法にはアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではない株主または受益者が、ある一定の条件では非居住の宣言を行う必要なしに投資信託に投資することを可能にする規定が含まれる。そのために当該投資信託は、当該株主または受益者がアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではないことを確認し、この点について歳入委員会よりの承認を受けるようにする、「代替手続き」を行う義務がある。

両方の投資信託が、その投資証券について受領する配当および利子については、その支払国において源泉課税を受けることがある。

(上記に規定する)投資信託の株主または受益者はいずれも、当該法人またはファンドから受取る分配についてアイルランドにおいて源泉課税を受けることはない。ただし、その株主または受益者が税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者でない場合およびこれに関して各株主または受益者により適切な申告がなされている場合に限る。2010年金融法の変更については前々項を参照のこと。

2000年アイルランド金融法により、アイルランドのファンドに対する重要な変更が法制化された。アイルランドのインターナショナル・ファイナンシャル・サービスズ・センター(「IFSC」)に基盤を有するファンドのみに対して授与され、アイルランド非居住者(特定の例外は除く)に対しては適用されないとする免税の優遇的地位は、現在では適用されない。このためファンドの実質的管理事務および支配機能はアイルランド国内に存在しなければならないものの、アイルランドのファンドの管理会社および管理事務代行会社は、ファンドが免税の地位を享受することを目的に必ずしもIFSCを拠点とする必要はな

くなった。

アイルランドの居住者ではない、または(個人およびトラストの場合)アイルランドの「通常の居住者」ではない投資家で、他の理由からアイルランドの税金を免除される投資家の税法上の取扱いは、適切な申告がなされていることを条件として、2000年アイルランド金融法の可決による変化はない。2010年金融法については前々項を参照のこと。アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではない投資家には、居住地/住所地の国において適用される法制に従った課税が行われる。

アイルランドの税金債務は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である投資家に関して、特定の「課金事象」の発生に際して生じる。

(B) 法人税

アイルランドは世界で最も有利な法人税の環境にある国の一つである。EUに承認された法人税率は12.5%である。法人税は会社の利益に課税される。法人税上の「利益」は収益(事業または取引利益による労働所得および投資利益による受動所得)とキャピタル・ゲインにより構成される。

第4【外国投資信託受益証券の様式】

ファンド証券の券面に記載される主な項目は次のとおりである。

1．表面

- a．ファンドの名称
- b．ユニットの名称および表象される口数
- c．ファンドの設立の日
- d．存続期間
- e．発行の日
- f．取締役の署名

2．裏面

- g．譲渡人の署名欄
- h．譲受人の声明欄(アイルランド人および米国人でないこと)
- i．譲受人の署名欄
- j．譲渡の日

第5【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態等および目論見書の使用を開始する日を記載することがある。
- (2) 目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがある。
- (3) 目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を使用することがある。
- (4) 目論見書に以下の事項を記載する場合がある。
 - 金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - 購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
 - ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)が必要な場合は、販売会社または他の販売・買戻取扱会社に請求すれば当該販売会社または当該販売・買戻取扱会社を通じて交付される旨
 - EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されているため、詳細情報の内容はWEBサイト(<http://info.edinet-fsa.go.jp/>)でも見ることができる旨
 - ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はない旨
 - その他の詳細は請求目論見書で参照できる旨
- (5) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- (6) 交付目論見書の投資リスクに以下の事項を記載する場合がある。
 - 投資信託は預貯金と異なる旨
 - 元本保証のない旨
 - 運用による損益はすべて投資者に帰属する旨

(訳文)

独立監査人の監査報告書

ゴールドマン・サックス・MMF(以下「ファンド」という。)のゴールドマン・サックス・米ドル・MMFおよびゴールドマン・サックス・ユーロ・MMF(以下合わせて「ポートフォリオ」という。)の買戻可能参加受益証券保有者各位

私どもは、ファンドの2010年12月31日終了年度の財務書類、すなわち財政状態報告書、包括利益計算書、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書、各ポートフォリオの投資有価証券明細表および関連する注記を監査した。本財務書類は、同財務書類に記載されている会計方針に基づき作成されている。

管理会社および監査人それぞれの責任範囲

適用されるアイルランドの法律および会計基準審議会により発行され、アイルランド勅許会計士協会により公表された会計基準(アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計実務)に準拠して年次報告書および財務書類を作成する管理会社の責任は、管理会社の責任についての報告書に記載されている。

私どもの責任は、関連法定要件ならびに国際監査基準(英国およびアイルランド)に従って、本財務書類の監査を行うことである。監査意見を含む本報告書は、総体としてのファンドの受益者のためにのみ作成されたものであり、それ以外の目的では作成されていない。私どもは、監査意見を述べるにあたり、書面による事前の同意による明確な合意がある場合を除き、他のいかなる目的に対しても、もしくは本報告書を示されるまたはこれ入手する他のいかなる者に対しても責任を負うものではない。

私どもは、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計実務に準拠して、本財務書類が真実かつ公正な概観を与えているか、ならびに1990年ユニット・トラスト法および信託証書を構成するアイルランド法に準拠して適正に作成されているかについて私どもの意見を報告する。私どもは、私どもの監査に必要と考えるすべての情報および説明を入手したかどうか、ならびに本財務書類が会計帳簿と一致しているかどうかについて意見を述べる。また私どもは、ファンドの管理会社が適切に会計帳簿の勘定を記帳しているかどうかについても、私どもの意見を報告する。

私どもは、年次報告書に含まれるその他の情報を読み、本監査済財務書類と一貫しているかどうかを考慮する。私どもは、私どもが明らかな虚偽の表示または本財務書類との重大な不一致に気付いた場合、私どもの報告書に対する影響を考慮する。私どもの責任は、その他のいかなる情報に及ぶものでもない。

監査意見の基礎

私どもは、監査実務審議会の発行した国際監査基準(英国およびアイルランド)に従い監査を実施した。監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する証拠の試査による検証を含んでいる。監査はまた、本財務書類の作成にあたり管理会社が行った重要な見積りおよび判断の評価、ならびに会計方針がファンドの状況に適合したものであり、継続して適用され、適切に開示されているかどうかの評価も含んでいる。

私どもは、財務書類に詐欺またはその他の不正あるいは誤謬による重要な虚偽の表示がないことの合理的な保証を得るのに十分な証拠を入手するために必要と考えるすべての情報および説明を得られるように監査を計画し、実施した。私どもの意見を形成するにあたり、私どもは、財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

意見

私どもは、本財務書類は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計実務に従って、2010年12月31日現在のファンドの財政状態および同日をもって終了する会計年度の運用成績の真実かつ公正な概観を与えており、また1990年ユニット・トラスト法および信託証書の要件に従って適正に作成されているものと認める。

私どもは、私どもが監査に必要と考えるすべての情報および説明を入手した。私どもは、ファンドの管理会社が会計帳簿を適正に記帳していることを認める。ファンドの財務書類は、会計帳簿と一致している。

プライスウォーターハウスクーパース
勅許会計士および登録監査人
ダブリン

2011年4月26日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report

To the Redeemable Participating Unitholders of Goldman Sachs US\$ Money Market Fund and Goldman Sachs Euro Money Market Fund (collectively “ the subfunds ”) of Goldman Sachs Money Market Funds (“ the Trust ”)

We have audited the Trust's financial statements for the year ended 31 December 2010 which comprise the Statement of Financial Position, the Statement of Comprehensive Income, the Statement of Changes in Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units, the Schedule of Investments of each subfund and the related notes. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein.

Respective responsibilities of Manager and auditors

The Manager's responsibilities for preparing the Annual Report and the financial statements in accordance with applicable Irish law and the accounting standards issued by the Accounting Standards Board and published by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland) are set out in the Statement of Manager's Responsibilities.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland). This report, including the opinion, has been prepared for and only for the Trust's unitholders as a body and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, and are properly prepared in accordance with Irish statute comprising the Unit Trusts Act, 1990 and the Trust Deed. We state whether we have obtained all the information and explanations we consider necessary for the purposes of our audit, and whether the financial statements are in agreement with the books of account. We also report to you our opinion as to whether proper books of account have been kept by the Manager for the Trust.

We read the other information contained in the Annual Report, and consider whether it is consistent with the audited financial statements. We consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements or material inconsistencies with the financial statements. Our responsibilities do not extend to any other information.

Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgements made by the Manager in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the Trust's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

Opinion

In our opinion the financial statements

- give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the Trust's affairs at 31 December 2010 and of its results for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Unit Trusts Act, 1990 and the Trust Deed.

We have obtained all the information and explanations we consider necessary for the purposes of our audit. In our opinion proper books of account have been kept by the Manager for the Trust. The Trust's financial statements are in agreement with the books of account.

PricewaterhouseCoopers

Chartered Accountants and Registered Auditors

Dublin

26 April 2011

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

[次へ](#)

(訳文)

独立監査人の監査報告書

ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド株主各位

私どもは、本財務書類を監査した。本財務書類は、本財務書類中に記載されている会計方針に基づき作成されている。

取締役、監査人それぞれの責任範囲

アイルランドにおいて適用される法律ならびに会計基準審議会が発行しアイルランド勅許会計士協会が公表した会計基準(アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計実務)に準拠して取締役の報告書および財務書類を作成する取締役の責任は、取締役の責任についての報告書に記載されている。

私どもの責任は、関連する法律および規制の要件ならびに(英国およびアイルランドにおける)国際監査基準に従って、財務書類を監査することである。監査意見を含む本報告書は、1990年会社法第193項に従い、総体としての会社のメンバーのためにのみ作成されたものであり、それ以外の目的では作成されていない。監査意見を述べるにあたり、書面による事前の同意による明確な合意がある場合を除き、私どもは、他のいかなる目的に対しても、または本報告書が示されるもしくはこれを入手する他のいかなる者に対しても責任を負うものではない。

私どもは、財務書類がアイルランドで一般に公正妥当と認められている会計実務に従って真実かつ公正な概観を与えているか、および1963年から2009年の会社法を構成するアイルランド法に準拠して適正に作成されているかについて私どもの意見を報告する。私どもは、私どもの監査に必要なと考えるすべての情報および説明を入手したかどうか、ならびに財務書類が会計帳簿と一致しているかどうかについて意見を述べる。私どもは、以下についても私どもの意見を報告する。

- ・会社が会計帳簿を適切に記帳しているか。
- ・取締役の報告書が財務書類と一致しているか。
- ・貸借対照表日現在、会社が臨時株主総会の招集を必要とする財務状況が存在したか。かかる財務状況とは、貸借対照表に表示される会社の純資産が、払込資本金の2分の1以下である場合をさす。

私どもはまた、私どもが取締役の報酬および取締役の取引に関して法律で特定されている情報が開示されていないと認める場合は報告し、当該情報を私どもの報告書に適宜含める。

私どもは取締役の報告書を読み、明らかな虚偽の表示に気づいた場合、私どもの報告書における影響を検討する。

監査意見の基礎

私どもは、監査実務審議会が発行した(英国およびアイルランドにおける)国際監査基準に従って監査を実施した。監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する証拠の試査による検証を含んでいる。監査はまた、本財務書類の作成にあたって取締役により行われた重要な見積りおよび判断の評価、ならびに会計方針が会社の状況に適したものであり、継続して適用され、適切に開示されているかどうかの評価も含んでいる。

私どもは、財務書類に詐欺またはその他の不正あるいは誤謬による重要な虚偽の表示がないことの合理的な保証を得るのに十分な証拠を入手するために必要と考えるすべての情報および説明を得られるよう監査を計画し、実施した。私どもの意見を形成するにあたり、私どもは財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

意見

私どもは、本財務書類は、2010年12月31日現在の会社の財政状態および同日をもって終了した期間の利益をアイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計実務に従って真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

私どもは、本財務書類が、1963年から2009年の会社法の要件に従って適正に作成されているものと認める。

私どもは、私どもの監査に必要と考えるすべての情報および説明を入手した。私どもは、会社が会計帳簿を適切に維持していることを認める。本財務書類は、これらの会計帳簿と一致している。

私どもは、取締役の報告書における情報は、本財務書類と一致していることを認める。

当社の純資産は、貸借対照表に記載されるとおり払込資本金の2分の1を超えており、私どもはかかる根拠に基づき、2010年12月31日現在において、1983年改正会社法40項(1)により会社の臨時株主総会の招集を要する財務状況は存在しなかったと考える。

[署名]

プライスウォーターハウスクーパース

勅許会計士および登録監査人

ダブリン

日付：2011年4月19日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITORS' REPORT TO THE MEMBERS OF GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LTD

We have audited the financial statements on pages 7 to 13. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out in the statement of accounting policies on page 9.

Respective responsibilities of directors and auditors

The directors' responsibilities for preparing the Directors' Report and the financial statements in accordance with applicable Irish law and the accounting standards issued by the Accounting Standards Board and published by The Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland) are set out in the Statement of Directors' Responsibilities on page 4.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland). This report, including the opinion, has been prepared for and only for the company's members as a body in accordance with Section 193 of the Companies Act, 1990 and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, and are properly prepared in accordance with Irish statute comprising the Companies Acts, 1963 to 2009. We state whether we have obtained all the information and explanations we consider necessary for the purposes of our audit and whether the financial statements are in agreement with the books of account. We also report to you our opinion as to:

- whether the company has kept proper books of account;
- whether the directors' report is consistent with the financial statements; and
- whether at the balance sheet date there existed a financial situation which may require the company to convene an extraordinary general meeting; such a financial situation may exist if the net assets of the company, as stated in the balance sheet, are not more than half of its called-up share capital.

We also report to you if, in our opinion, any information specified by law regarding directors' remuneration and directors' transactions is not disclosed and, where practicable, include such information in our report.

We read the directors' report and consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements within it.

Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgments made by the directors in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the company's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

Opinion

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the company's affairs as at 31 December 2010 and of its profit for the period then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies Acts, 1963 to 2009.

We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit. In our opinion proper books of account have been kept by the company. The financial statements are in agreement with the books of account.

In our opinion the information given in the directors' report on pages 3 to 4 is consistent with the financial statements.

The net assets of the company, as stated in the balance sheet on page 8 are more than half of the amount of its called-up share capital and, in our opinion, on that basis there did not exist at 31 December 2010 a financial situation which under Section 40 (1) of the Companies (Amendment) Act, 1983, would require the convening of an extraordinary general meeting of the company.

PricewaterhouseCoopers

Chartered Accountants and Registered Auditors

Dublin

19 April 2011

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

ゴールドマン・サックス・MMF(以下「ファンド」という。)のゴールドマン・サックス・米ドル・MMFおよびゴールドマン・サックス・ユーロ・MMF(以下合わせて「ポートフォリオ」という。)の買戻可能参加受益証券保有者各位

私どもは、ファンドの2011年12月31日終了年度の財務書類、すなわち財政状態報告書、包括利益計算書、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書、各ポートフォリオの投資有価証券明細表および関連する注記を監査した。本財務書類は、同財務書類に記載されている会計方針に基づき作成されている。

管理会社および監査人それぞれの責任範囲

適用されるアイルランドの法律および会計基準審議会により発行され、アイルランド勅許会計士協会により公表された会計基準(アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計実務)に準拠して年次財務書類を作成する管理会社の責任は、管理会社の責任についての報告書に記載されている。

私どもの責任は、関連法定要件ならびに国際監査基準(英国およびアイルランド)に従って、本財務書類の監査を行うことである。監査意見を含む本報告書は、総体としてのファンドの受益者のためにのみ作成されたものであり、それ以外の目的では作成されていない。私どもは、監査意見を述べるにあたり、書面による事前の同意による明確な合意がある場合を除き、他のいかなる目的に対しても、もしくは本報告書を示されるまたはこれ入手する他のいかなる者に対しても責任を負うものではない。

私どもは、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計実務に準拠して、本財務書類が真実かつ公正な概観を与えているか、ならびに1990年ユニット・トラスト法および信託証書を構成するアイルランド法に準拠して適正に作成されているかについて私どもの意見を報告する。私どもは、私どもの監査に必要と考えるすべての情報および説明を入手したかどうか、ならびに本財務書類が会計帳簿と一致しているかどうかについて意見を述べる。また私どもは、ファンドの管理会社が適切に会計帳簿の勘定を記帳しているかどうかについても、私どもの意見を報告する。

私どもは、年次財務書類に含まれるその他の情報を読み、本監査済財務書類と一貫しているかどうかを考慮する。私どもは、私どもが明らかな虚偽の表示または本財務書類との重大な不一致に気付いた場合、私どもの報告書に対する影響を考慮する。私どもの責任は、その他のいかなる情報に及ぶものでもない。

監査意見の基礎

私どもは、監査実務審議会の発行した国際監査基準(英国およびアイルランド)に従い監査を実施した。監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する証拠の試査による検証を含んでいる。監査はまた、本財務書類の作成にあたり管理会社が行った重要な見積りおよび判断の評価、ならびに会計方針がファンドの状況に適合したものであり、継続して適用され、適切に開示されているかどうかの評価も含んでいる。

私どもは、財務書類に詐欺またはその他の不正あるいは誤謬による重要な虚偽の表示がないことの合理的な保証を得るのに十分な証拠を入手するために必要と考えるすべての情報および説明を得られるように監査を計画し、実施した。私どもの意見を形成するにあたり、私どもは、財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

意見

私どもは、本財務書類は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計実務に従って、2011年12月31日現在のファンドの財政状態および同日をもって終了する会計年度の運用成績の真実かつ公正な概観を与えており、また1990年ユニット・トラスト法および信託証書の要件に従って適正に作成されているものと認める。

私どもは、私どもが監査に必要と考えるすべての情報および説明を入手した。私どもは、ファンドの管理会社が会計帳簿を適正に記帳していることを認める。ファンドの財務書類は、会計帳簿と一致している。

プライスウォーターハウスクーパース
勅許会計士および登録監査人
ダブリン

2012年4月20日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report

To the Redeemable Participating Unitholders of Goldman Sachs US\$ Money Market Fund and Goldman Sachs Euro Money Market Fund (collectively “ the subfunds ”) of Goldman Sachs Money Market Funds (“ the Trust ”)

We have audited the Trust's financial statements for the year ended 31 December 2011 which comprise the Statement of Financial Position, the Statement of Comprehensive Income, the Statement of Changes in Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units, the Schedule of Investments of each subfund and the related notes. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein.

Respective responsibilities of the Manager and auditors

The Manager's responsibilities for preparing the annual financial statements in accordance with applicable Irish law and the accounting standards issued by the Accounting Standards Board and published by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland) are set out in the Statement of Manager's Responsibilities.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland). This report, including the opinion, has been prepared for and only for the Trust's unitholders as a body and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, and are properly prepared in accordance with Irish statute comprising the Unit Trusts Act, 1990 and the Trust Deed. We state whether we have obtained all the information and explanations we consider necessary for the purposes of our audit, and whether the financial statements are in agreement with the books of account. We also report to you our opinion as to whether proper books of account have been kept by the Manager for the Trust.

We read the other information contained in the annual financial statements, and consider whether it is consistent with the audited financial statements. We consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements or material inconsistencies with the financial statements. Our responsibilities do not extend to any other information.

Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgements made by the Manager in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the Trust's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

Opinion

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the Trust's affairs at 31 December 2011 and of its results for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Unit Trusts Act, 1990 and the Trust Deed.

We have obtained all the information and explanations we consider necessary for the purposes of our audit. In our opinion proper books of account have been kept by the Manager for the Trust. The Trust's financial statements are in agreement with the books of account.

PricewaterhouseCoopers

Chartered Accountants and Registered Auditors

Dublin

20 April 2012

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

[次へ](#)

（訳文）

独立監査人の監査報告書

ゴールドマン・サックス・マネジメント（アイルランド）リミテッド株主各位

私どもは、本財務書類を監査した。本財務書類は、本財務書類中に記載されている会計方針に基づき作成されている。

取締役、監査人それぞれの責任範囲

アイルランドにおいて適用される法律ならびに会計基準審議会が発行しアイルランド勅許会計士協会が公表した会計基準（アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計実務）に準拠して取締役の報告書および財務書類を作成する取締役の責任は、取締役の責任についての報告書に記載されている。

私どもの責任は、関連する法律および規制の要件ならびに（英国およびアイルランドにおける）国際監査基準に従って、財務書類を監査することである。監査意見を含む本報告書は、1990年会社法第193項に従い、総体としての会社のメンバーのためにのみ作成されたものであり、それ以外の目的では作成されていない。監査意見を述べるにあたり、書面による事前の同意による明確な合意がある場合を除き、私どもは、他のいかなる目的に対しても、または本報告書が示されるもしくはこれを入手する他のいかなる者に対しても責任を負うものではない。

私どもは、財務書類がアイルランドで一般に公正妥当と認められている会計実務に従って真実かつ公正な概観を与えているか、および1963年から2009年の会社法を構成するアイルランド法に準拠して適正に作成されているかについて私どもの意見を報告する。私どもは、私どもの監査に必要なと考えるすべての情報および説明を入手したかどうか、ならびに財務書類が会計帳簿と一致しているかどうかについて意見を述べる。私どもは、以下についても私どもの意見を報告する。

- ・ 会社が会計帳簿を適切に記帳しているか。
- ・ 取締役の報告書が財務書類と一致しているか。
- ・ 貸借対照表日現在、会社が臨時株主総会の招集を必要とする財務状況が存在したか。かかる財務状況とは、貸借対照表に表示される会社の純資産が、払込資本金の2分の1以下である場合をさす。

私どもはまた、私どもが取締役の報酬および取締役の取引に関して法律で特定されている情報が開示されていないと認める場合は報告し、当該情報を私どもの報告書に適宜含める。

私どもは取締役の報告書を読み、明らかな虚偽の表示に気づいた場合、私どもの報告書における影響を検討する。

監査意見の基礎

私どもは、監査実務審議会が発行した（英国およびアイルランドにおける）国際監査基準に従って監査を実施した。監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する証拠の試査による検証を含んでいる。監査はまた、本財務書類の作成にあたって取締役により行われた重要な見積りおよび判断の評価、ならびに会計方針が会社の状況に適合したものであり、継続して適用され、適切に開示されているかどうかの評価も含んでいる。

私どもは、財務書類に詐欺またはその他の不正あるいは誤謬による重要な虚偽の表示がないことの合理的な保証を得るのに十分な証拠を入手するために必要と考えるすべての情報および説明を得られるよう監査を計画し、実施した。私どもの意見を形成するにあたり、私どもは財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

意見

私どもは、本財務書類は、2011年12月31日現在の会社の財政状態および同日をもって終了した事業年度の利益をアイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計実務に従って真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

私どもは、本財務書類が、1963年から2009年の会社法の要件に従って適正に作成されているものと認める。

私どもは、私どもの監査に必要と考えるすべての情報および説明を入手した。私どもは、会社が会計帳簿を適切に維持していることを認める。本財務書類は、これらの会計帳簿と一致している。

私どもは、取締役の報告書における情報は、本財務書類と一致していることを認める。

当社の純資産は、貸借対照表に記載されるとおり払込資本金の2分の1を超えており、私どもはかかる根拠に基づき、2011年12月31日現在において、1983年改正会社法40項(1)により会社の臨時株主総会の招集を要する財務状況は存在しなかったと考える。

[署名]

ロナン・ドイル

プライスウォーターハウスクーパースを代表して、
勅許会計士および法定監査事務所
ダブリン、アイルランド

日付：2012年4月19日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITORS' REPORT TO THE MEMBERS OF GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

We have audited the financial statements on pages 7 to 13. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out in the statement of accounting policies on page 9.

Respective responsibilities of directors and auditors

The directors' responsibilities for preparing the Directors' Report and the financial statements in accordance with applicable Irish law and accounting standards issued by the Accounting Standards Board and published by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland) are set out in the Statement of Directors' Responsibilities on page 4.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland). This report, including the opinion, has been prepared for and only for the company's members as a body in accordance with Section 193 of the Companies Act, 1990 and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, and are properly prepared in accordance with Irish statute comprising the Companies Acts, 1963 to 2009. We state whether we have obtained all the information and explanations we consider necessary for the purposes of our audit and whether the financial statements are in agreement with the books of account. We also report to you our opinion as to:

- whether the company has kept proper books of account;
- whether the directors' report is consistent with the financial statements; and
- whether at the balance sheet date there existed a financial situation which may require the company to convene an extraordinary general meeting; such a financial situation may exist if the net assets of the company, as stated in the balance sheet, are not more than half of its called-up share capital.

We also report to you if, in our opinion, any information specified by law regarding directors' remuneration and directors' transactions is not disclosed and, where practicable, include such information in our report.

We read the directors' report and consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements within it.

Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgments made by the directors in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the company's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

INDEPENDENT AUDITORS' REPORT TO THE MEMBERS OF GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

- continued

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

Opinion

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the company's affairs as 31 December 2011 and of its profit for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies Acts, 1963 to 2009.

We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit. In our opinion proper books of account have been kept by the company. The financial statements are in agreement with the books of account.

In our opinion the information given in the directors' report on pages 3 to 4 is consistent with the financial statements.

The net assets of the company, as stated in the balance sheet on page 8 are more than half of the amount of its called-up share capital and, in our opinion, on that basis there did not exist at 31 December 2011 a financial situation which under Section 40 (1) of the Companies (Amendment) Act, 1983 requires the convening of an extraordinary general meeting of the company.

Ronan Doyle

for and on behalf of PricewaterhouseCoopers
Chartered Accountants and Statutory Audit Firm
Dublin, Ireland

19 April 2012

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。